

令和6年6月第3回人吉市議会定例会会議録（第1号）

令和6年6月3日 月曜日

1. 議事日程第1号

令和6年6月3日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計補正予算（第12号））
- 日程第4 議第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号））
- 日程第5 議第46号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議第47号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議第48号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 議第49号 令和6年度人吉市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第50号 令和6年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第51号 令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第52号 令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第53号 人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第54号 人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第55号 人吉市工場立地法地域準則条例の制定について
- 日程第15 議第56号 人吉市教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 報第3号 令和5年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第17 報第4号 令和5年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第18 報第5号 令和5年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第19 報第6号 令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第20 報第7号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3. 出席議員（15名）

1番	川上	紗智子	君
2番	松村	太	君
3番	徳川	禎郁	君
4番	池田	芳隆	君
5番	牛塚	孝浩	君
6番	宮崎	保	君
7番	大塚	則男	君
8番	平田	清吉	君
9番	井上	光浩	君
10番	豊永	貞夫	君
11番	西	信八郎	君
12番	村上	恵一	君
14番	田中	哲	君
15番	福屋	法晴	君
16番	宮原	将志	君

欠席議員（1名）

13番	本村	令斗	君
-----	----	----	---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡	隼人	君										
副市	長	小林	敏郎	君										
教	育	長	志波	典明	君									
総	務	部	長	永田	勝巳	君								
復	興	政	策	部	長	溝口	尚也	君						
復	興	政	策	部	政	策	統	括	監	緒	方	竜	二	君
市	民	部	長	井	福	浩	二	君						
健	康	福	祉	部	長	松	尾	美	紀	君				
経	済	部	長	渕	上	聖	也	君						
復	興	建	設	部	長	立	場	康	宏	君				

総務部次長	日下部 伸 樹 君
総務課長	那 須 裕 史 君
秘書課長	池 下 英 治 君
水道局長	羽田野 将 央 君
教育部長	前 村 洋 宣 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栗 原 亨 君
庶務係長	丸 尾 亜紀子 君
議事係長	栗 須 順 也 君
書 記	税 所 昭 彦 君

午前10時 開会

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和6年6月第3回人吉市議会定例会を開会いたします。

なお、13番、本村令斗議員より欠席届が提出されております。

会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては口頭報告を省略し、書類報告に代えさせていただきます。関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（宮原将志君） それでは、議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本件については、去る5月27日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君）（登壇） おはようございます。

令和6年6月第3回人吉市議会定例会に当たりまして、去る5月27日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日6月3日開会、4日休会、5日復興・安全まちづくりに関する特別委員会、6日から12日まで休会、13日、14日一般質問、15日、16日休会、17日一般質問及び委員会付託、18日予算委員会、19日、20日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、21日午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、22日から25日まで休会、26日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は6月6日木曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽選にて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

なお、執行部の答弁は、自席から行うこととしております。

また、議第49号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第1号）につきましては、委員会付託を省略し、本日審議を行い、採決することといたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 会期の決定については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（宮原将志君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に1番、川上紗智子議員、2番、松村太議員を指名いたします。

日程第3 議第44号から日程第20 報第7号まで

○議長（宮原将志君） 次に、日程第3、議第44号から日程第20、報第7号までの18件を一括して議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

令和6年6月第3回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げまする機会を与えていただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

県政においては、4期16年にわたり先頭に立ってこられた蒲島郁夫前知事からバトンを受け継ぐ形で、木村敬新知事が就任されました。蒲島前知事は、川辺川ダム建設などの治水と環境保全を図る流域治水の推進や、未曾有の熊本地震、そして、県南に大きな被害をもたらした令和2年7月豪雨災害への対応など、県下全市町村と連携しながら、全身全霊をもって創造的復興を進めてこられました。私も何度もお会いしお話をする中で、政策の多くの場面で常に県民と共に歩むことを是とし、決断に至っては、社会科学的でありながら住民感情に深く配慮されたその政治姿勢に、多くのことを学ばせていただきました。本当に長い間、県政を牽引いただき、その御功績と御苦勞に慰勞の言葉と、人吉市長として、また、県民の一人として感謝の気持ちを申し上げます。

新たに県政を担われる木村新知事も、「くまもと新時代、共に未来へ」のスローガンのもと、球磨川流域の創造的復旧・復興、そして「緑の流域治水」の推進が最優先事項と申し述べられており、大変心強く思っているところでございます。

また、県政の良き流れを受け継ぐという点では、球磨川水系流域治水について大きな動きがあり、去る4月21日に開催された五木村の村民集会において、木下文二村長が流水型ダム建設受入れの意向を表明されたところでございます。最大受益地である本市の首長として、改めて今回の木下村長の御決断に心からの敬意と感謝の気持ちを申し上げます。

流域治水の一端を担うべき自治体として、上流域の苦渋の選択の歴史と、そこに翻弄され

た住民の皆様のお気持ちを真摯に受け止め、命と清流を守る「緑の流域治水」のさらなる推進に向け、流域に生きる当事者としての責務を全うしてまいります。

令和2年7月豪雨災害から約4年となる6月30日、市役所1階の市民コーナーにて豪雨犠牲者追悼式を執り行います。また、多くの市民の皆様にお参りいただくために、翌7月1日から4日までの期間、市民コーナー内に献花台を設置いたします。来庁者や市民の皆様にも広く御参加いただき、犠牲となられた方々への追悼、豪雨災害の記憶と教訓を、決して風化させることなく後世に伝えていく大切な機会にしております。

また、大型連休が明けた、去る5月10日、市民の皆様が自由に音楽を奏でることができるすてきな空間が、この市庁舎のエントランスに当たる市民コーナーに生まれました。設置されたグランドピアノは、令和2年7月豪雨災害後、本市の未来に願いを込めて設立された民間団体「K H i t o y o s h i S a l o n」の皆様から御寄贈いただいたものです。

同団体発起人代表の春口敬様をはじめ会員の皆様には、この場をお借りして深く感謝の気持ちを申し上げます。「市民の憩いの場となり、音楽のすばらしさを感じていただきたい」との寄贈の趣旨に応えるべく、末永く大切に使用させていただきます。このピアノの美しい旋律が、市役所を訪れる市民の皆様の日常に寄り添い、心を癒すことで、活気と潤いに満ちた新たなまちづくりの一助となることを願っております。

J R肥薩線関係でございますが、去る4月3日、第7回となるJ R肥薩線検討会議が開催され、J R肥薩線の八代・人吉間における鉄道復旧の方向性について、関係機関による基本合意がなされたところでございます。

J R九州におかれましては、国の事業間連携による復旧費の圧縮に加え、J R肥薩線再生協議会が昨年度に策定いたしました復興方針に基づき、観光及び日常利用の創出に地元がしっかりと取り組んでいくことで持続可能性が高まったとの御判断をいただいたものと受け止めております。引き続き、熊本県並びに地元自治体が一体となり、マイレール意識の醸成と利用促進の具体化に向けた取組をさらに進め、今年度末の最終合意を目指し、官民で総力を挙げて取り組んでまいります。

S L人吉関係でございますが、去る3月24日、国内最古の現役蒸気機関車であったS L人吉の運行終了式典が八代駅にて盛大に執り行われ、最後の雄姿を目に焼き付けようと、雨天にもかかわらず、沿線住民の方々や全国の鉄道ファンなど約600人が来場されました。その式典におきまして、J R九州の古宮社長から、S L人吉の本市への譲渡について、突然の発表があったところでございます。

振り返りますと、令和4年10月の引退発表を受け、本地域における観光を、文字どおり牽引してくれたS L人吉の早期帰還を目指し、観光関連などの関係団体の皆様と共にJ R九州への要望活動や協議を重ねてまいりましたが、この発表はこれまでの歴史や地元の熱い思いを酌み取っていただいた最高のサプライズであり、私自身はもちろん、その場にいた多くの

皆様が心から感動し、新たなページの幕開けに胸を熱くされたものと存じます。改めて地域を代表しまして、古宮社長の御英断に心から感謝を申し上げます。

今年度の取組につきましては、観光庁の補助金を活用し、まずはSL人吉の里帰りを実現いたします。また、輸送・設置行程の見学ツアーなど、二度と体験することのできない特別な旅行商品を販売する予定としており、SL人吉の誕生日に合わせた今年11月18日には、お披露目イベント等も計画しております。

今後は、動態展示を見据えた整備等を進め、本市はもとより、九州全体の中核的な観光施設及びアクティビティの場として、国内外から観光客が訪れる魅力ある施設となることを目指すとともに、地元住民のマイレール意識醸成のシンボルとして、多くの皆様に見て、触れていただくことでSL人吉の新たな歴史を刻んでまいります。

防災対策関係でございますが、河川水位情報や高齢者等避難発令などを基に、各町内会等における取るべき防災行動や避難のタイミングなどを定めた行動計画であるコミュニティタイムラインにつきましては、西瀬校区において、昨年度から地域の防災上の課題とその解決策について検討が行われ、8町内会において作成されたところであり、今年度の出水期から運用を開始されます。今後は、西校区、中原校区においても同様の取組を行う予定であり、本市としましても有事の際の迅速な避難行動につながる様々な取組を、引き続き支援してまいります。

災害発生時等において、高齢者や障害のある方などの要配慮者が長期間の避難生活を余儀なくされる場合、心身機能の低下や要介護度の重度化、健康状態の悪化等が懸念されます。

本市では、避難行動要支援者の受入先となる福祉避難所として、市内の特別養護老人ホームや障害者支援施設など7施設と協定を締結し、運用しておりますが、よりきめ細かな情報・コミュニケーション支援が必要となる視覚や聴覚に重度の障害のある方の避難所として、新たに人吉市保健センターを指定し、今年度から運用を開始します。

また、令和2年7月豪雨災害の際に市民の皆様から多くの御要望をいただいております。ペットの避難につきましては、今年度から、高齢者等避難を発令した際に、同行避難できる避難所として人吉スポーツパレスを指定し、運用を開始します。御利用の際には、御準備いただく用品や、飼育管理上お守りいただくルールなどがございますが、多くの方が避難される施設として御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後も、多様化するニーズに応じた避難先の確保を図るなど環境整備を進め、誰もが安心して過ごすことができる避難所の構築を目指してまいります。

まちづくり関係でございますが、市の将来のまちづくりの中心的な指針となる都市計画マスタープランと、その一部となる立地適正化計画につきましては、去る3月14日に都市計画審議会から最終的な答申を受け、策定に至っております。この両計画は20年後のまちづくりを見据えた計画であり、今後、復興まちづくり計画をより具体化するものとして、職員への

説明会などを通して全庁的な意識づけを行うことはもちろんのこと、市民の皆様に対しても分かりやすく丁寧な説明を心がけ、様々な機会を捉えて広く周知し、理解を深めていただけるよう努めてまいります。

また、両計画を基にした防災関連事業や交通政策事業など様々な重要施策を展開しながら、持続可能なまちづくりをさらに進めてまいります。

被災市街地復興推進地域における事業の進捗状況でございますが、青井地区につきましては、土地区画整理事業の実施に際し、建物等の移転が必要となる権利者との補償協議を進めるとともに、街区の宅地造成工事と道路築造工事等が熊本県において鋭意進められております。

中心市街地地区につきましては、去る4月19日に、紺屋町地内において紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の安全祈願祭を執り行い、現在、側溝改良工事及び宅地造成工事に着手しております。引き続き地域住民の皆様や熊本県と緊密な連携を図りながら、被災された方々の一日も早い生活再建と賑わいのあるまちの再生に向け、事業の迅速な推進に努めてまいります。

避難路整備関係でございますが、昨年度、市道宝来村山線、温泉地内第1号線をはじめとする整備予定の全22路線の測量設計業務を完了いたしました。引き続き関係機関や地権者との協議等を行い、年内には避難路整備路線で初めての着工となる温泉地内第1号線工事に着手する予定としております。市民の皆様の命を守る道として、早期の避難路整備に向け全力で取り組んでまいります。

被災者支援関係でございますが、4月末現在、調査済みの3,277世帯のうち、再建完了により支援を終了した世帯は3,038世帯であり、支援済みの割合は92.7%に達しております。

一方、今後も継続した支援が必要な世帯は239世帯を数え、本市としましても、引き続き、関係機関・団体との緊密な連携のもと、早期の生活再建に向け支援を継続してまいります。

災害公営住宅関係でございますが、東校区地区に建設中の土地建物買取型災害公営住宅整備事業につきましては、大工町及び九日町の両団地共に基礎工事と1階部分の躯体工事が完了し、現在、2階部分の躯体工事を実施しております。工事期間中は、これまで多くの御指摘をいただきました近隣等周辺環境への配慮や安全対策等を徹底しながら、今年12月末の工事完了に向け事業を進めてまいります。

建設型応急住宅の利活用関係でございますが、今後、利活用する仮設住宅153戸につきましては、去る4月1日までに熊本県からの譲渡が完了し、現在、住戸改修工事の発注に向けた準備を進めております。今年度中に工事を実施し、完了後に順次入居開始となる予定であり、それぞれの公営住宅入居者間、あるいは地元住民の皆様との新たなコミュニティづくりが課題となります。住民間の交流を図るなど、良好な近隣環境の構築を支援してまいります。被災された皆様の一日も早い生活再建に向け、引き続き、住まいの確保や住環境の整備に全

力で取り組むとともに、被災者一人一人にしっかりと寄り添いながら、きめ細かな支援を行ってまいります。

介護予防関係でございますが、加齢に伴って心身の活力が低下した状態を指すフレイルを予防するための新たな取組として、今年6月から8月までの期間、パワーアップ教室を開催いたします。

フレイル予防は、身体面・口腔面・栄養面・認知面の全てが関連していることから、専門職による体力測定や口腔及び認知機能の検査、介護予防に関する知識、実践方法などを学ぶ、全8回コースとして実施いたします。このような機会を通じ、自らの健康状態を見直すことで健康寿命の延伸につなげるなど、市民の皆様一人一人が健やかで心豊かに生活できる地域社会の実現に資する取組を推進してまいります。

地域デジタル通貨「きじうまコイン」関係でございますが、地域における利用拡大と物価高騰の影響を受けた消費者や事業者の支援として、7月からプレミアムポイント事業を実施します。この事業は、きじうまコインアプリのチャージを行う際に、チャージ金額に応じて30%のポイントを還元することで域内消費を促すものです。このような消費喚起策を適宜実施しながら、今後も、利便性の高い、市民に愛される地域デジタル通貨の構築を目指してまいります。

ふるさと納税関係でございますが、令和5年度は寄附件数が1万8,930件、約4億1,293万円と、前年度と同水準の寄附をいただきました。また、企業版ふるさと納税による寄附額は1,469万円となり、前年度と比較し3.76倍もの支援をいただいております。令和2年7月豪雨災害から約4年が経過し、復興まちづくりにさらに邁進しなければならない本市としましても、個人や企業、団体など様々な皆様からの寄附による御支援に心から感謝を申し上げます。

企業誘致関係でございますが、去る4月23日、人吉中核工業用地において、株式会社ランバーやまと人吉工場新築工事の起工式が行われました。同社とは、令和4年6月に、同工業用地への施設の新社に関する協定書を締結、昨年12月に土地の引渡し完了している中での今回の運びとなりました。一大産地として知られる人吉球磨のヒノキを活用いただく施設が本市に建設されることは、地域経済にとって大変喜ばしいことであり、ヒノキのブランド化のさらなる推進や、持続可能な林業・林産業の構築、さらには地元の雇用創出にも寄与するものと大いに期待するところです。本市としましても、来年度予定の操業開始に向け支援を継続してまいります。

地方創生、地域振興関係でございますが、去る4月26日、LOCAL TO LOCAL株式会社と地方創生に関する包括連携協定を締結いたしました。同社は、台湾有志の方々により本市矢岳町に設立されたものでございます。設立に至るまでは、これまで、昨年4月の台湾の経営者御一行の人吉球磨視察や、昨年11月には私自身が台湾を訪問するなど、交流の

機会を通して台湾経済界等の皆様と様々に意見交換を重ねてまいりました。今後、同社では、地場産品の開発や台湾への販路拡大、空き家等の再生、地方創生ツアーの企画など様々に事業を展開されていく予定であり、豪雨災害からの未来型復興を目指す本市としましても、このたびの連携協定を1つの契機として、日台相互の人的・物的交流を図りながら、双方の地域課題の解決に資する取組を展開してまいります。

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館「くまりば」関係でございますが、豪雨災害で被災した温泉施設について、去る5月1日から営業を再開しております。再開を待ち望んでおられた地元住民や、くまりば利用者などから喜びの声を多数いただき、この温泉が多くの皆様に愛される施設であることを改めて実感しております。今回の温泉再開で、くまりばで予定しておりました施設整備及び機能等の復旧が全て完了いたしました。今後も利用者の声などをお聞きしながら、市内外から様々な目的でお越しいただいた多くの方々が集い、交流が深まる施設となるようサービス向上に努めてまいります。

球磨川くだり関係でございますが、去る4月6日に「川開き祭」を執り行い、豪雨災害以降、3年9か月ぶりに「清流コース」を再開することができました。ここに至るまで様々に御尽力いただきました国・県並びに国会議員、県議会議員の皆様をはじめ、関係団体等の皆様に心から感謝を申し上げます。

おかげをもちまして、川開き当日から多くのお客様に御利用いただき、また、ゴールデンウィークには定期便の予約が満席となり、追加で臨時便を発船するなど、発災前のにぎわいを取り戻しつつあるとひとまずは安堵しているところです。球磨川くだりは、これまでも夏場に最盛期を迎えておりますので、この勢いを維持し、市としましても、観光の主翼として復活すべく、さらなる集客を図ってまいります。

私自身も同社の代表取締役として、時間を作り出し、会社へ足を運んでおり、現場の状況やスタッフとの情報共有等に努めております。

なお、今年度から、担当者として産業支援審議員を配置し、収益向上への取組や経営健全化を推進しております。今後も、同社の事業再生とさらなる発展のため、引き続き支援してまいりますので、関係の皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

観光関係でございますが、4月1日から開始した「ひとよし復興キャンペーン 人吉に泊まって観光して復興応援！」につきましては、本市に長く滞在していただくための取組として、宿泊料金の割引に加え、球磨川くだりや石野公園の伝統工芸体験など、人吉球磨の様々な観光施設の体験等に利用できるアクティビティクーポンを配布しております。特に宿泊割引については、4月中に受付が終了したホテル等もあるなど、利用者から大変好評をいただいております。

一方で、現状の本市の宿泊者数は、発災前の8割程度と、完全には戻り切れていない状況でございますので、多くの皆様に人吉を訪れていただき、宿泊していただけるような仕組み

づくりを、関係機関・団体と共に構築してまいります。

スポーツ振興関係でございますが、人吉スポーツパレス小アリーナの天井につきましては、耐震補強が必要な特定天井に当たることから、より安全なスポーツ環境の整備のため、今年度中に改修工事を行うこととしております。工事期間は今年9月から来年3月までのおよそ7か月間を予定しており、期間中は小アリーナの使用を中止いたします。利用者の皆様には御不便をおかけいたしますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、本市のスポーツ振興と地域活性化を図るべく、新たな取組として「人吉市スポーツ大会等誘致補助金交付事業」を創設することといたします。本事業を活用し、一定規模以上の大会を誘致することにより、施設の利用増及び市内への経済波及効果を発揮するなど、スポーツ振興と地域振興の好循環を生み出してまいります。

文化振興事業関係でございますが、令和2年7月豪雨災害などの影響により規模を縮小して開催しておりました犬童球溪顕彰音楽祭につきましては、優れた音楽に触れる機会を求め、多くの御要望をいただいております「個人コンクール」及び「音楽のひろば」を、今年度から再開いたします。

また、人吉球磨総合美展におきましても、すばらしい作品を、より広い会場で展示、鑑賞したいとの多くの声に応えるべく、人吉スポーツパレスに会場を変更して開催することといたしました。両イベントとも人吉の秋を彩る歴史ある事業であり、市民の皆様が日頃から研鑽を積まれた成果を発表する場を提供し、充実させることは、地域文化の振興・普及に大きく貢献するものです。文化の薫りにあふれ、多くの文化人を輩出してきた本市の伝統の基に、芸術文化の力が市民の皆様への心の復興につながるよう、事業実施に向けて関係団体と協議を進めてまいります。

社会教育関係でございますが、家庭教育学級及び草木山川学校につきましては、今年度再開することといたします。家庭教育学級は、市内小中学校及び保育園、こども園、幼稚園の御協力のもと、親子で楽しむ、親同士で学び合う、交流を深めるなど、各学校・各園の様々な企画を通して、親の学びや親子の絆を深める機会を創出するものであり、全ての教育の出発点である家庭教育力の向上を目指して取り組んでまいります。

また、小学2年生を対象とした草木山川学校は、子供たちに本市の豊かな自然に触れ合う川遊びなどの体験型の学習や、木と触れ合う木育を通して「生きる力」と「郷土愛」を育むものです。両事業とも、新型コロナウイルス感染症拡大や令和2年7月豪雨災害の影響によりやむなく中断しておりましたが、子供たちの健やかな成長に資する取組は、まちづくりに先行すべき「人づくり」に大きく関わるものであることから、今後もさらなる内容の充実に努めてまいります。

豪雨災害からの復旧・復興が進むにつれ、これまでの「復旧・復興はどうなるのか」といった市民の関心の重きが、生活の質の向上、子育て教育環境、健康増進など、災害前にあつ

た日常の生活の関心へと徐々に移りつつあるように感じております。今後は、これらの課題への対応についても、市民の皆様にはっきりと見える形で分かりやすくお示ししていくことが必要であり、特に教育分野においては、子供たちの笑顔があふれる取組を推進していくことが重要となってまいります。

上皇后陛下美智子様は、かつて育児に関し、「幸せな子を育てるのではなく、どんな境遇に置かれても幸せになれる子を育てたい」とお述べになりました。このお言葉は、子育ての本質的な目標を示唆しており、私たち大人は、未来を担う子供たちが健やかに成長し、様々な困難に立ち向かう力を身につけられるよう、適切な環境を整備し、愛情を注いでいく責任を負っています。経済的な豊かさや一時的な幸福だけでなく、精神的な富や人生を通じて幸せを見いだせる力を育てていくことが必要であり、子供たちが健やかに育つ環境づくりは、復興後の地域社会にとって極めて重要な目標の1つです。

私も一人の為政者として、国家百年の計であるこの国の教育と地方教育の行く末について様々に思いをはせております。教育には大きな変革も必要であり、また不易流行という保守と革新の柔軟さも、時に求められるものと考えております。本市においても、人口減少社会に対応し持続可能な社会の中で、目指すべき将来の教育ビジョンを明確にし、子供たちの健やかな成長を堅守していくためには、公教育の課題への取組、地域教育の在り方、児童・生徒数の減少を踏まえた学校規模の適正化、地域社会やコミュニティーとの新たな関係の構築など、待ったなしの社会的課題への対応が求められています。

本市の教育振興に関する施策を総合的に取りまとめた「第3次人吉市教育振興基本計画」が今年度で終了となることから、次期計画の策定に当たり、去る5月24日に人吉市総合教育会議を開催いたしました。教育委員の皆様から、本市教育の基本理念や人材育成の重要性、学校教育分野などについて、本市の明るい未来を切り開くために必要な様々な御提言をいただいたところです。今後も、人吉の未来を担う子供たち一人一人の可能性を最大限に伸ばせるよう、本市の特色を生かした具体的な取組を第4次計画に盛り込み、子育て支援及び次世代育成に全力を尽くしてまいります。

引き続き、令和6年3月に行いました専決処分並びに提案しております予算案、条例案及び人事案件につきまして、概要を御説明いたします。

議第44号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第12号）は、3月27日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるものです。主に地方交付税や国庫支出金などの交付決定によるもののほか、事業費の確定などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ5億7,946万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ260億6,972万1,000円とするものです。

議第45号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、3月27日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるものです。資産の除却に伴

う特別利益と特別損失の計上、及び事業費の確定に伴う一般会計繰入金の変更です。収益的収入及び支出につきまして、収入の下水道事業収益を138万8,000円増額し、収入総額を15億9,175万3,000円とし、支出の下水道事業費用を404万4,000円増額し、支出総額を13億4,838万3,000円とするものです。資本的収入及び支出のうち、収入につきましては資本的収入を390万円減額し、収入総額を7億7,503万4,000円とするものです。

議第46号から議第48号までの3件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、3月31日に専決処分いたしました条例の一部改正につきまして、議会の承認を求めるものです。

改正の主な内容としましては、議第46号人吉市税条例の一部を改正する条例は、個人市民税の定額減税に係る特別税額控除の規定の整備、土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続などです。

議第47号人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例は、ただいま御説明いたしました人吉市税条例の一部を改正する条例に準じた改正です。

議第48号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税分の課税限度額の引上げ、及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得額の引上げを行うものです。

議第49号令和6年度人吉市一般会計補正予算案（第1号）は、JR九州が本市にSL人吉を無償譲渡する方針を明らかにされたことに伴い、SL人吉や人吉球磨地域の観光資源等を活用しインバウンド消費拡大・質向上推進事業を実施するための補正でございます。歳入では国庫支出金の追加を、歳出ではSL人吉の輸送・設置に係る業務委託料や観光インバウンド特別体験事業に係る業務委託料の追加補正を行うものです。歳入歳出にそれぞれ9,029万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ217億217万3,000円とするものです。

議第50号令和6年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）は、歳入では国庫支出金や県支出金の追加を、歳出では定額減税補足給付金支給事業や児童手当支給事業などの追加補正を行うものです。歳入歳出にそれぞれ7億7,642万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ224億7,859万5,000円とするものです。

議第51号令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第1号）は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るシステム改修委託料の補正でございます。歳入歳出にそれぞれ363万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億2,179万4,000円とするものです。

議第52号令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第1号）は、上下水道料金徴収事務等業務委託料につきまして債務負担行為の設定を行うものです。

議第53号人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案は、重度心身障害者医療費助成制度における受給者の自己負担額を軽減するため、条例の一部を改正

するものです。

議第54号人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第55号人吉市工場立地法地域準則条例案は、工場立地法で定める緑地面積率等を緩和し、市内の既存企業の事業拡大や市内への新規企業の立地促進を図るため、新たに条例を制定するものです。

議第56号人吉市教育長の任命につき同意を求めることについての案件は、志波典明氏の任期が本年6月30日をもって満了することに伴い、同氏を再任することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものです。

以上、専決処分並びに提案しております予算案、条例案及び人事案件につきまして概要を御説明いたしました。詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます

○総務部長（永田勝巳君）（登壇） 皆様、おはようございます。それでは、私のほうから議第44号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第12号）につきまして補足説明をさせていただきます。

専第3号予算書の3ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第2条の繰越明許費の補正につきましては、第2表繰越明許費補正により、第3条の地方債の補正につきましては、第3表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

7ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費補正の追加でございます。6款農林水産業費、2項林業費、樹木伐採等委託料430万円は、特殊伐採に伴う高所作業車の手配に不測の日数を要したため年度内の完了が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。

7款、1項商工費、きじうまコインシステム改修委託料110万円は、銀行口座からのチャージ機能などの追加に係る関係機関との協議に不測の日数を要したため年度内の完了が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。

次に、変更でございます。3款民生費、1項社会福祉費、物価高騰対応重点支援給付金支給事業から、8ページの、11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、過年発生補助社会教育施設災害復旧事業人吉城跡までの12件は、物価高騰対応重点支援給付金支給事業や、都市防災総合推進事業、災害復旧事業など国の補助事業等ございまして、いずれも事業費の確定及び最終見込みによる変更でございます。

9ページをお願いいたします。第3表地方債補正の変更でございます。公営住宅建設事業

債及び過年発生補助災害復旧事業債は、いずれも事業費の確定により限度額を変更するものでございます。

続きまして、歳入につきまして御説明を申し上げます。15ページをお願いいたします。2款地方譲与税、1項、1目地方揮発油譲与税53万9,000円の増額補正から、少し飛びまして19ページの、12款、1項、1目交通安全対策特別交付金113万3,000円の減額補正までは、いずれも3月交付額などの決定に伴うものでございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金6,188万円の増額補正は、2節住宅費補助金で、社会資本整備総合交付金及び災害公営住宅整備事業費補助金の交付決定に伴うものでございます。

20ページをお願いいたします。16款県支出金、2項県補助金、5目商工費県補助金4,085万7,000円の増額補正は、1節商工費補助金で、物価高騰対応生活者支援交付金の交付決定に伴うものでございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、4目減債基金繰入金2億5,000万円の減額補正は、減債基金からの繰入金の減でございます。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、2目人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付金元利収入136万1,000円の減額補正は、球磨川くんだり株式会社への貸付金の償還猶予に伴う人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付金元利収入の減でございます。

21ページをお願いいたします。22款市債は、第3表地方債補正にて御説明いたしましたので省略をさせていただきます。

次に、歳出でございます。22ページをお願いいたします。3款民生費、4項、1目災害救助費334万3,000円の増額補正は、22節償還金、利子及び割引料で、令和4年度災害救助費負担金の精算金などでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費300万円の減額補正は、18節負担金、補助及び交付金の交付金で、農業次世代人材投資事業における事業費の確定に伴うものでございます。

7款、1項商工費、2目商工業振興費4,498万6,000円の減額補正は、12節委託料で、昨年度実施しましたひとよし地域応援クーポン券に係る地域振興券事業業務委託料（物価等高騰対策）と、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、LPガス使用世帯支援補助金（物価等高騰対策）の事業費の確定によるものでございます。

23ページをお願いいたします。8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費390万円の減額補正は、27節繰出金で、公共下水道事業の事業費の確定に伴う公共下水道事業特別会計繰出金の減額によるものでございます。

24ページをお願いいたします。13款諸支出金、2項基金費、1目人吉市財政調整基金費1億円の増額補正と、6目人吉市減債基金費2億7,000万円の増額補正は、それぞれの基金に

原資を積み立てるものでございます。10目人吉市森林環境整備基金費140万8,000円の増額補正は、森林環境譲与税の交付決定に伴い、その額の一部を基金に積み立てるものでございます。

25ページをお願いいたします。最後に、14款予備費を2億5,717万円増額補正いたしております。

以上で、議第44号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第12号）の補足説明を終わります。

続きまして、議第49号令和6年度人吉市一般会計補正予算案（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。歳入でございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目商工費国庫補助金8,000万円の増額補正は、1節商工費補助金で、JR九州からのSL人吉の譲渡を進めるに当たり、SL人吉の輸送・設置といった行程の見学ツアーや、人吉球磨地域の観光資源と人材を広く活用した体験ツアーなどを実施するためのインバウンド消費拡大・質向上推進事業補助金の内示に伴うものでございます。

20款、1項、1目繰越金を1,029万2,000円増額補正いたしております。

12ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。7款、1項商工費、3目観光費9,029万2,000円の増額補正は、12節委託料で、SL人吉を分解・輸送し、本市で組立て・設置を行うSL人吉輸送設置業務委託料として4,102万6,000円を、また、その一連の工程に係る見学ツアーや、本市の地域資源などを体験するツアー及びイベントの実施に係る観光インバウンド特別体験事業業務委託料として4,926万6,000円を計上するものでございます。

以上で、議第49号令和6年度人吉市一般会計補正予算案（第1号）の補足説明を終わります。

続きまして、議第50号令和6年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第2条の地方債の補正につきましては、第2表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。第2表の地方債補正につきましては、追加が4件、変更が8件でございます。まず、追加でございます。人吉鉄道ミュージアム整備事業債は、SL人吉の展示に向けた軌道等の整備に伴う起債でございます。充当率100%の2,160万円を計上しております。

子ども医療費助成事業債は、過疎対策事業債のソフト事業分として子ども医療費助成事業

に充当する起債でございまして、充当率100%の1,840万円を計上いたしております。

農業農村整備事業債は、大畑麓地区及び田代地区における農地区画整理事業に伴う起債でございまして、充当率100%の100万円を計上しております。

社会教育施設除却事業債は、大畑コミュニティセンター体育館解体工事に伴う起債でございまして、充当率100%の1,940万円を計上しております。

次に、変更でございます。就学前教育・保育施設整備交付金事業債から過年発生単独災害復旧事業債までの8件は、事業費の増額に伴い、それぞれ限度額を変更するものでございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。11ページをお願いいたします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金9,978万円の増額補正は、2節児童福祉費負担金で、支給対象年齢の引上げ等に伴う児童手当交付金の増でございます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金3億7,169万5,000円の増額補正は、1節総務管理費補助金で、過疎地域持続的発展支援交付金や、定額減税などの実施に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増などがございます。2目民生費国庫補助金1,257万4,000円の増額補正は、2節児童福祉費補助金で、子ども・子育て支援事業費補助金や就学前教育・保育施設整備交付金の増でございます。4目土木費国庫補助金5,431万8,000円の増額補正は、1節道路橋梁費補助金で、社会資本整備総合交付金や道路メンテナンス事業補助金の増などがございます。

12ページをお願いいたします。16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金241万4,000円の増額補正は、1節農業費補助金で、農業農村整備推進交付金の増でございます。

20款、1項、1目繰越金を1,584万6,000円増額補正いたしております。

13ページをお願いいたします。21款諸収入、4項、2目雑入740万円の増額補正は、1節総務費雑入で、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金の採択によるものでございます。

22款市債につきましては、第2表地方債補正にて御説明いたしましたので省略をさせていただきます。

次に、歳出でございます。14ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費801万4,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、北願成寺町内会ほか1町内会に対する地区公民館等整備費補助金と、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の採択に伴う宝来町内会ほか2町内会の会館備品整備に対する補助金の増でございます。7目企画費3,000万円の増額補正は、12節委託料で、まちなかブランドデザイン構想をより具現化するために、市民をはじめ関係者の方々が構想のイメージを共有し、公民連携による復興まちづくりを進めるためのランドスケープ業務や、夜間景観の効果的な演出を企画するなどの業務、及び復興まちづくり計画において事業進捗を踏まえ

た改定や、避難路整備事業における詳細な内容追加などに係る復興まちづくり事業推進業務委託料でございます。11目肥薩線世界遺産推進関連施設費2,193万円の増額補正は、14節工事請負費で、S L人吉の展示に向けた軌道新設工事費などでございます。

15ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費3億3,031万1,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、令和5年度に実施しました物価高騰対応重点支援給付金につきまして、本年度、新たに住民税非課税となった世帯等に対し、同様の給付金を支給するための給付金7,500万円、それから、今年度実施されます定額減税につきまして、定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる納税者に対し、その差額に相当する額を支給するための定額減税補足給付金調整給付2億4,000万円と、事務費を計上するものでございます。

16ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1,199万円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、ひまわり保育園園舎移転新築事業に対する国庫補助金の補助対象基準の見直しに伴う就学前教育・保育施設整備交付金事業補助金でございます。2目児童支援費1億707万5,000円の増額補正は、本年10月から児童手当の支給対象者が18歳までに拡大されますことから、関連事務費ほか、19節扶助費に児童手当を増額するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健センター費1,993万7,000円の増額補正は、12節委託料で、保健指導等を効果的に行うため、新たなシステムを導入するためのシステム構築委託料などでございます。

17ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費726万7,000円の増額補正は、12節委託料で、大畑麓地区及び田代地区における農地区画整理に係る換地設計等委託料などでございます。

7款、1項商工費、2目商工業振興費204万5,000円の増額補正は、次のページになりまして、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、人吉球磨しごと創生連絡協議会におきまして、地域課題解決に向けた新たなプロジェクトや事業の創出を目的とする、地域横断的な取組を行うための負担金の増などでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費4,377万8,000円の増額補正は、14節工事請負費で、願成寺地区における道路維持補修工事費の増などでございます。3目道路新設改良費4,158万3,000円の増額補正は、14節工事請負費で、矢岳地区におけるのり面対策などの道路改修工事費の増などでございます。

19ページをお願いいたします。4項都市計画費、4目街路事業費1,564万8,000円の増額補正は、12節委託料で、都市計画道路下林柳瀬線に係る用地測量委託料でございます。

20ページをお願いいたします。中ほどになります。10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費7,222万円の増額補正は、14節工事請負費で、中原小学校屋内運動場屋根改修工事費

などがございます。4項社会教育費、2目公民館費2,434万5,000円の増額補正は、14節工事請負費で、大畑コミュニティセンター体育館の老朽化に伴う解体工事費でございます。

21ページをお願いいたします。5項保健体育費、1目保健体育総務費120万円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、本市で開催されますスポーツ大会につきまして、大会規模に応じ補助金を交付するスポーツ大会等誘致補助金でございます。

以上で、議第50号令和6年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）の補足説明を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時21分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇） 引き続き、私のほうから報第3号令和5年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。

議案書は、36ページから38ページにかけてでございます。議案書の37ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費が、くま川鉄道経営安定化補助金（災害復旧分）と公用車購入費、大柿地区移転先用地購入費の3件。3項戸籍住民基本台帳費が、戸籍情報システム等改修委託料の1件。3款民生費、1項社会福祉費が、物価高騰対応重点支援給付金支給事業と介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の2件。4款衛生費、1項保健衛生費が、健康管理システム改修委託料と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の2件。6款農林水産業費、1項農業費が、施設園芸等農家支援補助金の1件。2項林業費が、樹木伐採等委託料と林業・木材産業生産性強化対策事業補助金の2件。7款、1項商工費が、きじうまコインシステム改修委託料とデジタルプレミアム商品券事業補助金、LPガス使用世帯支援補助金、人吉温泉観光協会補助金宿泊等支援事業の4件。8款土木費、2項道路橋梁費が、社会資本整備総合交付金事業下林北願成寺線ほかと社会資本整備総合交付金事業瓦屋地内第2号線、社会資本整備総合交付金事業大野国有林出水線、道路新設改良事業大畑清水第1号線、都市防災総合推進事業薩摩瀬湯の本線ほか、無電柱化推進事業青井地区、道路メンテナンス事業上原田橋、道路メンテナンス事業上の寺橋ほか、議案書は38ページになりまして、都市防災総合推進事業瓦屋4号橋ほかの9件。3項住宅費が、木造仮設利活用住宅整備事業西間第一団地ほかの1件。4項都市計画費が、鍛冶屋町通り街なみ環境整備事業補助金と石野公園法面排水測量設計委託料、社会資本整備総合交付金事業都市公園施設長寿命化計画策定委託料、都市防災総合推進事業村山公園、社会資本整備総合交付金事業下林柳瀬線、被災市街地復興推進事業の6件。5項河川費が、河川浚渫事業桑木津留川ほかと河川等整備事業

椿谷川の2件。9款、1項消防費が、人吉下球磨消防組合負担金の1件。10款教育費、4項社会教育費が、指定文化財補修事業補助金井口薬師堂の1件。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費が、過年発生単独農地災害復旧事業七地地区農地と現年発生単独農業用施設災害復旧事業木地屋地区水路、現年発生補助農業用施設災害復旧事業蓑野地区水路、現年発生補助林業施設災害復旧事業吸川線の4件。3項公共土木施設災害復旧費が、現年発生補助道路橋梁災害復旧事業大塚桑木津留線と過年発生補助公園施設災害復旧事業中川原公園の2件。4項文教施設災害復旧費が、過年発生補助社会教育施設災害復旧事業大村横穴群と過年発生補助社会教育施設災害復旧事業人吉城跡、過年発生補助社会教育施設災害復旧事業人吉城歴史館の3件となっております、合計44件の繰越計算書でございます。

また、翌年度繰越額の合計額は、議案書38ページの表の一番下の欄、計のところの左から2番目になりますけれども、20億3,792万5,000円でございます。

次に、その財源内訳でございます。翌年度繰越額の右隣から、既収入特定財源、未収入特定財源の国庫支出金、県支出金、地方債、その他、最後に一般財源となっております、表の一番下の欄の計のところ合計額となっております。

続きまして、報第4号令和5年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項及び第150条第3項の規定に基づきまして御報告いたします。

議案書は、39ページから40ページでございます。議案書の40ページをお願いいたします。こちらは、令和4年度から令和5年度に繰り越した事業の中で、令和5年度に完了しなかった事業につきまして、事故繰越しになったものでございます。11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、過年発生補助社会教育施設災害復旧事業でございます、中ほどの欄になりますけれども、翌年度繰越額が2,322万2,760円でございます。その財源の内訳につきましては、右側の欄になります、国庫支出金1,582万1,000円、地方債740万円で、残りが一般財源となっております。この事業は、人吉城歴史館におきまして、展示物であります女乗物、駕籠の復旧作業におきまして、想定以上に汚泥が入り込んでいたため、内装の剥離及びクリーニング作業に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となり、令和6年度に繰り越すものでございます。

以上で、報第3号令和5年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書及び報第4号令和5年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告を終わります。

○水道局長（羽田野将央君）（登壇） 皆様、こんにちは。それでは、私のほうからは上下水道事業に関する報第5号及び報第6号の2件につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき御報告申し上げます。

議案書の41ページをお願いいたします。はじめに、報第5号令和5年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書でございます。建設改良費の繰越しが2件ございまして、表上段の、茂ヶ野水源地ポンプ設備更新工事の翌年度繰越額2,027万円は、半導体不足の影響により、

更新する機器の納期に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、表下段の、蓬萊配水池電気計装設備復旧工事の繰越額1,010万円は、落雷被害を受け、復旧方法の検討に期間を要し、適正工期を確保するため、年度をまたいだ工期設定となり、繰り越すものでございます。

以上、2件の繰越合計額は3,037万円でございます。財源の内訳は、当年度分損益勘定留保資金3,037万円を充てております。

次に、議案書の42ページをお願いいたします。報第6号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書でございます。

次の、43ページをお願いいたします。地方公営企業法第26条第1項の規定に基づく建設改良費の繰越しが5件でございます。全て、1款資本的支出、1項建設改良費でございます。表の1番目、公共柵設置事業は、入札不調により不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったものでございます。2番目の紺屋町被災市街地、及び3番目の青井被災市街地の復興土地区画整理事業は、双方とも当該地区の仮換地の指定等に不測の日数を要し、事業計画の見直しが必要となったため繰り越すものでございます。4番目の人吉浄水苑監視設備更新事業、及び5番目の人吉浄水苑機械濃縮設備更新事業につきましては、半導体の不足等により機器製造に不測の日数を要したこと、及び令和5年11月に決定した、国の令和5年度補正予算に基づくものであったことから、年度内の完了が困難となり繰り越すものでございます。

以上、5件の繰越合計額は4億4,169万2,130円でございます。財源の内訳は、国庫支出金2億3,744万5,000円、企業債1億8,220万円、当年度分損益勘定留保資金2,204万7,130円を充てております。

次に、議案書の44ページをお願いいたします。地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越しが3件でございます。1款下水道事業費用、1項営業費用の1番目、雨水管理総合計画策定事業は、設計積算を行うため関係機関と協議を行ったところ、別事業の計画に基づく諸元データが必要であったため不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったものでございます。2番目の、第2期人吉市公共下水道ストックマネジメント計画策定事業は、令和5年11月に決定した、国の令和5年度補正予算に基づいた事業のため、事業計画の再検討を行いました。年度内では工期の確保ができなかったため繰り越すものでございます。

次の、1款資本的支出、1項建設改良費、青井宝来排水区整備実施設計業務委託は、青井被災市街地復興土地区画整理事業に伴い、雨水管渠の実施設計を行ってございましたが、同一路線で発注している汚水管渠の実施設計と整合性を図る必要があり、工法等の検討に不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となったものでございます。

以上、3件の繰越合計額は5,324万円でございます。財源の内訳は、国庫支出金2,565万9,000円、企業債370万円、当年度分損益勘定留保資金2,388万1,000円を充てております。

以上、御報告申し上げます。

○復興建設部長（立場康宏君）（登壇） 皆様、こんにちは。それでは、私のほうから報第7号について説明をいたします。

報第7号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についてでございます。議案書45ページをお願いします。これは、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年5月20日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものでございます。

専決処分の内容について御説明いたします。議案書46ページをお願いいたします。件名は、損害の賠償についてでございます。賠償の理由でございますが、令和5年10月28日午前8時頃、道の駅人吉・人吉クラフトパーク石野公園のトイレを利用するため、被害者がハートフル駐車場に車両を前進で駐車した際、車止めから飛び出していた固定ボルトが当該車両バンパー下部に接触し、当該バンパーを損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

損害賠償の額は9万7,009円。賠償の相手方は、東京都杉並区善福寺1-22-4、薄田和純様でございます。

和解事項でございますが、紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認するとしております。

以上で、報第7号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についての補足説明を終わります。

○議長（宮原将志君） 以上で、議第44号から報第7号までの提案理由等の説明は終了いたします。

ここで、お諮りいたします。

議第49号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第1号）は、議会運営委員長の報告にもありましたように委員会付託を省略し、直ちに審議及び採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議及び採決することに決しました。

質疑を行います。

本件について、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第49号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第49号は、原案可決確定いたしました。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時42分 散会

令和6年6月第3回人吉市議会定例会会議録（第2号）

令和6年6月13日 木曜日

1. 議事日程第2号

令和6年6月13日 午前10時 開議

- 日程第1 議第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計補正予算（第12号））
- 日程第2 議第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号））
- 日程第3 議第46号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議第47号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議第48号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議第50号 令和6年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第51号 令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第52号 令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第53号 人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第54号 人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第55号 人吉市工場立地法地域準則条例の制定について
- 日程第12 議第56号 人吉市教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 報第3号 令和5年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第14 報第4号 令和5年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第15 報第5号 令和5年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第16 報第6号 令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第17 報第7号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 日程第18 一般質問
1. 田 中 哲 君
 2. 徳 川 禎 郁 君

3. 村 上 恵 一 君

4. 牛 塚 孝 浩 君

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（15名）

1番	川 上 紗智子 君
2番	松 村 太 君
3番	徳 川 禎 郁 君
4番	池 田 芳 隆 君
5番	牛 塚 孝 浩 君
6番	宮 崎 保 君
7番	大 塚 則 男 君
8番	平 田 清 吉 君
9番	井 上 光 浩 君
10番	豊 永 貞 夫 君
11番	西 信八郎 君
12番	村 上 恵 一 君
14番	田 中 哲 君
15番	福 屋 法 晴 君
16番	宮 原 将 志 君

欠席議員（1名）

13番	本 村 令 斗 君
-----	-----------

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	小 林 敏 郎 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復 興 政 策 部 長	溝 口 尚 也 君
復 興 政 策 部 政 策 統 括 監	緒 方 竜 二 君
市 民 部 長	井 福 浩 二 君
健 康 福 祉 部 長	松 尾 美 紀 君

経 済 部 長	淵 上 聖 也 君
復 興 建 設 部 長	立 場 康 宏 君
総 務 部 次 長	日 下 部 伸 樹 君
総 務 課 長	那 須 裕 史 君
秘 書 課 長	池 下 英 治 君
水 道 局 長	羽 田 野 将 央 君
教 育 部 長	前 村 洋 宣 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	丸 尾 亜 紀 子 君
議 事 係 長	栗 須 順 也 君
書 記	税 所 昭 彦 君

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。なお、13番、本村令斗議員より欠席届が提出されております。

議事に入ります。本日は、先に決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。14番議員の田中哲でございます。今年は梅雨入りが例年より遅く、梅雨の後半に大雨が降るのではないかと心配でございます。

今回は、1項目の西瀬校区三題ということで通告しております。要旨は、1つ目が球磨川左岸の景観について、2つ目が三日原団地について、3つ目が鹿目の滝について、であります。では、通告に従って質問をいたします。

一番目に、球磨川左岸の景観についてであります。場所的には、織月大橋から紅取橋区間についてでございます。令和2年の豪雨災害により被害を受けました西瀬橋や球磨川の堆積土砂、あるいは堤防改修については、国土交通省の努力により終了したと思っておりますが、左岸堤防のしだれ桜が枯死したり流されたりして、現在1本も残っていません。また、サザンカの低木、高木もですね、手入れが行き届かず、荒れ放題になっております。しだれ桜は毎年、この4月頃見事な花を咲かせ、地元民ばかりでなく、球磨川くだりの観光客にも好評でしたし、サザンカは殺風景な冬の時期に球磨川に彩を添えていました。

そこでですね、このしだれ桜、サザンカは、いつからどこが何本植栽し、管理してきたのかということで、まずお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

本市が占用許可を受け、管理しておりました区間につきましては、西瀬橋付近から中神町字小柿までの区間でございまして、面積1万1,414平方メートルを、球磨川桜つつみ緑地と位置づけし、平成7年3月7日付で当時の建設省九州地方建設局長から占用許可を受け、令和4年2月18日付で返還するまでの約27年間、本市において管理しておりました。また、管理しておりました樹木に関しましては、しだれ桜173本、サザンカ68本でございます。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいまの答弁でですね、平成7年3月7日付で当時の建設省九州地方建設局長から占用許可を受け、27年間ですね、市が植栽し、都市計画課で管理してきたということでございます。また、令和4年2月18日付で返還したので、もう市では植栽はしないとの答弁でございました。このことは、私ばかりでなく市民にとっても「寝耳に水」ではなかろうかなと思います。

では、このしだれ桜の再度の植栽、もしくは樹種転換について、また、サザンカの管理について、どうお考えなのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

球磨川桜つつみ緑地につきましては、令和2年7月豪雨災害によって被災し、緑地帯の機能を喪失しており、維持管理が困難になっておりましたことから、災害による流木やごみなどの支障物撤去を行った上で、令和4年2月18日付で土地返還届を国土交通省に提出し、受理されております。

現在、国に返還しておりますので、残っております樹木につきましては、河川区域の管理者である国のほうで対処していただくこととなります。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 現在残っているサザンカの高木、また寄せ植えの低木のサザンカについては、今後国のほうで対処していただくという答弁でございました。

では、住民、そしてまた、鮎釣り師から喜ばれていました、この堤防に設置してありました休憩用のベンチについてお尋ねします。このベンチは、いつから、どこが何基設置したのかについてお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

御質問のベンチの設置につきましても、しだれ桜とサザンカの植樹と同時に設置してございまして、平成7年3月7日付で当時の建設省九州地方建設局長から占用の許可を受け、市が11基設置し、市で管理していたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ではこの再度のベンチの設置予定については、どう考えているのか、ということでお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

2回目の答弁と同じになりますが、この緑地帯は国に返還しておりますので、現時点でベンチの設置予定はないところでございます。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 今までの答弁で、この令和4年2月18日に国土交通省に土地返還届を提出して受理されたので、しだれ桜の植栽や樹種転換の予定もない、ベンチ設置の予定もないとの答弁でございますが、その答弁を聞いてですね、先ほど述べたように、寝耳に水でございます。再度のこのしだれ桜の植栽、ベンチの設置を待ち望んでいた地域住民を裏切ることになるのではなかろうかなと思っております。今まで議会で何ら説明を受けておりません。また、市民への広報、地元への説明もありませんでした。

松岡市長、このことに対してどう思われますか。松岡市長の見解を聞こうと思っております。ここで改めて市の維持管理はどう考えているのかということでお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

占用しておりました区域につきましては、令和2年7月豪雨により多大な被害を受け、緑地帯の機能を喪失し、維持管理が困難になっておりましたことから、一旦国へ土地を返還しておりますが、議員がおっしゃいますとおり、住民の方々の憩いの場であったり、球磨川くだりの観光客の皆様が景観を楽しまれていたことなど、多くの方に親しみを持たれてきた場所でございますので、再度取得して、どういった管理を進めていくべきか、検討してまいります。その際には、占用しておりました範囲が広大でありましたので占用区域の見直しなど、具体的な場所の選定や、しだれ桜は枯れやすいため、樹木の選定も含め、様々な課題の整理をし、どういった管理方法を定めていくのか、住民の皆様のお意見を聞きし、河川管理者と協議しながらしっかりと御説明し、進めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま部長答弁の中で、再度、市として検討していくと、樹種の選定も含め、課題を整理し、住民の意見を聞きながら河川管理者と協議し、説明していくとの答弁があったところでございます。あえて市長の見解を求めませんが、こういう一方的なやり方は、市民の信頼を損ないます。行政への不信を抱かせます。そのことを強く指摘しておきます。そして、近いうちに、再度緑地をよみがえらせていただきますように、強く要望しておきます。私も今後の推移を見守っていきたいと思っております。

次に、現在もこの織月大橋の橋脚と桁の間に、令和2年7月豪雨時の流木が引っかかったままになっております。もし大きな水が出た場合は、橋の構造物や添架物に支障を来すと思います。このことを熊本県は承知しておられるのか、今後も大雨を前にして、早急の対策が必要と思われませんが、いつどのようにして対応されるのかということでお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

織月大橋の管理者である熊本県にお伺いしましたところ、議員御指摘の織月大橋の橋脚と桁の間に引っかかっている流木等につきましては、県でも確認されておまして、今年度の

非出水期に撤去を予定しているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 県のほうにも早急な対応を要望していただくようお願いしておきます。

次に、2番目の三日原団地についてでございます。最初、この団地の用途廃止に伴う住民との話し合いはどうなっているのかということでお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

下戸越町にございます三日原団地につきましては、建築年も古く、耐震性の低い市営住宅でございますので、用途廃止に向け、入居者の方々には、近隣等の他の市営住宅を紹介し、転居をお願いしているところでございます。昨年度は、入居者の方々を対象に、転居についての説明会を2回開催したところでございまして、転居を承諾し、実際に転居される方には、移転料のお支払いと、また他の市営住宅に転居された場合は、家賃の軽減措置を行っているところでございます。現在14世帯の方々がお住まいでございまして、説明会に欠席された方や三日原団地に住み続けたいという御希望の方もいらっしゃいましたが、転居することについて、ほとんどの方が御理解をいただいているところでございます。

今後、入居者の方々にはお一人お一人丁寧に対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ではですね、この住宅の解体をどのような計画で進めていかれるのかということでお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

人吉市公営住宅等長寿命化2期計画のスケジュールにおいては、昨年度中には現在入居者の方々の転居が終了し、今年度に団地を解体する計画としておりましたが、入居者の方々の転居についての御都合等もございまして、スケジュールどおりには進んでいないところでございます。

今後、入居者の方々には、転居について丁寧をお願いしていくこととし、引き続き団地の用途廃止後の解体に向けて御理解を得るとともに、可及的速やかに転居及び解体に着実に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 参考まででございしますが、この三日原団地の敷地面積はどのくらいなのかということでお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

三日原団地の敷地面積は、公簿面積によりますと、5,799.11平方メートルになります。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） この三日原団地の跡地は、災害時の戸越町及び小柿・大柿地区の避難場所として想定されているそうでございますが、三日原団地の跡地に想定されている避難場所とはどういうものか、また、敷地的制約等があるのかということでお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

三日原団地の跡地につきましては、復興まちづくり計画の地区整備方針を策定する中で、地元の皆様の御意見・御要望に基づき、避難場所として位置づけられております。避難場所におきましては、災害の危険から逃れるため、緊急的な、主に車両による高台への一時避難を想定しておりますので、敷地の制約とは言えないかもしれませんが、多くの車両が駐車できる広いスペースの確保が必要になってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） この三日原団地の跡地が避難場所に指定されましたら、当然進入路が必要になると思います。既設の市道三日原地内第3号線及び第4号線は狭隘で、災害時に車での避難には不向きな道路でございます。この避難場所への進入路はただいま申しました市道三日原地内第3号線及び第4号線を解除されるのか、また、県道15号人吉水俣線から直接進入路を新設した避難ルートをご想定しておられるのかということでお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

避難場所につきましては、令和5年度に国の都市防災総合推進事業を活用し、団地周辺の地形を測量し、予備設計を実施しております。この予備設計では、避難場所一帯の地形や地盤の高低差などの測量や、進入ルートの案などを策定しております。避難場所への進入路につきましては、一般的な避難路と同等の幅員6メートルで設計しておりますが、まだ予備設計の段階でございます。複数案ある中で避難ルートの検討までには至っておりません。

今後、三日原団地の用途廃止後に住民の皆様に御説明し、意見をいただきながら、土地への影響等を含め、実施設計で検討していく予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） この三日原団地に関しては、過去2回にわたり一般質問した経緯がございます。この三日原団地は元々、大正13年に旧陸軍の工兵隊の兵舎として建設されていた3棟の木造建築でございます。戦時中はで沖縄からの疎開された方、あるいは、終戦後は外地からの引揚者用として利用され、当時の木造の兵舎は昭和40年から昭和45年にかけて順次解体、そして、住宅が建設された経緯がございます。敷地そのものは旧陸軍の所有物を、戦

後国により市に譲渡されたものでございまして、現在も旧陸軍の所有物を表示するコンクリート杭が現存しております。また、その写真なども現存しております。

私は、平成24年6月の一般質問で、この三日原団地問題を取り上げた際、団地に接続する、先ほど申しました市道三日原地内第3号線及び第4号線の改良、または幅員狭小の部分に離合箇所の設置について質問した経緯がございます。

また、この三日原団地の解体後の利用の問題で、防火・防災広場等の考え、三日原団地の歴史資料コーナー、また工兵隊の駐屯、またその後の歴史の記念碑建立を提唱した経緯がございます。

当時の答弁では、市道の拡幅改良は大変困難な状況ですので、離合箇所の設置について、今後検討したいとの答弁がっております。また、防火・防災広場等の考えについては、今後整備を進める中で検討してまいりたいとの答弁もっております。

次に、この三日原団地の歴史を後世に伝承するための歴史資料コーナー、またこの工兵隊の記念碑建設については、歴史的価値、教育的観点や関係者の思いから、今後検討するとの答弁もっております。このことについて順次質問してまいります。

最初に、この市道三日原地内第3号線及び第4号線の離合箇所についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、市道三日原地内第3号線・第4号線につきまして、平成24年6月市議会の一般質問で、離合箇所の検討をさせていただきたいと回答しているところでございます。離合箇所について、検討は行ってまいりましたが、離合箇所設置までは至っていない状況でございます。

先ほど御答弁させていただきましたとおり、三日原団地の跡地につきましては、復興まちづくり計画の地区整備方針を策定する中で、緊急時の避難場所として検討を進めており、進入路につきましても、複数案の避難ルートが考えられ、市道三日原地内第3号線・第4号線につきましても、避難ルートの候補路線にもなっていますことから、避難ルートとしての全体的な道路整備並びに離合箇所などの部分改良など、今後の整備方針を見据えた上で、整備の在り方について検討を行ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、近年この平和学習、また歴史伝承の観点から、三日原団地の歴史的資料コーナー、また記念碑の建立はできないのかということでお尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） 皆様おはようございます。それでは、私のほうからお答えをいたします。

三日原団地の歴史的資料コーナー、記念碑の建立についての御質問でございますが、議員がおっしゃいましたとおり、平成24年6月議会での議員からの一般質問におきまして、三日

原団地敷地の歴史についての資料、写真の収集、資料展示コーナーの設置及び工兵隊の記念碑建設の御要望がっております。その後についてでございますが、結論から申し上げますと、いまだ具体的な資料の収集、展示、記念碑建立の検討には至っていないところでございます。平成24年6月時の議員からの御質問へのお答えといたしまして、市からは、工兵隊宿舎については、市が平成23年に発行いたしました「戦争体験と平和への想い」という本の付録マップの中に工兵廠舎としての記載はございますが、工兵隊の歴史や終戦間際の疎開者、戦後の引揚者に関する記録や資料などは、図書館などでも確認ができなかったとお答えをしております。また、地元の歴史研究者の方からも、御本人がお持ちの資料以上のものは収集困難であろうとのお話があったこととお答えをしております。

市といたしましては、地域の歴史伝承の一つとして、後世に伝えていくことも必要と考えております。

このように、収集困難な状況ではございますが、可能な範囲でまずは現存する資料につきまして、関係部署と連携し、地元歴史研究者の方や地域の方から情報収集を行いまして、収集に御協力をいただきました資料の数に応じまして、図書館での企画展示やコミュニティセンターでの展示を検討したいと存じます。

記念碑の建立につきましては、三日原団地敷地について、人吉市復興まちづくり計画において、高台避難場所としての整備が示されており、今後実施設計等の策定が進められていくことと存じますので、その中で記念碑建立の可否も含めまして検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 今ならまだこの資料等を持っておられる方もおられます。また記憶されておられる方もおられます。回答ではコミュニティセンターで資料等の展示を検討すると、記念碑建立については、避難場所整備の計画の中で検討するというような回答でございましたが、この記念碑建立は歴史的意味から、避難場所整備と切り離して考えるべきではなかろうかなと私は思っております。この記念碑の建立は、人吉市の厳粛な過去の事実を後世に残すモニュメントでございます。人吉市でも、昭和の時代に戦争に巻き込まれたと、また戦争に関連した建物があったと、工兵隊が駐屯していたと、アメリカ軍の艦載機から銃撃を受けたと、また戦時中は疎開者の方が、戦後は引揚者の方がいたという過去の事実を記憶し、後世に伝えることは、これは私は、人吉市の大切な責任であると思っております。このことについて、お尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

先ほど、資料等の展示につきまして、地域の歴史伝承の一つとして後世に伝えていくことも必要であるというお答えをしたところでございますが、このことも含めまして、それぞれ

の時代における地域の歴史や文化を後世に伝えていくことは、市としても大切であると認識をしております。

このことから、記念碑につきましても、今後三日原団地敷地について、高台避難所としての計画をする中で、復興建設部長も答弁いたしましたとおり予備設計が行われており、今後避難所の全体的な設計や、進入路等について計画をされてまいりますので、その中でしっかりと考えてまいりたいと存じますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ぜひ設置の方向でお願いしておきたいと思います。

次に、3番目の鹿目の滝についてであります。

この問題も平成25年9月に、鹿目の滝周辺の整備と近くにありますがこの河合又五郎の屋敷の利用について、質問をした経緯がございます。

令和6年2月8日に熊本県の文化財保護審議会が、人吉市の鹿目の滝を県の名勝に指定するよう答申し、3月22日の県の教育委員会で指定されたとあります。種別は名勝、所在地は人吉市、管理者は県及び人吉市で、その指定面積は、滝とその周辺地域を含め、約22ヘクタールとあります。御存じのように、この鹿目の滝は、日本の滝百選にも選ばれております。今回、熊本県の文化財保護審議会は、鹿目の滝は雄滝、雌滝、平滝の3つから成り、総称が別名「鹿目八重滝」と呼ばれるとされています。相良氏の支配領を描いた江戸期の絵図にも描かれております。近世期から熊本を代表する景勝として認識されてきた有名な滝で、それぞれ異なる趣があり、鑑賞上の価値は極めて高いとされています。

この鹿目の滝を、観光開発、あるいは人吉市南部の活性化に結びつけることはできないかということで、過去にも先輩議員も一般質問で取り上げられてきました。私も平成25年9月の観光資源として何が不足しているかとの質問では、道路から滝までの誘導が階段や傾斜地であること、それに駐車場問題、また夏場以外の楽しみの要素が足りないことがネックになっていると、当時答弁されております。また、この鹿目町内では45回も続けられてこられた夏の風物詩として頑張られてこられた、この滝祭りも平成25年8月に雨により中止になって以来、高齢化などで取りやめになった経緯がございます。今回、熊本県の名勝地として指定されたのを新たな出発点とし、地域活性化につなげていくチャンスではないかと思っております。

そこで、まずは県の名勝に指定されるとどんなメリットがあるのかということでお尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

県の名勝に指定されるとどんなメリットがあるのかとの御質問でございますが、鹿目の滝につきましても、昭和33年3月10日より、人吉市指定名勝に指定をされておりましたが、議

員がおっしゃいましたとおり、去る令和6年3月22日に熊本県指定名勝に指定をされたところでございます。

県指定になったことによるメリットでございますが、まず、熊本県文化財保護条例に基づきまして、指定された文化財が適切に保全され活用されるよう、県の指導協力や助言を得ることができる点が上げられるかと存じます。

さらに、県指定文化財の保全や活用のために必要と認められた各種の事業に対しまして、熊本県文化財保存整備費補助金、これは予算の枠内において、対象事業費が100万円以上であることを条件とし、補助率が50%以内というものでございますが、この適用を受けることが可能になるという点などが上げられます。

具体的な事業例を申し上げますと、岩盤崩壊を防止するための対策工事といった文化財の保存を目的とした事業がございます。またほかにも、文化財を安全に見学するための展望設備や説明板、あずまや等の便益施設の設置といった文化財の公開活用を目的とした事業が上げられます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では次に、この鹿目の滝を今後、どのようにアピールし、観光や地域活性化につなげていかれるのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） 議員の皆様おはようございます。それでは、お答えいたします。

鹿目の滝は、地元の皆様をはじめ、市民の憩いの場として皆様に愛されてきた本市を代表する景勝地でございます。このたび、県の名勝に指定されたこの類いまれなる勇壮な滝の活用につきましては、市としましても何らかの方策を検討しなければならないと考えております。

まず、広報宣伝活動につきましては、市の公式ホームページやSNSなどをフル活用し、PRを行っていくことはもちろんでございますけれども、民間の観光関連書籍やテレビなどのメディアも有効に活用しながら、鹿目の滝のすばらしさをあらゆる機会を通して全国、そして世界へ向けて発信していきたいと考えております。

特に、海外からのインバウンド客につきましては、個人や少人数のグループで、行き先を自分で探して訪れるといった風潮が多分に見られると伺っておりますので、そのような方々に向けた発信も強化してまいりたいと存じます。

そのような取組を、ターゲットを明確にしながら、継続的に行うことで、国内外からの誘客を促すとともに、鹿目町内を始め、地域の活性化につながるよう、地元の皆様とともに考えてつくり上げてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 以前はこの鹿目の滝の入込数も計測されていたようでございますが、現在のこの入り込み数はどうなってるのかと。また、滝に来られる人はどういう人たちが多いのか、年齢層、目的など、分かっておればお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

鹿目の滝の入り込み客数でございますが、以前、20年ほど前でございますけれども、人吉温泉観光協会に依頼し、平成15年7月から11月まで、休日を中心としまして61日間、観光動向調査を実施した実績がございますが、近年の年間入り込み客数等につきましては統計がないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では次に、これは以前もお尋ねしましたが、滝下の休憩所、ベンチの整備、また滝の上の安全設備、これは整っているのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

昭和63年度から様々に整備を行ってきたところでございますけれども、その後の整備状況につきましては、かなり以前に設置しましたままとされておりまして、その後の整備については具体的にはできていないというような現状でございます。

このたび、県の名勝に指定されましたので、訪れる方に安全で安心な観光地を提供できますよう、財源の確保も含め、努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 雄滝周辺の広場がごみや流木、落ち葉などが見受けられるということでございます。この雄滝周辺の広場の清掃管理はどうなっているのか、今後どう対処していくのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

鹿目の滝周辺の清掃に関しましては、年間を通しまして月2回、鹿目町内会に委託し、清掃活動を行っていただいているところでございます。この中で、遊歩道や付随する諸施設の美化清掃、除草、パトロール、軽微な損傷箇所の補修等も実施していただいているところでございますが、今後県の名勝指定を受けましたところで、また新たに、私どもとしましても検討していければと思っております。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に駐車場整備について。

以前の答弁では道路や駐車場が大型バスに対応していないという答弁でございました。今、当時の答弁を推察すると、従来型の観光地をイメージし、最初からこの難題であるような答

弁であったと思っております。地元の鹿目町内の皆さんからも広くはございませんが、駐車場に適した土地もあるように聞いております。この駐車場問題についてもお尋ねいたします。

○**経済部長（瀧上聖也君）** お答えいたします。

以前から鹿目の滝周辺には、大型バスが停められるような駐車場がないことについては、これまでも課題として私どもも認識していたところでございます。しかしながら、駐車場を確保できるような市有地が周囲になく、整備が進んでないというのが現状でございます。

先ほど議員がおっしゃいました候補地につきましては、現在市のほうで情報を持ち合わせておりませんので、まずは現地を御紹介いただき、確認させていただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 14番。田中哲議員。

○**14番（田中 哲君）** 平成25年9月の議会でもお尋ねしました。鹿目の滝に隣接する河合又五郎屋敷の人吉藩との関係を記したこの碑文と説明板の設置についても、当時の答弁では検討するとの答弁でございました。その後、経過はどうなったのかと。以前は球磨川くだりのガイドさんの名調子で、「落ち行く先は九州相良」とアナウンスがございました。あるいは、伊賀上野の鍵屋の辻での荒木又右衛門らとの決闘は、日本三大決闘として有名で、この歴史好きにはたまらないものがございます。そういう地域の資源を一つ一つ大切にすることが、ひいては地域の観光、地域の活性化につながると思いますのでお尋ねします。こういうストーリー性がある名所・景勝地を、近頃は市民の中にも知っておられる方も少なくなっておられるのではないのでしょうか。埋もれさせるのはもったいないと思います。この安全施設の設置と説明板ぐらいは早急に設置するべきではないかと思いますが、このことについて再度お尋ねいたします。

○**経済部長（瀧上聖也君）** お答えします。

議員がおっしゃいましたとおり、平成25年9月定例市議会の一般質問におきまして、河合又五郎と相良藩との関係や、なぜ備前岡山藩士の河合又五郎が、九州相良まで落ち延びてくることになったのかなどを記した碑文等の設置要望に対しまして、「検討させていただきたい」と回答しているところでございます。現時点では設置に至っていないところでございまして、今後財源の問題も含めまして、鋭意努力してまいりたいと存じます。また、議員今おっしゃいました案内板等の設置につきましても、早急に検討してまいります。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 14番。田中哲議員。

○**14番（田中 哲君）** 現在の観光は従来のようなこの観光形態、資金を投入し、関連施設を整備して大勢の人に来てもらうと、夏場にだけ涼を求めて来るとか、そういう従来型の観光ではなく、季節に関係なく仲間で行くと、家族で行くと。目的も健康づくり、アウトドアを楽しむ、若い人たちの聖地巡り、またトレッキングとか沢登り、またキャンプフィールドと

して魅力を鹿目の滝は十分に備えていると思います。

そこで、従来型の観光ではなく、新しい観光形態の開発、民間との連携、PRの方法を考える必要があると思いますが、このことに関してお尋ねいたします。

○**経済部長（瀧上聖也君）** お答えいたします。

先ほどの答弁と重複する部分もございますが、近年、観光旅行は団体旅行が減少しまして、家族や知人・友人と一緒に旅行をするといった個人化・小グループ化の傾向が強まっております。また、コロナ禍以降は屋内や密集を避けるために、トレッキングやキャンプをはじめとした屋外アクティビティのニーズも高まってきていると存じます。

鹿目の滝周辺を活用した観光形態の開発につきましては、今後民間事業者や観光関係団体などとともに調査・研究してまいりたいと存じます。

さらに、PRにつきましては、先ほども答弁しましたとおり、市公式SNS等を活用するとともに、テレビなどメディア戦略などを含め、多角的に展開することで町なかの観光名所だけでなく、郊外の観光名所等につきましても幅広く情報発信に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 14番。田中哲議員。

○**14番（田中 哲君）** 次にこの市道戸越鹿目線の安全対策についてでございますが、八重橋の上流、右岸側、約50メートルか60メートルぐらいの区間でございますが、ここには落石防止柵がなく、常に大きな石が道路上に落ちてきております。地元住民からも防護柵の設置の要望がありますので、対応についてお尋ねいたします。

○**復興建設部長（立場康宏君）** お答えいたします。

戸越鹿目線の落石について、地域住民の皆様から対策の御要望がっておりますことにつきましては、十分認識しているところでございます。御質問の箇所の上流側、鹿目町側につきましては、一部区間、落石防護柵が整備されておりますが、当該箇所は対策がなされておらず、先日も倒木が発生し、道路利用者の皆様に御心配をおかけしたところでございます。

現在の市の対応状況といたしましては、落石の御連絡をいただいた際は、現地確認を行い、委託業者や職員により落石の除去等を行っております。併せまして、道路パトロールの際などにも落石を発見した場合は速やかに対応しているところでございます。当該箇所の落石の一部につきましては、動物の移動や採餌——餌取りですね、による掘り返しの際に発生していることから、抜本的な対策としましては、鳥獣被害対策等を含めた総合的な対策が必要であると考えているところでございます。道路管理における本格的な落石対策につきましては、緊急性の高い路線から順次取り組んでおりますことに御理解いただき、今後も道路パトロールを強化し、適切な道路管理に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） この場所は担当課も御存じだと思っております。事故の危険性も高い所でございますので、何らかの対応を早急をお願いしておきます。

次に松岡市長にお尋ねいたします。

人吉市のこの観光開発、活性化は町なかばかりではありません。地域に埋もれております。熊本県指定名勝に指定されましたこの時期を捉え、人吉市、関係機関、あるいは事業者、地元の皆さんによるこの鹿目の滝の魅力ある観光開発、活性化を検討すると。当然、地元も期待していると思いますので、そういった関係機関、あるいは事業者、地元の皆さんによるこの鹿目の滝を生かす場と、そういうものを早急につくって対応するべきではないかということで、松岡市長にお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 皆様おはようございます。それでは、御質問にお答えをいたします。

本市の活性化は、町なかだけではなく、市域を構成する全ての地域が面的・経済的に連携することで、より大きな効果を生み出すものであると考えます。市内には、町なか以外の地域にも鹿目の滝、人吉梅園、球磨焼酎各蔵元など、他に誇れる名所が多くあり、市内全域に点在するこれらの観光資源を有機的に結びつけることが、長期滞在、宿泊増加、ひいては本市の経済活性化につながるものと存じます。その中で今回、県の名勝に指定されました鹿目の滝につきましても、本市を代表する景勝地であり、議員御提案の鹿目の滝を生かす場につきましても、地元町内や民間事業者、熊本県など関係の皆様と設置に向けた協議を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま答弁いただきましたように、そういう場を早急に設置の方向でお願いしておきます。よろしく申し上げます。

これで、私の一般質問を終了いたします。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時09分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 皆様こんにちは、3番議員の徳川禎郁です。

それでは早速、通告に従いまして一般質問を行います。

今回の質問は2項目です。1項目めは、人吉市復興まちづくり計画の中から、球磨川管理

用通路について、球磨川・人吉地区かわまちづくり計画について、です。2項目めは、出産及び子育てを安心して行うことができる環境の整備についてです。この項目について、議長のお許しを得まして、要旨の順番を変更させていただきます。「こども家庭センターの取組について」を「妊娠期から子育て期における困りごとの把握方法と対応について」の次の次に質問をいたします。よろしくお願いいたします。

先ほどの、田中議員の一般質問の中で、球磨川の左岸側についての質問がございました。私は右岸側について質問させていただきます。

では、人吉市復興まちづくり計画の中の、私たちは通称「散歩道路」と申しておりますが、球磨川右岸側の球磨川管理用通路についてお尋ねしてまいります。

朝・晩とウォーキングやジョギングをされている方を多く見受けます。夕方になりますと、観光客の方であろう方が球磨川を眺めておられたり、写真を撮られたりしておられる様子もよく目にするところです。私も車の心配がなく歩ける散歩道路はよく利用しております。私たちが慣れ親しんできた散歩道路も、水害後にはやはり様子の変化は否めませんでした。植栽が傷んでしまったり、泥がたまってしまったり、水害直後にはこの植え込みなどからこれまで見たことのない量の虫が異常繁殖し、あの夏は毎朝の掃除など大変だったことを思い出します。その後、平常を取り戻しつつある散歩道路ですが、ツツジなどの植栽がある所と伐採され草が生え、放置されているように見える所、また防草シートが敷いてある所、一方で部分的ではあるが、新しく舗装がされている区域があります。

そこで、管理用通路は、国土交通省の管理かと認識しておりますが、具体的な管理の現状、また植栽の管理や舗装などの計画、さらに通路安全の観点から、安全性向上を図るための歩行者への対策について、どのようなお考えがあるのか、お尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

球磨川管理用通路の植栽につきましては、下流の相良排水樋管から上流の新町排水樋管までの区間の一部緑地につきましては、国土交通省の占用許可を得、市が管理しておりましたが、令和2年7月豪雨で被災し、緑地帯の機能を喪失したため、舗装した上で緑地帯の一部の占用を廃止いたしております。植栽が残っている箇所は、城見庭園前の低木、宝来町区間の高木でございまして、舗装が完了した箇所は九日町区間の一部と下新町区間の一部でございまして、それ以外の箇所は緑地帯の機能を喪失しておりますが、舗装の施工に至っていないところがございます。今後の計画は、緑地帯の機能を喪失した区域で、優先順位をつけ、順次舗装した上で占用を廃止する予定でございまして。

市が管理している球磨川堤防緑地帯の安全対策としましては、年4回の除草作業を実施し、歩行者及び車両の通行の支障にならないよう努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 環境基本法では、6月5日を環境の日と定めており、国連ではこの日を世界環境デーと定めています。また、環境省では、この日を含む6月を環境月間としています。これからの季節、あつという間に草は生い茂ってきます。また、アスファルトがひび割れしている箇所もあり、日々の散歩やジョギングなどで利用されている方々は、安心して利用できるのでしょうか。特に、水害後には背の高い草が多く茂るようになったようにも思っています。カヌー一部の学生も多く利用する場所でもあります。雑草が死角になってしまうことも予想され、また害虫の問題もあります。水ノ手橋から上流側の管理用通路には街灯がありません。皆さん御存じのように、途中で階段になっていたり、行き止まりになっているという箇所があります。先日、夜に通ってみました。あまりの暗さに不安になり、途中から国道のほうへ出ました。住民や利用者、子供たちを守るためにも、安全対策の管理は必須だと考えます。車では確認できない所もあるので、職員の皆さんもぜひ実際に散歩道路を歩いてみていただきたいと思います。街灯の件は、国と協議をし、急ぎ進めていただきますようお願いいたします。

では、次に、国の管理用道路であります。市が占有しているために、現在は植栽の管理や除草作業に関して、市の予算が投入されています。城見庭園前の通路のように、城見庭園の景観に合った植栽を施し、景観を守るという目的があるのならば、市民のため、また観光客のために市が管理を続けるのは納得がいくのです。ですが、植栽を伐採し、雑草地となつたまま、ただ除草作業だけをこのまま続けるというのは納得がいきません。水害から4年近く、除草作業だけを続けていること、年4回の除草作業ではとても雑草の勢力には追いつかないと思います。

先ほどの田中議員の御質問で、球磨川左岸は令和4年2月18日に国土交通省へ返還されているとの答弁がありました。この管理用通路も早く舗装をし、国の管理へと戻す計画はないのでしょうか。現在の植栽の管理や除草作業に関して、市の負担での管理が続く場合、その期間や具体的な計画をお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

植栽の管理に関しましては、1回目の答弁でお答えしましたように、本市が占有許可を得ている区域につきましては、安全な歩行空間の確保と景観への配慮のため、年4回の除草作業を実施しております。また、緑地帯の機能を喪失した区域全てではございませんが、植栽がなくなったことによる砂ぼこりや害虫の発生への対応など、住民の皆様の要望や、現地の状況などを考慮し、優先順位をつけながら、順次舗装をした上で、占有を廃止し、国に返還していく予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 確かに、今年の5月、私が城見庭園に行ったときに、ちょうど城見庭

園前の植栽をシルバー人材センターの方々が手入れをされていました。ですが、そのほかの雑草地は、その後見渡しますと手つかずの場所もあります。見かねて近隣住民の皆さんが除草作業をされていることも事実です。本当に4回の除草がされているのか、ちょっと疑問に思うところです。

歩行者の、まずは安全と幸福向上のために、スピード感をもって、具体的な計画の策定、実施を要望いたします。

では、次に、球磨川・人吉地区かわまちづくり計画について質問いたします。

かわまちづくりの観点から、管理用通路の活用の具体的な計画はありますでしょうか。また、事業スケジュールとしては完成の予定はいつ頃になるのでしょうか。お尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） 議員の皆さんこんにちは。それでは、お答えをいたします。

まず、かわまちづくり計画につきましては、本年4月25日に球磨川・人吉地区かわまちづくり協議会及び同実行委員会が作成された変更の計画書を人吉市長へ直接手渡していただいたところでございます。国土交通省のかわまちづくり支援制度による変更登録申請を、本年6月中に行うため、現在手続が進められているところでございます。

本計画中の整備箇所6か所のうち、その一つである管理用通路の活用としましては、人吉市街地の各拠点を結ぶ重要な回遊路と位置づけた上で、市民や観光客が水辺の散策を楽しめるように、歩きやすい舗装、照明、案内看板等の整備の計画をしておられるところでございます。

整備に当たりましては、具体的な整備内容や実現可能性等、またそれに付随するソフト事業のつくり込みなど、協議会、実行委員会、また社会実験等におきまして議論を行い、市が実施していくまちづくり事業と連携をしながら進めていく予定としております。期間としましては、令和7年度から優先順位をつけながら、ハード整備に係る実施設計等を行う予定としており、現時点ではおおむね5年間での整備を想定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 令和7年度からおおむね約5年間、令和12年度頃に整備が完了するということでしょうか。今から様々に協議をしながら、ほかのまちづくり事業とも連携しながらの事業ということで、そう短期間にできることではないということは理解しています。だからです。まだ、計画も着工も未定の管理用通路をこのまま景観が損なわれた状態で放っておいてもよいのかと思うのです。すぐにかわまちづくりが着工となるならば、それは二重手間になるので、限られた予算の中での事業に無駄なことはしないほうがよいとも考えますが、あと5年先かもしれない事業を待っているのは市民の安全・幸福は担保できませんし、観光客は一度がっかりしてしまえば二度と訪れてはいただけないと思います。この散歩道路は、地元の人々にとって、日常の散策の場であり、遠くふるさとを離れた方にとっては、球磨川と

ともに懐かしい場所です。そのため、この散歩道路をさらに充実させることは、私たちの責任だと思えます。この取組によって、球磨川沿いの散歩道路は、訪れる人々にとって忘れ難い思い出となる場所になるでしょう。地元経済の活性化にも寄与し、過疎化が進む中で、若者がこの地に帰ってくる理由の一つとなるかもしれません。小さな努力が大きな未来への一歩となると私は考えます。

今一度、具体的な計画を練り上げ、庁内で、市役所全体ですすね、縦・横のつながりをもって、意思疎通を図りながら、国ともしっかりと連携をし、この整備事業に当たっていただくことを切に要望いたします。

それでは、次の項目に移ります。

出産及び子育てを安心して行うことができる環境の整備について、妊娠期から子育て期における困りごとの把握方法と対応について、質問してまいります。

危機的人口減少と言われ、新聞報道などには、異次元の少子化対策とは裏腹に、毎日のように婚姻率低下や出生率低下の記事が掲載されています。子供一人を成人まで育てるための費用は、養育費と教育費を合わせると約2,000万円、いや、3,000万円を超えるとも言われています。それぞれのライフステージや家庭環境でも異なるとは思いますが、生半可な気持ちでは子供を産むということにはならないということです。世界で一番子育てがしやすい国はデンマークと言われており、出産費と幼稚園から大学までの費用が無料で、日本との最大の違いは、お金をもらって大学に行くというのが常識なのだそうです。医療費と同様に、国民全体で負担するという考え方を導入しているからだそうで、その根底には、教育は国家を支える人材を育成する国家的事業だという考え方があり、教育の成果は、個人に恩恵をもたらすばかりではなく、社会を豊かにするという考えだそうです。

では、こども家庭庁の発足を受けて、本市においても、本年度より「こども未来課」が開設されました。こども未来課において出産期から子育て期に渡る困りごとの把握方法と、またその方々にどのような対応がなされているのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） こんにちは、お答えいたします。

本年4月、こども未来課内に全ての妊産婦と子育て世代、子供・若者を一体的に支援することを目的として、こども家庭センターを開設し、あらゆる困りごとについて対応可能となるよう、ワンストップの相談窓口を設置しております。特に、支援が必要な状況ではあるものの、自らSOSを発することが難しい子供や、家庭に対して確実に支援につなぐことが大切であることから、妊娠・出産期の家庭等においては、妊娠8か月頃の妊婦の方へのアンケート調査や赤ちゃんの全戸訪問、乳幼児健診等において困り感や子育ての状況を把握することとしております。

また、保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校、高校等にお子様が通われている家庭につきましては、各機関と連携して、困り感のある家庭について、状況把握、相談受付を行っ

ております。対応につきましては、相談窓口を設置するほか、こども家庭センターから積極的に出向くなどして支援を行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） ただいま部長の答弁にもありましたように、窓口を設置して待っていても、本当の困りごとの把握は難しいです。積極的に出向いてアプローチされているということで、支援が必要な方にとって救いになることと思います。

こども家庭庁のこども家庭センターのガイドラインによりますと、自らの支援ニーズに気づいていない家庭、また支援の手続を行うことが困難な家庭、自ら支援を求めることに困難を抱える家庭などを早期に発見・把握し、支援につなげていくことが重要と書かれています。それほど支援が必要な方が多いことと、一方で支援が必要と言えない、声を上げられない家庭をどう救えるかということです。では、本市のこども家庭センターの組織、専門職の配置状況、体制、さらに新たな取組内容についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

こども家庭センターでございますが、母子保健、児童福祉の両機能の連携、協働を深め、虐待への予防的な対応から、子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なくもれなく対応するよう実施しております。

また、専門職として、保健師2名、社会福祉士1名、保育士資格4名、教員資格1名を配置しており、それぞれの専門性を生かし、より深く支援ができるように努めております。

新たな取組内容でございますが、支援が必要な家庭に対して、個々の課題やニーズに応えるため、母子保健や家庭支援事業、そのほか障害者支援や産後ケアなどのサービス、また、ショートステイ、ファミリーサポートセンター、子ども食堂、NPO主催の学習塾や遊び場の提供などといった様々な地域資源につなぐための支援計画、サポートプランの準備を進めております。民間団体や地域資源と一体となった支援体制の構築に向けて取り組んでおります。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） こども家庭センターの開設により、母子保健機能と児童福祉機能が統合され、一体的な運営が進められることに大きな期待をしています。

では、次に、人吉市要保護児童対策及びDV対策協議会の開催状況、また、こども家庭センターとの連携状況についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

人吉市要保護児童対策及びDV対策協議会の開催状況でございますが、例年、代表者会議を年1回、実務者会議を年2回開催しております。こども家庭センターでは、各会議や構成

機関間の連絡調整、予防策の立案や実施の調整、研修や啓発等を実施しております。また、複数の機関が関わる個別案件については、支援の方向性がよりよい決定となるよう、こども家庭センターが主となり、関係する団体から様々な御意見を聴取し、役割分担など支援調整を行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） こども家庭庁支援局虐待防止対策課の令和5年度保健師中央会議の報告書の中に、市町村こども家庭支援指針及び子育て世代包括支援センターガイドラインの検討に当たって考慮すべき事項として、こども家庭センターと複数の関係機関——ただいま部長がたくさん言っていただきましたが、関係機関と連携した支援が必要な場合に、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用し、アセスメントに必要な情報共有や関係機関に協働しながらの支援を実施すると書いてあります。

本市の協議会要項を見ますと、この協議会の構成会員として、国又は地方公共団体の機関、社協や医師会などの法人、認定こども園や子供会、PTA等の児童の福祉又は教育に関係する職務に従事する者、そのほかの関係者等、23もの団体の名前が挙げられております。

こども家庭センターが中心となり、児童を保護するような事案が起きないように、さらに虐待などが未然に防げるように、この協議会とのさらなる協働も含め、お願いいたします。

このように、地域と連携なくしては、子供たち、また子育て世代を守ることは難しいと思います。

岸田首相が異次元の少子化対策を打ち出されてから約半年がたった今、厚生労働省の2023年人口動態統計発表によりますと、女性一人が生涯に産む子供の推定人口、合計特殊出生率は過去最低の1.20との発表に、日本中が動揺を隠せなかったと思います。この出生率の発表が掲載された6月6日の熊本日日新聞には、社会で子育てが気運の鍵であるという記事がありました。鹿児島県徳之島町は、2018年から2022年の市区町村別出生率が全国トップで2.25、町役場には「大宝の町」との垂れ幕が飾られ、町長が出産祝い金を渡す際に、「町が支えます」と手渡しをされているそうです。「徳之島町ではスーパーに行くと、知らない人でも声をかけてくれ、赤ちゃんを抱っこしてくれる」と4人の子供を育てておられるママの声が載っておりました。もちろん、お金の支援も大事です。大切です。しかし、徳之島の様子を見ると、それだけではないように思います。

では、こども家庭センターと地域ボランティア団体等の連携はあるのか、現状をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

令和6年4月より、市内で子ども食堂を開設されている団体と、月に1回連携会議を開催し、各子ども食堂の状況や子育て関連団体の支援について、情報共有等を行っております。

子ども食堂も含めて地域ボランティア活動は、行政では手が届かない課題へ大きな効果を発揮していただいていることから、今後も積極的に連携・協働に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 今挙げていただきました子ども食堂との連携会議には、実は私も子ども食堂側として参加させていただいております。正に民間でしかできない細やかな支援、一方で行政でないとできないところ、お互いの得意分野を持ち寄って、ただただ子供たちの幸せのためだけに真剣に議論をし、連携する。正にこれが協働だと思います。今後もこのつながりをさらに強めていただき、またほかの団体ともこのような関係がつけられることを期待しています。

では、次に、産後ケアの現状と今後の強化について質問いたします。

産後ケアについては、令和5年の9月に一般質問をしておりました。その後の現状と改善された点について、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

産後ケアの利用状況でございますが、令和4年度の利用実績は、短期入所型ケアは実人数1人、延べ2回の利用。通所型ケアは実人数6人、延べ14回の利用。居宅訪問型ケアの利用はございませんでした。令和5年度は、通所型ケアのみの利用があり、実人数13人、延べ37回の利用でございました。令和5年12月から受け皿となる施設が1か所増加したことで、より利用しやすい環境整備が進んだと認識しております。また、改善点につきましては、今年度から対象者の拡充と利用者負担額の見直しを行っております。対象者につきましては、これまで産後ケアを必要とする方の中でも、「産後に家族の支援が受けられない方で、かつ心身の不調を来す恐れのある方や育児不安のある方」としておりましたが、見直し後は、「産後に家族の支援の有無にかかわらず、心身の不調を来す恐れのある方や、育児不安のある方」へと拡充しております。利用者負担額につきましては、これまで生活保護世帯のみ無料でしたが非課税世帯についても無料とし、さらに課税世帯では、利用料を通算5回までは2割負担から1割負担へと減額しております。申請方法につきましては、今後、子育て支援アプリや市公式LINEでの申請予約ができますよう、準備を進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） これまでは心身の不調があっても、この基準を満たしていなければ利用できないということがあったんですけども、今は誰でも利用できるということで、間口が随分と広がって、すごく安心できる制度だと思います。その一方で、令和4年と比べると、令和5年には利用料の減免もあり、通所型ケアは倍以上の利用があっており、うれしく思い

ますが、しかしながら、令和5年度の出生数が149人に対し、増えたと言っても13人の利用というのがやはり少なすぎるのではないかと思うんです。本当に13人ぐらいいしか助けてほしいという人がいなかったのかと、周りを見回しますと、本当はそうではないんじゃないのかなというふうに思います。「疲れた」とか、「少し休みたいんです」とか言うように、誰でも気軽に使える制度にするために、隣のおばちゃんに「ちょっとよかね」と言えるようなそういう制度になればと思うんです。ファミリーサポーターのようなサポーター制度の導入の考えはありませんか。お尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

産後ケア事業は、産婦の心身のケア・授乳・育児の具体的な方法や、生活相談等の支援及び乳児の健康維持・増進を行うことで、安心して育児ができるよう支援することを目的としております。生後6か月以降の乳幼児については、既存のファミリーサポートセンターを御利用いただけます。また、生後6か月以前の乳幼児については、国の少子化対策の動向を見ながら検討してまいります。今後も、全ての妊産婦、子育て家庭が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育てまでの疑問や不安にできる限り丁寧に対応し、きめ細やかな切れ目のない支援を実施してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 生後3か月までの子育ては、特に一人目の3か月間というのは、まるで出口のないトンネルの中にいるような感じとされています。実際、私も一人目の子育てのときに、生後2週間ぐらいのときだったと思いますが、産後うつと診断され、本当につらい日々を過ごしておりました。生後6か月からはファミリーサポートセンターが利用できるのですが、半年になるまでが本当に手厚い支援が必要と私は考えます。東京都荒川区では、産後支援ボランティア派遣事業を通じて、ボランティア団体が産後ケアをされています。この事業は35と書いて産後と言いますが、「35サポネットin荒川」という団体が主導しており、2003年から活動がされ、地域のボランティアや首都大学東京の大学の学生たちが家庭を訪問し、育児サポートを提供しています。サービスには、赤ちゃんのお世話、短時間での見守り、外出時の同行、家事の手伝いなどがワンコインで利用できるそうです。また、福井県の高浜町では、民宿や旅館とのコラボで、産後ケアをされている事例もあるそうです。

申込み等のオンライン化も含めて、やれることはまだまだあるのではないかと思います。さらに寄り添える産後ケアになるように、要望いたします。

では、次に、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）の現状と拡充計画について、質問をしてまいります。

ファミリーサポートセンターについても、令和5年9月に一般質問をしております。その後の現状、現在の利用状況について、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

ファミリーサポートセンターの会員登録状況でございますが、令和6年3月末現在でお答えをいたします。依頼会員が73人、協力会員が30人、依頼と協力の両方を行う両方会員が2人となっております。

利用状況につきましては、令和5年度の延べ利用実績が190件で、月平均としては約16件となっております。

次に、事業の周知方法でございますが、利用が多く見込まれる就学前児童がいらっしゃる家庭に周知できるよう、毎年度4月の入園時期に合わせて、ファミリーサポートセンターのチラシを保育所、認定こども園、幼稚園を通じて配布し、周知を図っております。また、チラシを産婦人科、小児科等に設置するほか、社協だよりや市広報、市ホームページ等に掲載し、広く周知を行っております。前回お答えをいたしました令和5年9月時点と、ほぼ同様の会員数や利用状況、周知方法となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 協力会員さんが増えたということは、本当にありがたく思います。利用実績としては、令和4年度より9件減っているぐらいで、あまり変わりがないですね。でも、利用者の裾野が広がったようには思えません。では、申請方法、報告書の様式等、提出方法について、また周知方法についての協議はされたのでしょうか。お尋ねします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

申請書や報告書の提出方法につきましては、前回御質問をいただいた後に、オンライン化について協議を行い、先進事例の調査をいたしておりますが、現時点では利便性、安全性、経済性を兼ね備えた方策にはたどり着かず、改善には至っておりません。今後も継続して検討を進めてまいります。

また、本年6月から7月にかけて、未就学児及び小学生の保護者に向けたアンケートを実施し、その中でファミリーサポートセンター事業の認知度や利用希望等を調査することとしております。これらの調査結果を踏まえながら、よりよき制度となるよう検討してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 様々に協議を重ねていただいているとは承知いたしました。小中学校体育館の借用申請のデジタル化について、令和4年6月に一般質問いたしました。本年度よりデジタルでの申請ができるようになり、市役所の開庁時間に関係なく申請ができることは本当に便利になったとお声が届いています。私も、実は活用しております。体育館の申請がデジタル化できて、若者が利用することが分かっている産後ケアやファミリーサポートセンタ

一のデジタル化がまだまだできていない、三枚複写での申請をし、三枚複写での報告書を作成しなければならない、周知方法に関しましても、昨年的一般質問の際に、お母さん方からの要望を受け、ぜひ小学校の入学式に、ファミリーサポートセンターのチラシを入れてほしいとお願いいたしましたが、実は、入学式の資料の中には入っていなかったということです。今回実施されるアンケートの中でファミリーサポートセンターを知ってもらうきっかけが増えること、また、アンケート回答情報の活用とさらなる周知を期待いたします。

では、次に、ファミリーサポートセンター事業がさらに誰でも気軽に使える制度にするための拡充計画はありますか。お尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

これまで利用会員の範囲を、生後6か月以上、小学6年生までとしていたところですが、おおよそお子様の首がすわる生後4か月以上から、小学6年生までに対象を拡大する方向で現在調整を行っているところでございます。

多くの方にご利用いただける事業とすることで、安心して子育てできる地域づくりを目指し、進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 生後4か月から利用ができるようになるとありがたいと思います。今後またさらに、産後ケアとファミリーサポートセンターが連携して、サポートを希望する方とサポートを提供する方とコーディネーターとの三者が使いやすい制度になるようなさらなる拡充計画を要望いたします。

これで、ファミリーサポートセンターの質問を終わります。

では、第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画の中から、多様な就労ニーズに応じた支援の具体的な取組での現状についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

多様な就労ニーズに応じた支援状況につきましては、第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画に記載のある数多くの事業の中から幾つか抜粋して、令和5年度の実績を御報告いたします。

まず、病児・病後児保育事業、これは就学前及び低学年児童が、病中病後で保育園等に預けることができない場合に、増田クリニック内のあひるハウスでお子様を預かる事業でございまして、236人の実績となっております。

次に、夜間保育事業、これは就労形態の多様化に伴いまして、夜間保育が必要な方を支援するために実施されている保育でございます。ひまわり保育園の1か所、実績は1人となっております。

次に、ショートステイ事業、これは、保護者が病気になった場合に、児童養護施設等にお

いて預かる事業でございます。人吉球磨圏域には、児童養護施設はございませんので、市内の介護施設「なごみの里」と市外の短期入所施設、相良村の「それ一ゆ」の2か所と委託契約を締結し、受入れをお願いしている状況でございます。また、人吉球磨圏域で、里親登録をされている御家庭のうち、ショートステイの受入れをされている場所が市外に3か所ございます。施設と里親を合わせた利用実績は6人となっております。

次に、一時預かり事業でございますが、これは通常自宅で育児されている保護者が、育児疲れや急病、冠婚葬祭等で、家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育園等で児童を預かる事業でございます。各保育園等が自主事業として実施をされております。15か所の240人の実績となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） この第2期計画に記載されている初年度の平成30年度の実績や、最終年度の令和6年度の目標値と比べますと、病児・病後保育は3分の1に、一時預かり事業の利用は半分ほどになっています。平成30年度の実績と令和6年度の目標値、そして今回の現状の結果の要因についての検証はされているのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

各事業の検証についてでございますが、いずれの事業にいたしましても利用実績が減少しておりまして、新型コロナウイルス感染症拡大が大きく影響しているものと捉えております。各事業の利用数減少につきましては、様々な要因が絡み合っておりますので、事業ごとにさらに検証し、今後の利用拡大に向けて検討を重ねていきたいと存じます。

共働き世帯の増加、女性の就業率の高まりなどを背景に、仕事と子育ての両立を求める子育て世代の保育ニーズが高まっておりますことから、本市におきましても、様々な保育事業や子育て支援サービスの充実を図ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 利用の減少が新型コロナウイルス感染症拡大の影響であるならば、利用者数は徐々に回復していくという可能性が高いことが予想されますし、また、今後それ以上の利用となることは安易に想像できます。コロナ禍でも、これらの事業の中で、利用者が増えているのがショートステイ事業です。ショートステイ事業においては、早急な事業のサポート、支援の強化が必要だと考えます。

そこで、先ほど御紹介もありましたが、本市における里親制度の現在の取組状況と、また今後、本市に里親さんを増やすためにどのような施策を考えられているのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

子供が健やかに成長するためには、安定した温かい家庭環境の中で、豊かな愛情の下に育てられることが大切で、保護者による養育が不十分、又は養育を受けることができない子供の代替的養護は、児童養護施設等による施設養護よりも、里親委託等による家庭養護が望ましいと考えております。

里親に関する事業の取組につきましては、県が委託しております、特定非営利活動法人「優里の会」が里親制度の普及啓発、新たな里親のリクルート、里親登録や更新のための研修、子供と里親家庭をつなぐマッチング支援等を行っております。本市では、優里の会と連携して、養育里親登録数を増やすように努めておりますが、現在の登録状況は1件でございます。里親での養育の割合を増やすために、養育里親登録数の増加が大きな課題であると認識をしております。そのため、令和5年度におきましては、10月の里親月間に合わせて、令和5年10月3日から12日まで、市役所1階の市民コーナーにおきまして、パネル展示を行い、里親の普及啓発を実施しております。今年度におきましても、7月23日から31日の期間にパネル展示を行うこととしております。また、広報ひとよしで、里親啓発の特集記事の掲載を計画しており、今後も継続的に普及啓発を実施してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） しばらく里親が本市においては0件だったのが、本年度1件、里親さんが増えたということは、本当にありがたく思っています。本市のホームページを見ますと、「人吉市、里親」と検索をするとですね、「里親制度を御存じですか」というページが出てまいります。「里親制度としては」と題して、このように書かれています。「様々な事情により、家庭での養育が困難又は受けられなくなった子供等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育を提供する制度です。家庭での生活を通じて、子供が成長する上で、極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子供の健全な育成を図る有意義な制度です」と書いてあります。

厚生労働省の里親制度と公益財団法人全国里親会の外部リンクを張り付けてありました。厚生労働省のリンクをクリックしますと、「お探しのページが見つかりません」とメッセージが出てまいります。全国里親会をクリックしますと、「まずはお近くの児童相談所へ御相談ください」と一番項目に出てまいります。人吉市には児童相談所がありません。八代まで行かなければなりません。この状況に危機感がないように感じます。里親制度の相談は児童相談所、認可は県がする、でも、実際困っている子供や親御さんは、人吉市民なのです。ショートステイで預けたくても、去年はですね、受け皿がなかったので、八代に預けるしかないということがあったそうです。そうすると、通園・通学ができません。このような状況を生み出していると思います。

本市では、優里の会と連携をされているとの答弁がありました。私も優里の会の研修を2

回受けました。この市役所でも会場となっております。なぜ、ホームページのリンクの先に本市と連携している、しかも熊本県南を管轄されている優里の会の貼付がないのでしょうか。この4行ほどの文章だけのホームページで、「よし、里親になろう」とか、その先のページに行ってみようかなるのでしょうか。早急に、ホームページの見直しも含め、さらなる支援の強化、周知の強化を図っていただきますよう要望いたします。

では、最後に、第3期人吉市子ども・子育て支援事業計画の策定について、質問いたします。

本市の深刻な少子化問題に対処するためには、第2子・第3子の支援も重要ですが、何よりもまず第1子を安心して育てられる環境を整備することが最優先されるべきと考えます。とは言っても、私たち世代が子育てしてきた頃と比べますと、正直うらやましいなと思うほどの手厚い支援、助成がされているのも事実です。なのに、なぜ出生率が上がらないのでしょうか。お金の問題だけではないのではないかと想像いたします。

私が子育てする30年以上前ですけれども、その頃は、子育ては女性が我慢を強いられることが当然でした。今でも、「昔はこうだった」とか、「子育ては苦勞して当たり前だ」とか、「子育ては苦勞の上にあるものだ」というような風潮もあります。しかし、女性の社会進出という言葉がもうなくなりつつあり、それが当たり前、普通のことで、女性のポストも男性と同様になってきている今、「昔はこうだった」というのは通用しないと思います。そのような時代の潮流の中で、まずは1人目の子育ての充実と安心が必要と考えます。「親学のすすめ」という本を読みました。その中の一文に「人間の原点は、共に生きることだと思います。そして、人間同士の瞬間の出会いが共に生きるための接点になるのだと思います」と書いてありました。家族というつながりが希薄になりがちな現代において、地域で、社会全体で子育てをする、「疲れたと言ってもいいよ」と、「甘えたっていいよ」と人吉市全体で守り、子育てするという感覚です。今、正に家庭が、さらに子育てに前向きになるための政策の強化や拡充が必要ではないでしょうか。

そこで、市長にお尋ねいたします。これまで様々な事業について質問をしてまいりましたが、これらの観点を踏まえて、令和7年度に改定されます第3期子ども・子育て支援事業計画において、市長の具体的な施策、さらに改善点や強化点についての考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

次世代を担う全ての子供が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体でこども施策に取り組むことができるよう、令和5年4月にこども基本法が施行されました。これに基づきまして、令和5年12月に、こども施策を総合的に推進するため、これま

での少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱の3大綱を一元化したものとなる「こども大綱」が定められており、本市におきましても、このこども大綱で示された方針に沿って計画策定を進めてまいります。

本市では、第2期までは、子ども・子育て支援事業計画として策定してまいりましたが、令和7年度からの次期計画は、こども大綱の方針に基づき、子供から30代までの人々が、自らの居場所を得て、成長活躍できる社会を目指す「子ども・若者計画」を合わせた計画として、人吉市子ども計画を策定することとしております。

私といたしましては、今議員がおっしゃいましたように、時代の移り変わりの中で、これまでの家族の在り方、結婚や子育ての在り方について、既成概念にとらわれず、多様性を尊重し、誰もが子供を産み育てる喜びを享受できる環境づくりが大切だと考えております。

本市が実施している産後ケア事業やファミリーサポートセンター事業もその一つですが、親だけが子育てをするのではなく、先ほど冒頭にも御紹介をいただきました、やはり国家としてももっと力を注ぎ、そして地域全体として子供を育てていく仕組みづくりが重要だと考えております。計画策定に当たりましては、これまでの計画よりも対象とする支援の範囲を、30代の若者にまで広げ、今後の本市の子供、若者に対する支援の方向性を示していきたいと考えており、国・県の動向を注視しながら、今後予定しております未就学児の保護者、小学生の保護者、15歳から39歳の子供・若者に対する調査の結果や、既に設置をしております人吉市子ども・子育て会議の審議結果等を踏まえ、具体的な施策の改善や強化を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 令和7年度には、人吉市子ども計画となるということを伺いました。そしてまた、30代、39歳までを若者と。子供とフィールドがすごく広がったなと思って、そこがキラキラとみんなが幸せで暮らせる人吉市になるならば、本当に私はこれからの人吉市の未来は明るいと感じています。

こども家庭庁の政策に、「こどもまんなかアクション」というものがあります。全ての子供が、若者たちが、幸せに暮らせるように、常に子供や若者の今とこれからにとって、最も良いことは何かを考え、社会全体で支えていくこととあります。まさに、今から人吉市が進めていこうとしているのはこれにすごく合っていると思います。

さらに、「こどもまんなか応援サポーター」というものがありますが、子供たちのために、何が最も良いことかということを常に考え、子供たちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという、「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組む個人・団体・企業・自治体を「こどもまんなか応援サポーター」と呼ぶそうです。こういったパンフレットがありまして、ロゴもこういったロゴがあります。このロゴは、このこどもま

んなかマークは文字に様々な色を使うことで、子供の多様性や個性を表し、多くの人の思い、アクションがあるということ表現している、だそうです。

こどもまんなか応援サポーターに参加されている自治体が九州では4市あります。北九州市、都城市、3市ですね、日置市の3か所です。宮崎県の都城市のホームページには、「都城は全力で子供たちを応援しています」と大きく掲げてあります。鹿児島県日置市では、昨年8月にこどもまんなか宣言を市長が出されています。

松岡市長、ぜひ人吉市も、こどもまんなか応援サポーターとしてアクションを起こしていきましょう。期待しています。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで、暫時休憩いたします。

午後0時11分 休憩

午後1時20分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君）（登壇） 12番議員の村上恵一でございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

今回は、鹿目の滝、県の名勝・史跡指定による効果と「みんなで美しい人吉づくり」について、そして、認知症による徘徊対策についての、この3項目を通告しております。

それでは、最初に鹿目の滝についてでございます。この件につきましては、7年前に質問を行った経緯があります。しかし、今回ですね、県の名勝指定を受けましたので、再度取り上げさせていただきます。しかし、本日の1番で田中議員がこの件について質問されましたので、少しだけ整理をしながら行っていきたくと思います。

まずは、最初の質問でございます。県の名勝・史跡とは、どのような意義があるのか。また、そのメリットは。この「メリットは」の質問は田中議員からございましたので、ダイジェスト版で答えていただいで結構です。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

まず、鹿目の滝が熊本県指定名勝に指定されたことの意義についての御質問でございますが、今回の指定は、熊本県文化財保護条例に基づき指定をされたものでございまして、本条例の第1条におきまして、「県の区域内に存する文化財のうち、県民にとって重要なものについて、その保存や活用のために必要な措置を講じ、県民の文化的向上に資することを目的とする」とされております。先ほどの田中議員の御質問や新聞報道にもございましたが、熊本県文化財保護審議会におきまして、「鹿目の滝は、雄滝・雌滝・平滝の3つから成る滝群であり、文化財の価値としまして、近世期から熊本を代表する景勝地であり、勇壮かつ優

美なそれぞれの滝が異なる趣を示す鑑賞上の価値は極めて高い」とされております。

このように、これまでは人吉市民が誇る郷土の歴史遺産であったものが、古来より景勝地として認知される歴史ある名瀑として、熊本県民が誇る歴史遺産として評価されたという点に意義があるものと認識をしております。

次に、県指定になったことでのメリットでございますが、先ほどの田中議員へのお答えと重複いたしますが、御了承いただきたいと存じます。

まず、先ほどから申し上げております、熊本県文化財保護条例に基づき、指定された文化財が適切に保全活用されるよう、県の指導・協力・助言を得られるという点でございます。さらに、県指定文化財の保全や活用のために必要と認められた各種事業に対しまして、熊本県文化財保存整備費補助金が活用できるというところでございます。

改めて、具体的な例を申し上げますと、岩盤崩壊を防止するための対策工事といった文化財の保存を目的とした事業、また、ほかにも文化財を安全に見学するための展望施設や説明板、あずまや等の便益施設の設置といった文化財の公開活用を目的とした事業が挙げられます。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 大変喜ばしいことだと思っております。日本の滝百選の一つにも選ばれておりますし、これは県内で4つが入ってますね。また、雄滝の落差が36メートルという規模からしてもですね、非常に魅力的な滝でございます。

過去に同様の質問をしたときに、どのくらい人が来てるのかという質問をした経緯があるんですけども、相当昔の資料でございました。年間で約7,000人というような数字でございました。これは夏の滝祭の数字も入っているということで、実際は、滝祭をマイナスすると、5,000人弱かなと思っております。それでも、結構な方が来られてると言ったらいいのか、逆に少ないのか、ちょっと分かりづらいところなんですけれども。

それですとね、2回目の質問に入りますけれども、本市のホームページの中の観光情報の中に、この鹿目の滝の紹介があるんですけども、県の名勝指定になったという記述が全くないんですよ、ホームページの中に。ほかのページの中でも、市の指定名勝のままなんです。また、現地に赴きますと、記念碑、あるいは標柱、看板等もない、そして広報ひとよしでも紹介されてないですね、ずっとひもといってみましたら。そのような状況なんです。なぜなんですかね。その辺をお聞きしたいと思います。

○教育部長（前村洋宣君） 御質問に、教育部からお答えをさせていただきます。

まず、本市のホームページの観光情報、また、ほかのページ、こちらは市民部で作成をしているものでございますが、鹿目の滝が市指定のままであるという御指摘につきましては、議員御指摘のとおりでございます。いずれも指定文化財の手続等を所管する教育部におきま

して、関係部署への情報共有が十分できていなかったということが原因と捉えておきまして、更新できておりませんことを反省しております。また、教育部といたしましても、文化財的価値の観点から主体的に広報ひとよしや、ホームページでの紹介をはじめ、市内外を問わず、広く周知活動を行うべきであったと考えております。

このことにつきましては、関係者と連携をし、早急に積極的な情報の共有と発信を行ってまいりたいと存じます。

次に、記念碑や看板に関する御質問でございますが、現在、現地には、経済部で製作いたしました案内板を設置しておりますが、議員御指摘のとおり、指定文化財の視点での看板等については設置をしていない状況でございます。熊本県文化財保護条例におきまして、標識、説明板、境界標、囲柵——囲う柵でございますけれども、その他の設置につきましては教育委員会規則の定める基準により設置しなければならない、また、県指定文化財に必要な標識及び説明板について、設置するよう努めなければならないとされております。

今後、熊本県及び関係課とも協議を行い、補助制度の活用も含め、標識や説明板等の設置について検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） ホームページの内容更新はですね、すぐにでもできると思いますので、できれば今日、あるいは明日にでもですね、お願いしたいと思います。また、標柱や看板に関しましても、夏休みなどこれから涼を求めて訪れる観光客も多くなるかなと思いますので、早目に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

過去の質問でもちょっと行いましたけれども、周辺整備についてお聞きしたいと思います。

昭和63年に遊歩道が整備されて、平成17年度ですね、最後、樹種転換や保安林伐採が行われておりますが、それ以降は何か整備は行われましたでしょうか。いかがでしょうか。

○経済部長（淵上聖也君） それでは、お答えいたします。

平成18年度以降の整備の状況でございますが、平成19年度にトイレ周辺の排水設備の修繕及び樹木の植栽を行っております。次に、平成21年度には、滝周辺の桜の枯れ木の伐採。また平成22年度には、土砂崩れによる遊歩道の災害復旧工事。平成29年度には、壊れた木製ベンチ3基の撤去。平成30年度には、台風24号による災害復旧工事で、倒木の対応、ブロック積みなどを行っております。

そのほか、台風などの被害による遊歩道への泥の浸入など、職員で対応可能なものについては適宜対応しているところではございますが、新たな設備の投資という面では行われていないのが現状でございます。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） まずはやっぱり行きやすい、訪れやすい環境整備が、観光地という視点から考えても必要条件であると思うわけでございます。

それと、先ほど申し忘れましたが、市の広報に載せることによって市民にもっと知らせると。もちろん地元新聞等にも案内はありましたけれども、広報でやはり広く市民の方にも知っていただいて、「ちょっと行って見ようか、久しぶりに」とか、「私はまだ行ったことがないんだよね」とかいうことで、ぜひ市民の方にも訪れていただきたいと思います。しかし、鹿目の滝の場合はですね、「行きはよいよい、帰りはつらい」という場所なんですよね。降りるときはいいんですけれども、帰りは本当に息が上がります。汗だくになります。特に御年配の方はですね、「もう私はいいから、上で待ってるから行っておいで」というふうに敬遠されがちなんですよね。そういうことを考えますと、過去にもちょっと要望を行いましたけれども、滝に降りる階段の入り口から約30メートルぐらい手前、人吉側のほうに、カーブの前の保安林である杉林がいっぱいあるんですよね。そこで、道路上からまず滝が見えないんですよ。ということで、道路上から滝が見下ろせるように、これを伐採等の検討をお願いできないかと思えます。いかがでしょうか。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

御指摘いただいた場所は、熊本県所有、人吉市所有、また民間所有が混在している山林でございまして、熊本県、人吉市の所有部分につきましては、保安林指定をされた山林でございまして。保安林とは、森林法第25条において、水源の涵養、土砂の崩壊、その他の災害への防備、生活環境の保全・形成など、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は熊本県知事によって指定される森林でございまして、伐採につきましても、熊本県の許可が必要となるなど、一定の制限がございまして。

改めまして、現地に出向きまして、伐採を希望されている箇所を確認しましたところ、急傾斜地でございまして、また、道路側から滝が見えるようにするためにはある程度広範囲にわたり伐採が必要であると認識をしており、防災の観点から考慮しましても、木々を伐採することで豪雨時における治山及び保水力が低下し、山腹が崩れ、土石流などが発生しますと、下流の集落などにも影響を及ぼす可能性も否定できないところではございまして。とは申しましても、鹿目の滝が県指定の名勝にも選定され、人吉市の観光振興の起爆剤として活用できるまたとないチャンスでもございまして、観光振興・防災など、様々な観点から検討し、民間地権者や熊本県、また森林組合など関係機関とも今後協議してまいりたいと思えます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 防災の観点から言うとはですね、逆に杉などの針葉樹よりも根の張るコナラとかですね、広葉樹のほうがいいと思えますよ。私はそう思います。ということで、これは地中に深く根を発達させる樹種のほうがいいと思えます。ということで、逆に言えば樹

種転換を考えての伐採というふうにした方がいいと思います。それも低木の広葉樹ですね。と思います。それが紅葉の時期に色づけば、またさらにいいわけですから。そして、台風のとくにですね、杉の立木は上のほうをかなり強い風にあおられて、逆に倒木する恐れがあるんですよね。その辺を考えれば、やっぱり樹種転換を行うという観点から伐採ということを考えていただいたほうがいいと思います。秋になると、せんだん轟の滝のように紅葉の大パノラマが道路上から見下ろせると、恐らくみんなその光景にカメラを向けるんじゃないかなと思います。そして、多くの観光客が訪れるようになります、恐らくそうなると思います。そうなったときに今度は駐車場が不足するんですよね。これは田中議員と完全にバッティングしています。恐らく、地元の方からの、「あの辺にありますよ」という話を聞きましたので、多分同じような土地だと思うんですよね。その辺を再度検討していただければと思います。これもダイジェスト版でお願いします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

先ほどの田中議員の質問での回答と重複する部分もございますけれども、鹿目の滝周辺の駐車場の整備につきましては、これまでも課題として十分認識していたところでございます。しかしながら、駐車場を確保できるような市有地が周囲にはなく、整備が進んでいないというのが現状でございます。

田中議員からも御紹介いただきました候補地につきましては、現在市のほうで情報を持ちあわせてございませんので、まずは現地を御紹介いただき、しっかりと確認させていただければと思っております。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） ぜひ検討していただきたいと思います。平滝からほど近い所ということなんですよね。過去にはこの鹿目の滝にはモノレール計画もあったんですけどね。壮大なモノレール計画が。それはもう相当お金がかかるということで取りやめになりましたけれども。道路上からですね、大パノラマが広がるというようにすれば、杉の伐採、そして駐車場の確保、そうなれば、鹿目の滝の県の名勝指定を受けた今がですね、一番必要なときじゃないかなと、急がなければならないと思っております。

この件について、市長にですね、やる気を聞きたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

国内外を問わず、多くの方が様々な場所を選択して、旅行を、観光をされるわけですが、選択される一つの場所といたしますか、思いといたしますか、として人工的な構造物がない所を選択される方、特にインバウンド等で旅慣れた方等々は、そういう方も多いと認識をしております。本市の魅力は球磨川や温泉、焼酎など、様々にございますが、自然が作りだしたこの造形美、鹿目の滝がまさにそうであり、このような類いまれな資源を観光資源

としていかに有効に活用していくか、その方策について、改めて深掘りし、検討を進めていく必要があると認識をしております。

先ほど、田中議員の御質問にも御答弁をさせていただきましたが、そういうことを検討する場だったりとかですね、滝の周辺整備、今議員から御指摘いただいた点についてもしっかりと検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） ウェブ上で検索しますと、いろんな日本の滝ランキングとか検索しますと、入って来ないんですよ。昔はトリップアドバイザーに10位以内に確か入った記憶があるんです。ところが、今はもう全然入ってないです。ということは、今はですね、やっぱりこのウェブサイトの中では、行った人の口コミなんですよ。ということは、行ってないんですよ、最近はみんな。訪れてない。訪れても口コミをしてない。多くの方が行けば、その中の例えば10分の1でも口コミで「すばらしかった」とかいうことであればランキングが上ってくる可能性はございますので、ぜひね、御検討していただきたいと思います。

過去の質問のときにも申し上げましたけれども、観光地の魅力を高める4つの要素と、これは1つは気候ですよ、そして1つは自然、そして1つは文化、そして1つはグルメ、鹿目の滝はこの自然という分野に入るわけなんですけども、ありのままの自然を守るために、軽微な開発をするということはあるといいんじゃないかなと思いますので、ぜひ樹種転換という意味で、逆に防災面で広葉樹のほうが強くなるということを念頭に置きながら、実現していただきたいと思います。ということで、この鹿目の滝の件はこれで終わります。

続きまして、「みんなで美しい人吉づくり」についてでございます。

かなり以前から6月の第1日曜日には美化行動の取組が行われております。東校区の場合は、毎年6月の第1日曜日が東校区の校区民体育祭とちょうどバッティングします。そこで質問なんですけれども、毎年6月に行っている地域環境整備に特化した「みんなで美しい人吉づくり」が始まったのはいつからなのか。また、その経緯は。そして、ネーミングが変わる前の、過去の県下一斉美化行動というのもあったと思うんですけれども、その辺も含めてお聞きしたいと思います。

○市民部長（井福浩二君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

「みんなで美しい人吉づくり」の取組は、平成28年度から開始をしております。その経緯としましては、国連で6月5日を環境の日と定めており、我が国では平成3年度からこの日を含む6月の1か月間を環境月間として、毎年全国各地で環境保全活動の普及啓発並びに環境美化活動などの様々な行事が行われております。

また、熊本県では6月第1日曜日を「熊本県民環境美化行動の日」と定めております。しかし、その制定時期につきましては、県にお尋ねしましたが、詳細については不明というこ

とでございました。

本市では環境月間が定められる以前から、イベント翌日の「クリーン人吉早朝清掃」など、複数の一斉清掃活動に取り組んでおりましたが、人吉市環境基本計画の制定を機に、平成28年度から、現在の「みんなで美しい人吉づくり」と銘打って、一斉清掃等の機会として整理し、取り組んでいるところでございます。

活動の内容は、町内会や事業所に協力をお願いし、熊本県民環境美化行動の日の6月第1日曜日を基本に、それぞれの状況により美化行動を実施し、また花火大会の翌日には、統一美化行動「夏のクリーン人吉早朝清掃」を市民の皆様の御協力の下、実施している状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 県下一斉美化行動の、いつから始まったのか県もデータがないというのはちょっと不思議なふうに思っております。これはけんもほろろというのかもしれませんが。

私の町内も始まったときからずっと参加しておりますけれども、この町内の皆様にこの取組を行うこと、伝わっているのか、いつも疑問に思っているわけなんですよね。そして、いつもその美化行動が終わった後に報告を求められます。参加人数はどのくらいだったかとか、実際ですね、その各町内に実績報告を求めておられますけれども、集計結果はどのように活用されているのか、この辺をお聞きしたいと思います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

町内会長の御協力の下、御報告いただきました実施結果につきましては、実施内容、実施日、参加人数を集計し、市全体の実績として取りまとめております。この数値は、人吉市環境基本計画の成果指標としておりますので、計画の進捗状況を評価するための一つの指標として活用いたしております。ほかにも、県を通して環境省に報告し、環境省において全国での取組状況の把握を行っております。

なお、令和5年度の環境月間を含む4月から7月にかけて、本市で実施されました美化活動につきましては、団体数が町内会と事業所合わせて64団体、参加人数が3,979人となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 令和5年度は64団体から報告があったと、参加人数は3,979人であったということなんですけれども、本市の人口から考えると約7人に1人程度の参加ということになります。

ところがですね、この数字は、非常に信頼性のない数字じゃないかなと私は思っております。と申しますのが、各団体がですね、報告書を作成するに当たって、参加人数はほぼカウ

ントできてないんですよ。例えば、町内会であったりすれば、何人出ていたとか、広い町内であれば、そんなカウントなんかできないです。余裕がないです。それで、これくらいだろうという想像で記入した数字がほぼ、どこの団体もそういう数字であるというふうに思っております。町内の中でその美化行動が終わった後に、各家庭に何人参加しましたかというアンケートを取れば、ちゃんと実数に近いものが出てくるんだろうと思いますけれども、これは非常に当てにならない数字だと思ってください。私は実際にやってきた本人としてそう思いました。

また、次の質問ですけれども、県内のほかの自治体の取組状況は、どのような取組を行われているのかと。そしてまた、やはり第1日曜日なのかですね、その辺をお聞きしたいと思います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

県内の他の自治体の環境月間の取組状況でございますが、本市を除く県内13市並びに球磨郡内9町村の22自治体に確認しましたところ、実施している自治体は半分を下回る10自治体でございました。ただ、この期間中に実施されていない自治体のうち、夏に実施される「くまもと・みんなの川と海づくりデー」など、別の時期に美化活動に取り組まれている自治体もございました。なお、実施している自治体の取組内容は、6月第1日曜日を基本といたしまして、町内会を中心にそれぞれ美化活動を実施するという、本市と同様の取組状況でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 非常に少ないですね。これ、言い方は悪いかもしれませんが、消化イベントになりつつあるかなというふうに思っております。そしてまた、今年は第1日曜日は6月2日だったんですよ。前日の1日が土曜日ですから、市の広報の配布日が3日の月曜日だったんです。つまり、6月の広報で町内の方にお知らせすることは、もう全然できなかったということです。事前にやっとならないといけないということなんですね。ということで、5月の配布日にお知らせするしかなかったんですけども、市から、環境課から案内があったのは5月過ぎてからでした。ということで、5月に入ってから全く間に合わないという状況だったもんですから、私の町内は、市の防災行政無線、屋外子局ですね、これを使ったような形で町内の方に案内をしたというようなところですよ。

そこで、質問なんですけれども、ごみ減量や除草作業も必要なんですけれども、地球環境を視野においての取組が重要なんじゃないかなと思うんですよ、もっと大きな。例えば森林環境譲与税、今、話題になってますけれども、この辺を活用して森林を整備していきますとか、山と海はつながってますので、海洋をクリーンにするためにもそういう取組をやっていきますというような大きな取組のほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、いかが

でしょうか。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

環境月間の取組につきましては、議員御指摘のとおり、現在の活動は身近な周辺の美化活動が中心でございます。これは、市民誰もが参加しやすい美化活動に取り組んでいただくことで、環境について考えるきっかけになり、市民一人一人が環境問題への理解促進につながることを目的としているためでございます。ただ、地球温暖化など、我々を取り巻く環境が大きく変化している現状の中で、議員から御提案いただきました広い視野での取組の必要性も認識しているところでございます。

本市では、人吉からできる地球環境への貢献の一つとして、家庭から出るプラスチックごみの分別回収、リサイクルに今後取り組む計画を進めております。これまで焼却していたプラスチックごみをリサイクルすることにより、ごみ排出量を削減し、処理時に発生する温室効果ガスの排出抑制や、市民の皆様分別に取り組んでいただくことで環境に対する意識の醸成にもつながることを期待しております。そのほかにも、環境月間中のみならず、環境保全意識の向上につながる環境教育など、様々な取組の実施について検討してまいりたいと存じます。

また、森林環境譲与税につきましては、法律で用途が定められており、「市町村では、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他の森林の整備の促進に関する施策に要する経費に充てなければならない」とされております。

このことから、直接的な環境に関するイベント等への支出は難しいものの、森林の整備などが環境保全とも深く関わりがございますので、どこまで環境問題解決に関して活用ができるのか、関係各課と協議・検討をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 森林環境譲与税をですね、イベント等に支出してはどうかということは、私は一言も言ってません。そういうんじゃないかと、もっと大きなプロジェクトをやるべきじゃないかなという意味で言ったんですね。

森林の整備はですね、環境保全とも深く関わってきます。海の環境を守るためにも、山々の環境の整備を行うべきだと思います。

ここですね、市長に御質問します。例えば5月の30日は「ごみゼロの日」なんですね。このごみゼロの日に美化行動を行って、そして環境月間では、広い視野の、意味での環境問題に取り組む行事等の実施というふうに切り替えるほうがいいんじゃないかなと思います。また、森林環境譲与税の活用も含めてですね、この辺の環境問題を、いろんな問題をクリアするために取り組んでいただきたいと思います。市長の考えはいかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

5月30日のごみゼロの日に地域の環境美化活動を実施してはいかがかという御提案でございますが、議員がおっしゃいますように、ごみゼロの分かりやすい語呂合わせである、このごみゼロの日に実施することは、市民の皆様に取りましても、認知度の高い取組になるものと存じます。しかしながら、期日を固定しますと、仮に実施日が平日となった場合、時間の制約等により、参加者が少なくなることも懸念されますので、お勤めの方でも比較的参加しやすい日曜日の実施のほうが多くの方の参加が見込めるのではないかと考えているところで

す。

このようなことから、本市といたしましては、これまでどおり熊本県民環境美化行動の日の6月の第1日曜日を基本としまして、実施をお願いしたいと考えております。また、環境月間において、広い視野での取組が必要ではないかというお尋ねでございますが、今日の環境問題は、ごみなどの廃棄物問題や生物多様性、地球温暖化など身近なものから、地球規模のものまで非常に幅広く、年々深刻な状況となっております。地球温暖化の影響とも言える未曾有の災害を経験した本市では、地球温暖化対策を解決すべき身近な問題であると捉え、令和4年に「人吉市ゼロカーボンシティ」を宣言いたしました。また、第3次人吉市環境基本計画におきましても、地球規模の環境問題に対して、市民や市が取り組むべき方針を掲げているところでございます。これらの計画の推進に際しましては、市民の皆様の十分な御理解を得た上で、市民・事業者・行政が連携しながら環境保全活動に取り組むことが不可欠であると考えております。

議員の御提案のとおり、この環境月間を、市民の皆様に、環境問題への関心をさらに高めていただく期間として捉え、イベントや啓発活動などに取り組むことは、環境を守る意識の醸成に有意義なことであると存じます。

また、森林環境譲与税につきましては、先ほど市民部長も答弁いたしましたとおり、森林保全や木育など、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされており、その活用範囲は限られております。しかしながら、森林の有する公益的機能は、国土保全、水資源の涵養、多様な生き物の生息、生育環境、さらに地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の吸収源など、環境面においても重要な役割を果たしています。このようなことから、森林環境譲与税の使途の範囲内において、どこまで環境問題の解決に活用できるか、併せて、環境を守る意識の醸成のために市として取り組むべきことがないか、さらに検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 環境省は5月30日を「ごみゼロの日」、そして6月5日を「環境の日」、そして6月8日を「世界海洋デー」というふうな位置付けにしております。これはど

ちらかといたら、海洋汚染を防ぎたいと、海を守りたいという取組みたいですね。町内会としても5月30日にごみゼロの日に美化行動を行うほうが、5月初めに、広報配布日に回覧でお知らせすることが可能になりますし、正直言って、6月の第1日曜日では、町内では各班で回覧が回りきらないんですよ。班の軒数が多い所は下手したら半月ぐらいかかります。そういうことから、現状を知っていただきたいというふうに思うわけですね。そして、もしこれ、ごみゼロの日が全市内の取組になるというのであればですね、これはもう、全体で防災行政無線で全市内の案内をすればいいわけですから。そしてこれがポイントなんですけど、もちろん期日を固定すると、実施日が土日になったり平日になったりします。しかし、ちょっと視点を変えれば、子供たちは学校内でごみゼロの日の環境教育をやればいいじゃないですか。そして、事業所では、ごみゼロの日の取組を行ってあげればいいじゃないですか。逆に、日曜日よりも参加人数が増えるんじゃないかなと私は思います。長時間の取組は必要ないですよ。短時間でいいんです。10分とか15分とか、もっとこう柔軟に考えたほうがいいと思うんですけどね。

もう一度、もう一回聞き直します。いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） 御指摘のとおりかと思えます。いずれにしても、ごみを減らす活動、そして環境をしっかりと守っていくための学び、啓発は充実していかなければならないと思っているところがございますので、今、御指摘・御提案いただいた件も含めまして、今、私が答弁させていただいた内容を基本としながらも、再度検討させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） ぜひ、前向きに検討していただきたいと思えます。もう質問を行いませんので。

それでは、次の質問に入ります。高齢者の命を守るということで、認知症による徘徊対策についてでございます。

半年前の12月の議会において、私は一般質問の冒頭で、宝来町の女性が行方不明になっていることに危機感を感じてるということで、早く発見されることを願うということを述べております。ところが、その2か月後にですね、悲しい結果となってしまいました。また、2週間ほど前の5月30日にもですね、熊本県警のゆっぴーメールで、東間上町の63歳の男性が行方不明というお知らせのメールが来ました。大変心配して、私はバイクに乗って、東間上町の町内会館に行きましたけど、誰もおられませんし、ちょっと先まで行ったら、町内会の副会長がおられましたので、聞いたら、「おら知らんばい」というような感じで、全然伝わってないというような状況でございました。そのようなことがあったことを受けてですね、この質問を行っていきます。

これまで高齢者の行方不明者、行方不明があったこの状況、どのくらいあったのか、また、

残念ながら悲しい結果、死亡につながったケースはどのくらいあったのかをお聞きしたいと思います。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

高齢者の行方不明手配の正確な件数等は、市では把握はしておりませんが、人吉警察署や親族等からの要望により、本市から消防団へ捜索依頼をいたしました過去3か年の件数をお答えいたします。令和3年度及び令和4年度は0件、令和5年度は3件でございます。なお、発見の有無など、手配後の状況につきましては、市への報告等はございませんことから、把握はできていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 今回の答弁をお聞きしますと、行方不明者が出た場合のですね、連絡網というか、ネットワークが構築されていないように思うんですね。県警との連携もないような感じですか。そう思いました。このあいだ、東間上町の男性が行方不明になられたときもそう思いましたし、実際、二日町交番のほうに行って、そしたら「もう見つかりました」と。「だったら早く、見つかりましたというメールを入れてください」、「いや、署長の判こがないと流せないんですよ」と、あまりにも時間が経ちすぎて、インターバルがあり過ぎてびっくりしたんですけどね。

それで、厚生労働省の徘徊に関する実態調査、これは1,594市区町村のデータの解析みたいですけど、まず認知症高齢者の徘徊による行方不明者の1割程度が死亡又は未発見、ということらしいです。そして、行方不明者のおよそ4人に1人が、要介護認定を受けてないのであった。ということは、あんまり介護度には関係ないのかなと思います。行方不明者に占める要介護1・2・3の割合は、それほど大きな差はなかった。要介護度1から3については、ほぼ同程度の行方不明のリスクがある。要介護度にはあんまり関係ないような感じでしたね。逆に元気で認知のある方が徘徊で行方不明になるというケースが多いのかなと思ったわけでございます。

そこで、質問なんですけども、先ほども言いましたように、今後行方不明者が出たときに、連絡網とか、それに関するネットワークの構築が必要だと思いますけど、いかがでしょうか。それと、認知症の実態、徘徊の実態を調査したことはあるでしょうか。いかがでしょうか。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

はじめに、認知症の有病者数でございますが、熊本県が本年3月に策定いたしました第9期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画によりますと、認知症の有病率が一定の場合の将来推計は、令和2年度が、全国は602万人、熊本県は9.4万人、令和7年度が、全国は675万人、熊本県は10.5万人、令和12年度が、全国は744万人、熊本県は11.4万人、令和22年度が、全国は802万人、熊本県は11.4万人でございます。

本市の有病者数につきましては、医療機関受診や介護保険認定など、いずれの情報からも本市の正確な数を出すことは困難であり、把握できておりませんが、令和4年9月30日時点での本市の要介護認定者1,885人のうち、要介護認定調査において、日常生活に支障を来すような症状や行動、意思疎通の困難さが多少みられるようになる区分となります認知症高齢者の日常生活自立度ランクが2以上の判定を受けている方は、444人でございます。

2025年には、高齢者のうち、5人に1人は認知症になると予想されており、本市の高齢者数、約1万1,500人の2割に近い人数の方は認知症の可能性があると推測しているところでございます。

次に、徘徊の実態でございますが、本市で徘徊の実態を調査したことはございませんが、人吉警察署が保護をした高齢者のうち、認知症の疑いがある高齢者につきましては、市に対する情報連携として、認知症の疑いがある高齢者等連絡票が届いております。市が受理した連絡票の件数は、令和4年度は24件、令和5年度は31件でございました。

なお、連絡を受けた認知症の疑いがある高齢者につきましては、全て、人吉市地域包括支援センターへ情報を共有し、社会福祉士等の専門職が医療へつなげるなど、必要な支援を行っているところでございます。

また、行方不明者の早期発見のためのネットワークに関する御質問でございますが、本市では、認知症高齢者等が行方不明になった場合に備え、あらかじめ、その恐れのある高齢者を把握し、見守り体制を構築することにより、認知症高齢者等の安全を確保し、認知症高齢者等の御家族やその支援者の負担軽減を図ることを目的といたします、人吉市認知症高齢者等見守りネットワーク事業を行っているところでございます。

事業内容といたしましては、認知症高齢者等を見守り対象として登録し、市内の関係機関と登録があった方の情報を警察や消防をはじめ、関係機関で共有し、見守り体制を整えているところでございます。

緊急時に、迅速かつ適切に捜索に協力できるよう、見守り体制の在り方について検討していく必要があると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 見守りネットワーク、非常にいいと思います。私が申し上げたいのは、それはそれでいいんですけども、行方不明者が実際出た場合の連絡網、そしてネットワークの構築、どのようにしてみんなに伝わって、そして誰が動くのかというような、そういう構築が必要なんじゃないかなと私は思います。そして、行方不明者が出たときに、まだ今のところ、例えば家族でも探せるかもしれないだったらレベル1とか、あとレベル2、レベル3、レベル4みたいな、レベル4になったら、消防団に依頼をかけるとか、そういうふうな中身の、内容のですね、構築も必要なんじゃないかなと思います。

ここで、現在ですね、予防や早期治療を含めて、この認知症、現在どのように取組が行われてるのでしょうか。いかがでしょうか。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

本市では、認知症予防の取組といたしまして、脳いきいき教室やデイサロンのプログラムに脳トレーニングを盛り込み、実施しているところでございます。さらに、人吉ころばん体操を実施している団体に対しまして、身近な地域の公民館等で脳いきいきプログラムを実施できるよう支援を行っております。

また、認知症の疑いのある方やその御家族などからの相談があった場合には、認知症サポーター医、保健師、介護福祉士などの専門職で構成いたします、認知症初期集中支援チームにおいて、おおむね6か月程度集中的に初期支援を行い、相談の内容に応じて医療機関へ紹介するなど、早期発見・早期治療に結びつけるなどの支援を行っております。

このほか、認知症のことを正しく理解し、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の方や各種団体等を対象に、認知症サポーター養成講座を開催しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） まさに、早期発見・早期治療が一番重要だと、私もそう思います。高齢者人口も増えますし、認知症の方、もっともって増えてくるんじゃないかなと思います。私も先々そうかもしれませんし、本当に将来は危惧されるというか、そういうことで、もう一度言いますけど、行方不明者が出たときのネットワークの構築は、ぜひお願いしたいと思います。

ここで、質問ですけれども、過去に導入した経緯があったかもしれませんが、GPSですね、位置情報システムを利用した機器の導入のレンタル、あるいは購入の補助制度、これが必要なんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

御質問のGPS、位置情報システムでございますが、本市におきましては、平成22年12月に、人吉市徘徊高齢者位置検索システム事業実施要項を制定し、人吉市徘徊高齢者位置検索システム事業を開始したところでございます。導入の当初は、携帯電話と似たような形状のものを携帯する方法でございましたことから、高齢者御本人が常に身につけて持ち歩くことが困難な面もあり、平成30年度からは、靴に装着するタイプに変更をしたところでございます。

当時の実施状況といたしましては、普段履き慣れた靴にGPS機器を装着し、あらかじめ設定したエリアを出た場合に、メールで家族等の申請者へ通知、また、靴を履いた振動を感知した場合もメールで通知するもので、介護保険の利用者、負担割合が1割の方は月額

1,200円、2割負担の方は月額2,400円を御負担いただき、使用料月額1万2,000円との差額を市が負担するというシステムでございました。利用状況につきましては、定期的にモニタリングを実施してまいりましたが、親族がスマートフォン等で検索し、実際に行方不明を防止するなどの有効な活用事例が確認できなかったことから、令和2年度までをもちまして、事業を廃止に至ったところでございます。なお、この事業の最終年度となりました令和2年度の利用者は2名でございました。

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加も見込まれていることから、その対策の必要性は十分認識しており、議員がおっしゃいます、GPS位置情報を利用した機器導入レンタル、あるいは購入の補助制度を含め、徘徊による事故の防止や御家族の安心につながる有効な方法につきまして、現在模索しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 3年間で終わってしまったというのは非常に残念でございます。ぜひね、もう一度導入していただきたい、検討じゃなくて、していただきたいと思います。ここ数年でそのGPSの機器もかなりコンパクトになって、また精度も相当アップしてきておりますので、再度調査・研究の上、スピード感をもって実施・実現していただきたいと思います。もしこれがあつたならば、宝来町の女性が悲しい結果になったということはなかったかなと思うものですから、本当に実際身に着けていけるタイプのものを事業としてやっていただきたい。今、靴にはめ込むやり方、あるいはストラップキーホルダーですね。あるいはスマートウォッチ型、あるいはブレスレット型、いろいろ色々出てるようですので、どれが一番、日頃身に着けているか、ということでよく研究していただいて、再度、導入の実現をしていただきますようお願いいたします。

以上をもって、私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時19分 休憩

午後2時36分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。5番議員、牛塚孝浩でございます。

初日、最後の質問者として、通告に従い、しっかりと質問をしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、1点目に本市の農業施策について、2点目に被災地道路等の復旧と維持管理について、3点目に公共施設のトイレ整備についてを伺います。なお、2番目の被災地道路等の

復旧と維持管理についての中で、戸越地内第4号線外についての項目は、議長の許可を得ましたので割愛とさせていただきます。

まず1点目でございますが、「本市圏域自治体において、主たる農作物としてイメージをされるものは」と言えば、あくまでこれは私見でございますけれども、球磨村が梨、山江村は栗、錦町は桃や梨などのフルーツ類、相良村はお茶、五木村はクネブ、あさぎり町はミシマサイコ、多良木町・湯前町・水上村など上球磨地域ではイチゴやメロンに米の生産が盛んだというふうに頭に浮かんでまいります。皆様はどうでしょうか。

もちろん、そのほかにも多くの作物が栽培されていることは承知しておりますが、そこでまず初めに、「本市では」と言ったときに、農作物の中で生産量並びに収益性が高い主なものはそれぞれ何なのか、上から順に5種類ほどを伺っておきたいと思っております。そして、その中で、ふるさと納税においての人気度、返礼数が多いものは何なのかを伺います。

○経済部長（淵上聖也君） それでは、お答えいたします。

まず、本市の令和5年度における農作物の出荷量と販売金額をJAくまに出荷されました農作物でお答えさせていただきます。まずは、主食米でございまして、出荷量約275トン、販売金額が5,500万円でございます。続きまして、栗約56トン、約6,620万円、続きまして、ナスの約21トン、680万円、次に、白ネギの10トン、約350万円、次に、インゲンの約3トン、360万円の順となっております。

次に、JAくまにおかれまして、推進作物として取り扱われております収益性の高い農作物、所得率と言われるものでございますが、順にお答えさせていただきます。

ただし、出荷状況や天候、周辺生産量は加味しないところによるものでございます。

所得率の上位から、ニンニク・カボチャ約70%、甘長唐辛子・インゲンが約60%、ズッキーニ・オクラ・ブロッコリー約50%となっております。

また、ふるさと納税の返礼品として人気の高い農作物としましては、1番が米でございまして、その次に不知火、よく言うデコポンでございますが、その次に栗の順となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。このふるさと納税での人気商品という部分がですね、これからの農業と本市の未来に対してもですね、大変重要な意味を持つと思っております。なぜならばですね、昨年の国内出生数は皆さん御存じだと思いますけれども72万7,277人で、過去最低ということでございました。このような背景の中で、子育て世代の移住促進施策において、住居の新築に対し、500万円を上限に補助する事業を実施する自治体もあるようでございます。新聞報道では、その財源に、ふるさと納税を活用されているということでございました。また、この財源としては、継続性という部分では不安定な財源であ

るということは理解をしておりますけれども、また、もちろんほかの施策に対してもスタートダッシュを切る部分に有効な財源でもあったと考えております。

そこで、答弁いただいた中から、本市でも生産量、収益ともに伸ばせる要素のある作物は何なのか、これを伺っておきたいと思います。

○**経済部長（淵上聖也君）** お答えいたします。

先ほども紹介しましたとおり、JAくまが推進作物としているものに、ニンニク・カボチャ・甘長唐辛子・インゲン・ズッキーニ・オクラ・ブロッコリーと、そのほかにナスが挙げられますが、ふるさと納税の人気返礼品とリンクしているわけではないのが現状でございます。ふるさと納税の返礼品として人気のある栗につきましては、既存木これ園地でございますが、こちら既存木があることから、剪定の手間を入れることで、生産量を増やすことができるものと思われま。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 5番、牛塚孝浩議員。

○**5番（牛塚孝浩君）** JAくまさんからの推進作物を紹介をいただきました。いろいろな加工品としても展開が可能な、この栗ですね。この可能性についてもお答えをいただいたところでございます。

農家数については、以前詳しく伺っておりますので、今回は触れませんが、農家の皆様には、水稻をはじめ、その他多くの作物を生産していただいておりますが、全国的な人口減少に加え、就農者人口の減少も加速する中で、本市におかれましては、人手不足解消に向けた取組もしていただいていることに感謝を申し上げます。

また、以前、本市で推奨されたキクラゲについては、現在1企業として頑張っておられると聞いております。そこでですね、一昔前と違い、一部営農者の方からは、大量生産・大量販売でなくても収益が上がる作物の提案であるとか、直売所を増やしてほしいという声もございました。御承知のとおり、本市では唯一、中林町の直売所が朝早くから大変にぎわっておりますが、そこで、本市における直売所としての定義について、また何か所ほどあるのか、伺っておきたいと思ひます。

○**経済部長（淵上聖也君）** お答えいたします。

直売所が始まるきっかけは、農家の女性が中心となり、自分たちの時給を取り戻そうと、余剰分のお裾分け的な形で取り組まれたのが、現在の直売所に結び付いてきたものと言われております。

そこで、直売所の定義でございますが、農業経営体又は農業協同組合などが、自ら生産した農作物または農産加工品を定期的に、不特定の消費者に直接対面販売をするために開設した場所や施設、及び農業経営体から委託を受けた農産物または農産加工物を販売するため開設した場所または施設となります。

次に、販売所の認識としましては、新鮮で安心な地元食材を消費者のニーズに応えるために、生産者が作った野菜などを販売するための店舗ということでございまして、直売所ごとに生産者は登録をされており、出荷及び販売の管理を行っている場所と存じております。また、本市における直売所の数でございますが、現在、有人の直売所1か所、及び店舗内のコーナー8か所、合計9か所を把握しているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 把握している所で9か所ということでございました。また、直売が始まるきっかけや歴史もですね、詳しく教えていただいております。ありがとうございます。

そこで、答弁いただいたように、新鮮で安心な地元野菜を直売する場所として、エンドユーザーの認知度も高く、イメージもしやすい道の駅ですね、これがあると思いますが、本市では唯一のクラフトパーク道の駅人吉を何とか活用できないのか、今一度検討いただけないのか、伺いたいと思います。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

クラフトパーク石野公園における農産物の直売所設置についての御質問でございますが、現在は、農業従事者の14軒が会員登録をしていただき、物産館の一部のスペースではございますが、売台を設置しまして季節の野菜・果物などを販売いたしております。既存施設内での直売所設置につきましては、これ以上のスペースの確保は他の売店登録商品との兼ね合いもあり、現状では難しい状況でございます。また、駐車場などに別のスペースを設けての販売となりますと、現状、建物の確保や出品者の適正な品質管理、販売員の確保など、クリアすべき課題が数多く出てくるものと考えられます。

そのような状況ではございますが、道の駅への農産物の直売所設置は、集客やにぎわいといった面からも大きな魅力であると認識いたしております。

今後、石野公園の民間委託など、民間活力を生かした施策展開を検討する中で、農産物の直売所を含めた同公園の魅力向上に資する対策につきましても、関係者の皆様とともに検討してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） いまだにですね、多くの方から「道の駅？」というふうに言われるんですね。道の駅のイメージというものは、地元の野菜が豊富で安くて新鮮で、特産品やお土産品があって、みたいな、そのようなイメージを皆さん持つておられます。私もそのように認識をしております。答弁でもそれが大きな魅力であるというふうにもお答えをいただいておりますが、現在ですね、売店において14軒の方が販売いただいているということで、大変ありがたいと思います。その方たちのためにも、国道から見える場所で多くの方たちに来て

いただけるよう、改めてお願いをしておきたいと思います。

箱物を造らなくてもですね、できる形は何かないのかなということも重ねて検討いただきたいと思います。

今申し上げたように、道の駅はやはり国道などの道路から見える場所が一番重要であると思います。そこで、道の駅ではありませんが、「くまりば」は道の駅的な場所としてイメージしやすい環境にあるのではないかと思います。そのような意見も以前あったように記憶しておりますが、そのくまりばに直売所を設置してみてもどうかと思うところです。試験的にもやってみるべきではないでしょうか。その価値は大いにあると思うので、見解を伺いたいと思います。

○**経済部長（瀧上聖也君）** お答えいたします。

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館「くまりば」につきましては、本年4月から指定管理制度を導入し、運営を行っております。この指定管理制度は、市が選定した事業者が、施設を主体的に運営することによって、公共サービスの充実や利用者の満足度の向上に資する取組を行うための制度でございます。運営に関しましてもある程度の裁量が指定管理者に与えられておりますことから、議員御提案の直売所の設置につきましては、指定管理者との協議が必要となってまいります。

しかしながら、くまりばへの農産物直売所の設置は、市民はもとより市外からお越しになる事業者や観光客の皆様にも、人吉の地場産品をアピールするよい機会とも考えますことから、今後、指定管理者や関係団体との協議を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 5番、牛塚孝浩議員。

○**5番（牛塚孝浩君）** 前向きな答弁をいただけたのかなと思います。温泉に入って、夕食用の新鮮な地場産野菜を買っていただいて、生産者の方との新たなつながりであるとか、新しい何かそこから生まれてくれば、また新しい、新たなくまりばの魅力、人吉の魅力にもなると思います。まずは現在の直売所で頑張っておられる皆様の共生と相互発展を目指すことを大前提とした上で、生産者の意見を踏まえ、指定管理者がイメージするくまりばの在り方もあると思いますので、しっかりと協議いただきながらはじめての一步を進めていただきますようお願いをしておきたいと思います。

次の質問ですけれども、過日、山江村は農村地域の課題解決へ向け、農村RMOを目指して、未来づくり協議会を立ち上げたという報道がございました。また、現在栗で西日本一の生産量を誇る山鹿市は、和栗の栽培から加工販売、観光分野に至るまで、栗で稼げる仕組みをつくり、地域の活性化を図るための協議会を立ち上げておられます。このように、これまで本市でも行政側から働きかけてきた事例というものはあるのか、そして、農村RMOとはどのようなものなのか、ほかの自治体同様に、農業施策として、今後何らかの働きかけを本

市もしていくのか、そのことについて伺いたいと思います。

○**経済部長（瀧上聖也君）** お答えします。

本市におきましての行政からの働きかけにつきましては、先ほど議員から御紹介いただきました山鹿市と似たような取組としまして、人吉球磨広域で行っております「くまろんフェア」がございます。くまろんフェアにつきましては、平成30年度から、相良三十三観音めぐりと時期を合わせ、地域のブランドでもあります球磨栗を使った、それぞれ特色のあるスイーツを、郡市内の各店舗でイートインもしくはテイクアウトで販売することで、球磨栗のPRとともに、観光客などの招致を目的として開催しているところでございます。

令和2年7月豪雨や新型コロナウイルス感染症対策により中断をしておりましたが、令和4年度に復活開催し、人吉球磨を広域に展開することを目的としまして、新たにくまろんフェア実行委員会を立ち上げ、今日まで事業展開をしております。

また、「農村RMOとは」との御質問でございますが、複数集落による集落協定や農業法人を母体とした組織が、自治会や町内会、社会福祉協議会などの地域の多様な関係者と連携して協議会を設立し、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援の3つの事業に取り組む組織となっております。

本市におきましては、この農村RMOとまではまいりませんが、現在農用地の保全、地域資源の活用、担い手の確保などを目的として、集落による集落協定や、実質的な人・農地プランを基本とした地域計画の策定に向けて取組を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 5番、牛塚孝浩議員。

○**5番（牛塚孝浩君）** 栗にスポットを当てたくまろんフェアですね、これは認識をしているところでございます。また、人・農地プランを基本にした地域計画も策定中であると説明をいただきましたし、農村RMOについても詳しく答弁をいただいたところでございます。御紹介いただいたように、様々な関係者が関与をして、冒頭触れたような本市においてもですね、柱となる作物をブランディングして、磨き上げていくことが必要ではないかなと思うわけでございますが、今後そういう方向で取り組むに当たり、行政側からのバックアップについてはどういったものがあるのか、伺いたいと思います。

○**経済部長（瀧上聖也君）** お答えいたします。

本市を含む人吉球磨地域におきましては、現状といたしましては、各農家の方がそれぞれの経営体系によりまして、多くの作物や果樹が生産されている状況でございます。本市の柱となる作物でございますが、ふるさと納税返礼品としても人気が高い米はもちろん、先ほど紹介しました、JAくまが作付けを推奨しております8つの作物と、先ほどから話題にもなっております球磨栗としての推奨しております丹沢、銀寄、利平、美玖里などの品種につきまして、人吉球磨を一つの産地と捉え、販路を確立しておりますJAくまとともに、継続

して推進してまいりたいと存じます。

行政からのバックアップでございますが、現在、人吉市農業活性化対策事業補助金としまして、農業の経営安定向上、自立経営体の育成、農産物のブランド化につながる農業事業に対しまして、一定の要件の下、経費の一部補助を行っております。

なお、現在追加募集を行っておりますので、補助金の活用を検討される方がいらっしゃいましたら、農業振興課まで御相談いただきますようお願いいたします。

なお、本補助金につきましては、今後も継続して推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 人吉市農業活性化対策事業補助金についても、答弁の中で紹介をいただいたところでございますが、ぜひですね、有効活用していただきたいと思っております。

整理をしますと、常から本市の柱となり得る作物を調査研究・選定をして、直売所を活用しながら収益性の向上と併せて活気を創造し、それを育みながら様々な分野へアップデートをさせていく仕組みを、生産者である農家の皆様は当然ながらですね、人吉市民の皆様にもしっかりと見えるようにして、情報を共有し、市全体で盛り上げていくべきじゃないかなと考えます。このことについての見解を伺いたいと思っております。

○経済部長（淵上聖也君） お答えします。

農業に関しましては、近年の地球温暖化をはじめとする気候変動や地域性にも大きく左右されますことから、県の球磨農業研究所で調査研究される作物や、JAくまの推進作物なども参考にしながら、生産性や収益性など、常に最新の情報を入手し、本地域に合った品目を選定していくことが肝要であり、また選定の後もしっかりとした営農指導を行っていくこと、さらに、一斉に作付けすることで価格が大きく影響しますので、段階的に作付け、分散化し、収穫出荷につきましても、計画的に行うことなどが、農家の所得向上につながっていくものと認識しております。

また、熊本県南フードバレーなどを活用しながら、6次化による製品付加価値の向上を図ることも肝要と認識しております。

さらには、農業に関する行政や関係機関等の取組や、旬の作物や新商品開発などの情報を適宜発信することで、担い手はもとより市民に知っていただき、本市の農畜産物や加工品などを食べていただき、口コミやSNSを活用して拡散していただくことで、多角的に周知を図ることができるものと考えます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 答弁をいただいたとおりだと思っております。6次化による付加価値の向上も非常に大切でして、容器やデザインによるイメージ戦略も大切な要素だと思っております。初め

に答弁をいただいた3位人気の栗、そのものもそうでありますし、くまろんフェアで販売される商品もふるさと納税の品目として育てていけるというふうに思います。また、最近では聖地巡礼で海外からもファンが多いと聞いております「夏目友人帳」ですね、これらとのコラボ商品も面白いのではないかと思いますので、今後の展開を期待したいと思います。

柱となり得る作物は、何も今まで人吉で生産をされてこなかった新しいものとは限らないと思います。寒暖差が激しいこの盆地特有の特性を享受し、同じ作物であってもほかではまねのできないものが作れるのではないのでしょうか。農家の方からお話を伺う中で、比較的収益性が安定しているタマネギも、その中の一つではないかと思いました。薄皮も煎じて飲めば健康茶として商品になるということですし、熊本市でも新タマネギのドレッシングを季節限定で製造販売されている所もあると報道がございました。そういうふうにもいろいろな可能性があるとあります。

そこで、タマネギについて、生産量をちょっと調べてみました。2020年度の数字にはなるんですけども、全国で1位は、皆さん御想像されると思いますけれども、やはり北海道で、88万6,200トンです。全国でいう65.6%が北海道ですね。2位は、何と九州は佐賀県で、12万4,600トン、すごい開きがありますが、9.22%。3位は兵庫県の9万8,500トン、7.29%。熊本県は6位でした。1万2,900トンで、比率といえど0.95%です。そのほかにも、熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課から、今年の3月に出されております熊本県主要野菜生産状況調査令和3年・令和6年産でも調べてみましたが、人吉市は、なんとタマネギについては、事実不詳又は調査を欠くものと表記が出ておまして、数字の記載はありませんでした。この表記をされない理由が何かあるのかなと、分からないんですけども、結構な量をですね、生産されていると思っていたんですが、そういう状況です。唯一、郡市では多良木町と錦町が2つを合わせて、令和4年度で65トンの出荷量だと書いてありました。

では、本市で生産されている野菜などは何がどのくらい多いのか、これもちょっと調べてみました。割合・量ともに1位は、令和3年も令和4年も夏・冬と書いて「かしゅう」と読むんですけど、きゅうりで、令和4年度は58トン、県全体での割合は0.744%でした。令和4年の割合での2位は、秋冬ネギで16トン、県産割合でいうと0.714%、出荷量ではイチゴが45トンです。同年の割合3位は、イチゴで45トン、県産での割合でいうと0.405%でございます。出荷量では、夏冬ナスの21トンという状況です。少し長くなりましたが、「果実食料安保歴史的転換点」という見出しで、熊本日日新聞さんだったんですけども、「気候変動や生産者の急激な減少、高齢化に伴う生産量の減少について、国内生産拡大などによる供給基盤の強化が重要だ」という記事が出ておりました。食料の安定的な需給が大変危機的であるということと、改めて地産地消の大切さを痛感したところです。

そのような背景を踏まえ、普段何気に過ごしておりますが、農業分野において、攻めるためのもの、そして、その攻めるために見逃している宝はないだろうか、また、地元でしっか

りと消費をされるように根付かせる、守りとしての作物は何だろうかと考えたところです。

このことについて、最後に本市の農業について、市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まず、本市の農業の特徴、強みは、米を中心として、野菜や工芸作物の栽培、畜産による家畜の飼育・肥育、栗や桃をはじめとする果樹栽培など、複合経営される農家が大半を占めているところではないかと思われまます。一方で、農業経営における現状の課題としましては、全国的に担い手不足、農地の集積や耕作放棄地の増加、水利施設などの老朽化に加え、有害鳥獣被害や飼料などの物価高騰など、多岐にわたっております。

このように、多くの課題を抱える中、本市においては、まずJAの営農指導員や普及指導員の指導等を得ながら、農業に参入する新規就農者など、担い手の育成についてさらに推進してまいりたいと存じます。担い手が増えれば、生産者の高齢化にも歯止めがかかり、耕地面積が増大することで耕作放棄地の減少にもつながります。さらに、持続可能な農業経営のためには、より安定的な収入の確保が必須でございますので、議員からも様々に御紹介いただきました出口戦略にも、併せて取り組んでいく必要がございます。

具体的には、まずは地域内での自給率アップを目指すため、直売所や学校給食などの地産地消、地場流通をさらに推進いたします。また、ブランド化や6次産業化など、高付加価値化を目指す特色ある産地づくり、さらには生産と生活環境を支える農地基盤づくりを加えた3つを重点施策として取り組んでまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、農業の振興は、人間の食のみならず、自然環境を支える礎でもあり、地域経済の根幹でもございますので、今後も農家の皆様をはじめ、国・県関係機関の皆様と連携しながら、本市の農業振興にしっかりと取り組むことで、地域活性化を加速してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。福岡県の大川市に「たけしたファーム」というイチゴ農家があります。御存じの方もいらっしゃると思います。農業で年商1億円を達成をされて、今、10億円を目指しているそうです。

気候変動に影響される農業ではありますが、本市でもそのような人材が育つようなですね、農業の環境整備へ向けて、地域や品種ごとに栽培面積や出荷量、出荷先、出荷額調査、主要作物以外での可能性や後継者問題、支援策の要望などに至るまで細かく調査をしていただき、本市における農業施策を強化・加速していただきたいと望みまして、この質問を終わります。

続いて2点目です。

道路の維持管理について、災害からの復旧復興に伴う避難路整備や復旧事業を優先しなければならないことは十分に理解をしておりますが、道路標示、区画線というものです、の

薄れであるとか、剥離、安全対策、路面の凸凹ポットホールと言うらしいですが、そういったものの対策、マンホールの突出など、市民の方から寄せられる要望への対応は、以前にも増して間に合っていないように感じております。

まず伺っておきたいのは、令和2年7月豪雨災害から来月4日でまる4年になります。このあいだ、避難路整備計画や土地区画整理事業など、復興・安全まちづくりに関する特別委員会や全員協議会などでも説明をいただき、共有できているところもございますが、そのほかの被災地には発災後そのままになっている所もまだあるのではないかと思います。

そこで、全体では何路線が災害復旧の対象であったのか、災害復旧の対象とならずに、危険な状態のままになっているそういった路線はないのか、改めて伺っておきたいと思います。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨災害により、被災しました市道等の災害復旧事業につきましては、道路が38か所、橋梁が大橋など5か所でございます。このうち、天狗橋につきましては、国の権限代行により、現在八代復興事務所において災害復旧工事を進めていただいているところでございます。なお、本市といたしましては、災害復旧事業の対象とならずに、危険な状況のままになっている路線はないと認識いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 対象であった道路は38路線であったこと、また災害復旧対象にならない危険な道路はないという認識であると答弁をいただきましたが、では、以前も質問をしております道路に接している民有地で公費解体をされた後、更地の土地と歩道などとの段差による危険箇所について、市ではどの程度把握をされているのか。何度も言いますが、事故が起こってからでは遅いので、そのような箇所への対策について、何か計画はあるのか、伺っておきたいと思います。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

令和4年の6月市議会の際に、牛塚議員より同様の御質問をいただいているところでございます。議員の御質問にありましたとおり、依然として場所によっては、家屋が解体された敷地と道路の間に段差が生じている箇所があることは承知しております。なお、段差等により、道路の通行に際し、危険となる箇所が見受けられる場合は、早急に対応が必要になりますが、これまでの道路パトロール時の調査においては、そのような箇所は特段見受けられていないところでございますので、対策についての計画もないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 道路パトロールではですね、危険箇所は見当たらないということでしたが、せめて市民の方から「危ないので何とかしてほしい」と要望があった場所だ

けでもですね、リスト化をして、関係各課での共有をお願いしておきたいと思います。

また、対策についても協議をしていただきたいと思います。答弁いただけますでしょうか。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

市民の皆様からの道路に関する御要望や、通報などに関しましては、受付表を作成し、改善の必要があるものにつきましてはリスト化し、また、内容が他部局にも関わる事案であった場合は、速やかに他部局との情報共有を図り、併せて対策についても、関係する部署にて協議を行っているところでございます。

議員御質問の、民地と道路境界の危険な段差の案件が出てまいりましたら、同様の対応を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） よろしく願いをしておきます。

令和2年7月豪雨災害では、浸水被害以外にもですね、山手ではのり面の崩壊、崩落などによる災害も発生をしております。のり面は、市道に接することから関連性がございまして伺いますが、井ノ口町から上原田町方面へ行く途中の坂道、牛塚地内第1号線ということらしいですけれども、ここは4年前の災害後、のり面についてもブルーシートが被ったままです。また、市道には大型土のうが放置されたままの状態でございます。毎年発生する台風や大雨による影響で、古木や竹などが折れ、道路を塞ぐこともしばしばです。近隣住民の方々からは、今後も異常気象による大雨で、いつまたのり面の崩落が起こるか不安であると、心配される声を聴き続けています。

そこで、このように市道に障害物が残ったままになっているという現状について、今後本市ではどう対応をしていくのか、また、のり面についての復旧はどうなるのかを伺っておきたいと思っております。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

議員御指摘の箇所は、牛塚地内第1号線でございます。こちらは市道に接しております民有地ののり面部分が、令和2年7月豪雨の際に崩落したため、道路警戒のため、崩土の除去、さらなるのり面崩壊、市道への土砂流出防止を目的としまして、のり面部分へのブルーシート、市道部分への大型土のうの設置を行っているものでございます。

また、竹が市道に倒れて、通行に支障がある倒竹等につきましては、住民の方からの御連絡や道路パトロール時に発見した際は、伐採、除去等の対応を行っているところでございます。なお、議員御指摘の市道上に設置しております大型土のうにつきましては、撤去いたしますと、民地からの土砂が流出した際に、通行を妨げる恐れがございますことから、予防対策の観点により、現時点での土のう撤去は考えていないところでございます。

また、のり面部分の対応につきましては、民有地でありますことから、土地の所有者の責任において御対応いただく必要があるものと考えているところでございますが、今後高齢化も進展していく中で、特に山間部などでは道路に隣接する民有地の維持管理も困難になってくることが十分予想されますので、この点につきましては、様々な機会を通じて、国・県といった機関にも問題提起し、対応策について検討していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 現状ではですね、民地である以上、どうしようもないということだと受け止めました。ただ、民地だからこそ、このままずっと何十年もそのままになるのということが考えられるわけで、答弁をいただいたようにですね、国や県へもお力添えをいただき、対策についてはできる限りスピード感をもってお願いをしておきたいと思っております。

では、そのような場所はほかにないのか、伺います。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

民地からのり面崩壊、落石に対して、市道部分に大型土のうを設置しております箇所につきましては、田町七地線で、路線の起点側になります田町から、浪床町に上がっていく坂の入り口部分の1か所でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 田町七地線に1か所あるということでございました。こちらも同様ですね、自然災害の犠牲者であると思っておりますので、国や県とも連携をして、解決方法を検討させていただきたいとお願いをしておきます。

次ですが、昨年8月、経済建設委員会協議会の中で、インフラ整備、道路などの維持については説明を受けて、路線数は641、総延長は41万1,426メートルであること。老朽化対策に関する取組の経緯、平成27年度から令和3年度までの舗装・補修工事の実施状況など、工事費についても詳しい説明をいただいているところでございます。また、住民からの要望についても、維持管理計画に基づき、舗装の更新を進めるとともに、単独事業の維持補修工事を行うということでございました。

市道など、維持管理業務委託料は、年間約1,200万円という説明でありました。効果について、検証されているのか、また併せて、費用対効果という面では妥当なのか、伺っておきたいと思っております。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

市道等の維持補修業務委託につきましては、職員が道路パトロールの際に発見し、職員での対応が困難な補修や、市民の皆様から御相談・御要望が寄せられた道路の不具合について、

早急に対応すべき事案に対し、委託業者に対応していただいているところでございます。

内容といたしましては、局部的な舗装面のひび割れ部分の舗装やり替え、アスカブの設置、土砂・落石の撤去、側溝修繕等でごさいますして、市民の方々の利便性向上、安全・安心な通行に寄与しているものと考えているところでございます。

なお、国・県道の道路パトロール維持補修を行っている委託業者の方々は、黄色の道路パトロールカーにより業務を行っておられますが、市道等の維持補修業務を行っていただいている委託業者の方々は、通常のダンプ・トラック等で業務を行っていただいているところでございます。

業務委託の効果検証という点でございますが、道路に不具合があった場合は、事故防止の観点から早急に対策を講じなくてはなりません。このような場合、本業務委託において、4月から9月までの前期分、10月から3月までの後期分として、あらかじめ、半年分ずつの業務委託契約を締結し、その期間で生じた不具合は、迅速に委託業者に対応を依頼し、速やかな対応が可能であることから、即効性という点においては十分な効果があるものと考えております。

一方で、抜本的に対策が必要になるような場合は、地盤の調査など不具合に至った原因の究明など、事前調査をしっかりと行った上で、確実な修繕計画を立案するなど、長期間にわたり効果が発揮できるような手法を用いて、適切な道路の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、費用対効果の観点についてでございます。維持・修繕の目的が、危険な状態にあるものを速やかに安全な状態にする、道路の機能を元の水準まで回復させるといった性質のものでございますので、改修や改築のように元の機能をグレードアップし、機能向上した便益の程度で評価するものではないため、費用対効果で評価を行うことは大変難しい面がございます。これまでの維持・修繕委託業務の実績を見ますと、迅速に対応が可能である面、損傷の程度を専門的な見地から、補修の方法等を提案いただき対応できること、適切な安全管理の下に対応をいただける点など、道路の適切な維持管理という観点からも、十分な効果が上っているものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 費用対効果の面では、評価できるものではないということで認識をいたしました。また、適切な維持管理の面でも十分な評価ができるということが分かりました。では、局部的な舗装工事ですね、工事であるとか側溝の修繕工事などに充てられる維持補修修繕工事に関しましてでありますけれども、年間約1,500万円から3,000万円であると説明を受けております。また、職員による直営補修では、1袋30キログラムのレミファルトや、1袋20キログラムのオレンジパッチ、この2種類を400袋用意をして、100%使用しているとい

う説明をいただいているところでもあります。しかし、冒頭申し上げましたとおり、対応が間に合っていない状況であることは、誰の目から見ても容易に分かります。これが現実ですね。事故が起こる前に、また迅速な対応をするためにも、別途にレミファルトなどの補修材を委託をしておいて、発見したらすぐ埋めていただく、その程度でも安全面での効果は非常に上がると思うわけですね。ですから、各地域にそのような道路維持管理をお願いするサポーターのような独自の制度をつかって、地域で寄与する考えはないのか、そのための予算を検討する考えはないのかと思いますが、この予算というのは原材料の部分です、の追加購入ということですね。見解を伺っておきたいと思います。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

道路の維持補修につきましては、社会資本整備総合交付金等を活用した、橋梁の補修工事、道路の舗装・補修工事と合わせまして、単独事業による維持補修工事及び業務委託により補修を行っております。また、簡易な補修につきましては、レミファルト等での補修、側溝等のしゅんせつ、支障木伐採など、予算が限られているため、職員で補修作業等を行っているところでございます。

議員御提案の、道路維持管理サポーター制度に関しましては、現状といたしましては町内会によります市道・のり面の草刈り報奨金制度や原材料支給制度等により、地域住民の皆様方に、道路の維持管理に御協力いただいているところでございます。

軽微な補修や側溝の浚渫作業といった、地域にお住まいの皆様方の利便性向上に寄与する制度が構築できますと、本市といたしましても、大変ありがたく思いますので、先進自治体の事例等を参考にしながら検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 道路上にできた軽微な穴であるとか、段差解消については、発見をしたらすぐ対応できる仕組みが、市内の全域でできないものかと思って提案したことでございます。また、このことによって、職員の方の負担の軽減にもつながるのではないかなと思います。先進自治体の事例を参考にという答弁がございましたが、本市が先進事例地になってもいいわけでございますので、今後も町内会や関係各所での情報共有と、対策へ向けた体制づくりについて、前向きな検討をお願いしたいと思います。この質問は終わります。

3点目です。公共施設などでのトイレの整備状況についてを伺います。

定例会初日、市長も所信の中で、S L人吉の本市への譲渡に関する観光施策においても、多くの皆様に人吉市へ訪れていただき、宿泊していただく仕組みづくりを構築したいという発言をされております。多くの方においでいただくということは、受け入れる体制づくりですね、つまり、おもてなしの整備が必要であります。受け入れ態勢という観点から、まずはじめに、本市で「公衆トイレ」として位置づけをされた所は何か所あるのか。その中で、

洋式化はどれだけ進んでいるのかを伺います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

御質問の屋外にある公衆トイレにつきましては、管理いたします所管課が分かれておりますので、私のほうからまとめてお答えさせていただきます。

まず、市民部環境課で管理しております公衆トイレにつきましては、現在5か所ございまして、和式が6基、洋式が5基あり、洋式化率は45.4%でございます。次に、復興建設部都市計画課で管理しております公園にある屋外トイレでございますが、現在、トイレを設置している公園は全部で13か所ございまして、和式が28基、洋式が37基あり、洋式化率は56.9%でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 都市計画課管理の公園については分かります。環境課管理の5か所というのはどこを言うのか。また、ほかの町村ではですね、ほぼ洋式化されていると感ずるので、本市の洋式化率45.4%、これは半分以下なんですけれども、これはちょっと低いと感じます。市としての認識はどうか、伺っておきたいと思ひます。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

環境課で管理しております公衆トイレは、まず、五十鈴橋の際にございまして、あと、札の辻の駐車場ですね、その横にございまして、3つ目が紺屋町地内にございまして。あと、願成寺墓地、そして少し外れになりますが、高塚山の頂上の5か所に設置しております。

なお、現時点におきましては、公衆トイレ、公園にある屋外トイレに特化した整備計画はございませんが、洋式化未整備の願成寺墓地と高塚山をはじめ、その他の一部洋式化していない公衆トイレも含めまして、老朽化等に伴う改修の際に、その必要性について慎重に検討した上で、洋式化を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 今後整備していく計画についてもですね、お答えをいただいたところでございます。老朽化に伴う改修を検討する際に検討するという答弁でございますけれども、場所においては、トイレ単体での検討が必要な場合についてもあると思ひますので、その点については慎重に協議いただきたいと思ひをしておきます。

また、管理している場所、所管ですね、が違うということで答弁をいただきましたが、一般的な市民感覚では、公的な場所にあるものは全て公衆トイレという感覚で捉えておられるのではないかなと思ひます。公園の洋式化、これも56.9%であり、率としてはちょっと低いかなと思ひわけですが、今後整備していく考えはあるのかなのか、伺いたいと思ひます。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。それでは、私のほうから、公園管理にお

けるトイレ整備につきましてお答えいたします。

現在の公園のトイレにつきましては、公園施設の長寿命化計画に基づき、公園施設の老朽化に伴う改修を、公園ごとに計画的に行っておりますので、特に、トイレ単独での改修は行っておりません。公園全体の改修に合わせて、トイレの改修も行っており、その際に洋式化も含め、整備を進めてまいりたいと考えております。

また、青井地区や中心市街地の土地区画整理区域内に新設予定の公園や、改修中の中川原公園におきますトイレの新設と整備でございますが、新設の公園につきましては、現在、住民の皆様の御意見をお聞きしながら、設備の設置など検討しております。当然、トイレの設置も御意見としていただいているところでございます。今後、具体的の方針を固めてまいりたいと存じます。

中川原公園につきましては、災害復旧事業の中で、仮設トイレの設置を検討しておりますが、今年度7月に開催します、かわまちづくり計画の社会実験を通して、御意見をいただきながら、具体の検討を進めていく予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 整備計画はないという答弁であります。冒頭申し上げましたとおりですね、観光客の方に対しても、よそからおいでいただいた方が、「人吉はトイレもきれいで、整備されてよかですな」と、そう思われるぐらいにすべきだと思います。水上村のほうに行く途中にほいほい広場とございますけれども、そのトイレは全部、水洗、ウォシュレットでした。そういうふうには、よそは整備されているなと感じての質問でございますので、そのように人吉市も頑張りたいと思います。

また、土地区画整理事業や中川原公園など、復興による新たなまちづくりを進めていく過程で新設される公園などへは、当然ながら、きちんとですね、整備をされたトイレができると思っておりますが、いずれも具体的な計画はこれからだということでございます。

復興のまちづくり計画の中で、整備、新設される公園や、中川原公園などについては、SNSで投稿されるぐらい、思い切った、斬新なトイレをお願いしたいと思います。期待しております。

次ですが、高齢化が進み、「和式は苦手」「使えない」という声を最近よく耳にします。先日行われた林・薩摩瀬支部の災害対策会議の中でも、避難所は洋式でないと困るという声が聴かれました。そういう人が最近増えております。このような問題や課題と公共施設という部分に関連してお聞きをしますが、学校や指定避難所の洋式化についてはどうなっているのか。現状と今後の整備計画について伺いたしたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君） 皆様、こんにちは。それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、指定避難所は、災害が発生した場合や発生する可能性がある場合に、小中学校や県立高等学校、コミュニティセンターなどの施設を使用するものでございまして、令和6年度は21施設を指定しております。

その指定避難所におけるトイレの状況としましては、洋式トイレのみの施設が6施設、洋式と和式のトイレ両方が設置されている施設は14施設、施設内のトイレが和式のみとなっているのは1施設となっております。ただし、この1施設には、体育館の外に、屋外の洋式トイレが設置されているところでございます。

次に、トイレの数から見てみますと、洋式化されたトイレの数が全体で115基でございまして、全ての避難所のトイレの総数が191基でございまして、洋式トイレの割合は60.2%になろうかと存じます。

これまで、台風や大雨等で避難された際に、指定避難所におけるトイレに対する課題は、私どもにも届いておりまして、その都度、それぞれの施設の管理部門に御相談をしているところでございまして、中原小学校の屋内運動場につきましては、そのような協議を踏まえ、今議会にトイレの洋式化を含めました改修工事を御提案しているところでございます。

指定避難所におけるトイレの洋式化につきましては、それぞれの施設の平時使用との兼ね合いもございまして、災害対策支部会議や各種座談会等での御意見を参考にしながら、個別に確認し、施設管理者と相談し対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 全ての避難所での洋式化率、これは60.2%ということでした。この数値が多いのか少ないのか、和式もですね、やはり今後も残さなければならないのかなということで正解が分かりませんが、1月に発生した能登半島地震でも、トイレの問題は深刻でした。災害時の利活用でもですね、和式よりも洋式のほうが水が流れなくても、何かと便利だということが分かっております。指定福祉避難所は当然ながら、指定避難所に限らず、自主避難所などにおいてもですね、整備が必要な場合には前向きな検討をいただいて、問題や課題を解決していただきたいと思っております。

また、全国のトイレの場所を網羅した「トイレ情報共有マップくん」というアプリがあるということもございます。そのほかにも、グーグルでも探せる機能があるということです。よそに出かけますとですね、なじみが薄く、知らない土地では特にどこに何があるのか分からないものです。万が一の緊急事態にも慌てずに済むように、公衆トイレ情報の提供は観光客へのおもてなしとしても、市民や圏域の皆さんに対しても有効なサービスだと思います。そのようなサイトがあるという情報も、適宜周知と活用をお願いしたいと思います。

これで、私の一般質問は終わります。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時41分 散会

令和6年6月第3回人吉市議会定例会会議録（第3号）

令和6年6月14日 金曜日

1. 議事日程第3号

令和6年6月14日 午前10時 開議

- 日程第1 議第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計補正予算（第12号））
- 日程第2 議第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号））
- 日程第3 議第46号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議第47号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議第48号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議第50号 令和6年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第51号 令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第52号 令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第53号 人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第54号 人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第55号 人吉市工場立地法地域準則条例の制定について
- 日程第12 議第56号 人吉市教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 報第3号 令和5年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第14 報第4号 令和5年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第15 報第5号 令和5年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第16 報第6号 令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第17 報第7号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 日程第18 一般質問
1. 池田芳隆君
 2. 宮崎保君

3. 豊 永 貞 夫 君

4. 西 信八郎 君

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり

3. 出席議員（15名）

1 番 川 上 紗智子 君
2 番 松 村 太 君
3 番 徳 川 禎 郁 君
4 番 池 田 芳 隆 君
5 番 牛 塚 孝 浩 君
6 番 宮 崎 保 君
7 番 大 塚 則 男 君
8 番 平 田 清 吉 君
9 番 井 上 光 浩 君
10番 豊 永 貞 夫 君
11番 西 信八郎 君
12番 村 上 恵 一 君
14番 田 中 哲 君
15番 福 屋 法 晴 君
16番 宮 原 将 志 君

欠席議員（1名）

13番 本 村 令 斗 君

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 松 岡 隼 人 君
副 市 長 小 林 敏 郎 君
教 育 長 志 波 典 明 君
総 務 部 長 永 田 勝 巳 君
復 興 政 策 部 長 溝 口 尚 也 君
復 興 政 策 部 政 策 統 括 監 緒 方 竜 二 君
市 民 部 長 井 福 浩 二 君
健 康 福 祉 部 長 松 尾 美 紀 君

経 済 部 長	淵 上 聖 也 君
復 興 建 設 部 長	立 場 康 宏 君
総 務 部 次 長	日 下 部 伸 樹 君
総 務 課 長	那 須 裕 史 君
秘 書 課 長	池 下 英 治 君
水 道 局 長	羽 田 野 将 央 君
教 育 部 長	前 村 洋 宣 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	丸 尾 亜 紀 子 君
議 事 係 長	栗 須 順 也 君
書 記	税 所 昭 彦 君

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

なお、13番、本村令斗議員より欠席届が提出されております。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

発言の申出

○議長（宮原将志君） ここで執行部から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

○教育部長（前村洋宣君） 皆様、おはようございます。

答弁の訂正をお願いいたします。

昨日の村上議員の一般質問の中で景勝地と観光視点の項目の鹿目の滝に関する2回目の御質問に対する答弁におきまして、「まず、本市のホームページの観光情報、また、ほかのページ、こちらは市民部で作成をしているものでございますが、鹿目の滝が市指定のままであるという御指摘につきましては」と申し上げましたけれども、正しくは、「まず、本市のホームページ内において、鹿目の滝に関するものは市民部及び経済部で作成したページがございますが、いずれのページにも県の名勝指定の記述がない点につきましては」でございます。

訂正をお願いできればと存じます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（宮原将志君） ただいまの発言訂正につきましては、許可することといたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、ただいまより質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君）（登壇） 皆さん、おはようございます。4番議員、池田芳隆です。通告に従いまして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

今回は、相続登記の義務化による固定資産税への影響について、第6次人吉市総合計画（後期基本計画）について、復旧・復興の地域間格差について、以上、3項目について質問を行います。

まずは、相続登記の義務化による固定資産税への影響についてを御質問したいと思っております。令和5年度の課税分の徴収についても5月31日の出納閉鎖をもって終わり、これから10月の決算報告に向けて内容の精査が行われるものと理解をしているところでございます。

令和6年3月議会において人口減少に伴う住民税の減収について松村太議員が触れられておられますが、今回は私のほうからは固定資産税についてお伺いしたいと思います。

納税率については、市民の皆様の御理解と御協力により一定の成果が出ているとお伺いしております。固定資産税については、令和2年7月豪雨災害により一部減免等もあり、納税状況に変化が起きていると思っております。加え、固定資産税のうち土地・家屋については相続登記の義務化が令和6年4月1日からなされたところでございます。まだ相続登記の義務化による影響は薄いと思っておりますが、水害前の令和元年の固定資産税の納付状況と決算が済んでいる令和4年度の納付状況について納付率と納付額がどのようになっているのかお尋ねいたします。

○市民部長（井福浩二君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

水害前の令和元年度固定資産税収納額は15億3,670万8,687円で、令和2年度は14億686万6,388円と一時的に落ち込みましたが、令和4年度は15億2,273万1,622円と水害前の水準に戻ってきつつあります。また、収納率につきましては、令和元年度が98.42%、令和4年度が98.96%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 家屋の復旧もぼちぼちと進みながら納税をしていただけているということは、大変ありがたいと思っております。数字もぼちぼちと戻ってきているので安心ではあるのですが、固定資産税の戻ってきている数字の中として、要因としては、土地・家屋だけではなく、太陽光などの償却資産の増加に伴うものもあるというふうにお伺いしております。償却資産ですので、先々減価償却が進んでいくということになりますと、納税額も減少していくということで心配をすることでございます。まだ今回につきましては相続登記の義務化において納税に影響というものはまだまだみられないかと思うのですが、今後、現場とすればかなり混乱するのではないかと、地域住民にしろ、また納税の担当者にしても混乱するのではないかと心配をすることでございます。

免税点以下の土地・家屋もあり、法改正による相続人への負担や市の負担というものはどうなるものなのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

相続登記の義務化により、その不動産を相続すると知った日から3年以内に登記をする必要があることから、相続放棄等の相談が増えることも考えられますが、本市といたしましては、固定資産税の納税義務者が確定するというメリットも大きいのではと考えております。一方で、これまで登記をしていなかった方を含め、相続人の方々には一定の費用負担が発生することになると認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） これ私の友人のケースなんですけども、もともと事情があって土地の相続放棄をされていた方がいるんですけども、その手放された土地が諸々の事情があり放棄していたんですけども、本人に返されたというケースがあるんです。その土地というのが、ほぼほぼ免税点以下の課税対象となっていない土地だったんですね。内容につきましても、一部は登記簿上に存在するんですけども、現状どこにあるか分からない土地というのがあるんです。農地でしたら山の中にあたりとかしますので分かるんですけども、町なかにおいて番地も存在します。それについて、じゃあ、どうすべきか法務局にお尋ねしましたらば、どこかに存在しているので、登記はしていただきたい。もちろん市のほうも、登記簿上存在している土地なので登記をしていただきたいというものだったんですよ。名義はお父さんのものでしたし、登記をするのも、ただじゃないんですよ。自分でできるというのはあるんですけども、ただ、やはり専門家の方をお願いをしてやるパターンがほぼほぼ皆さんそうだと思います。もちろん登記する場合には手数料等々を払わなければならないというのがあります。その方は、やはり市に迷惑をかけたくないということで登記をされました。自分で十数万円かけてされたところですよ。存在しているか分からない土地も含めて士業の方に頼まれて登記をされたところではございます。登記の途中でですね、現実的に。ただ、その方が独身なんです。先々その方が亡くなったときに、じゃあ、誰にやるか。子供さんはいらっしゃらない。御兄弟さんはいらっしゃるんですけども、御兄弟さんも独身で、つなぐ人がいないというわけなんですよ。人が帰ってくるケースでもないんで、多分おいごさん、めいごさんはいらっしゃるんですけども、その方々は正の財産も含めたところで相続放棄をされるのではないかとされています。そこで相続放棄をされることによって、誰のものか、税収が下がるということですね。

これは士業の方からお話を聞いたんですけども、要は人吉に親がいたけども、亡くなりましたと。自分たちは、よそに土地を買って、外でなりわいを済ませています。その後の土地につきましても、お願いするような親族も近くにおらず、その方も相続放棄をするということで手続が進んでいるという話を聞きました。このケース、実を言うと、我が家もそうなんですよ。一人娘がおりますが、嫁に行っておりますので、多分家については要らないよということになるのかなと思っています。

こういう現状を聞いたときに、やはり今後問題としてあるのではないかと考えますけども、この相続放棄がどんどん進んでいった場合に税収への影響というのはかなりあると思うんですけども、その影響とその対策というのは考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

令和6年度における相続放棄された固定資産税調定額は、22件、119万9,500円となっており、総額16億3,990万9,100円に対して約0.07%の影響額となっております。議員が危惧され

ていますよう、今後相続放棄が増えることも考えられますが、今回の法改正では相続人が不
存在の土地・家屋でも裁判所によって利害関係者と判断されれば隣接所有者や土地購入希望
者等についても申立てにより処分することができるようになっております。本市といたしま
しては、利害関係者に働きかけ、所有者がいない状態を解消できることも期待できるのでは
ないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 令和2年7月豪雨の災害で、土地はあるんだけど、家を建てること
をやめたと、団地に入られるという方が何人かいらっしゃるの、お伺いしております。
直接お伺いしました。要は、家を建てても、さっき言ったように、私みたいに子供が帰っ
てくる見込みがない。もちろん何千万円とお金をかけて家を建てたとしても、そこが、結果、
宙ぶらりんになってしまう可能性のほうが大きい。ですので、結果、建てるということは差
し控えて、団地のところに住もうということになってくると思います。

人口減少に伴って住民税の減収というのは、これは仕方がないことだと思います。全国的
に最終的に勝つのは東京の一人勝ちではないかと人口については言われているところではあ
りますけども、今後、固定資産税がまた宙ぶらりんになって、浮いてしまって、税収という
のが下がる可能性があると思います。今回、法改正に伴ってきちんと登記をしてくださとい
うことになりましたけども、5年後、10年後にボディブローのように効いてくるのではな
いかということをお業の方は心配をされております。利害関係者を探して、その方が処分で
きるようなことをやっていくと言われましたけども、やはり登記簿の業務をやっている方が
変化をものすごく感じられていると思うんですよね。ですから、これからやはりこれだけで
いいのかと思ひながら、税収確保のために注視をしていただければなと思うところで
ございます。

次の質問に移りたいと思います。第6次人吉市総合計画（後期基本計画）について、お伺
いをいたします。

市のホームページには第6次人吉市総合計画（後期基本計画）が2024年4月3日に更新を
されております。これには未来の有権者向けの「子ども版ひとよしミライBOOK」として
も分かりやすく掲載をされているところでございます。一部分を御紹介させていただくな
らば、「策定にあたっては、市役所内部だけでなく、公共的団体の代表者や関係機関の代表者、
学識者等で構成する総合計画審議会でも検討するとともに、人吉市議会、中学生・高校生世
代・市民団体等アンケート、市民ワークショップ、パブリックコメント、市民説明会、未来
カフェなどでいただいた様々なご意見を踏まえて、検討を行いました。」と記載をされてお
ります。

後期計画ということになっておりますけども、後期計画があるならば前期計画があるわけ

でございます、今までにいろいろと説明をされてきてはいるんですけども、確認の上で前期計画の達成状況についてどのようなものだったかということを確認したいと思っております。

○復興政策部長（溝口尚也君） 議員の皆さん、おはようございます。お答えをいたします。

第6次総合計画（前期基本計画）は、令和2年度から4か年を期間とする計画でございましたが、新たな計画が始まった矢先の令和2年7月に未曾有の大水害に見舞われたことから被災者支援、生活再建、復旧・復興といった、いわゆる平時から非常時の市政運営に大きくかじを切るため、人吉市総合計画を人吉市復興計画（第1期）という非常時版に置き換えまして、復旧・復興に傾注してきたところでございます。また、災害からの復旧・復興という大きな課題を解決するためには、あらゆる知恵を結集し、必要な取組を迅速に展開していかなければならないことから、事務事業の優先順位の判断を行い、市民、地域、行政等が一丸となって取り組んでいく必要がございました。そこで、議会の御承認もいただきながら、限られた財源、人材配置について復旧・復興に重きを置いた体制への転換を図り、第6次人吉市総合計画（前期基本計画）の事務事業を見直すことで復旧・復興事業の確実な進捗を推進してきたところでございます。このような経緯で事業を進めておりますことから、第6次人吉市総合計画（前期基本計画）の達成状況は管理をしていないところでございます。

なお、復興計画の進捗状況につきましては、206施策中、完了が31、15%、おおむね完了が3、1.5%、継続が172、83.5%となっております。これにつきましては、災害からの早期復旧に関わる事業につきましては、一部事業を除き、ほぼ完了しているところでございますが、施策の柱である「被災者の暮らし再建とコミュニティの再生」「力強い地域経済の再生」「災害に負けないまちづくり」及び「未来につながるまちづくり」に基づく各復興事業につきましては継続中の取組がほとんどでございます。したがって、総合計画（前期基本計画）及び復興計画において継続中であり未達成の取組につきましては総合計画（後期基本計画）において、また重点8地区においてはさらに復興まちづくり計画において確実な進捗を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） この4年間というので問題になってくると、必ず引っかかってくるのが災害の問題であり、またコロナの問題ということになってくるのかなと思っております。

この間にも、人吉市まち・ひと・しごと総合戦略、これは途中で名称が変わっておりますけども、それであったりとか、人吉市人口ビジョン、あと人吉市地域防災計画、またこれに加えて、途中、スーパーシティ構想というのもあったのかと思っております。これらがどういうふうに関係しているのか、総合計画に影響を及ぼしているのか、どちらが影響となるのか、先にやっているのが総合計画の前にいろいろな様々な計画でしようから、そちらが総合計画に影響しているのか、総合計画のほうがそちらに、基本計画ですの

で、影響しているのか、その付近、私としては判断しづらいところなんですけども、この計画策定に当たってどのように反映されているのかお伺いしたいと思います。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

人吉市デジタル田園都市構想総合戦略、これは旧の人吉市まち・ひと・しごと総合戦略でございますが、これにつきましては、これからの人口減少社会を見据えた施策展開を図る上でデジタルの力を活用しつつ人口減少に対する施策及び地方創生に資する施策を一体的に推進するため、総合戦略を総合計画の基本計画における重点施策として位置づけ、その内容を包含した計画としております。具体的には、水害やコロナウイルス感染症で減少した雇用を増やすために、くまりばを拠点に地域課題解決や各産業分野における新たな価値の創造、仕事創出などに取り組み、デジタルの力を活用しながら安心して働くことができる仕事をつくる施策を行ってまいります。その他、ずっと住みたい魅力的な地域をつくるために、結婚、子育て、仕事をしやすい環境の整備や防災システムのデジタル化など災害に強いまちづくりも行っています。

また、人口ビジョンにつきましては、本市における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を掲示するものであり、人吉市デジタル田園都市構想総合戦略を策定する上での重要な基礎資料となりますので、同様に包含した計画としていただいております。

その他、地域防災計画等につきましても、災害に負けないまちをつくるために防災基盤の整備に加え、自助・共助・公助を基本とする官民一体となった防災体制の強化、充実を図ることなどをこの後期基本計画に反映させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 人口減少につきましては、日本創成会議や国立社会保障・人口問題研究所が推計を出していますけども、実を言うと、推計どおりの数字が出ているというところが残念なところなんですけども。ただ、これというのは、多分ですよ、この推計の中に水害であったりとか、コロナの問題というのは含まれてなかったのかなと、推計をする段階ではですね、と思うんです。そのことを考えた際に、やはり頑張られたことによって、推計どおりにはなったんですけども、実際水害とコロナが悪影響をして、本当はもっと数字が落ち込んでいたのかもしれないけども、ここは市の努力によって少しでも食い止められたのかなというところを感じたところでございます。

市長にお尋ねしたいと思います。第6次人吉市総合計画には思いがかなり詰まっていらっしゃると思います。先般、YouTubeをちょっと見てみましたらば、市長の奥様が発言をされているシーンがありまして、市長が寝言の中でもまちづくりに関して一生懸命言っているということをお話しされていた映像がございました。本当、市長は寝ても覚めてもまちづ

くりに対して一生懸命されているのだなというのを感じたところでございます。市長が目指す、この総合計画等々ありますけども、未来像を今どのように現段階で思っているのかお尋ねしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えをいたします。

本市の未来像につきましては、第6次総合計画の基本構想において総合計画のまちづくりの理念と目指すべき将来都市像を掲げており、基本理念は「みんなが幸せを感じるまち。ずっと住み続けたいまち。ひとよし」、将来都市像は「新たな価値の創造 次なる挑戦へ 未来協創都市ひとよし」としております。これにつきましては、議会の議決もいただいております本市の最上位計画であり、市の未来像であると認識をしております。また、私は、現職の市長として、計画策定審議会をはじめ、多くの市民の皆様からの御意見、御提言をいただきながら、今次総合計画を策定させていただいておりますことから、必然的にこの基本構想が私が目指す人吉市の未来像でございます。

さらに、令和2年豪雨災害以降については、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指すため、災害に強く、安心して住み続けられるまち、未来を見据えたまち、未来型復興に向けて取り組んでいるところでございます。また、基本構想を実現していくための具体策は、私のマニフェストにも掲げており、後期基本計画にも反映しているところでございます。地域の課題解決と、さらなる価値の創造を行い、働く世代の都市部など他地域への流出を防ぐこと、地域に暮らす子供たちに対して地域に誇りを持つ人材の育成や地域課題の解決等の探求的な学びを実現するための取組を行うこと、社会全体で子供や子育て中の方を応援するといった意識改革を行うことなどでございます。少子化、人口減少に歯止めをかけるとともに、ニーズの多様性、地域の特性等に応じた持続可能なまちづくりを実現するため、様々なきめ細やかな施策を進めていくことが必要ではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） いろんな思いをお伺いしながら、この総合計画というのが進んでいくということになるのだと思っております。

こういうことを踏まえた上で次の質問へまいりたいと思います。次の質問が復旧・復興の地域間格差についてということでお伺いをしたいと思います。

3月議会のときも触れたので、あまりこの話は何回も何回もというところではあるんですけども、被災地域において復旧・復興の取組の格差が被災している地域の住民の方からの声が上がっているところでございます。昨日、田中議員のほうからも球磨川左岸の下戸越町から中神町字小柿までの堤防沿いのしだれ桜の並木についてどうなっているのかということでお話をされたところでございます。私がたまたま被災しているところに住んでいることではあるんですけども、消防署裏のところはほぼほぼジャングル化をしております、見る影も

ない状態になっております。また、温泉町の住宅建設用地ですね、これについても毎回毎回言っておりますのであれなんですけども、これについてはいろいろ悩んでいた最中だったんですけども、市のほうから復興の申請は取下げを言われてしまったと。これは、今になって、言った、言わないということについて言及はしないんですけども、この現状について進められたのに、今言われるのは、市は直接関係していないから知りませんよと言われてしまった。ただ、はしごを外された気分で大変嫌だと。本当農地復旧は、すればよかったなど。あれから4年経っておりますので、農地復旧をして、10年間というハードルはありましたけども、どうにか農地をやっていたほうがよかったのかなという話を聞いております。後悔をしているという話を聞いております。また、防災対策について市が長年お願いしている地域に関してもなかなか取り組んでくれないので、ある自治会においては大学の研究チームと手を組んで水位監視カメラを安価でつける方法をとって地域の防水に関してやっているところもございます。こういうふうになにか市の思いと地域住民の格差というのを感じているところでございます。このような状況というのはどのように考えておられるかお尋ねしたいと思います。

○復興政策部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

現在、令和2年7月豪雨災害にて被災をした地区を重点8地区と位置づけまして、それぞれの地区における復興に向けた取組をまとめた復興まちづくり計画に基づき様々な事業を推進しているところでございます。この復興まちづくり計画につきましては、市民が主役となった復興まちづくりを目指し、重点地区ごとに地区別懇談会を開催させていただき、市民の皆様が議論を重ねる中で地区ごとの復興まちづくり計画の御提案をいただき策定したものでございます。

重点8地区のそれぞれが持つ特徴や被災の状況、抱える課題などが異なることから、復興まちづくり計画にございます各地区の取組内容やその進捗状況等も様々であると認識をしているところでございます。したがって、復興に向けた事業の種類、内容及びその進捗にはそれぞれ差異がありますが、例えばまちなか3地区以外の5地区におきましても、道路、橋梁、コミュニティセンターなど公共施設の復旧のほか、公民館等のコミュニティ施設の復旧、農地復旧や事業所のなりわい再建なども順次完了しているところもあるわけでございます。また、復興関連事業につきましても、災害公営住宅や木造仮設利活用住宅の整備も進みまして、また避難路の整備につきましても測量設計、用地交渉等を順次進めており、一部本年度から着工する路線もあるところでございます。

一方で、復興まちづくり計画の進捗等につきましては、各地区の住民の皆様が復興に向けた取組の進み具合に様々なお考えやお気持ちを抱かれているということは各部署及び職員も承知をしているところでございまして、できるだけそれらに寄り添いながらも、復興ビジョンに掲げます「球磨川と共に創る みんなが安心して住み続けられるまち」の実現に向け、今後とも復興まちづくり計画を市民の皆様とともに進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 目に見えて進んでいる部分、まだまだの部分と、地域に住む人とお話をすると、やはり自分の身の回りのことがどのようになっているかを感じるのが一番になってしまうのかなと思うところでございます。本当あれから4年、もう4年なのか、まだ4年なのか分かりませんが、そこを計画の中で順次進んでいるんですよという行政の思い、市長の思いというのが地域住民にまでまだ届いていないのかなと思っております。どうか地域住民が望む形というものを早期に実現していただければなと、やはり地域間格差というのを感じてしまうというのが正直なところでございます。

この地域間格差というところでのお話としまして、もう1点挙げるとするならば、国道445号の拡幅工事についてちょっと地域の方とお話をすることでございます。この事業の影響で一旦外に出ていかれる方がいらっしゃいますけども、じゃあ、その方というのは戻ってくるかといった場合に戻ってこれないですよ。そこでやはりついの住みかとして別のところに住んでしまう。先ほど家・土地はあるけども、やはり出て行って、そこで復旧しても、先々の問題があるということで戻ってこられる方は少ないという話もしたところではございますけど、こういうところもそういうところなんですよね。一度その土地から離れてしまっただけで、なりわいをしてしまうと、やはりそこが新しいところで、また元のところまでという気持ちにはならないのかなという話になります。

国道445号の途中、改修で営業されているお店の方と話をしたんですけども、店の場所を変えることによって、今までついていた顧客が変わる。だから、近くのところに引っ越しをするのであれば場所を見つけていただきたい。遠くにいくと、やっぱりそういうところですよ。今までお得意さんができているお店ですので、そういうところが出ていってしまうと、離れてしまうと、またお客さんを確保するのに時間がかかる。人によっては、営業停止期間、営業を中止する期間があることによって、せっかく復興したのに、またしばらくそれで、じゃあ、次のところといって離れたところ、お客さんが離れていってしまう、そういう怖い部分もある。場所が変わることに加えて、営業を中止することによって怖いところがある。

今、一生懸命、県の事業としてなんですけども、されていますけども、この移転した方が帰ってくるというのはかなり難しいと思うんですけども、新たに人が集まるのかと住民の方が心配しているお話を聞いております。今後の取組、そのまちづくりの中でどういうふうに戻ってくるのか、人を集めるのかというのを市としては対応を考えていらっしゃるかお尋ねをしたいと思います。

○復興建設部長（立場康宏君） 皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

青井地区の国道445号改築事業や土地区画整理事業等のまちづくりの土台となる基盤整備

事業につきましては熊本県で施行しておりますが、まちづくりにつきましては人吉市が主体となり、熊本県と連携しながら取り組んでいるところでございます。

青井地区におきましては、水害前からの喫緊の課題でありました緊急輸送道路である国道445号の未改良の一部区間において、幅員が狭く、歩道もないところがあり、車両や歩行者、自転車等の通行に支障が出ていることや、狭隘な道路が多く、地区内に公園が少ないといった都市基盤上の課題や、接道がとれず、再建ができない低未利用地が多数あるといった課題がございました。このような課題を解消するため、復興まちづくり計画におきまして、避難路・避難地の整備による災害に強いまちの実現、地権者の意向を踏まえた生活再建と復興の実現、良好な住環境やにぎわい創出等の将来ビジョンの実現の3つを基本的な考え方とし、国道445号の改築整備をはじめ、避難ルートとなる区画道路の整備、大規模災害時などの緊急的に一時避難できる公園等について土地区画整理事業等により面的かつ一体的に整備を進めているところでございます。特に青井阿蘇神社周辺では、国宝である青井阿蘇神社を中心とした新しいにぎわいのある空間づくりに向けて、球磨川まで続く参道に隣接した公園やにぎわい広場の整備に併せて、景観にも配慮して電柱をなくし、道路舗装を工夫するなどの検討を進めております。

一方で、池田議員からありました一旦地区外に仮住まいで移転された方が戻ってくるのか、「この地区に新たな人が集まってくるのか不安」といった御懸念の声につきましては、本市も同様に御意見をいただいているところでございます。

そこで、御意見に対する本市の取組としましては、現在お住みいただいている方や再建を待っていただいている方々が土地区画整理事業により減歩といった手法で御自身の土地を一部御提供いただきますが、土地の利用価値を上げることで、まずは令和2年7月豪雨災害前より安全かつ安心して快適に生活していただける住環境の整備を実施してまいります。また、新たな世帯の方々が移住先の候補として選択いただけるよう、町並みや地域交通といった生活利便性の向上も住民の皆様と一緒に考え、対応してまいりたいと考えております。

令和2年7月豪雨災害前の青井地区は、国道445号の沿道に住宅や店舗が立ち並び、生活となりわいを共に支え合われてきた地域で、多くの住民の方々が今もなお地域に愛着を持っておられます。戸別訪問においても様々な御意見があることは承知しておりますが、道が広くなると将来的に町が活気づくといった御意見や早く工事に着手してほしいといった御意見もいただいております。こうした背景から、本市としましても住民の皆様にはこの地域に住み続けてもらいたいと思っているところでございます。

そこで、本年4月に策定しました第6次総合計画では、戦略の一つとして、未来型復興による魅力的なまちづくりを基本計画とし、その成果指標として青井地区の居住人口の市全体に対する割合を0.2%増加させることを目標として設定しております。また、昨年の3月に策定しました立地適正化計画におきましても、青井地区の一部を都市機能誘導区域として設

定し、そこへ生活サービス等を誘導することでコンパクトかつ効率的なアクセスによる生活サービス水準等の維持向上を図っていきたいと考えております。このような成果指標を具現化するため、昨年度から下青井町復興まちづくり座談会を開催し、地域住民の皆様と国道445号の沿道も含めた町並みや仮称西部公園の整備方針について、住民の方々が自分たちの町をつくり上げるという趣旨で意見交換しながら整備方針等を取りまとめたところでございます。

今年度も引き続き座談会やにぎわいに寄与する社会実験等を開催し、復興事業により人が減少するのではなく、現在お住いの方々が住み続けたい町と思っていただき、また観光客や来訪者にとっては訪れて楽しい町となるよう、持続可能なまちづくりに向けて地域住民の皆さんと一緒に、復興事業に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 青井さんを中心とした観光的なまちづくりというのは本当人が集まってくれるのかなと期待するところではありますが、私を知る限りの地域住民の方が思っているお気持ちというのが、やはり人が帰ってくるのかなという心配です。実際に新聞、テレビでもありましたように、転居されて、復興のために戻ってきたんだけど、転居をするというのが上がっていたのは御存じかと思います。なぜそういうのがニュースになるのか。これは、プラスの話で載っていた話ではないと僕は思っています。ですので、ここは本当、結果というのは10年後だと思うんですよね。町が出来上がってということになりますので、10年後に池田があんなことを言ったけど、ほらみろ、こんなすばらしい町が出来たではないかなのか、私が危惧していたものが現実となって、この計画は何だったんだとなるのは、10年後に答えが出るのかなと思っています。本当地域に対する思いというのは、たくさん皆さんやはり生まれてきた場所、生活してきた場所には思いがあるかと思っています。この青井地区について、薩摩瀬の人間からすると町なかなんですよね。西校区で、まちなこの場所なんですよね。お祭りのところに行ったりしたりして、本当楽しい、あそこに行けると楽しいよねと思っていたところです。

今朝も市役所に来るときに、開発中の道を通ってくるんですけども、いろんな開発が進んでいるようです。市長の地域に対する思いがありましたらばお伺いしたいですけど、ないなら私の一般質問としては終わろうかなと思うんですけど、市長、何かふるさとについての思いがあればお伺いをしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

地区は違えども池田議員も被災をして私も被災をして、思い返しますと本当に発災直後からみんなが大変だった、そういった状況の中でまちづくりを進めてきたわけでございます。おっしゃるように、本当に大丈夫なのかとか、今後どうなるのかという不安があらわれる方も

多数いらっしゃるというふうに認識をしておりますが、私としては、諦めることなく、そういう町をつくり上げる、そこに向かって進んでいくというのが私の努め、使命だというふうに思います。駄目なんじゃないだろうかではなくて、そういうふうにするという強い気持ちを持って進めているところでございます。本当にある程度の時間もかかりますし、不安に思っている方もおられますが、なるべく早く、そしてそういったにぎわいだったりとか、交流だったりとか、人が住んでいただくだったりとか、そういう町と一緒にあってつくっていきたくと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 頑張らしようというところになるんでしょうけども、今、市長が諦めないという言葉を出されました。本当手前みそで大変恐縮なんですけど、「夏空ダンス」のポスターの中にあるのが、「私たちは、この街は、諦めない。」という表現が記載されているんですよね。後輩から言われました。諦めないで頑張らしよう。市長にも諦めないという言葉が出ましたので、10年後の本当に子供たちのために、10年後、未来の有権者のために、いい町につくっていきましょうということをお話しして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）
6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） こんにちは。6番議員の宮崎保です。

今回は、観光とJR復興より、観光と振興発展について、SL人吉の活用について、JR肥薩線の復旧について、市民の声より、不良遊具について、防災ステーションについてを通告しておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

では、早速質問に入ります。本市として、人吉球磨の観光と振興発展、基本構想についてをお伺ひいたします。

○経済部長（淵上聖也君） 議員の皆さん、こんにちは。それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

人吉球磨地域におきましては、周囲を山々に囲まれた盆地という地形の中で人々の生活やなりわいなどの日常生活が育まれてきた土地柄でございますので、地域経済全体において人吉球磨は一つの認識のもと、観光面のみならず、企業誘致や農業分野など郡市一体で取り組むことによって、地域振興、経済発展につなげているところでございます。

このような中、議員お尋ねの人吉球磨の観光の基本構想についてでございますが、人吉球磨の全市町村や関係機関で組織する人吉球磨観光地域づくり協議会のほうで観光地域づくり戦略を策定しております。この中で、民間主導により観光による稼ぐ力を高め、共創力を基盤とする地域経営の視点に立って取り組むことを基本方針とし、国内誘客及び国外誘客に係るマーケティング戦略などを掲げておりますが、この戦略及び基本方針については、当然ながら国内外のどのような層をターゲットとするのか、どのような地域資源を生かすのかなどをしっかりと定めた上でマーケティング戦略を構築し、いかに具現化し地域の稼ぐ力や活性化につなげていくかが重要となります。例えば、本市に来られるお客様または本市の周辺自治体に来られるお客様が、この人吉球磨の数々の観光資源の中で食や自然やアクティビティなど、どのような資源に興味を持たれているのか、単位としては、個人なのか、またグループなのかなど、人吉球磨を訪れる観光客にいかにして長く滞在していただくか、そのための仕掛けづくりを戦略的に行っていく必要がございます。

このような中、円安などの影響もあり、現在は海外からのインバウンド客が増えている状況でございますので、人吉球磨の自然や食などを生かした体験型コンテンツやモデルルート
の造成、情報の多言語化など、海外の方々に直接訴求するような施策にも鋭意取り組んで
いるところでございます。

そのほか、当地域には「日本遺産人吉球磨」という国内外に誇れるコンテンツもございま
すし、日本を代表する清流、球磨川や、昨日も取り上げていただきました鹿目の滝をはじめ
とする自然の景勝地、至るところに湧き出る温泉、人吉球磨のスピリットともいえる球磨焼
酎など数々の魅力的な資源がございますので、このような資源を最大限に生かしながら、そ
の効果が人吉球磨地域全体に波及するような取組について他の自治体や関係機関と協働し、
幅広く施策を展開してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保護員。

○6番（宮崎 保君） ただいまの答弁の中で人吉球磨の関係機関で組織する人吉球磨観光地
域づくり協議会での観光地域づくり戦略で人吉球磨は一つの認識のもと取り組んでいると
のことのようでしたが、前の新聞報道の中で熊本県企画振興部長であります富永氏
の新聞報道があつておりますので、その内容を報告しておきたいと思ひます。

内容につきましては、明治に入り、現在の肥薩線の開業で人流、物流の主役は鉄道に移る
が、その後も球磨川くだけは観光の名所として親しまれてきた。のどかに球磨川くだけを楽し
む私の小学校時代の家族写真が残っており、約30年前にかぶった竹笠が実家にあります。
肥薩線を走る急行くまがわが人吉への交通手段でしたが、昭和の最盛期には門司港から湯前
までを結ぶ列車だったそうです。日本100名城スタンプラリーのために人吉市に行った際
には、往路は高速バス、復路は特急かわせみやませみに乗り、球磨川の美しい景観を車窓から

堪能されたとのこと。また、2020年7月豪雨は、地域に甚大な被害をもたらし、肥薩線も運休をしましたが、4月4日に肥薩線を10年後に鉄道として復旧させる基本合意がJR九州と成立しました。熊本県は、球磨川と肥薩線を生かし、観光を軸に日本一の地方創生モデルに取り組んでいきます。人吉球磨は、自然、歴史、文化、食の豊かさに恵まれた魅力ある地域で、球磨川くんだり清流コースが再開され、訴求力のある体験型観光コンテンツの充実が今後の課題と言えます。乗って楽しい歴史的観光資源として肥薩線を磨き上げ、いつまでも愛される球磨川くだりのような存在になるよう地域で育てていきたいと思いますという力強い言葉が載っておりました。

この中で、球磨川くだりと肥薩線の人吉球磨の振興と観光の発展にどのように今後生かしていきたいかということについてお尋ねをしたいと思います。

○**経済部長（淵上聖也君）** お答えいたします。

熊本県企画振興部長の寄稿にありますとおり、古くは参勤交代などでの水運として、近年では人吉球磨を代表する体験型アクティビティとして、球磨川くだりは、地元のみならず、国内外の皆様にも愛されてきた当地域が誇る観光資源でございます。

また、肥薩線につきましても、九州山地の山々を縫うように熊本から宮崎、鹿児島を縦断する南九州の大動脈として人々の大切な移動手段でございましたし、また近年ではSL人吉やかかわせみやませみなど、令和2年7月豪雨災害以前は、多くの皆様にも御利用いただいた九州を代表する観光路線でもございました。特に肥薩線につきましては、復旧完了まであと約10年と中・長期での見通しが必要でございますが、球磨川のほつりを並行して走る肥薩線の魅力をもう一度再現するため、現在、国、県、JR九州など様々な機関と協働し、肥薩線再生のための取組を進めているところでございます。

このような先人たちから受け継いできた大切な地域資源をいかに魅力あるコンテンツに昇華させ、国内外の観光客に訴求していくかが今後の重要な課題であると捉えております。県企画振興部長の言葉にもありますように、本市といたしましても、球磨川と肥薩線を生かし、観光を軸に日本一の地方創生モデルを実現できるよう、他の観光資源との共生を図りながら地域一丸となって観光都市人吉の再生、そして人吉球磨の魅力ある観光地域づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 6番。宮崎保議員。

○**6番（宮崎 保君）** ただいま球磨川くだりと、今から復旧まで約10年はかかると言われている肥薩線について地域一丸となって人吉球磨の振興と観光発展に向けてやっていくと力強い表明を受けましたので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

それでは、58654型蒸気機関車、通称SL人吉号でございますが、これについては大正になって純国産として製造されたものと聞いています。それまで明治のときなどには蒸気機関

車は外国製ということでありまして、外国と日本との共同作業により製造されていたと先輩方から聞いております。その中において、昭和47年3月の蒸気機関車廃止後も、通称SL人吉号につきましては昭和50年3月まで活躍をされておりました。その後は、矢岳駅の展示場に展示をされまして、SL復帰に向け、保存状態もよかったということにより、昭和63年に矢岳駅よりJR小倉工場に輸送され、SLあそBOYとして復活し、一時は現役引退との声もありましたが、その後、2009年、名称をSL人吉号として熊本一人吉間を12年間走り続け、2020年7月の豪雨災害により肥薩線、最後は熊本駅一鳥栖間を、列車名を変えず、SL人吉号として走り続けたことに対しては、JR九州にも感謝するべきものと思います。数多くのファンの皆様のおかげで、本年3月23日のラストランまで走り続けてきました。地元の数多くの皆様の努力により、SL人吉号は人吉に帰ってくることになりました。

そこで、今回「SL人吉ReBORN」ということでコンテンツ1として、3つのツアーが設定をされているようであります。その3つの目的で設定されますことについて質問をしたいと思っております。まず、1つ目の分解・再整備ツアーについて、通常立ち入れないJR九州小倉総合車両センターへのツアーを計画されているようでございますが、その考えはどのようなものなのか。また、JR九州とのツアーを組む場合に入るとということなど、窓口はどこが人吉市として行われるのかお尋ねいたします。

○経済部長（**淵上聖也君**） お答えいたします。

今回の観光庁補助金につきましては、インバウンド向けに我が国が誇る観光資源を早朝・夜間や未公開エリアなどの活用と組み合わせ、これまでにないインバウンド需要を創出し、特別な体験として提供することを通じて地方への波及効果につなげるということを目的とされております。

議員御質問のSL人吉の小倉工場を含む分解・再整備ツアーにつきましても、我が国が誇る鉄道遺産であり観光資源でもある大正生まれのこの蒸気機関車の分解や輸送、また再整備につきまして、通常であれば見る事ができない特別な体験としてツアーを造成したいと考えております。

なお、JR九州及び整備を担当する関連会社などとの調整及びSL人吉本体の輸送につきましては復興政策部の交通政策課が、また特別体験ツアーの造成につきましては経済部の商工観光課がそれぞれ窓口となりまして、庁内でしっかりと連携して進めているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 6番。宮崎保議員。

○6番（**宮崎 保君**） ただいまの答弁の中で、窓口については交通政策課のほうで行うということですので、小倉工場との調整などについては十分対応できるものと思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

しかし、先ほども言いましたが、その中で入場者というのがかなりあると思いますので、JR九州小倉総合車両センターにおいても日々整備点検など日常の作業が行われているわけですが、その人数の規制もあると思いますが、見学できる人数等についてはどれくらい入れるのかということをお尋ねしたいと思います。

○経済部長（**瀧上聖也君**） お答えいたします。

小倉総合車両センターでの見学につきましては、1回につき10名から40名程度が可能と伺っております。ツアーの詳細の内容につきましてはこれから検討してまいります。インバウンド向けの特別な体験としてのツアーを造成しますことから、人数もある程度絞った形で募集を想定しているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 6番。宮崎保議員。

○6番（**宮崎 保君**） 今の中で、人数については1回に10人から約40人とかなりの幅があるように思います。しかし、何回ぐらい行かれるのか、その回数によってその入場者というのも出てくると思いますので、詳細についてはまた今後検討とのことですので、小倉工場とかJR九州との調整については十分に行ってもらいたいと思います。ただし、やはりJR九州の小倉工場の車両センターについては特別なところでもあると思いますので、そういうところの見学というのは滅多にできるものではないというふうに思いますので、やはりこれについても数多くの方が見学、体験できるようにJR九州との協議も進めてもらうようお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、輸送特別見学ツアーについてですが、熊本での輸送を特別車両で見学となっておりますが、この特別車両での見学とはどこでどのように見学するのかお尋ねいたします。

○経済部長（**瀧上聖也君**） お答えいたします。

通常の鉄道の陸路輸送は、基本的には日時等は公表されず、夜遅くから明け方にかけて行われることから、見学することはできないこととされております。今回検討しております輸送ツアーにつきましては、特別な体験としましてラグジュアリーなバス、よく言う特別仕立ての観光バスでございますが、そのようなバスで輸送を見学することを想定しているところでございまして、今のところ熊本県内のどこかの一部の場所ではないかなということ想定をしております。なお、輸送の時間帯は深夜となりますことから、安全面には特に配慮し、事故がないように取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 6番。宮崎保議員。

○6番（**宮崎 保君**） 今の中でピンとこないわけなんですけど、日時とかの公表はない。また行うのは夜遅くから明け方で見学することはできないとされているということであれば、この見学ツアーというのが若干疑問視されるものも出てくると思います。矛盾している分も

この中でありますけれども、しかし、その中のまだその辺についても検討しているということでもありますので、この点については、例えばこの前のときにくま川鉄道が人吉から川村駅まで輸送されましたね。昼間に積み込んで、夜の11時過ぎぐらいからでしたか。ああいう形になるかもしれないというふうに自分自身の考えとして思っているわけなんですけれども、そういうことも含めた点での今後の検討ということだろうと思いますので、詳細についてももう少し検討されて、もしその内容等が明らかになった場合は、今後その時点で説明等をお願いしておきたいと思います。

では、最後に「SL人吉ReBORN」ツアーの最後の設置お披露目ツアーですが、人吉に帰還し、JR人吉駅周辺へ設置される過程の見学、お披露目イベントはどのようなものかを考えておられるのかお尋ねいたします。

○経済部長（**淵上聖也君**） お答えいたします。

SL人吉が分解された状態で人吉駅周辺に戻ってまいりましてから再度組み立てることとなりますが、その組み立てる過程を特別に間近に見ることができるようなツアーの造成を考えております。

次に、SL人吉の誕生日である11月18日にお披露目ができるようJR九州や関係機関などと協議を進めているところをございまして、お披露目のイベントにつきましては日程等も含めましてこれからまた新たに検討してまいりますが、観光の目玉としましても注目されるであろうSL人吉のお披露目につきましては多くの方々に見ていただけるようなイベントを開催できればと考えております。

いずれにいたしましても、今回の事業につきましては、海外からのインバウンド需要を取り込むための特別な体験事業として構築してまいりますことから、これを機に人吉球磨のすばらしさを海外の皆様にしかりとアピールできるような事業としてつくり上げてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 6番。宮崎保議員。

○6番（**宮崎 保君**） 大正11年11月18日、101歳ですね、誕生した日にお披露目ができるように組み立ての過程を特別に間近で見ることができるようなものを考えているとのことでもあります。そういう中で、コンテンツに必要な全体の中でSL人吉号が故郷人吉市に帰還する過程に触れる今しかできない特別体験、鉄道ファン、SLファンの多いインバウンドのために用意するものということは分かっておりますが、人吉での組み立てなどまたとない機会でもありますので、そういう組み立てなど価値のあるものだと思いますので、地元の方々にも見学できるよう配慮をお願いしておきたいと思います。

それでは、11月18日に、先ほど言われましたように、お披露目を計画されているということも報道もされております。そのSL人吉号の帰還後の組み立てはどこがされるのかお尋ね

いたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

1922年（大正11年）に製造され、1975年（昭和50年）まで九州各地の機関区で活躍し、これまで2度にわたる引退、その後の復活を成し遂げてきたSL人吉でございますが、老朽化や部品調達の難しさから惜しまれつつ令和6年3月に引退をしたところでございます。100年を超える国内最古の車両を現役で運行できる状態で整備をし、維持し続けるためには相当の努力と巧みの技術、そして何よりこれまでSL人吉に関係してこられた皆様の強い思いがあつてのことだと思っております。

今年度は、広く皆様に身近に見ていただくため、静態展示を予定しておりますけれども、将来的には運転体験や乗車体験ができる動態展示を目指しております。つきましては、分解、輸送、組み立ては車両への相当の負担がかかることとなるため、SL人吉の構造や状態、車両が持つ特性などを熟知しているJR九州と関係のある事業者様にお願いすることを考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 今の答弁の中で、当面は静態展示を行うと、また将来的には運転や乗車体験ができる動態展示を目指していくということのようであります。組み立てとか整備は、初めにやはりするのが一番大事だと思いますので、SL人吉の構造などを熟知されている事業者に依頼はお願いされ、また将来的にも整備が必要となってきますので、選定されるときに慎重にされることをお願いしておきたいと思っております。

今回、JR九州小倉総合車両センターから3分割にて輸送とのことでありましたが、1988年のとき、矢岳から人吉までは3分割、人吉からJR九州小倉総合車両センターまでは2分割で輸送されたということをお聞きしましたが、2分割のほうが輸送車両や人件費などコスト面でも安くつくと思っておりますが、今回の3分割での輸送とのことですので、それはどういう経緯でどのようになったのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

蒸気機関車58654号機SL人吉の総重量は60トン以上、高さも約4メートルでございます。動輪、ボイラー部分と炭水車の2分割で輸送する場合、道路法に基づきます一般的制限値を超えていることから、通行許可が必要な特殊な車両での輸送となります。そのため、保管されている場所から本市までの輸送に関して事前に通行可能な道路、橋梁の調査を行い、場合によっては橋梁などに補強を施す必要もあることから、輸送以外に相当な時間と費用を要することとなります。今回予定しております3分割による輸送は、解体による車両への負荷はございますが、重量的には2分割の場合に必要な事前の橋梁調査が不要なく、通行可能なルートを選択肢も増えること、また11月18日のお披露目を目指していますことから、そう

いうことも総合的に勘案しまして判断したところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 今の中で重量の関係などで橋梁とか輸送ルートの調査並びに補強とかがあればやはりコスト面についてもあまり差がないのではないかとか、また11月18日のお披露目を目指しているので日数的な問題があるからとの判断ということでありまして、そのところは分かりました。

それでは、次の質問です。11月18日から展示を予定されていますが、SL人吉号の説明、構造など案内や説明について、製造されてから101年という長い歴史や物語といったストーリーをどのように後世に伝えていきたいと考えておられるのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

SL人吉を保管・展示するための格納庫を令和7年度以降に建設を予定しており、建物内でもSLを眺められる空間の確保も計画をしているところでございます。建物の詳細設計につきましてはこれからでございますが、生誕100年を超える長い歴史、これまで2度にわたる引退、復活をしたという物語、またSL人吉に関わってこられた方々、あるいはSL人吉が思い出の一部となっている方々の熱い思いを伝える手段として常設のパネル展示や語り部の活動等を格納庫内でできないか、今後検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 今言われましたように、やはりSL人吉に関わってこられた方々からの貴重な意見やパネル、写真など、またこれに音声によるものも効果的ではないかと考えております。ストーリーを時を超えた展示や語り部などによる後世に伝える手段をお願いをしておきます。

それでは、先ほど将来的に運転や乗車体験ができる動態展示を目指すとのことでしたが、動態展示はどのような形態で行うのか、また動かす場合には問題点はないのか、動態展示に対する整備点検はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

先ほど申しましたように、まずは静態での展示となりますが、将来的にはSL人吉を実際に動かす動態展示を目指しており、現在、関係者の方々とも協議を行っているところでございます。具体的には、動態展示のためにエアーコンプレッサーを炭水車部分に積載し、作成された圧縮空気を動力とすることで一定の距離を走行可能とする方法でございますが、全国的にも同様の形態で動態展示を行っている事例がございます。

今回のSL人吉の輸送、設置、また今後の格納庫の新設、将来的な動態展示は人吉駅前駐車場で展開してまいりますので、鉄道事業法等の制限はかからないところでございますが、

その他の関係する法令等を遵守し進める必要はございます。併せて、S L人吉の設置後は、将来的な動態展示に備え、定期的な整備点検の実施を予定しており、また実際の運用に際しましても安全面を最優先においた整備点検を継続して実施してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 今言われた11月18日のお披露目、これについて日程的にも今から約4か月間程度でありますので、かなりハードな面も予想されてきますので、余裕を持ってこの取組については行うことをお願いしておきたいと思えます。

それでは、J R肥薩線の復旧についてですが、当初J R肥薩線の八代から吉松駅間の被害件数は448件で235億円と報道されておりました。また、そのうち八代から人吉駅間については、被害は419件です。その後、九州地方整備局の事業関連により復旧費が約76億円まで圧縮されています。連携事業として工事用道路としての線路のレールを取り外しての舗装やトンネル内を舗装し、道路工事や球磨川改修工事など、また生活用道路として利用されています。工事用道路や生活用道路として使用されていますが、この生活用道路にあとどのくらいの日数がかかるのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

御質問に対して現時点では明確にお答えできる材料は持ち合わせておりませんが、現在、J R九州との協議を踏まえ、国の河川道路の復旧工事との事業間連携により当該事業が進められているところでございます。熊本県に確認させていただきましたところ、引き続きJ R肥薩線検討会議やJ R肥薩線再生協議会での議論の推移、またJ R九州との調整を踏まえて進めていく必要があるとのことから、今後、肥薩線復旧のロードマップにおける具体的な工期スケジュールが見えてくるとのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） これについて伺ったのは、やはりいつまでかかるかということがないと、10年後に復旧を目指すということで、2033年までに復旧をしたいという形が載っておりましたけども、これをないがしろにするものでなく、やはりいつまでとしておかないと、具体的な進行はできないということがあると思いましたので、この点についてもう少し詰めた議論をお願いしておきたいと思えます。

J R肥薩線の八代から人吉間の復旧に関する基本合意が4月4日に締結をされました。熊本県と国、J R九州の3者は2025年3月までに鉄道復旧の総合合意を目指すとあります。J R九州は、それまで鉄道の復旧には観光利用だけでは難しく、沿線住民の日常的な利用が不可欠、復旧区間の持続可能性をさらに高めるために観光を軸とした日本一の地方創生モデルの実現とマイレール意識の醸成による日常利用の創出が盛り込まれています。

マイレール意識の醸成による日常利用創出について、熊本県及び地元の認識として載っており分については、マイレールの日常利用の底上げのために肥薩線での移動を選択肢の中に入れ、その選択肢が地域の未来に貢献しているというポジティブな価値観を地域の多くの人に持ってもらう取組が重要。そのために、関係する自治体職員が、地域住民にマイレール意識をうたう前に、例えば公務移動や研修の際の肥薩線優先利用やダイヤを踏まえた行事設定などの行動指針を策定。職員だけでなく、議会議員も積極的に利用。住民の日常移動や自家用車に極端に依存している状況を変える必要がある。人吉・球磨地域公共交通計画においても、住民の地域公共交通に対する認知度を17.5%から35%へ倍増する数値目標を掲げており、通勤、通学、通院などに使える肥薩線とするためには、くま川鉄道との連携、鉄道駅を中心とし、医療機関や商業施設などの目的地までを結ぶ路線バスやコミュニティ交通の再編、運行、いわゆる駅からの二次交通の充実、老人会、町内会、子供会、福祉施設などグループで利用する住民向け助成制度の導入、子供たちに肥薩線を身近に感じてもらえるよう乗車機会を提供し、未来に向けて、将来、鉄道とともに生まれ育った球磨川流域で暮らす、地元に残れるような施策を検討などが提示されているというふうに聞いております。

本市としてマイレール意識の考えはどのように考えておられるのか、また6月6日にJR肥薩線再生協議会が開催されていますので、そのときの議論はどういうものがあつたのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

現在、令和6年度末のJR肥薩線八代一人吉間における鉄道復旧の最終合意を目指し、JR肥薩線再生協議会におきましては、観光を軸とした日本一の地方創生モデルの実現と、先ほど議員もおっしゃいましたように、マイレール意識の醸成による日常利用の創出のさらなる具体化など、引き続き県と地元自治体が一体となって取り組んでいくこととしております。

本市におきましても、令和2年7月豪雨により4年を経過しようとする現在もJR肥薩線は全線、くま川鉄道が一部不通のままございまして、本市内においては身近に鉄道に接することができない状況でございます。

しかしながら、本市にはSL人吉が近く戻ってまいります。SL人吉の展示により、例えば鉄道が身近ではなかった小さいお子さんたちも含めまして、より親しみをもって鉄道に触れる機会を創出してまいりたいと考えております。また、JR肥薩線やくま川鉄道を市民の皆様が自分たちの鉄道という意識を持ち、利用促進や活性化にも積極的に取り組んでいただけるよう環境面でのサポートなど、本市でできることを模索しながらマイレール意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

また、お尋ねがありました6月6日に開催されました第7回JR肥薩線再生協議会でございますが、4月4日付けで熊本県とJR九州とで締結されたJR肥薩線八代一人吉間の復旧に関する基本合意書の内容について確認をし、今年度末の最終合意に向け、今後、再生協議

会のプロジェクト推進ワーキンググループにおいて観光利用、日常利用の2つの部会を設置し、施策の具体化や検討の深度化を図っていくこととしました。また、各市町村における気運の醸成に向けた現在の取組の紹介があったところでございます。

なお、このプロジェクト推進ワーキンググループでございますが、去る6月10日に第1回となる部会をそれぞれ開催したところであり、引き続き参加する関係団体の皆様とともに具体策の検討を深度化することとしております。

以上、お答えをいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） マイレール意識の醸成について、今後、具体的な行動については県と協議をしながら行っていくということのようでございます。くま川鉄道も2025年度中に全線開通の見込みということであります。例えば、マイレール意識の醸成ということで身近な鉄道の利用ということ言えば、通勤、通学への補助金などといったものも行うことも必要ではないかと。ある自治体において、首長の私見、考えだっと思えますけど、これについては今後検討していきたいということが新聞報道でもなされております。そういったことによって、やはりマイレール意識の醸成も検討していくべきだと思いますので、この点についても御検討をよろしく願いをしておきたいと思えます。

それでは、これも基本合意書の中にあります上下分離方式を採用とありますが、どういったものなのか、また上下分離方式を用いている鉄道事業者についてお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

一般的に鉄道における上下分離方式とは、列車の運行を担う主体と線路など鉄道インフラの維持管理を担う主体を分ける仕組みのことであり、インフラの範囲をどのように設定するかはそれぞれ違うようでございます。この方式を用いている鉄道事業者についてでございますが、JR東日本の只見線、岩手県の三陸鉄道、鳥取県の若桜鉄道などが挙げられ、直近では滋賀県の近江鉄道が令和6年4月1日に履行されたようでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） なぜこれを聞いたかということ、やはりこういった上下分離方式について、人吉市がどこまで下のほうを担うのかということが興味がありましたので、この点についてお聞きしたわけでございますが、まだまだそれについては今後の部分で行っていくことのようなのです。くま川鉄道再生協議会の中で6月25日に復旧後の維持管理に向け、新法人を設置されると新聞報道でもあっております。このことについてどのようにやっていくのかということは見守っていきたいと思えます。

では、次に人吉駅から吉松駅間ですが、被害総件数は29件です。報道では復旧費に約6億円とのことのようでございます。熊本、宮崎、鹿児島県の3県をまたいでいます。この区間に

ついて別の枠組みで検討するという考えがJRのほうからも示されております。このことについて、国土交通省も助言を行うなど議論を後押しすると述べておられます。また、そういった中におきまして、2007年に経済産業省による近代化産業遺産に指定されております。また、2011年には日本ユネスコ協会によるプロジェクト未来遺産への登録、2017年、イコモス国内委員会による20世紀遺産に選定されております。その中に、大畑駅、矢岳駅、真幸駅、トンネルなど、数多くあります。この通称山線と言われております3県の協議はいつ頃になるのか、また本市としてその協議を行ってもらうように申入れをされているのかお尋ねしたいと思います。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

特に被害が甚大でありましたJR肥薩線の八代一人吉間につきましては、繰り返しになりますけれども、国、JR九州、熊本県で構成しますJR肥薩線検討会議が令和4年3月に設置されまして検討を進められているところでございますが、この会議には宮崎県、鹿児島県もオブザーバーとして参加をされているところでございます。

ただし、検討会議の協議区間は八代一人吉間でございますので、人吉一吉松間、いわゆる山線につきましては協議をされておられませんけれども、議員もおっしゃいましたように、JR九州の記者会見におかれまして、山線についても別途会議体を設け、協議を進めたい旨の御意向が示されたところでございます。これにつきましては、現在、熊本県、宮崎県、鹿児島県の事務レベルでの協議が本年4月から進められていると伺っているところでございます。つきましては、本市が独自に要望等を行っている状況ではございません。

以上、お答えをいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 本市として申入れは行っていないと。4月から一定の協議は持たれているようであるということでございます。やはり山線の風光明媚な自然の中を駆け抜ける路線は観光列車としても一役買っていると考えますので、その協議が進むことを期待しておきたいと思います。

そういった中において、やはり肥薩線の復旧とか、SL人吉号が今度帰ってきます。そういうことの復旧に向けたのぼり旗とか横断幕の設置は考えておられないのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

SL人吉の活用に関しましての御質問の際に格納庫、それらのその他設計につきましてはこれからと答弁させていただいたところでございます。設計に関しましては、SL人吉が持つイメージを大切に、また周囲の鉄道資産、環境との調和なども考慮に入れていきたいと考えているところでございます。つきましては、のぼり旗や横断幕等の設置につきましては、メッセージの表現方法の一つとしてであると存じておりますけれども、これらのことを十分に

考慮しながらそれぞれを配慮しつつ慎重に判断をしてみたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 今の中で慎重に判断をしたいということでもあります。前のときも肥薩線復旧についてということで、のぼり旗ということできないかと質問したんですけど、これについても検討するというでなかなか実現化しなかったものですから、やはり今後市民の気運を上げる一つの施策でもありますので、何か行動を起こすアクションの一つでもあると思いますので、例えば格納庫について、見た目とかあるかもしれませんが、格納庫だけでなく、別のところも再度御一考をお願いしておきたいというふうに思います。掲げることに對してですね。

では、続きまして次の質問にまいります。現在の公共施設にある不良遊具の数と対応はどのようにしているのかお尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

不良遊具の数と対応に関する御質問でございますが、学校遊具の状況につきまして、教育部からお答えをさせていただきます。

市内全小学校を対象といたしまして全ての遊具について学校での定期的な安全点検と併せまして、2年に一度、専門業者に依頼をして、劣化診断を実施しております。直近では令和5年度に実施をしております、修繕、撤去、経過観察も含め何らかの対策が必要と判断された遊具は、全小学校6校で29基ございました。この診断結果を受けまして、この29基について直ちに使用停止の措置を行い、令和5年度中に29基中、16基の修繕、8基の撤去を行ったところでございます。

以上、お答えをいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） それでは、お答えいたします。

復興建設部から公園、市営住宅につきましてお答えいたします。

まず、公園でございますが、市内34公園のうち遊具のある公園は10公園ございまして、遊具点検は職員による点検及び委託で行う点検を実施しております。昨年度の点検におきましては、複合遊具のチェーン破損やザイルクライミングの切断——このザイルクライミングはロープでつくられた山を登って遊ぶ遊具でございます、その他遊具の老朽化など2公園で計5件ございまして、その後、修繕を行っております。

次に、市営住宅でございますが、市内25団地のうち遊具のある市営住宅は13団地ございまして、遊具点検は職員が行う点検を実施しております。昨年度の点検におきましては、ブランコのひび割れや滑り台のラバーマットの破損など4団地で計7件の破損がございまして、その後、修繕を行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 学校関係とか、公園、団地については、ある程度修繕は行われているということのようでございます。

それでは、この中において老朽化に伴い撤去した遊具の種類及び数はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

老朽化に伴い撤去した遊具の数と種類についてでございますが、1回目の御質問でお答えをいたしました。劣化診断により危険性が高く、撤去を推奨された遊具8基の撤去を行ったところでございます。撤去した遊具の内訳といたしましては、複合遊具5基、ジャングル滑り台1基、鉄棒が2基でございます。なお、修繕、撤去等をしていない5基につきましては、今後の対応について学校との協議を進めてまいります。

また、学校の遊具につきましては、年代の異なる子供たちが交わり、遊びを通じて社会性や道徳心を育む機会のお場となっておりますことから、撤去した遊具に代わるものとして各学校から希望を伺っておりますので、今年度の夏休み期間中に新しい遊具を設置する予定でございます。

以上、お答えをいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

公園及び市営住宅におきましては、昨年度の点検結果に基づき撤去した遊具はございませんが、公園遊具におきましては、老朽化に伴い使用停止としておりました下薩摩瀬町の京畝町公園の滑り台1基を今年度撤去する予定としているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） やはり事故が起きないように安全対策面を含めて各公共施設については、その部署のほうで検討、整備をお願いしておきたいと思っております。

そのような中において、西瀬小学校、旧鹿目分校のグラウンドにある遊具には使用禁止、「これらの遊具は、経年劣化により危険ですので、使用しないでください」との張り紙が貼ってありますし、その周りをトラロープで囲ってありますが、安全面も含めてこの遊具について撤去できないかお尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

西瀬小学校、旧鹿目分校、現在は西瀬コミュニティセンター鹿目分館となっております同施設敷地内の遊具につきましては老朽化が進んでおまして、議員がおっしゃいましたとおり、現在は使用禁止の措置をとっているところでございます。滑り台、ブランコ、鉄棒、登り棒、うんてい、回旋塔などが分校当時のままの姿で残っており、地域の皆様にとりましては思い出や愛着のあるものばかりかと存じますが、今後、この鹿目分館敷地の古い遊具につ

きまして、西瀬校区公民館長をはじめ、地域の皆様の御意見を伺いながら撤去する方向で進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） やはり経年劣化とか危険な遊具については撤去の方向で進めてもらうようによろしく願いをしておきます。

では、最後の質問に入ります。市民の声より、西瀬地区に建設予定でありました防災ステーションはどうなっているのかということを探ねられました。確認のため、もう一度その防災ステーションというのはどういうものであったのか、また設置する場所の面積要件等はあるのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

防災ステーションは、正式には河川防災ステーションと申しますが、河川管理者である国土交通省と水防活動を行う市町村などが一体となって整備をする施設でございまして、設置規模につきましては、洪水時に使用する資材を備蓄する区域、ヘリポート、駐車場、機械類または河川管理施設保全活動等のスペース等を勘案することとなっているところでございます。また、全国で既に整備されている防災ステーションでは、地域の人々のレクリエーションの場や河川を中心とした文化活動の拠点として活用されているなど、平常時には様々な利活用も可能な施設となっているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 有事と平時によって様々な利用・活用がある施設とのことでございます。

それでは、防災ステーションに対する人吉市としての位置づけについての必要性についてはどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

令和2年7月豪雨によりまして未曾有の被害を受けた本市にとりまして、災害発生時の緊急復旧などを迅速に行う基地としての機能を有する防災ステーションを市内に有することは、有事に備えるという観点からもその重要性は高いものと考えておるところでございます。また、防災ステーションの候補地でありました薩摩瀬地区は、令和2年7月豪雨において浸水被害が特に甚大な地区の一つでもございますので、復興まちづくり計画においても地区内に高い建物がほとんどないため、水害時に垂直避難ができる場所が必要とされておりますことから、緊急避難場所としても防災ステーションの必要性は高いものと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 今の中で、必要性は高いものと考えているということでありましたが、その薩摩瀬地区に建設予定でありました防災ステーションの建設が現在は白紙の状態とお聞きしております。

では、これまで懇談会の流れとその回数、懇談会での意見というののはどのようなものがあったのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

これまでの経緯でございますが、令和4年1月13日に令和2年7月豪雨で被災をしました薩摩瀬地区の農地災害復旧の説明会を実施しました際に農地の地権者の方から復旧ではなくて、農地以外での活用方法について御質問をいただいたところでございます。これを受けまして、農地以外の活用方法について関係部署等と協議を行ったところ、国の防災事業の一つである防災ステーションとしての整備が可能ではないだろうかということから、地権者の方々に防災ステーションとしての活用につきまして御意向があるか、あるいは農地でございますので、地区全体でも御検討していただく必要がございますので、そのような検討をしていただくかということにつきまして御提案をさせていただいたところでございます。

本件につきましては、農地の地権者の方々を対象とした防災ステーションの整備に関する懇談会につきましては合計6回行っておりまして、その際には高齢化により今後営農を続けるのは難しいため防災ステーションの整備を希望する旨の御意見を多数いただいた一方で、現在の場所で営農をしていく旨の固い意思表示をされた方もおられたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 今の中で、かなりいろいろな意見が出たということでありまして。懇談会も6回行われていると今の中で出ています。しかし、このまま放置しておいてもどうにもならないと思います。

では、この防災ステーションについて、人吉市としての今後の方向性についてお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

防災ステーションの整備に関する今後の方向性でございますが、繰り返しになりますけれども、これまでの候補地として検討を進めてきた場所につきましては、令和3年度から令和5年度にかけて地権者の皆様、地元町内会長等と検討を重ねてまいったところでございます。この間、地元の懇談会や意向調査——これはアンケートでございますが、意見交換会も幾度となく開催をしてきたところでございますけれども、一部の方について営農継続の御意向が強く、また地域における防災ステーション事業推進そのものに対する反対の立場は固く、用地の御提供に対する最終的な地権者の合意が得られなかったことから、令和5年度に

おける取組は一旦終結とさせていただき、そのことは最後の懇談会の席上にて市長からも直接お伝えをしたところでございます。また、その際の質疑の中では、地権者による懇談会の参加者の皆様には、今後については白紙でございますという表現をさせていただいたところでございます。現時点で具体的な計画はございませんが、今後、新たに防災ステーションを計画する場合は仕切り直しという形で、改めて国をはじめとする関係者の方々との協議をしてまいることになろうかと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 今の中で、現時点では具体的な計画がないと、また新たに建設する場合は仕切り直しという形で行っていきたいということでもあります。そういった場合について、やはり関係者ときちんとした協議をお願いしておきたいと思っております。

また、3月の議会でも同僚議員が火災等について心配をされており、どうにかならないかということの質問もされております。私もその前に草刈り等の伐採をお願いしたこともあります。また、その場が有害鳥獣のすみかとなることも懸念されますので、そのためにも伐採等の何らかの対策をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時09分 休憩

午後1時20分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。10番議員の豊永貞夫です。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は3項目、1項目めが人吉市消防団再編について、2項目めが災害碑について、3項目めがアピアランスケアについてであります。

まず初めに、人吉市消防団再編についてであります。

気象台は、6月8日に九州南部は梅雨入りしたとみられると発表がありました。九州北部である人吉市の梅雨入りはまだですが、もう間近だと思われれます。梅雨入りで心配なのが大雨による災害の発生ですが、警報が発令されると地元地域の巡回パトロールや住民への注意喚起など、消防団の存在は安心感につながっています。今回は、その消防団の再編についてお尋ねします。

人口減少も要因の一つだと思いますが、団員数が減少しています。その団員数の減少が顕著に現れたのが本年の消防出初式だと思います。コロナ感染症の影響で4年ぶりとなる人吉市消防出初式が1月14日、中神町のアクアパーク多目的広場で行われました。出動団員は

259人でしたが、各分団、各部の団員数が少ないと思ったのは私だけではないと思います。ほとんどの消防団の部で定員割れとなり、消防団の確保が困難となっています。特に若年層の団員が減少しており、各部での効果的な活動が難しくなっているのではないのでしょうか。出初式へ参加できなかった部もあったのも事実であります。以前から消防団の再編については課題となっていましたが、昨年、消防団幹部が各部を回って——市の執行部もですけども、再編についての意見交換が実施されています。今後の市消防団の再編について何点かお尋ねいたします。

まず、本市消防団員の団員数の推移として、令和2年7月豪雨発災前の4月時点での団員数をお尋ねいたします。条例定数、それから消防団員の実団員数、女性消防隊員の人数、それと機能別消防団員数、防災サポーターの人数の順でお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） 皆様、こんにちは。では、私のほうからお答えをいたします。

令和2年4月1日時点の消防団員の条例定数は、基本消防団員及び機能別消防団員を合わせまして559人となっております。次に、在籍しております基本消防団員数ですけれども、女性消防隊を除く実団員数が337人、女性消防隊が8人、機能別消防団員が33人、防災サポーターが63人、合計441人となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 令和2年の豪雨発災前の4月の段階での人数でございました。私も消防団のOBですので、団員数の減少している状況は気がかりでなりません。同僚議員で消防団OBの方も多くいらっしゃいます。また、宮原議長は現役消防団ですので、団員の減少については同じ思いだと思います。

本年3月議会の総務文教委員会で消防団員数の状況を聞いております。その際の答弁では、条例定数は、先ほど答弁がありました559人、消防団員の実団員数が299人、女性消防隊員数が11人、機能別消防団員数が30人、防災サポーターが58人、合計で398人と答弁がっております。先ほどの令和2年と比較しても、消防団員数が38人の減少、全体でも43人の減となっております。これは令和5年度の状況ですので、今年、令和6年度である4月以降の状況もお尋ねしたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

令和6年4月1日現在で在籍しております消防団員数でございますけれども、在籍しております基本消防団員数が女性消防隊を除く実団員数が282人、女性消防隊が10人、機能別消防団員が31人、防災サポーターが58人、合計381人となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 今、答弁いただきました。令和2年と比較しましても、やはり減少、

かなり多くの方が消防団を退団され、人数的にかなり少なくなっているようでございます。団員の減少は止められない感じがいたします。答弁いただいた人数は、消防団の実団員数の件ですけども、名簿上の団員数なのか、それとも名簿はあるが仕事の関係等で消防活動にほとんど参加できていない団員——私たちは現役時代では幽霊団員と呼んでいましたけども、それも含まれた人数なのか、ここでお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしました団員数につきましては、活動実績にとらわれない団員数でございまして、消防団員として任命をされている団員数でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 先ほど言いましたように、なかなか活動には参加できていない方も名簿上でいらっしゃる方も含まれているということでありました。各部、数人そういう方もおられるのではないかとと思われます。これは、課題として今後解決する必要があると思われま

す。

団員不足の状況は、どこの部も同じですが、以前から部長を卒業しても団員として残っている状況も出てきております。今年度、部長を辞めても団員不足のため、部員として団に残っている人数は把握されているのかお尋ねします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

近年、消防団の部長職を務めた後に退団するのではなく、所属する部の団員としてしばらく残るケースがあることは、市として把握をしているところでございます。その原因として退団するに当たり代替りの団員が確保できないこと、いわゆる新入団員の確保が困難であることを確認しているところでございます。令和5年度末における状況としましては、部長を退かれた方が13名でございまして、そのうち8名の方が令和6年度から団員として消防団に在籍している状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 13人中8人が団員として残られている。私が現役だったのは18年ぐらい前ですけども、その当時もやはり部長を辞めても団員として残る方もおられました。その数はかなり少なかったんですね。今のように多くはありません。各部での状況は違うかもしれませんが、新入団員が入らなければ、なかなか消防団を辞められない状況になっているようでございます。そういった意味での編成という声が大きくなって、今回のいろいろ昨年からの説明会とかになったと思っております。その消防団編成についての意見交換で消防団幹部と各部を回られたと思いますけども、私も地元消防団の後援会の一員として6月に詰所に来られた際、参加したので、内容は理解していますが、開催された期間とほかの部での参加

者の状況はどうだったのか、どういった意見が出たのかお尋ねします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

消防団の組織再編に関する説明会につきましては、昨年2月から9月にかけて消防団全21部を対象に説明会を開催し、併せて意見交換会を実施したところでございます。説明につきましては、消防団長、副団長、方面隊長を含めました消防団幹部と私を含め市防災課で対応しております。

説明会の内容としましては、まず市のほうから消防団員の確保、方面隊分団の適正な配置、部の配置、適正な定数の選定、適正な消防資機材、積載車等の配備について御説明をした後、消防団から小学校校区ごとに再編する消防団組織再編案をお示しさせていただいたところでございます。

説明会の参加者としてしましては、各部状況が異なりますけれども、管轄部の各町内会長、各部後援会の役員及び関係者、それから管轄部の消防団員に御出席いただいたところでございます。

出席いただきました皆様からの御意見としてしましては、町内会からの各部及び消防後援会への運営費の問題、消防資機材や積載車の充実、団員報酬を含めた待遇改善及び団員確保対策等について御意見をいただき、消防団員からは団員確保の苦労や組織再編を進める中で消防出初式及び消防操法大会等の行事の見直しについて御意見をいただいたところでございます。

消防団組織再編案につきましては、小学校校区ごとに再編し機能強化を図ることを目的として、九日町、紺屋町、鍛冶屋町を管轄する第1分団第2部と大工町、二日町、五日町、七日町を管轄する第1分団第3部の合併、2つ目として第2分団第1部が東校区と西校区が混在しておりますことから、北泉田町、南泉田町、鬼木町を1分団管轄へ、鶴田町を2分団管轄へ分割する案、3つ目として東間校区に5分団と6分団がございまして、その2つの分団を統合する案をお示したところでございます。この校区ごとの消防団機能を強化する再編案につきましては、それぞれの説明会におきまして大筋で御理解をいただいたものと認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 様々な意見が出ているようでございます。団員からの意見として、出初式だったりポンプ操法の見直しというのが出ておりましたけれども、やはりかなり団員不足の中では負担が大きい、そういった意味での意見だったと思います。消防団の活動としては、毎月1日の定例会や防火パレード、耐暑訓練、ポンプ操法の練習、年末の夜警、出初式に向けての訓練、そして出初式と仕事をしながらの活動は団員不足の状況ではかなり負担になっていると思われまます。

そういったところで、今日、通知がありました今月の30日にポンプ操法大会が執り行われ

ると聞いております。そういう通知でした。その中で参加されない部があると聞いておりますけれども、参加されない部の数と不参加の理由についてどういったものがあるのかもお尋ねしたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

今月30日に第13回人吉市消防操法大会の開催を予定しておりますけれども、大会出場につきましては、全21部のうち5つの部から不参加の届けがされているところでございます。不参加の理由としましては、所属する部の団員数からして操法競技の選手編成が困難なことや、競技を行うに足りる団員数はいるものの、大会当日に仕事や家庭の事情により選手の確保ができないなど、部単独としてチーム編成ができないことをお聞きしております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 5つの部が不参加と。理由についても仕事だったり団員不足、言うなれば団員の総数が少ないことによって、その少ない中での選手決めというのが厳しくなって、全体的にやはり団員不足というのが原因だと思われま。

団員不足による様々な課題というのは、今回お示しされております再編したからといって解決するかといえば、なかなか厳しいものがあるんじゃないかと思えます。本市消防団の再編について見通しはどういったものがあるのか、いつ頃までに再編されるおつもりなのかお尋ねします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

昨年9月に消防団の組織再編に関する説明会を終了しました後に消防委員会及び消防団理事会を開催いただき、その概要を御説明し、当初の再編案で進めていく方向性が確認されたところでございます。先ほどお示ししました組織再編案につきましては、今後詳細な部分を協議していく中で消防団内部だけではなく、部を構成する町内会や後援会におきましても支援体制など解決すべき多くの問題、課題が顕在化するものと思っております。状況によりましては、行政側ではなく、町内会同士の協議が中心になることも十分想定されているところでございます。そういった課題を議論し解決していくには、今後どれくらいの時間を要するかは現時点では計りかねている状況でございますが、いずれにしましても関連する部、町内会及び後援会におきまして継続して協議を進めていただき、市としましても御意見を伺いながら慎重に対応してまいりたいと存じております。そのようなことで、消防団の組織再編時期につきましては、現時点で明確に申し上げることは困難でございますけれども、今年度内には一定の方向性をお示しできればと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 先ほど小学校区制で町内が合併したりするということでお聞きしまし

たけども、各町内間の問題も出ていると思いますので、その辺は、団員をはじめ、各町内会や後援会への説明というのは何回も丁寧にしていただきたいと思います。

再編については、今年度内に一定の方向性が示せばということでございますけども、最後に市長に質問です。人口減少による影響は消防団に限ったことではありませんが、現在の少子化の中では消防団の団員が減少するのは当然といえば当然で、また消防団の高齢化も進んでいる中、災害が発生した場合、消防団への負担が増えていくのは見えています。町なかと山間地の消防団の活動状況も違い、各部長も消防団を引退することもできない状況、みんな仕事しながらの消防活動をされています。様々な課題はありますが、消防団の再編は私も必要だと考えています。今後、消防団の団員が急激に増えるというのは厳しいと思います。消防団OBの方から御意見を伺いました。今回、球磨村が創設されます特定機能別団員のよう消防OBの方で新たに消防活動できる組織を新設できないか。また、現在、山間地に組織されています機能別消防団、また消防団OBの方の防災サポーターの方々も災害時には積極的に消防団活動ができる権限を与えられないかという意見も聞きました。すぐにはできないと思いますけども、今後の人吉市消防団の姿をどう見ておられるのか、市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

豊永議員におかれましては、過去に消防団員として活動されておられ、消防団の変わりゆく現状について御心配をいただいているものと思っております。また、豊永議員以外にも、これまで団服を身にまとい活動された多くの議員がおられ、常日頃から現役の消防団員に対し、温かい御支援をいただいているものと思っております。

さて、消防団の再編につきましては、私も全21部の説明会の概要の報告を受ける中で、将来的に再編、合併の必要性は理解するものの、身近な消防団がなくなることへの不安など、町内会の合併と同様、地域コミュニティに対する地域住民の心の揺らぎ、不安の心情を感じたところでございます。

消防団について少し先の将来を予測しますと、現在のそれぞれの管轄部の団員が減少する現状を受け止めるならば、これまでの21部を活動の中心としてきた消防、防災機能を現在の分団に集約し、その分団を小学校校区ごとに配置することで消防団の機能及び体制を維持していくことになるものと想像をすることでございます。

しかしながら、今回の説明会での地域住民の御意見や考えを総合的に判断しますと、そのような組織改革までは理解は得られないところであり、現状としましては、その一步手前あるいはその体制につながる組織再編としまして、先ほど総務部長が御説明いたしました今回の再編案がベストではないかと考えています。

併せて、団員減少が進む中では、管轄を超える部または分団の横の連携を強化し効率的な活動ができる体制づくりも重要でございまして、議員がおっしゃった機能別消防団員におけ

る後方支援も検討課題の一つであると認識をしております。また、これまで団員の活動の負担軽減や待遇改善などにつきまして、年末特別警戒の時間短縮や団員報酬の増額改定などにも取り組んでまいりましたが、引き続き消防委員会などの御意見をお聞きしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 今答弁いただきました。問題は、やはり新入団員がなかなか入らないというのが大きな問題だと思っております。その辺をどう考えるか。また、現役の消防団の負担軽減として、先ほど意見があったという出初式の見直し、あるいは操法大会の見直し、そういったのも今後考えていかないと、やはり先ほど言いました団員の高齢化が進んできて、なかなか体が動かない団員がけがでもすれば元も子もないので、そういった意味で総合的に考えて、編成は賛成ですけども、そういったところも今後含めて考えていく必要があるかと思っておりますので、その辺についても、また私たちがいろんな提案をさせていただきたいと思っておりますので、その推移は見守っていきたいと思っております。この件については終わります。

次に、災害碑についてであります。

令和2年7月豪雨による水害から、あと20日で4年となります。水害で亡くなった方々や被災者への思いは、今も忘れることができません。被災者やその家族にとって、この4年間は再建と回復の過程であり、多くの困難がありました。しかし、その中には立ち上がり、前進しようとする勇気ある姿も見られます。私たちは、豪雨災害で亡くなられた方々への御冥福を祈り、その家族や関係者に対して心からの思いやりと支援を送り続けることが重要だと思っております。

私は、令和4年6月議会で豪雨災害での災害碑の建立を要望しておりました。その際、事例として、広島県では土砂災害が多く発生する地域ということで水害碑が各地に建立されていることを紹介しました。建立される目的は、水害による犠牲者の慰霊のため、水害を繰り返さないという願いや誓いを表すため、水害の被害や水害のための復興を後世に伝承するためであるとも紹介しております。本市の答弁では、建立については白紙の状態だが、今後、住民懇談会等で御意見を伺いながら検討し具体化してまいりたいと答弁されております。まだまだ本市も復興半ばではありますが、その後、検討はされたのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

災害碑の建立につきましては、これまで答弁をさせていただきましたとおり、令和2年7月豪雨災害の記憶を風化させないために日頃からの防災意識の向上や後世への継承等の観点から、その意義や重要性は認識をしているところでございます。つきましては、今次災害からの復興が一定の段階まで進んだ際には、市民の皆様をはじめ、関係する方々等の御意見を伺いながら建立に向けた具現化等を検討していく必要があると考えております。

一方、しかしながら、自力で住宅再建することが困難な被災者のための住まいの確保や、中心市街地地区、青井地区における土地区画整理事業、災害時の安全性を確保するための避難路整備事業など、被災された方々の生活再建に向けた様々な事業を進めている状況でございまして、災害の碑を検討する段階にはまだ至っていないと考えているところでございます。今後、復興事業の進捗状況を見定めながら、しかるべき時期が来ましたら市民の皆様と災害碑の具現化について共に考えてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） まだその時期ではないという答弁でした。確かにまだ復興半ばでありますので、答弁を聞いていて理解したところであります。

今回の市長の施政方針で、6月30日、市役所1階の市民コーナーで豪雨犠牲者追悼式を執り行います。犠牲者への追悼、豪雨災害の記憶と教訓を風化させることなく後世に伝えていく大切な機会にしていくとありました。その思いは、みんな同じだと思います。豪雨災害の記憶と教訓を風化させないためには、これからも続けていくことが大事だと思います。

今年、熊本地震の碑として――石碑ですね、熊本県庁に隣接する、昨年建設された防災センターの1階中庭に「祈る・念じる」と書いて「祈念」と表記された碑が建立されております。私も昨年訪れて見てきましたが、熊本地震を風化させないとの強い思いを感じました。

災害碑は、被災された方々や犠牲者に対する追悼の意を示す場ともなり、その場所に訪れる人々が犠牲者に対する思いを共有し哀悼の念を捧げることができるのが災害碑だと思います。災害碑建立についての市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

施政方針でも申し上げましたとおり、犠牲となられた方々への追悼はもちろんのこと、豪雨災害の記憶と教訓を風化させることなく後世に伝えていくことは非常に大切なことであり、災害碑の建立もその施策の一つであると認識をしております。

被災地の市長として、犠牲となられた方々への追悼と復興への願い、被害の甚大さを後世に伝えることで今後誰一人として犠牲となることのないよう努めていく責務がございまして。先ほど復興政策部長が申し上げましたとおり、現在は発災を受け早期に進めなければならない事業を優先して取り組んでいる状況でございまして、災害碑の建立については、今後これから復興事業が具体的に進んでいく中において適切な時期、適切な場所などについて市民並びに議会の皆様と共に協議をしてみたいと存じます。

当面の間、毎年継続して追悼式を行い、犠牲となられた方々へ哀悼の誠を捧げ、御遺族へ深くお見舞い申し上げるとともに、令和2年7月豪雨の記憶や災害を決して風化させることのないよう努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 時期が来ましたら、ぜひ建立をお願いしたいと思います。建立場所については、地域の懇談会とかいろんな御意見を聞きながらということですが、やはり水害碑というのは実際に水害が発生した場所やその近くに設置するのが一般的だという意見もありながら、浸水した被災したところに建てるのはどうかと、そういう意見もあるようでございますので、その辺については、今後、皆さんの御意見を聞きながら検討していただければと思いますので、よろしくお願いたします。この件については終わります。

次に、アピアランスケアについてであります。

日本人が一生のうちのがんと診断される確率は、2019年データに基づくと、男性65.5%、2人に1人、女性51.2%、2人に1人と、2人に1人はがんになります。がんは我が国において昭和56年から現在に至るまで日本人の死因の第1位で、厚生労働省が発表している人口動態統計（確定数）2020年によると24.6%、およそ4人に1人ががんで亡くなっており、多くの方ががんと闘っている現状があります。

がん治療の一つに抗がん剤治療がありますが、この抗がん剤治療の主な副作用として、ほとんどの人が影響を受けるのが脱毛です。目に見えるだけにとってもつらい副作用と言えます。私の知人に、女性の方ですけども、大分前に乳がんになり、抗がん剤治療でやはり髪の毛が抜け始めたそうです。女性が髪の毛が抜けるということは目に見えるだけに苦痛と精神的なショックは非常に大きいものがあつたそうでありまして。ウィッグを——かつらです、病院から紹介され購入されたそうですが、安いものはすぐにずれてしまうようで経済的にも負担が大きく、気持ちが落ち込んでしまったそうでありまして。その方は完治されて仕事に復帰されておりますが、当時はがんに立ち向かうどころか、生きる気力さえ衰えて大変だったということをお聞きいたしました。

ちょうど今年の4月から熊本市でアピアランスケア推進事業が始まりました。この事業は、熊本市ではがん患者の心理的負担を軽減するとともに、治療と社会参加等の両立や療養生活の質の維持向上を支援することを目的として、がん治療による外見の変化を補完する補整具の購入費用を助成するというものであります。

アピアランスケアのアピアランスとは外見や人の容貌を意味する言葉で、アピアランスケアとはがん治療に伴う脱毛や手術痕等の外見の変化に対し、その人らしくいられるように外見とともに、周りの環境や患者本人の気持ちをサポートするものであります。

そこで、がんの種類も多くありますけども、今回抗がん剤治療での脱毛への医療用ウィッグと乳がんでの手術痕への人工乳房やシリコンパッドへの助成についての質問になりますので、1点目の質問は、本市のがん検診受診率で過去3年間の乳がん検診受診率についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

本市の乳がん検診受診率でございますが、30歳から39歳を対象として実施します乳房超音波検診は、令和3年度は8%、令和4年度9%、令和5年度7.5%でございます。また、40歳以上を対象として実施しますマンモグラフィ検診は、令和3年度30.9%、令和4年度26.7%、令和5年度31.3%でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 今パーセントをお聞きしましたけども、30歳から39歳まではかなり受診率というのは低いようでございます。40歳からになると30%近く、30.9%、26.7%、31.3%と、ある程度人数は増えてきておりますけども、現在の医学では早期発見・早期治療で完治するのががん、今のほとんどがそうっております。早期発見・早期治療というのは重要だと思います。

ただ、がんに罹患される方は増加している状況で、本市の乳がん患者の方で抗がん剤治療をされている方の人数というのは把握できるのか、また指定がん診療拠点病院である人吉医療センターでの抗がん剤治療をされている人数というのは把握できるのか、分かれば過去3年間の状況についてお尋ねします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

抗がん剤治療者数の状況について本市では把握しておりませんが、国指定の地域がん診療連携拠点病院であります独立行政法人地域医療機能推進機構人吉医療センターにお尋ねしまして、乳がん患者のうち抗がん剤治療者数の状況について市外の方を含む実人数でお答えをいたします。令和3年度26人、令和4年度28人、令和5年度31人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 一定の人数の方が抗がん剤治療をされているようでございます。

抗がん剤治療をされている方で医療用ウィッグや胸部補整具などを必要とされる方の人数というのは把握できますでしょうか、お尋ねいたします。また、本市への相談等の有無についてもお尋ねします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

人吉医療センターにおいて抗がん剤治療をされている方で医療用ウィッグや胸部補整具等について紹介を実施された状況についてお答えいたします。まず、医療用ウィッグを紹介された件数については、集計上、乳がん患者以外のがん患者や市外の方も含んだ件数をお答えいたします。令和3年度61件、令和4年度67件、令和5年度78件でございます。また、胸部補整具については、毎年50件ほどの相談があり、外来において看護師から手術される方に紹介をされているとのことでございます。

本市への相談につきましては、これまでに1件の問合せがあったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） やはり抗がん剤治療によってウィッグの相談件数というのは多いよう
でございます。市だけではないという状況でございますけども、かなり相談数というのは多
いようでございます。医療用ウィッグの価格は、安いもので4万円程度、高いものでは人毛
を使用してのかつらで10万円以上のものもあるようでございます。答弁でもありましたよう
に、ウィッグや胸部補整具についての相談も多いようでございます。

全国的にアピランスケア事業に取り組んで医療用ウィッグや胸部補整具の購入費助成を
する自治体が増えています。県内では、先ほど紹介しました熊本市が4月から開始されてお
ります。県内のほかの自治体の状況をお尋ねします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

まず、アピランスケアとは、先ほど豊永議員からも御紹介いただきましたが、がん治療
に伴う脱毛や乳房手術により外見に変化が生じた患者の心理的負担を軽減し、治療と社会参
加の両立や治療生活の維持向上を目的とした支援でございます。このアピランスケア支援
についての取組は、熊本県内で6市町村、熊本市、玉東町、和水町、大津町、益城町、南阿
蘇村において実施されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 調べてみますと、熊本以外の他県では助成されているところが結構多
いようでございます。助成内容についても上限が2万円に設定されていて、いろんな取決め
はありますけども、大体が助成額は、ウィッグの場合は2分の1で上限額が2万円、胸部補
整具の助成については、人工乳房で助成額が2分の1で上限額が2万円、シリコンパッドが
上限額が1万円となっております。

ちょうど私の質問に併せたように本日付けの熊本日日新聞が、熊本県が6月の補正予算に
がん患者への支援の予算を計上されておりました、そういう記事です。アピランスケアの
医療用ウィッグや人工乳房補整具などの購入費の半額助成、助成金は県と市町村が折半して
担うという記事が掲載されておりました。まさに私が今日取り上げたアピランス支援につ
いての記事で、ありがとうございます。

それで、この取組はぜひやっていただきたいんですけども、本市もある程度相談件数も多
いことから、やはり特に女性の方というのが、抗がん剤治療ということはがんになっていら
っしゃいますので、がんと闘う上でも外見についてそういったところのストレスを取り除い
ていただける一つの手段としてウィッグというのがあると思いますので、ぜひ助成すべきだ
と考えておりますけども、本市の考えをお尋ねします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

熊本県では、県民が一体となってがん対策に取り組み、「がん患者を含めた県民が、がんを知り、がんと向き合い、共に支え合う社会」を目指すため、令和6年3月に第4次熊本県がん対策推進計画が策定されました。この計画では、がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築のため、アピアランスケアに係る相談支援・情報提供体制の構築及び支援策の検討が掲げられております。治療によるアピアランスの変化で悩む患者に対する経済的及び心理的負担軽減を検討することとされております。

本市といたしましても、今後、医療用ウィッグや胸部補整具の購入費助成について検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 県のほうも予算を計上されております。県と市町村の折半ということでございますので、ぜひ取り組んでいただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時08分 休憩

午後2時23分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君）（登壇） 皆様、こんにちは。11番議員、西信八郎でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

今日の質問項目は、ワンヘルスについて、犯罪被害者支援について、聞き取り困難症・聴覚情報処理障害についてであります。

それでは、早速始めます。ワンヘルスについてであります。聞き慣れない言葉であると思いますが、ワンヘルスとは、人の健康、動物の健康、環境の健全化を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという考え方です。世界的に猛威を振るった新型コロナウイルスをはじめとした人獣共通感染症は、人口の増加、森林開発や地球温暖化に伴う生態系の変化や気候変動によって人と動物の関係性が変わっていったことにより発生したと言われております。このように様々な分野にまたがる問題が要因とされる人獣共通感染症に対応し、私たちが健康に暮らしていくためには地球に暮らす動物、そして地球自身も健康である必要があります。

国内では、令和2年12月に福岡県議会で議員提案による福岡県ワンヘルス推進基本条例が可決、成立しています。平成28年11月、北九州市で世界獣医師会、世界医師会、日本医師会、日本獣医師会の4者がワンヘルスに関する国際会議を開き、ワンヘルス実践の基礎となる事柄をまとめた「福岡宣言」を採択し、主に医師と獣医師の連携協力体制の推進をうたってい

ます。国は、平成27年から人獣共通感染症の予防・探知・治療等対策強化のため、連携シンポジウムを開催するなどワンヘルスの考え方の普及啓発を行っています。また、WHO総会における「薬剤耐性に関するグローバル・アクション・プラン」の採択を受け、平成28年に「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」を策定し、普及啓発や抗微生物剤の適正使用などに関する取組を行っています。

人獣共通感染症の一つである新型コロナウイルス感染症のパンデミックでワンヘルスの重要性が注目される中、令和4年1月の第208回通常国会参議院本会議の自民党、松山政司議員による代表質問において、ワンヘルスの推進について、岸田文雄首相は、「政府としても、福岡県の取組も参考にしつつ、今後ともワンヘルス・アプローチに基づく感染症対策に取り組んでいく」と答弁されました。

ワンヘルスの重要性が確認されたところですが、本市としてワンヘルスについての考え、取組等が行われているかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

ワンヘルスにつきましては、ただいま西議員から御紹介をいただきましたが、取組に関しましては、福岡県で福岡県ワンヘルス推進基本条例が制定され、その基本方針を踏まえ、福岡県みやま市においてワンヘルス推進行動計画に基づき先進的な取組をされているようでございます。

本市といたしましても、次世代につなぐ人と動物の健康及び健全な環境が調和した社会の実現に向けた取組について、私たちが健康に暮らしていくために、地球に暮らす動物、そして地球自体も健康であることが大変重要であると認識をいたしております。まずは、各関係機関との情報連携に努め、ワンヘルスに関する先進的事例の情報収集及び調査研究に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 11番。西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君） ワンヘルスの考えは、国連のSDGs（持続可能な開発目標）の課題や目標と極めて関連性が高いと考えます。ワンヘルスの啓発を目的に厚生労働省などが開いたシンポジウム、平成31年2月で獣医師の井上亮一氏、当時横浜市獣医師会会長が述べられた言葉は、学校が取り組むESD（持続可能な開発のための教育）との近接性を感じました。

ここでESDを説明しますと、ESDとは、世界には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する様々な問題があります。これらの現代社会の問題を自ら問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで問題の解決につなげる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。

つまり、E S Dは持続可能な社会の創り手を育む教育です。

本題に戻りますが、井上医師は、「動物由来感染症は、交通手段の発展によるグローバル化、土地開発による自然破壊など、人間社会の変化と人間の活動の多様性により、近年その対策の重要性が極めて高くなっています。特に高齢化の進む日本では、抵抗力の弱い高齢者の人口増加が進み、その対策は医師会・獣医師会共通の課題となっている。新型コロナのようなパンデミックは、今後も繰り返されるだろう」と言われています。同じシンポジウムで、国立環境研究所の五箇公一氏が、より刺激的に、「自然環境の中の野生生物の中で静かに生息していた病原体微生物を人間社会に導き入れたのは人間自身である」と述べられました。

このような中、まず第一歩としてワンヘルス教育の取組が重要であると考えますが、今後の取組、考え方についてお尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） 皆さん、こんにちは。それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に続く第2、第3のパンデミックはどうすれば防げるのか、そのキーワードとして今注目されているのがワンヘルスという考え方であると理解しております。人と動物の健康、生態系、環境保全はどう関係しているのか、医師や獣医師、環境の専門家や研究者だけでなく、みんなで考え行動していくことが大切であると考えております。

学校教育におきましては、まずはワンヘルスの考え方を踏まえて、総合的な学習の時間で取り組んでいる活動や、生活科、社会科、理科などの教科の学習において指導者がワンヘルスの理念や考え方を意識した実践をすることから始まると考えております。このような授業や活動を通して生命の尊さについて考えを深め、環境保護や共生、共存、自他の健康と感染症対策などワンヘルスについての学びを深めていくことになるのではないかと考えております。

福岡県では全国に先駆けてワンヘルスに関する様々な学校における取組が進められているようでございますが、先ほど健康福祉部長が答弁いたしましたとおり、本市におきましては、今後、関係機関との情報連携や先進的事例の情報収集に努めてまいりますので、その状況を踏まえながら適切な時期に市内校長会などでワンヘルス教育への理解を求めてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 11番。西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君） 先進地、福岡県のみやま市では、教育委員会にワンヘルス推進プロジェクトを立ち上げ、ワンヘルス教育推進計画の立案、推進が行われ、令和5年度小中学校教育目標にワンヘルス教育の基本方針が盛り込まれております。今後、本市におきましても関係機関との情報連携や先進地事例の情報収集に努められ、ワンヘルス教育に取り組んでいただきたいと思います。

日本には、現状、ワンヘルスの実現のそのものを明確に目的とした法制度がありません。感染症や畜産、自然保護などワンヘルスに関係するところの法制度はもちろん存在しますが、これを所管する省庁も厚生労働省、農林水産省、環境省と分かれており、連携も現状では部分的な内容にとどまっています。また、海外からペットとして輸入される野生動物の規制や流通の把握についても課題が多く、こうした野生生物取引が感染症を広げる一因となる可能性も考えられます。ワンヘルスを実現する上での鍵となる生物多様性の保全の重要性が今も十分に理解されておられません。新型コロナウイルスのような感染症が世界の自然破壊と深く関係していること、そしてその破壊につながる開発の一因に日本の輸入、消費している大量の物や資源の生産があることを日本の社会が広く認識することは重要な一歩です。そして、環境保全、保健、衛生、畜産、また教育から経済まで様々な分野に広く関わるワンヘルスを実現し、人、動物、生態系の健康を守るためには、取り組む人の側もそれぞれの分野の管轄の壁を越えた連携協力が欠かせません。周知と取組をお願いしまして、この質問を終わります。

次に、犯罪被害者支援についてであります。

犯罪被害者等基本法は、前文に「国民の誰もが犯罪被害者等（犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族）となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない」とされています。

誰もがいつ犯罪被害者になってもおかしくない状況の中、本市の犯罪被害者に対する支援制度はあるのかお尋ねをいたします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

本市における犯罪被害者の方の相談窓口は、地域コミュニティ課くらし安心相談係でございます。こちらでは、被害者の相談対応や助言のほか、無料法律相談会の案内や公益社団法人熊本被害者支援センター等の関係機関と連携した対応を行うこととしております。

現在、市独自の犯罪被害者の方に対する給付金等の支援制度はございませんが、国の支援制度といたしましては、犯罪被害者等給付金制度による遺族給付金や重傷病給付金、障害給付金の3種類がございます。また、熊本県の支援制度は、犯罪被害者等への遺族見舞金や重傷病見舞金制度がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 11番。西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君） 市独自の犯罪被害者に対する支援制度はまだないということであり
ます。

では、児童・生徒が犯罪に巻き込まれたり、家族がそうなり、子供が学校に一時的に通うことが困難になったりする場合、現状どのような支援策があるのかお尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

登校できなくなった犯罪被害者の子供に限定した特別な支援策は行っておりませんが、学校に行けなくなるケースとしては不登校等が考えられます。現在、不登校となっている子供たちへの対応といたしましては、担任をはじめとした学校の教職員や学校支援アドバイザー、スクールソーシャルワーカーなどによる相談活動や家庭訪問、電話連絡を継続的に行っております。また、各学校では、ケース会議を開催し、スクールカウンセラーなどの専門家の意見も踏まえながら、その要因の判別や対策について検討し対応を行っていただいております。併せまして、1人1台配付しておりますタブレットパソコンを活用して学習に取り組み、学校で学習の進捗状況を把握し、メッセージをやり取りするなど、子供たちの状況把握にも努めているところでございます。

また、本市は、学校に行けない子供たちのために保健センター2階に教育支援センター「かがやき教室」を設置しており、保護者や子供たちからの教育相談への対応はもちろん、学習支援や家庭訪問、登校支援、関係機関との連携などにも取り組んでおります。

今後も、こども家庭センター、福祉課との連携をより一層強化していくよう、市内校長会議、教頭・主幹教諭会議、教務主任会議及び不登校担当者会議等において、改めて周知徹底をしてまいります。様々な課題を抱え、支援を必要としている子供たちへの早期支援と併せ、子供だけでなく、保護者へのアドバイス、カウンセリングなどの手厚い支援を行い、関係機関が連携して適切な支援を提供していくよう、今後も努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 11番。西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君） 心身ともに未熟な子供が犯罪・いじめ・児童虐待等の被害に遭った場合、それによって受ける精神的ダメージは大人に比べ非常に大きく、また子供は大人のように苦しい心のうちを言葉などで表現して自由に発散する術を持たないことから、心の傷は大人以上に根の深いものとなります。対応をしっかりと行っていただきたいというふうに思います。

犯罪被害者等基本法（平成17年4月施行）は、国や地方自治体の責務について規定し、これに併せる形で自治体に条例の制定が進んでまいりました。一例として、川崎市犯罪被害者等支援条例（令和4年4月1日施行）を紹介いたしますと、その要綱が設定する支援内容は、相談支援、住居支援、経済支援、日常生活支援の4本柱で、このうち経済的支援に見舞金と教育支援が位置づけられています。教育支援の費用の助成制度は、犯罪被害により子供を通学させることが困難となった犯罪被害者等が教育サービスを利用した場合に費用を助成するというものであります。

本市として犯罪被害者の支援に関する条例制定の考えはないかお尋ねをいたします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

警察庁の調査によりますと、令和5年4月1日現在で政令指定都市を除いた1,704市区町村のうち606市区町村が犯罪被害者支援を目的とした条例を制定されております。現在、県内におきましては、熊本市、荒尾市、甲佐町、芦北町、南阿蘇村の5市町村が関係条例を制定されており、そのうち熊本市、荒尾市、芦北町の3市町では被害者への各種見舞金制度等も設けられております。

本市といたしましても、犯罪被害者への必要な支援を行うことは重要と認識しておりますので、まずこの条例化の必要性について他市町村の情報収集をしながら調査研究を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 11番。西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君） 非常に大事でありますので、犯罪被害者の支援についての市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

安全で安心して暮らせる社会の実現は、全ての国民の願いであり、犯罪等を防止するため、国、地方公共団体、関係機関が連携し、たゆみない努力が重ねられているところでございます。

しかしながら、私たちの身の回りにも、ある日突然犯罪に巻き込まれてしまうおそれがあることも事実でございます。また、犯罪被害者とその家族は、生命や身体への危害などの直接的被害に加え、周囲の偏見、心ない言動による精神的な苦痛、私生活の平穩の侵害といった二次被害等に苦しめられる場合もございます。被害者とその御家族が被害から早期に回復し、安全で安心な暮らしを取り戻すためには、国、地方公共団体、関係機関が連携協力して犯罪被害者に寄り添った支援を行っていくことが重要ではないかと考えております。

今後、市といたしましても、条例制定も含め、先進地の取組状況を踏まえ、犯罪被害に遭われた方に寄り添った支援の在り方を具体的に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 11番。西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君） 早期実現に向け、具体的な検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に聞き取り困難症・聴覚情報処理障害についてであります。

新聞記事で人の話は聞こえるのに理解が不十分な状態であることを示す聴覚情報処理障害・聞き取り困難症に苦しむ人がいることを知り、質問を進めます。インターネットで調べますと、これを研究するグループの代表で大阪公立大学耳鼻咽喉科の阪本浩一准教授の言葉にこうありました。「聴覚情報処理障害とは、純音聴力検査で正常であるにもかかわらず、うるさいところや複数人数の会話、電話、接客、授業などの場面で聞き取りの困難を示す状態を指す言葉で、その原因は主として中核（脳）の聴覚情報の処理、認知、注意の問題によ

るとされ、日本において診断基準などはまだ定まっていません。小児から成人まで多くの当事者がおられ、その多くは耳鼻咽喉科で聴力検査を受けても正常範囲で大丈夫と言われ、困難を感じているにもかかわらず、適切な診断、支援につながるができない状態です」と言われています。

本市として、聴覚情報処理障害・聞き取り困難症について把握、認識がなされ、何か取組、対応ができていますのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

聞き取り困難症・聴覚情報処理障害とは、聴力は正常であり、音としては聞こえているのに言葉として聞き取ることができない状態、もしくは言葉の内容を理解するのに時間がかかる状態とされており、この聞き取り困難症・聴覚情報処理障害の発見は、比較的新しいため、現段階におきまして明確な治療法や診断基準が確立されておらず、その整備が求められ、研究等がなされている状況でございます。

欧米と比較し、日本での認知度は低い状況ですが、近年、小児の言語発達の遅れが原因の一つであることや、欧米で言われる聴覚のみの障害ではなく、発達面の問題を抱える例が多く存在することが指摘されております。このため、現状で本市における聞き取り困難症・聴覚情報処理障害についての把握はできていないところでございます。

しかしながら、今後、聞き取り困難症・聴覚情報処理障害についての理解を深めるとともに、困りごと相談において相談者に寄り添い、丁寧に対応していくため、関係機関と連携した取組を継続して行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 11番。西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君） 把握できていないということですが、最近の研究では、人口の1%の割合で聴覚情報処理障害の症状があり、学齢期の子供においては約2%から3%とも言われており、決して少ないとは言いきれない子供が困難を抱えています。認知度が低いため、日本では支援体制が整っていない状況ですが、学校現場で早期に発見し、支援策等ができないかお尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

現在、小学校入学前の就学時健診に始まり、入学後の健診など、毎年度、学校医の御協力をいただきながら、子供たちの健康の保持増進を図るために鋭意努めているところでございます。

しかしながら、聞き取り困難症・聴覚情報処理障害につきましては、聴力検査では異常と認められないことも多く、国内では正確に診断する検査方法がまだ見つかっていない状況のようでございます。現時点では、検査を行える医療機関もほとんどないと言われており、検査方法などの開発が進められているようでございます。

そのような状況でございますので、学校現場や学校教育関係者におきましても、この障害について意識した研修会や具体的な取組が実施されていないのが現状でございます。現在、研究が盛んな欧米ではフィッシャーの質問紙などが用いられており、その和訳も紹介されております。

今後は、学校現場での質問紙の活用方法や児童・生徒の細やかな観察、実態把握などについて学校医等で構成する学校保健推進合同会議や各種健診時など機会を捉えて専門的な御意見、御助言をいただきながら、市内校長会や各学校の特別支援教育コーディネーターで構成する特別支援連携協議会、養護教諭で構成いたします学校保健担当者会などにおいて周知をいたしまして、学校内でできる具体的な支援策について協議検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 11番。西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君） 学校では、従来ならば障害とみなされずに担任教師から困った子の烙印を押されていた児童・生徒の中にも今障害に該当する子供がいる可能性があります。小中学校、高校の授業で行う共同学習や探究学習、討論、話し合い、あるいは学習指導要領が上げる主体的・対話的で深い学びを実現しようと取り組む実践を振り返って、子供たちへの対応方法がどうであったか、教師は一度推察してみる必要があるかもしれません。学校でできる支援策の検討をよろしくお願ひしたいと思います。

あまり知られていない聴覚情報処理障害、まずは認知度を上げることが必要と思いますが、このような病気があることを認識してもらうために市民への周知をどう行うかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

報道をきっかけとしまして徐々に知られてきているようでございますが、一般的にはまだまだ認知度は低い状況と捉えております。このような症状の方がいらっしゃることを知ること、はつきりゆっくり話すなどの配慮につながり、誰もが暮らしやすく、互いに人格と個性を尊重する共生社会の実現のため、広く市民への周知を図ることが重要であります。このため、広報ひとよし、市ホームページやSNS等のあらゆる媒体を活用いたしまして周知に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 11番。西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君） まずは周知をしていただき、このような病気があり、苦しんでいる人がいること、また教育長から御紹介がありましたフィッシャー聴覚情報処理チェックリストの利活用を含め、支援策に取り組んでいただきますようお願いをし、私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時56分 散会

令和6年6月第3回人吉市議会定例会会議録（第4号）

令和6年6月17日 月曜日

1. 議事日程第4号

令和6年6月17日 午前10時 開議

- 日程第1 議第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計補正予算（第12号））
- 日程第2 議第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号））
- 日程第3 議第46号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議第47号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議第48号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議第50号 令和6年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第51号 令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第52号 令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第53号 人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第54号 人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第55号 人吉市工場立地法地域準則条例の制定について
- 日程第12 議第56号 人吉市教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 報第3号 令和5年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第14 報第4号 令和5年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第15 報第5号 令和5年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第16 報第6号 令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第17 報第7号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 日程第18 一般質問
1. 大塚 則 男 君
 2. 松 村 太 君

3. 川 上 紗智子 君

日程第19 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（15名）

1番	川 上 紗智子 君
2番	松 村 太 君
3番	徳 川 禎 郁 君
4番	池 田 芳 隆 君
5番	牛 塚 孝 浩 君
6番	宮 崎 保 君
7番	大 塚 則 男 君
8番	平 田 清 吉 君
9番	井 上 光 浩 君
10番	豊 永 貞 夫 君
11番	西 信八郎 君
12番	村 上 恵 一 君
14番	田 中 哲 君
15番	福 屋 法 晴 君
16番	宮 原 将 志 君

欠席議員（1名）

13番	本 村 令 斗 君
-----	-----------

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	小 林 敏 郎 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復興政策部長	溝 口 尚 也 君
復興政策部政策統括監	緒 方 竜 二 君
市 民 部 長	井 福 浩 二 君
健康福祉部長	松 尾 美 紀 君

経 済 部 長	淵 上 聖 也 君
復 興 建 設 部 長	立 場 康 宏 君
総 務 部 次 長	日 下 部 伸 樹 君
総 務 課 長	那 須 裕 史 君
秘 書 課 長	池 下 英 治 君
水 道 局 長	羽 田 野 将 央 君
教 育 部 長	前 村 洋 宣 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	丸 尾 亜 紀 子 君
議 事 係 長	栗 須 順 也 君
書 記	税 所 昭 彦 君

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

なお、13番本村令斗議員より欠席届が提出されております。議事に入ります。

本日は、14日金曜日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。また、一般質問終了後、委員会付託を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

発言の申出

○議長（宮原将志君） ここで執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） 議員の皆様、おはようございます。

答弁の訂正をお願いいたします。

14日の宮崎議員の一般質問の観光とJR肥薩線の復旧についての項目で、JR肥薩線の復旧についての2回目の御質問に対する答弁におきまして、「JR肥薩線は全線くま川鉄道が一部不通のままでございます」と申し上げましたけれども、正しくは「JR肥薩線は八代ー吉松間、くま川鉄道は人吉温泉ー肥後西村間が不通のままでございます」でございます。

訂正をお願いできればと存じます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（宮原将志君） ただいまの発言の訂正につきましては、許可することといたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、ただいまより質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君）（登壇） おはようございます。7番議員の大塚則男です。通告に従い一般質問を行います。今回は1点目、視察研修の成果と今後の取組について。2点目、一般廃棄物の収集の現状と今後の課題について。3点目、プラスチック類の分別収集事業の取組と課題について。4点目、ごみ出し困難な高齢者支援対策について。5点目、御溝川二次放水路事業について。市民の声からくま川温泉施設のネーミング、SL人吉のネーミングについてお尋ねします。

まず、視察研修についてですが、無党派の井上議員、村上議員、豊永議員、そして私の4人で大阪府泉佐野市、京丹後市の丹後町に視察研修に行かせていただきました。

研修内容は泉佐野市では、ふるさと納税、高齢者支援対策「ふれ愛収集」事業について、

丹後町ではNPO法人で実施しているスマートフォンを使いウーバーアプリで配車しマイカーを使ったライドシェア型「ささえ合い交通」について研修を行ってまいりました。泉佐野市のふるさと納税担当者である成長戦略室室長は12年にわたりふるさと納税に関わっておられ、大変詳しく丁寧な説明をいただきました。業務に対する意欲、地元産品に対する熱意など自信に満ちた取組をお聞きし、ぜひ人吉にお越しいただき職員の皆様、議員で研修できたら今後の取組に必ず参考になると確信しています。松岡市長もふるさと納税については、今回の所信で令和5年度も4億1,293万円と前年度と同水準の寄附をいただきました。企業版ふるさと納税についても1,469万円と前年度の3.76倍の支援をいただきましたことに本市としても個人や企業、団体の皆様の御支援に心から感謝申し上げますと述べておられます。特に災害後はふるさと納税のありがたさ、市の財源として及ぼす効果など、その必要性については十分理解いただいております。

そこで提案ですが、ぜひ人吉に泉佐野市のふるさと納税担当者を講師としてお招きすることはできないかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 皆様おはようございます。それでは御質問にお答えをいたします。

ふるさと納税の取組につきましては、全国的には顕著な実績を上げている自治体もあり大阪府泉佐野市の取組につきましても新聞やテレビなどで拝見しているところでございます。このふるさと納税制度につきましては、私自身も注力すべき施策であると認識をしており、実際に私のマニフェストにも寄附額10億円という目標を挙げております。この目標を達成するためには担当部署をはじめとした市職員の頑張りはもちろんですが、生産者や流通業者など様々な関係者のお力添えが必要となってまいります。そのためにも、私自身も市のトップセールスマンとして先頭に立ち、本市の特産品や物産品を全国の方々に知っていただき、より多くの方々から本市の返礼品を選んでいただけるよう様々な場面でPRを行うなど力を尽くしてまいります。

また、議員がおっしゃいました泉佐野市と同様に全国には特色ある取組を行っている自治体が数多くございます。本市のふるさと納税が今後さらに飛躍していくためにも議員御提案の先進自治体からの講師の招聘を含め、実績のある自治体の知見やノウハウに関する調査研究を重ねながら魅力ある返礼品の開発や認知度向上に向けた取組を官民一体となって推し進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） ただいま市長のほうから大変前向きな答弁いただきました。皆様も御存じのとおり泉佐野市は、ふるさと納税で宮崎県都城市と常に全国1位、2位の寄附額があっており、ちなみに令和4年度は137億7,719万5,130円で全国5位の額になっています。このふるさと納税にしてもですね、使い道について力を入れておられ、寄附をいただいた方に

は22の選択肢から寄附金の使い道を指定可能とされていて、最も多いのは、教育や子育てであるようです。また、地元産品がなかったら作りあげようと考えられ、地元企業に促し事業費として補助金100%歳出されておられます。人吉も地元産品づくりのアイデア、寄附をいただく皆様に喜んでいただける方策などさらに深めていく必要があると考えます。ふるさと納税については、いつまで継続するか不安な点もありますが、今だから積極的に取り組むことができるふるさと納税だと私は思います。今回の研修の受入れ、そしてふるさと納税に専従できる担当職員の配置など、ぜひ実施していただきたいと思います。今一度前向きな答弁をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、ふるさと納税の寄附額を増加させるための取組の一つとして専門部署を設置し、専従職員を多く配置することなどが考えられます。本来であればそのような積極的な取組を実施したいという強い思いを持っておりますが、本市は現在豪雨災害からの早期復興に向け、市職員一丸となって全力で取り組んでいるところであり、加えて他の自治体からも応援職員を派遣いただきながら事業を進めている現状がございます。

しかしながら、本市のふるさと納税を増やしていきたいとの思いは私も常に持っておりますので、復興事業等の進捗等を踏まえながら議員御提案の研修や組織の充実等についても検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 大変心強い答弁をいただきありがとうございます。ぜひ人吉もふるさと納税、本当に必要な財源ですので、よろしく願いいたします。

次に一般廃棄物の収集の現状と今後の課題についてお尋ねします。

現在、ごみ処分場は人吉球磨クリーンプラザとして人吉市赤池水無町に設置され、1市9町村からなる人吉球磨広域行政組合の運営になっています。お尋ねしますが、人吉球磨クリーンプラザは建設後何年経過しているのか。今後人吉球磨クリーンプラザはどのような方向性が考えられるのか。施設費として人吉球磨全市町村で負担していますが、過去3年間の施設費と人吉市の過去3年間の施設費の負担額についてお尋ねします。また、各市町村施設費の算定方法についてもお尋ねいたします。

○市民部長（井福浩二君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

人吉球磨クリーンプラザは、人吉球磨広域行政組合が管理する施設でございまして、圏域内で発生するごみを広域的に処理するため、平成12年度から平成14年度にかけて建設されております。平成14年12月より供用を開始して以降、20年以上が経過し老朽化が進んでおり、また地元との協定により施設の稼働期間が令和15年3月末までとなっておりますことから、令和14年度に現行の施設でのごみ処理を終了し、令和15年度以降は新たなごみ処理体制へ移

行する計画でございます。

新たなごみ処理体制の構築にあたりましては、次期ごみ処理施設の建設用地を確保する必要がありますが、現在予定地となっておりますのが、同組合が所有するあさぎり町の旧免田ごみ・し尿処理施設跡地でございます。今後施設整備等の検討と併せまして処理体制につきましても広域的な協議、検討が進められていく予定でございます。

続きまして、過去3年間の負担額でございますが、人吉球磨広域行政組合に支払う負担金のうちクリーンプラザの施設費につきましては、構成する10市町村における均等割が10%、人口割10%、利用実績割80%の案分により算出をしております。クリーンプラザの施設費に関する実績額としましては、令和3年度の人吉球磨全体額が8億1,685万3,000円、うち人吉市が3億5,297万6,000円、令和4年度の人吉球磨全体額が8億5,241万4,000円、うち人吉市が3億5,834万1,000円、令和5年度の人吉球磨全体額が9億423万3,000円、うち人吉市が3億7,646万2,000円となっております。

以上、お答えいたします。

失礼いたしました。先ほどあさぎり町（まち）と申し述べましたがあさぎり町（ちょう）の間違いでございます。訂正させていただきます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） クリーンプラザがあと9年ぐらいですか。あるんですけど、あさぎり町に移転するということですね。今、負担額をお示しいただいたんですけど、これはあくまでもクリーンプラザに対する施設費だと思うんですね。これ実際例えば汚泥処理場とかあと火葬場とかいろいろありますので、行政組合としては、それからしますと人吉市の負担額は5億円近くあるのかなというふうに思っております。今後やはり人口減少していく中でこれを見ただけでも額は上がっているんですよ。人口減少してまいります。やはりもう少し考えていかなくちやいけないのかなというふうに思います。ごみに対するですね。ごみが出るのは仕方ないんですけど、費用が上がるのがやっぱり心配だなと私は受け止めております。

一般廃棄物の収集については、市内の事業所と人吉市で業務委託契約を行い実施されていきます。市内のごみ収集の現状については令和4年3月議会で質問してまいりました。ごみの出し方として、ごみ集積専用の小屋出しと道出しの2通りがあり、道出し件数が729か所、小屋出しが615か所、合計で1,344か所との答弁があっています。では、現在人吉市内において道出し、小屋出しそれぞれ何か所になっているのかお尋ねします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

本市の家庭ごみの出し方としましては、道沿いに鳥よけネットをかぶせるなどして出します道出しの方法とごみ集積小屋に出す小屋出しの2通りございまして、現在道出しが716か所、小屋出しが651か所の合計1,367か所でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 件数的にはそう差がないと思ったんですけど、ただ小屋出しが増えていくということはあるがたいなと思います。ただ、私は事業所に行ってお尋ねしたんですけど、今言っていたようにネットにしてあるごみ出しと小屋出しがあるんですね。でもちょっとこの間市内回ったんですけど、ごみ袋のまま出してあるところがあるんですよ。それはこれ加算されているかなというのが疑問だったんですよ。これ実は事業者の方言われました。件数は分かるんだけど、袋ごと置いてあるところがあるんです。言わば軒先ですね。それはカウントしてあるのかなということもちょっと疑問になりました。件数的にはそう変わらないかもしれませんが、そういった出し方もあっているということなんです。ネットじゃなくてただぽんと出してあるところがあると。そういったところもありますということです。地区によってはごみ集積所を設置され、決められた範囲、ごみ回収日に皆さんでごみを持ち込み、清掃などを行っておられます。しかしながら一部地域においては、道出し回収が現在も続いており、回収業者の方は場所によっては歩いたり、走ったり、道路を横断したりして回収に当たっておられます。今後ごみ処分場もさらに遠方となり回収業者もごみ搬入の回数、あるいは物価高騰の影響で運搬などに係る諸経費も増大するものと考えます。道出しごみ回収についてはカラスなどの被害を受けないよう網かけされているところですが、またごみ袋のまま出してあるところも見受けられます。先ほど言いましたようにですね。

そこで、より効率的なごみ回収ができる体制づくりとして、道出しごみ回収をそれぞれの地域で集積所等などの収集の効率化について、行政としてはどのような対策を考えていかれるのかをお尋ねします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

現在、本市の家庭ごみにつきましては、可燃ごみ、不燃ごみ等の種類に応じて町内ごとに収集日を設定することで効率的に収集運搬を行っているところでございます。

しかし、クリーンプラザがあさぎり町に移転した場合、業者による運搬時間が増大するため現状のままでは作業に支障を来すことも考えられます。議員御指摘のとおり、数多くある道出しを小屋出しに集約することで収集時間を短縮し、あさぎり町への運搬の時間に充てることが可能になると考えます。

一方で集約化に取り組んだ場合、集積所までの距離が遠くなる方からの反発も予想されるため、町内衛生員や収集運搬業者等と連携し集約化への理解を求めながら、慎重に検討する必要があると考えております。クリーンプラザの移転に向けましては、収集日の見直し等により効率化を図ることも考えられますが、今後におきましても、人吉球磨広域行政組合や衛生員、連合会等と協議しながら対応を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 確かに今おっしゃっていただいたように反発と言いますか、問題も出てくるかと思うんですけど、あと8年、9年あります。今のうちにしっかりとそうしたところを伝えていただいて、極力やはりまとめていただきたいと思うんですよ。集積所がたとえ無理な場合でも、道出しの網かけの箇所をできるだけまとめるとかですね。そういった方策とか、あるいはもう一つは今現在道路の両側に出してありますよね。収集される方があっち行ったりこっち行ったりしなっとですよ。ですから、できるなら道路の片側に寄せていただくと。業者の方は一生懸命努力されてるんですよ。例えば九日町通りは観光地でもあるからということで朝早く収集されます。通学路とかある所は児童・生徒が出た後からされるんですよ。いろいろ苦慮されています。そういったことを思ったときには、一番利用する私たちがやはりできることはしていかないといけないと思うんですね。そこをぜひ町内でお願いしたいと思います。

一般廃棄物には事業所から出るごみと家庭からのごみがあります。家庭ごみについては、先ほど述べましたように地域ごと収集曜日を設けて各回収業者の方が収集されています。各自でクリーンプラザに持ち込んだ場合は現金支払いになります。では、事業所から出るごみについては、どのような収集になっているのか。家庭ごみと事業所のごみが混在して出されていることはないのか。また事業所のごみについては有料とお聞きしています。どのような状況にあるのかお尋ねします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

事業活動に伴って排出される事業所ごみにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例により、事業者自らの責任において適正に処理することが義務づけられており、集積所には出せないこととなっております。そのため市ではホームページへの掲載や各集積所の設置看板等により注意喚起を図っており、事業所ごみが出されているとの情報が寄せられた場合は事業所に対し、集積所への排出禁止や収集運搬許可業者との個別契約を促すなど適正処理について指導を行っております。しかしながら市内には住宅兼店舗の個人事業所も多く、家庭ごみと事業所ごみを明確に区別することが困難な事例もございます。このような場合におきましても、収集運搬業者等と連携しながら状況を確認した上で指導を行っているところでございます。

今後につきましても、市ホームページや広報誌等による注意喚起に努め、各町内衛生委員、及び収集運搬業者等との連携により適正処理に向けた指導に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今答弁いただいたように大変難しいところもあるようです。私も事業

所に行っているいろいろお尋ねしたんですけど、事業所では例えば病院とか介護施設、ホテル、旅館などは適正に契約されて、回収業者と契約され回収されているんですね。やはり問題はこう言うのは失礼かもしれませんが、ずっと以前人吉市はこのパターンでやってきたんだという混在ですかね。家庭ごみと事業所、店のごみですよ。それずっと続いてきているものですから、それが当たり前になっているということで、なかなか個人のお店じゃ難しいというようなことも話されてました。ですから、ここもですね、やはり家庭ごみなのか事業所ごみなのか、しっかりと分別はお願いしていくべきじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。その中にはこれもどうかと思うんですけど、産業廃棄物が出ているらしいんです。不燃物の中ですね。ここまですきますとちょっといかなものかと思うんですけど、やはりこれはしっかりと指導していくべきじゃないかなと私は思っておりますので、よろしくお願ひいたします。併せて言いますと、全ての町内じゃないんですけど、ある町内、いろいろあるんですけど、今でも混在これは家庭ごみですね。分類せずに。空き缶でも何でも全部混ぜて置いてある。そうしますと回収業者の方は持っていかれません。黄色のを貼ってですね。その後どうするんですか。そのままなんですよ。ある町内はですね、近所の方とか役員さんが分けられるんですけど、一つ問題があって、プライバシーの問題とか個人情報があるもんですから開けるの嫌だということで、結局そうやってたまっていくんですよ。全然動かずに回収しない。それが残っている。そのまま段々残っていくんです。実際これは改めて市民の方にお願ひしたいと私は思うのは、せめて不燃物と可燃物、この2つだけには分けてくださいということです。今から後々分類だしますけど、せめて不燃物と可燃物分けてほしいと。これさえやっていただけたらまだいいと思うんですけど、現在の捨て方じゃいかなものかというふうに思っておりますので、御指導のほうよろしくお願ひいたします。

次に、回収業者が行うごみ回収は町内会加入者ですね、それから町内会非加入者問わず市民皆様の家庭ごみの回収を行っていただけています。例えば各町内会入会されていない方はごみ集積所が利用できない場所もあるかと思っております。それで、町内会非加入の皆様は家庭ごみなどどのような方法で出されているのかお尋ねします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

集積所につきましては、衛生員である町内会長からの届出により設置が認められており、設置費や維持管理費につきましては、町内会からの一部負担により賄われております。また町内会で決められた当番により集積所やその周辺の清掃作業等に取り組んでいただいている状況もございますので、集積所の利用に関して市に問合せがあった場合は、まずは町内会長へ御相談いただくよう案内しているところでございます。

これまでの例としましては、町内会未加入であっても町内会が設定した集積所の利用料相当額を納めていただく場合や、費用を負担しなくても清掃作業には参加するなど町内独自のルールにより未加入の方へのごみ出しを認めているところもあるようでございます。

しかしながら、議員からお話しいただきましたように様々な事情で町内会との合意がなされず、ごみ出しを制限されるケースもあり、市としましても難しい課題であると認識しております。町内会未加入の方に対しましては、各町内の対応は様々であると伺っておりますので、市としましても町内会等と連携しながら、地域の状況に応じた合意形成が図れるよう働きかけを行いながら誰もが安心してごみ出しができるような環境づくりに努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） またですね、最近外国人移住者も大変多くなっておりますので、その方たちに対してもごみ出しルールと言いますか、そういったきちんと説明をしていく必要があるかと思うんですよ。ぜひ理解していただけるような説明をお願いしたいと思います。

もう1点、先ほど申し忘れたんですけど、さっき言いました回収できないごみが例えば町内のほうに小屋のほうにたまっていきますよね。黄色のが貼ったまま。1、2個だったらいいんですけど、これがすごくたまってしまった場合ですね。どうしたらいいんですかね。それは町内で処分しなさいということですか。それとも何かお手伝いできますか。どんなでしょう。

○市民部長（井福浩二君） 現時点で、市が回収するという事はちょっとお答えはできませんけれども、様々ないろんなケースがあるかと思います。町内の衛生員の方々、あと収集運搬業者の方々とその辺については協議をさせていただいて、今後検討させていただければと思います。

以上です。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 本当ですね、どうしていいか分からないという町内もあると思うんですよ。しかし片づけていかないと、かさばってばっかりいくもんですから、そこは町内会さんいろいろ御相談いただいて少しでも解消できるようお願いいたします。

では、次に、プラスチックごみ分別についてお尋ねします。このことについては6月3日の全員協議会で説明がありました。プラスチックごみ分別については、人吉市だけの事業として行うのか、人吉球磨広域の事業として取り組んでいくのかお尋ねします。

また、今月中にモデル町内を決めてその後説明会を行い、9月からモデル町内に実施していただくとのことでした。では、モデル町内について幾つの町内を予定されているのかお尋ねします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

プラスチックは幅広い製品に利用される素材でございますが、温室効果ガスや海洋プラスチックごみ問題などを契機としまして、国内におきましても、プラスチック資源への循環促

進の重要性が高まっております。そのため国では令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、弁当容器や菓子袋などのプラマークが表記されたプラスチック製容器包装とプラスチック素材のバケツやおもちゃなどのプラスチック製品につきまして、これらを一括回収することで資源循環を促進させることとなっております。

本市におきましても、人吉市環境基本条例の中で市と市民等は地球環境の課題を自らのものと認識し、積極的な取組を行うことと定めておりますように、プラスチックごみの問題に関しましても、市と市民の皆様が一体となって取り組む必要があると認識しております。

そこで、今回の事業におきましては、本市単独での一括回収に取り組みプラスチック資源循環の促進や可燃ごみの減量化を図りたいと考えております。また、他の資源ごみも含めまして市の指定資源ごみ袋を使用せず、代わりに市販の安価な袋としまして具体的には45リットル以下の透明または半透明の袋を使用した場合のごみ出しの状況も確認、検証させていただきたいと考えております。これらの取組につきまして令和6年度は各校区から1町内ずつ選定していただき合計6町内でのモデル事業に取り組む予定としており、令和7年度以降には市内全域での実施を計画しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 令和7年度から市内全域で実施ということなんですけど、その前にですね、皆さんのお手元にあります資料をちょっと見てください。これは私が自宅のほうで分別をやってみました。一番上がすみません、写真の撮り方が縦横ちょっとずれてますけど、5月21日から26日まで写真に向かって左が可燃ごみで、右がプラスチックごみです。2番目が5月27日から6月1日まで。これも左が可燃ごみで右がプラスチックごみです。3番目が6月2日から6月7日まで試験的にプラスチックごみ分別を行ってみました。改めて驚いたのはですね、ほとんどの製品、包装などにプラスチックが使用されていることです。可燃ごみは今まで週に2回出していましたが、分別することで可燃ごみだけなら週に1回なるかならないかの状況になりました。これくらい可燃ごみは減ってきたということですね。逆に言いますとプラスチックはすごく多いんですね。このプラスチックを入れている袋は大の袋なんです。上は中ですけど、大きい袋なんです。可燃ごみ入れているのは中の袋なんです。ほとんどないんですよ。もちろん家族構成でも違いはあるかと思いますが、分別することでごみ減量にはかなりの効果が期待できるのではないかと思います。そこでプラスチックごみ分別を行うことで町内のメリット、市としてのメリットは何かお尋ねします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

大塚議員におかれましては、プラスチック類の分別に関しまして、早くから関心をお持ちいただき、すでに試験的に取り組んでおられるということで、事業を推進していく立場であります市としましても感謝申し上げます。

それでは御質問のモデル町内としてのメリットでございますが、先ほど申し上げましたように今回の事業では市の指定資源ごみ袋以外の市販の安価な袋が使用できるようになります。また先行して町内住民における分別の理解や意識の向上が図れるため、令和7年度以降の全域実施へのスムーズな移行が可能となり、結果的には町内会の負担軽減や町内のごみ減量化の促進につながることも一つのメリットと考えております。

次に、市としてのメリットでございますが、一つ挙げられますのはモデル事業に取り組むことにより、その結果を踏まえた効果や課題の検証を行い、令和7年度以降の全域実施を見据えた収集体制の構築や普及啓発活動を図ることが可能になるということでございます。その後全域実施による取組の先にはプラスチックごみの減少による温室効果ガス削減など環境保護につながるということが最大のメリットであると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） それでは、先ほどこのプラスチックごみ分別は人吉市単独で行うということでしたが、これまで可燃ごみとして出していたプラスチックは、どのようなルートでリサイクル処理になるのか。収集運搬に係る諸経費については人吉市の負担だと思いますが、事業費はどのくらい見込んでおられるのかお尋ねします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

令和6年度のモデル期間におきましては、資源ごみとして収集しましたプラスチック類につきましてはまずは中間処理施設へ搬入いたします。そこで選別作業により異物の除去を行い、圧縮梱包したものを一時保管いたします。それを再生処理事業者が引き取り再商品化等のリサイクル処理が行われるという流れでございます。新たに発生する委託料としましては、収集量等にもよりますけれども、中間処理施設における保管委託料と再生処理事業者に係る再商品化委託料を含めまして約90万円と見込んでおります。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） リサイクルの流れは分かりました。ただ、課題も見えてきています。実は今回小林市さんに行けなかったんですけど、隣の小林市さん実施されているんですね。それで地域住民の方にお話聞いてきたんですけど、やはりいろいろ課題がありました。すでに行っている自治体から出されている課題として、高齢化社会になって分別そのものが隅々まで周知できるのか。高齢者に負担となっている。プラスチックごみとしてどのようなものまで資源ごみにするのか。例えばよくお刺身につきますよね。魚の形の醤油入れ。あれもプラスチックなんですね。薬を飲みますね、薬を包んであるのもプラスチックなんですよ、あれも。子供さんが食べるお菓子のも全部プラスチックなんですね。弁当もプラスチックなんですね。だから大小様々、例えばペットボトル、これもキャップもプラスチックでこれもシ

ールというんですかね、それもプラスチックなんです。こういったのを全部出さなくちゃいけないのかとか、様々な問題がありました。また出すのに例えば水で洗うのに、残った水でいいのか、きれいな水で洗わないといけないのかとか、洗剤を使って洗うのかどうかとか、はがしにくいシールはどうするのか。さらにマヨネーズとかケチャップ、油をどこまで洗うんですかとか。すすぐだけでいいのですかとか様々な課題、さらには乾かして出さなくてはならないのかとか。ちょっとありました。その中で自治体によってはプラスチックごみ分別を中止したところもあります。なぜかと言いますと費用対効果、住民負担の軽減とか、高齢化社会で周知できない。燃焼させて熱エネルギーに変えていくというところもありました。でも私は市民皆さん一人一人が取り組んでいってできないことはないと思うんです。私はこれやって欲しいんですけど、そのためには市のほうからしっかりとこれとこれは出してください。これはいいですか、明確に出さないとかえって戸惑いが起きると思います。

そのようなことから、より慎重に住民の皆様に負担にならないような仕組みを考えていかねばならないと考えますが、今後どのような取組を考えておられるのかお尋ねします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

ごみの分別収集につきましては、市民の皆様の御理解と御協力によりまして、これまでも市のルールに沿って行っていただいているところでございます。長年の取組の中でこれまでのルールが浸透してきたものと認識しておりますが、社会情勢の変化に合わせてルールを見直していく必要性も認識しているところでございます。今回のモデル事業につきましては、そのような見直しの一環としての取組でございますが、議員御指摘のように市民の皆様の中には、プラスチック類の分別ルールが複雑であると感じ、分別作業に負担感が生じる可能性も考えられます。そのため本市としまして、分別作業への負担感をできるだけ生じさせないよう、分かりやすい内容で周知徹底を図ることが重要であると考えておりまして、今年7月にはまずはモデル町内の各世帯に対しまして町内会を通して説明用のチラシを配布していただく予定としております。それと併せましてモデル町内を対象としました説明会を開催し、9月からは市内全域に対しましてもチラシの配布や説明会を開催する予定としております。ほかにも市ホームページやSNS等を活用しながら、周知を進めてまいります。各町内衛生員の皆様にも御協力をいただきながらさらなる周知の強化に努めてまいりたいと考えております。

先ほどの答弁の中で申しましたが、今回の取組に関しましては市と市民の皆様が地球環境の課題を自らのものと認識し、積極的な取組を一体となって行わなければ環境保護にはつながらないものと考えております。これからも環境問題にあわせて、社会情勢が変化していく中で、各自治体での取組の促進が求められております。将来世代への負担を軽減するためにも、本市での今回の取組の必要性を御理解いただきながら市と市民、委託業者等による一体的な取組を推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 小林市さんの場合もプラスチックごみを分別する理由はとあるんですけど、大きなタイトルしか言いませんけど、天然資源を大切に使うためとかですね、皆さんの税金を有効に使うためとかですね、こういったタイトルであると説明してあるんですけど、そういったことをしっかりと書いてあります。だからやはり分別は私は必要ではなかろうかと思います。ただですね、プラスチックごみは軽いので、少しの風で飛んでいきます。さっきこれ見てもらったんですけど、これ大きい袋ですけど、物は軽いんですよ。これをそのまま出すと飛んでいきます。ですからプラスチックごみの道出しの場合は、ある程度まとめておかないと大変だと考えます。業者の方が大変だと思うんですね。本当軽いですから、それはぜひお願いしたいと思います。

また市全体で実施する令和7年でしょうけど、こうなりますと新たな曜日を設けて回収しなくちゃですね、今のままの状態、資源ごみでするとまた大変ですから、やはり曜日を考えるということは必要じゃないかなというふうに私は思っておりますので、よろしくお願いたします。

分別することにより、二酸化炭素発生などの悪影響、可燃ごみの減少、焼却炉の延命化などにつながっていくのではないかと考えます。ただ、プラスチックごみ分別を実施するとしても私ども大人が率先して取り組まねばなりません。今日まで可燃ごみとして何げなく出していたものを分別することは、可燃ごみ、ペットボトル、アルミ缶などの資源ごみ、不燃物、プラスチックごみ、紙、新聞紙類と6から7種類の分別になります。今回我が家でも4つか5つの袋が台所に下がっていました。プラスチックごみ類分別実施当初は多分に抵抗もあり厳しい状況になるかと思いますが、改めて分別の必要性を市民の皆様に理解していただくことは大切なことではないでしょうか。ただその前に子供のときからごみ分別、リサイクルなどについて学ぶ必要があると思います。現在小学校では環境問題などについてどのような学習を行っておられるのかお尋ねします。

○教育長（志波典明君） おはようございます。私のほうからお答えをさせていただきます。

市内小学校におきましては、4年生の児童がクリーンプラザ見学を実施して環境学習に取り組んでおります。ここでは施設内のごみの処理工程を見学しごみの減量方法、分別、リサイクルについて学んでおります。また5年生になりますと、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」におきまして、再度環境学習を行います。ここでは他の自治体の分別収集、リサイクルなど様々な視点から環境について学んでおります。今回の御質問ではプラスチックごみ分別収集に関することですが、海のプラスチックごみが世界的な問題となる中で児童・生徒の身近なところでは、まず給食の牛乳ストローの廃止、それや商品パッケージの紙化などその対策が進んでおります。学校ではそのような経験と関連教科の内容、委員会活動などに関

連づけ分別、回収、リサイクルについても学んでおります。

また、ごみ収集における分別のルール等には自治体によって違いがございますので、教育委員会といたしましては、あらゆる機会を通してごみ問題に関心を持ち環境保全に向けた行動化といたしまして、自分にできることから取り組んでいくということで行動化にしてほしいと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 先ほど言いましたけど、大人になってからいざ何かしようとしたら、すぐ出るのが面倒くさいとかなってしまうんですね。だから小さい時から分けなくちゃいけないんだときちっと学ばせておくのは大切かなというふうに私は思います。自分自身も今度やってみて、これも分けなるとかな、これも分けなるとかなて正直言って複雑なんですね、やりながら。だからやはり小さい時から身につけていたほうがいいかなと私は思いました。

次にごみ出し困難な高齢者支援対策と課題についてです。今回大阪府泉佐野市に研修に行ってきました。泉佐野市は人口9万6,000人で高齢化率は26.6%です。人吉市は高齢化率38%を超え、ごみ出し困難な方が増加傾向にあるものと考えます。高齢者ごみ出し支援対策については令和4年3月議会でお尋ねしております。当時ごみ出し困難な家庭を登録して回収し収集所に運ぶ対応はできないか。モデル地区を実施していく考えはないかとの質問に対してごみ出し困難世帯は今後も増加傾向にある。本市としても重要課題と認識している。支援として行政が行う直接支援と地域のコミュニティ支援がある。本市としても全国で取り組まれている先進事例を参考にし、高齢者のごみ出し支援について町内の関係部署とも連携し検討していくとの答弁があつています。そこで現在どのような取組をされておられるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

高齢化の進展に伴い高齢などにより御自身でごみ出しをすることが困難な方が増加していくことが予想されることから、本市におきましても重要な課題であると認識をしているところでございます。ごみ出しを含めた高齢者の日常の困りごとや地域における生活支援等サービス体制の整備や提供に関する取組を推進するため、小学校区ごとに生活支援コーディネーターを配置し、生活支援体制整備事業に取り組んでいるところでございます。この取組は校区や町内の状況に合わせ身近な地域での助け合い、支え合いの地域づくりを進めるものでございます。各校区のニーズに応じたサービスを各校区で定められた安価な価格、もしくは無料で実施されているものでございます。支援を必要とする高齢者に最適なサービス提供を継続していくためには、できるだけ多くの支援していただける方の参加を得ながらサービス提供体制を整える必要がございます。校区ごとの取組状況の差もございますが、全校区での推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。また要介護認定を受けられている

方に関しましては、介護サービスの範囲内でごみ出しができる場合もございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 取組を行ってもらっているということなんですけど、例えば泉佐野市においては、このような手引きを作られております。泉佐野市ふれ愛収集利用の手引きですね、そしてもう1点は泉佐野市ふれ愛収集実施要綱ですね。こういったのを作成されておられます。泉佐野市のふれ愛収集とは、ちょっと読ませてもらいますけど、自らごみを決められた場所まで出すことが困難で、他の者も協力を得ることができない世帯に対して、家庭ごみの個別収集を実施するとともに、希望により一人暮らしの高齢者などの安否確認などを行い、安心して暮らせるよう支援することを目的とされています。平成23年に申請受付、平成24年から平成25年度までアンケートを実施され、累計436件になったようです。その後面談など実施され収集の対象となる世帯は、5つの要件が必要であります。まず1番が要介護3以上の認定を受けた方、2番目身体障害者手帳の程度が1級または2級の方、3番目療育手帳の障害の程度がAの方。4番目精神障害者保健福祉手帳の程度が1級または2級の方、5番目障害年金を受給している方など設けておられます。この1から5以外の場合でも利用できる場合があります相談くださいとされています。申込みから利用までの流れとして本人もしくは代理人で申込み、環境衛生課で受け付け、現地面接調査ですね、これ職員の方が行っておられました。利用の決定、利用開始です。収集方法は、玄関先、時間は午前中、最大週2回、通常は1回収集で60件、対象件数は147件で市直営職員で2、3名で実施されています。

そこで高齢者対象にアンケートを実施するような考えはないか。また今お話ししましたような泉佐野市の取組を参考としたときに、人吉市ではどのような取組が考えられるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とする第4次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定するにあたり、その資料とするために本年2月から3月にかけて人吉市地域福祉に関する市民アンケートを実施いたしました。そのアンケートの中であなたや御家族が高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどのような手助けをしてほしいと思いますかとの問いに、ごみ出し、ごみの分別に関しましては、家族、親族に次いで近隣住民の人という回答の割合が高い状況でございます。議員から御紹介いただきました他自治体の取組を参考に、アンケート調査の実施も含めまして本市としてできることを検討していきながら、併せまして関係機関や地域等と連携しながら共助による体制の維持・向上を推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今どうしても核家族が多くなって、高齢者だけのお住まいも結構あるんですね。ですからやはり隅々まで本当把握できているのかと思ったときになかなか難しいと思います。ですからこの際ですね、思い切って御高齢の方にアンケートをとって見て、必要性を私は確認してほしいと思います。これを放置しておきますとね、極端な例ですけど、ごみ屋敷になってしまうかもしれません。出せない家庭が出てきますので、そうならないように、ある程度は町内との連携も必要でしょうけど、そういったところまで踏み込んでほしいなと思います。ただ、この泉佐野市でも課題はあるんですよ。たとえ市直営でやってるから住民負担はない。もちろん予算もないから計上しないんですけど、いいんですが、職員の新規採用がない。将来はどうしても委託の可能性が出てきてるんですね。もう一つ問題は、粗大ごみ、大きなごみも出してくれてなってくるらしいんですね。そうした場合は出せない。そこはまた違う業者に頼まんといかんんですけど、そういった課題もあるようです。また、行ってるところが連絡が来ない。例えば入院しましたからとかですね、転居しても来ないものだからそこをどうなってるのかな。後が追えないということもあるようでそういった課題もあるようです。そうしましてもやはり御高齢の方を一人でも救い上げるためには、アンケートをしながら必要な方を探してほしいなと私は思いますので、よろしく願いいたします。

次に御溝川二次放水路事業についてです。御溝川二次放水路事業については、地権者の皆様、そして地域の皆様の御理解と御協力により着工に至りました。改めて御礼申し上げます。今年度中には完成するものと伺っています。その効果は十分期待できるものであり、これまで毎年のように冠水被害に遭われていた瓦屋地区以南の御溝川沿いの皆様には安心していただけるものと信じています。現在、工事中ですが幾つかお尋ねしたい箇所があります。

まず御溝川より取水口近くですが水門の代わりに橋が架かるようになっています。この橋ですが、県道人吉坂本線側はスロープになっているんですが、御溝川をまたいだ市道側は階段になっています。歩行者、自転車の方には大変利用しにくいいため階段ではなくスロープにしてほしいとのことでした。工事現場でお話を伺いましたところ、御溝川上流に向かってのスロープなら問題ないとのことからこの改良工事についてのお考えをお尋ねします。

もう1点は、この橋を含めたところの取水口一体のガードレールの設置は安全対策上必要であると思います。特に先ほど述べました橋の欄干、取水口反対側のガードレールは転落防止柵としても必要です。これらの設置についてどのようにお考えなのかお尋ねします。

○復興建設部長（立場康宏君） 皆さんおはようございます。それでは、お答えいたします。

御溝川二次放水路の事業主体である熊本県にお聞きした内容を基に御答弁をさせていただきます。

建設する橋梁の右岸側、市道側の取り付けにつきましては、左岸側——県道側でございます、と同様にスロープによる取り付けを検討しました。しかしながら、御溝川右岸沿いには、

市道城本井ノ口線が並走しているとともに橋梁の設置高が高くなったことから本市道の通行への支障を考慮した場合、市道との距離が短いためスロープによる施工では取り付けが急勾配となり安全性が確保できないことから階段工で施工を実施したとのことでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり市道側は階段で取り付けられているため、自転車等の通行はできない状況でございますので、歩行者・自転車等の安全な通行が可能なスロープの設置等を検討していただきますよう市としましても熊本県へ要望してまいりたいと存じます。

次に橋梁への高欄の設置についてでございますが、既設橋梁の設置高は河川の余裕高が確保されていない状況でありました。余裕高が確保されていない場合、洪水時における水位上昇の際、流下してきた漂流物が橋梁に引っかかり、流下を阻害し越水や橋梁の損傷等の被害を引き起こす恐れがございます。このため今回の架け替えに際しましては、余裕高を考慮して橋梁の設置高を設定したところで設置したことから、架け替え後は以前より橋梁高が高くなったところがございます。転落防止等の安全対策については、人吉市並びに地元の御意見を踏まえながら検討してまいりますとのことでございます。またブロック積みに転落防止柵の設置ができないかというお尋ねでございますが、県道坂本人吉線沿いに御溝川への侵入防止対策を講じることを検討しているため御溝川の護岸ブロックに転落防止柵を設置する予定はないとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） スロープについて県のほうに要望していただくということでありがとうございます。ぜひお願いいたします。私御溝川ずっと通ってきたんですけど、平らになっているところ1か所もないんですよ。そもそも橋を渡るのに階段だって私はおかしいと思うんですよ。特に人吉はお年寄りに優しいまちづくりですから、階段じゃなくてスロープにしてください、なんとか。お願いいたします。

それから橋の欄干ですかね、これは私必要だと思いますよ。地元と検討ということなんですけど、以前よりはっきり言って倍近く高くなってるんですよ。あれ落ちたら本当に大変です。その前に対策講じてないと。下は底面ですね、あれ今度全部ブロック敷いてあるんですよ。僕は大変だと思います。あれ落ちたら。だから事故が起きる前に私はやっていただきたい。落ちたら大変ですから、間違いなく大変です。個人の家にかかっている橋は低いんで石橋でないんですけど、これは個人の家ですから問題ないです。あれは県が造った橋でしょ。何かあったら大変ですよ。私はそう思ってますので、よろしくお願いいたします。

もう1点のブロックのほうは、防護柵を作るということですので、これは安心いたしました。非常に危険なところですからよろしくお願いいたします。

もう1点が県道人吉坂本線の下を超えた山江川の打ち出し近くが漏斗のように極端に狭くなっており、大水のときははげきれなく上流地域は冠水する恐れがあります。御溝川二次放

水路の効果を考えるなら、改良工事を行うべきと考えますが、改良工事を行っていただけるのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

御溝川の主川となります山江川につきましては、人吉市管理の普通河川でございますので、改修等を行う場合は、人吉市が行うこととなります。議員御指摘のとおり御溝川に合流します山江川の最下流の断面が狭小になっていることにつきましては本市も確認をしております。今回の御溝川二次放水路の整備により山江川との合流部分は、御溝川の本川を万江川方面へ分岐させる分流施設が配備され、下流域の浸水被害の軽減に資する重要な箇所となります。これまで御溝川の流下能力に課題があったことから本川水位が上昇し、山江川からの流入が困難となり山江川の下流から上流にかけてバックウォーター等の事象が生じておりましたが、分流施設の整備後は支川の排水機能を含め様々な面で機能向上が期待されます。今後分流施設の効果や変化を確認した上で、御指摘の箇所の検証を行い必要であれば、拡張等の改修も進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 令和2年7月豪雨御存じでしょうけど、あの時ですね、山江川はあの県道を超えているんです。水が。御溝川のほうは上のほうに一次放水路がありますので、止めたんでそれでも水は来てましたけど、なんせ山江川が大きすぎてあの県道をまたいでしまったんです。ということは、その県道の反対側にある田んぼは全部つかったんです。もちろん上のほうですけど。あそこの出口をもっと広げてあげないとこうなってます。まずはけきれません。今回造っていただいた御溝川二次放水路ありがたいんですけど、よりあれに直結するように川幅を広げていただきたいなと思います。今回視野に入れていただくということですので、ぜひですね、ただ災害起きてからしますじゃまた大変です。今回も上流の方は田んぼをつくっていただいています。この数年されてませんでした。どうなるか分からんから。でも今年は田んぼされています。ぜひそういったところが被害に合わないようお願いしておきますので、よろしく願いいたします。

次にですね、市民の声からとして旧国民宿舎現在のくまりばの温泉復活についてですが、令和2年7月豪雨災害を受けて使用できなくなりましたが、クラウドファンディングなど多くの人から資金援助をいただき復旧しました。大変ありがたく地域の皆様も心待ちにしておられましたので、ありがたく存じます。

6月13日の人吉新聞夕刊に人吉市まち・ひと・しごと総合交流館のチラシが入っていました。くまりば温泉リニューアルオープンとされています。このネーミングでお決めになったのかなとも思ったんですが、温泉を利用された方が歴史のある場所なので、人吉のイメージある名前をつけてはとの意見をいただきました。現在の温泉はその昔、清流球磨川沿いの旧相良

藩下屋敷跡に建つ国民宿舎くまがわ荘として長年親しまれていました。そこで私は梅の花が旧藩主相良家の紋所であることや市直営の人吉梅園があること、人吉のイメージにぴったりの花としても選定されていますことから、例えば人吉温泉梅花の湯とかあるいは人吉温泉梅の湯と命名を自分なりに考えてみました。球磨地域の町村においてもそれぞれの温泉に温泉名がついています。地域温泉名など紹介するとき、そして歴史の足跡を残していくためにもぜひ広く温泉名公募をするなどして、人吉市の施設として知名度アップに取り組むことはできないかお尋ねします。

○**経済部長（淵上聖也君）** 議員の皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

国民宿舎くまがわ荘時代から宿泊客はもとより地元の方々に至るまで、広く愛されてまいりましたくまりばの温泉でございますが、先月リニューアルオープンしまして、早速大勢の皆様にお越しいただいているところでございます。この温泉の名称でございますが、今議員御紹介いただいたとおりでございます。施設の名前であるくまりばにある温泉ということで、くまりば温泉といういわゆる通称として皆様には認知していただいているところであり、議員おっしゃいましたとおり、現在特定の名称はつけていないところでございます。このくまりばの温泉の名称を公募してはどうかとの御提案でございますが、くまりばにつきましては、本年4月から指定管理を導入しておりますことから、指定管理者との協議が別途必要となってまいります。名称をつける場合につきましては、地元の皆様やくまりば利用者など様々に御意見や思いがあるかと存じますので、公募を含め今後指定管理者をはじめ関係の皆様と検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 7番、大塚則男議員。

○**7番（大塚則男君）** ぜひですね、人吉温泉らしい命名を公募していただきますようによりしくお願いいたします。

次にですね、今回JR九州様から無償譲渡いただきましたSL人吉についてです。このことは市民の皆様、そして各種団体の皆様も人吉に帰ってくることを心待ちにされておりましたので、大変ありがたく新たな観光名所となることを大いに期待するところです。そのSL人吉の展示については、SL人吉の名前で広く親しまれてきましたことから、命名についてもより分かりやすいと考えています。静態展示、そして動態展示については明確な説明が必要になるかと思えます。SLは蒸気機関車8620形の58654号機で通称ハチロクと呼ばれSL人吉の牽引機関車ということでした。私もこれ見せてもらったんですけど、そのように書いてあるんですね。ただイメージとして、水戸岡鋭治様のデザインによりリニューアルされた客車3両を連れ走る姿、これがSL人吉を思い浮かべるんです。SL人吉を私は思い浮かべるところです。その客車3両はどこに行ったのか分かりませんが、1両でもいただけたらば観光に訪れる方もSL人吉の思い描いたものがさらにイメージアップになるのではないかと私

は思いました。そこで展示にあたっては、知名度も広く知られているSL人吉で命名されるのか、SL人吉の牽引機関車8620形の58654号機で通称ハチロクについては、どのような形で紹介されるのかお尋ねします。

○復興政策部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

御質問の件につきましてJR九州にも確認しましたところ、SL人吉とは豪雨災害前におきましては、熊本一人吉間を運行していた蒸気機関車の58654号機牽引による臨時快速列車とのことをごさいます。議員が今おっしゃられましたし、また市民の方からも御指摘があったとおりにごさいます。したがって、今回JR九州から本市へ譲渡いただきますのは蒸気機関車の58654号機ということになります。また客車これは50系客車というそうごさいますけれども、これにつきましてはJR九州で引き続き活用されているところごさいます。

しかしながら、議員もおっしゃいましたとおりSL人吉という愛称が全国の皆様に広く認知をされていますことから、本市からの発表の際にはその名称を使わせていただいているところごさいます。

また、今回の利活用や広報PRにおきましても、認知度の高いSL人吉の名称を活用させていただければと考えているところごさいます。一方で譲渡いただいた58654号機がSL人吉として現役で活躍をしていた時代及びそれ以前のおそBOYであったり国鉄時代の歴史や由来等につきましてもJR九州をはじめ関係各位の協力をいただきながら、正確な情報や事実に基づき後世に伝えていきたいと考えているところごさいます。つきましては今後展示における説明内容等を検討する際にはその点を十分に配慮をまいります。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） ありがとうございます。どうか、よろしく願いいたします。

今回の私の一般質問には、全てにおいて期待が持てる答弁をいただきました。ありがとうございました。これで一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時29分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）
2番、松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） こんにちは。2番議員の松村太です。

今回の質問項目は、道路整備・街路樹管理についてと地域福祉と平均自立期間について。

ICT教育の今と体験格差についての3項目です。

昨日用事を済ませあさぎり町からの帰り道、肥後西村辺りで2両編成で走るくま川鉄道の列車とすれ違いました。なんだかじんと来ました。それがうれしきなのか、寂しきなのか自分でもよく分からないのですが、列車が鉄路を走るその当たり前のことが人吉市にないということを久しぶりに実感したのだらうと思います。

しかし、先ほど同僚議員からもお話がありましたようにSL人吉が今年中に人吉に戻ってまいります。多くの観光客の方を引き連れてやってくるに違いありません。力強く走る蒸気機関車のように人吉市のあらゆるものが復活と発展を遂げるよう質問をしてまいります。

まず初めに新しいまちづくりの骨格であり、市民の生命と財産を守るための重要な避難路整備について実施計画の進捗状況はどうなっているのかをお尋ねします。

○復興建設部長（立場康宏君） それでは、お答えいたします。

人吉市復興まちづくり計画に掲げております災害に負けないまちづくりを柱としまして市内で22か所、市道26路線について避難路整備事業に着手しているところでございます。御質問の進捗状況でございますが、令和5年度までに全ての避難路整備路線の測量設計が完了いたしております。本事業は路線数も多いことから優先順に第1期から第3期に分けて整備を進めていくことといたしております。現在、令和11年度までに完了を目指し、最優先路線として取り組みます第1期路線7か所において地元説明会や個別訪問を実施し、地域の皆様や権利者様への御理解、御協力のもと用地測量、建物調査などの各種調査、並びに用地補償協議など整備実施に向けた取組を鋭意進めているところでございます。

また、第1期路線の温泉地内第1号線につきましては、地域の方々や地権者の御協力もあり本年度から避難路整備第1号として工事着手する予定としております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 一般質問初日に、同僚議員の牛塚議員からも避難路整備等について質問がっております。これまで市民の皆様、主に被災された地域の皆様よりお聞きしてきた避難路に関する御要望を元に検討を重ねた計画を実施されていくものと思います。

また、浸水被害が想定される地域からの避難路になりますので、その先の浸水の被害を直接受けておられない市民の皆様にお協力をお願いすることが多くなってくると思います。球磨川本流や各支川において現在進行しています緑の流域治水同様、地域全体で治水安全度向上を目指すということは同じであり、安心して住み続けられるまちづくりを目指すということは同じだと思います。関係する沿線住民の皆様には、御理解をいただきますよう改めて心からお願いを申し上げます。

ただ、難しいこととしては図面を見てイメージするよりも景観が変化することです。道が変わると町の印象が大きく変化します。昭和の終わり頃から高速道路完成にかけて大きく町の様相が変化したことはまだ記憶に新しいところです。できる限り丁寧に計画を実施してい

ただくようお願いをいたします。市民からそれだけの御協力をいただく以上はしっかりとした避難路とすることが必然です。突然樹木が倒伏し交通障害となり、時には走行中の車を直撃し、同乗者がけがをする事故を全国で多く見聞きするようになりました。これは市街地や郊外、宅地や公園など区別なく発生しているようです。今回の避難路整備に併せて街路樹の整備計画はあるのか。また市内の街路樹の状況、種類や樹齢を把握しているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり災害が頻発化及び甚大化する現状において、街路樹の倒木は避難行動への支障になる上、災害復旧作業の妨げにつながる恐れがございます。また道路構造令により道路の位置する地形の状況や計画交通量が一定規模以上の道路には植樹帯を設けるものとされており、これがいわゆる街路樹でございます。主に都市計画道路の植樹帯として整備をしております。復興まちづくり計画の中で避難路として現在市で計画している道路で植樹帯を設ける規模の道路はございません。

次に街路樹の種類や樹齢についてでございますが、本市で整備している街路樹の種類につきましては、サルスベリやモチノキなど14種、585本の街路樹を管理しております。正確な樹齢につきましては、外観等で判断が難しいことや同じ種類でも成長の度合いが違うことから把握できないのが現状でございますが、街路樹の維持管理を請け負う専門業者から病気や枯れ木等、倒木の危険性のある樹木について報告を受けた場合や市民の方から倒木の危険性のある樹木があるとの通報をいただいた場合には担当職員と専門業者により現場の状況を確認し、伐採等の対応を迅速に行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 14種類、585本の街路樹、樹木の管理は大変だと思います。私も虎刈りにした実家の栗の木は3年の月日を経て枝葉が繁茂し、やっと実をつけてくれるようになりましたが、梅の木は残念ながら虎刈りの無残な姿のままでですね、母の楽しみにしていた梅干し作りができなくなってしまっていて、非常に今心苦しい心境ですが、本市の街路樹は専門業者の管理ということですので、安心しております。道路に根が張って路面を持ち上げつつあったものや路側帯を遮るものなどいくつか管理のため伐採された樹木も見かけます。そうした街路樹の整備計画と整備実績、適正に管理するための法令などあるのかお尋ねします。また、民地や空き家の樹木の管理についてもお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

都市計画道路の街路樹の整備計画でございますが、街路樹業務を所管する都市計画課内で路線ごとに樹種や本数などを管理するための資料はございますが、街路樹の整備計画はございませんので、今後調査検討し街路樹の整備計画を策定していく予定でございます。

また整備実績につきましては、管理するための資料の中で近年樹種転換したものは路線ごとに管理しておりますが、先ほど答弁いたしましたとおり樹木によっては樹齢が不明な部分もございます。今後整備計画を策定し、根が張り出しており歩行者に危険を及ぼす場合や倒木の危険性が高いものから整備するなど優先順位を決めた上で計画的に整備してまいりたいと存じます。街路樹の管理につきましては、道路構造令に植樹帯の設置要件等の規定が定められておりますが、適正に管理するための法的根拠は特に定められていないところでございます。そのため剪定や植栽、病気対策、台風などの災害対策等に関しましては、刊行されております各種基準書等を参考に維持管理を行っております。また、民地や空き家の樹木の管理主体につきましては、樹木が成育している土地所有者が管理主体となるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 本市では街路樹の整備管理について公の計画や規定はないということです。道路構造令においては、樹木の枝は路面より4.5メートルの高さの確保が必要と一応示されております。結構大きなトラックでも通行できる高さですが、その分管理するのに普通の脚立などでは到底届かない高さになります。既存の樹木で避難路整備を進めて行く上で周辺樹木が道路整備や将来避難そのものの妨げにならないための伐採等について住民説明はどうなっているのか、民地や空き地の樹木の繁茂についてはどう対応しているのかお尋ねします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

議員が御指摘されるように避難路整備に伴う道路拡幅により周辺樹木の伐採が生じる場合がございます。民有地の樹木で移設や伐採が必要な場合は定められた補償基準に基づき、金銭的補償により対応をさせていただくことになります。

また、枝が道路に張り出すような場合には工事に合わせ部分的な伐採をお願いする場合がございます。

いずれにしましても事前に所有者と直接御相談させていただき対応をしてまいります。また、民有地以外にも市道敷に生育している樹木を伐採する場合がございます。加えて避難路整備などによらず経年劣化による倒木の危険性から安全面に配慮し伐採する場合がございます。そのような樹木の中には開花や紅葉の時期に見頃を迎え、多くの方を魅了し癒しを与えてくれるものや、周辺住民の皆様にも日常的に清掃など管理をしていただいているものもございます。そのような樹木の移設や伐採が必要な場合は、周辺住民の皆様への説明の機会をいただいたあと、皆様の御意見等を踏まえ対応させていただくこととしております。

次に民有地や空き家の樹木、繁茂への対応についてでございます。先ほどの答弁と重複いたしますが、民地や空き家の樹木につきましては、樹木が生育している土地所有者が管理者

となりますので、樹木が繁茂し他者へ影響を与える状況等が見られる場合は、管理者に対応していただく必要がございます。また、民有地などの樹木等が市道に覆いかぶさるように繁茂し通行に影響が生じている場合は、土地の所有者を確認後、樹木を剪定していただくよう依頼文書をお送りし適切な管理についてお願いしているところでございます。なお、その状況が通行に供する道路空間を著しく阻害し、車両等が通行できないなど安全な交通流動を妨げるような場合には通行に供する空間の確保を目的とし、道路管理者による伐採等の応急措置をとることもございます。また、令和元年から毎年広報ひとよし5月号に道路に張り出した樹木の管理をお願いする記事を掲載し、市民の皆様方に周知を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 避難路整備の拡幅に伴う民地への対応などしっかり準備されていることが分かりました。それに合わせて避難路整備後、道路と民地の境界が大きく変化することで民地の樹木と道路の境の安全確保のため整備管理が必要だと考えます。現状、昨今の大雨では雨の重みで大きく道路上に垂れ下がる樹木を多く見かけます。いきおい走行中の車両が垂れた枝を避けるため大きくセンターラインを越えて対向車線にはみだし危険な様子を見受けることもございます。民地や空き家の樹木管理は土地所有者が主体となることから大雨時など災害時も想定した避難路の安全利用のため樹木の管理ガイドラインが担当部署と土地の所有者両方を対象に必要なではないかというふうに考えます。特に避難路整備においては、民地の際まで道路を拡幅する機会が多いことから、これまで余裕のあった樹木の繁茂が道路に出ってくるケースも増えるのではないのでしょうか。避難路の安全管理の面から平時において道路上を覆う樹木についてその高さの確保はもちろんのこと、雨などによって垂れ下がる可能性がないのかという視点も踏まえ点検整備をする必要があると考えます。そうした管理を行う上でのガイドラインを策定し、土地所有者と共有が必要だと考えます。また、樹齢や病気による倒伏を避けるためにも周辺樹木、背の高い木や枝が大きく繁茂している木は、災害時はどうなりそうかという視点での点検を道路整備と併せて関係住民の理解を得ながら同時に行う必要があると思います。街路樹も民地の生け垣や植栽も観光都市人吉の景観を向上させるに必要な要素であります。市民の日常においても木陰が散策のひと時に安らぎをもたらしてくれます。近隣の住家にとっても日光の熱を吸収し和らげたり、風の勢いをおさえる役目も担ってくれると思います。樹木管理のガイドラインを作成し適正な管理が公民一体となってこれから進むことをお願いしておきたいと思います。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）
2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） それでは、2番目の質問項目を始めてまいります。

広報ひとよし5月号の市長日記において、今年度を地域福祉復活元年と位置づけるとおっしゃっておりますが、主要な施策にはどんなものがあるのか、高齢者に関することに的を絞ってお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

地域福祉復活元年の意味でございますが、これまでコロナ禍で人が集まることや人と話をするなどが厳しく制限されていたことや令和2年7月豪雨災害後におきましては、災害からの復旧・復興を最優先課題として注力してきました。このような中、地域での交流や日常のコミュニケーションなど人々の営みも回復に向かい、市民の皆様の関心が生活の質の向上、子育て環境、健康増進など日常の生活の関心へと徐々に移りつつあります。

このことから今年度を地域福祉復活元年と位置づけ、これまで厳しく制限されていた中でできなかったことをしっかりと取り組み、また独居高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、従来からの高齢者施策の課題に対しましても向き合い、住み慣れた地域で安心して過ごせるまちづくりに取り組む再スタートの年と捉えております。

高齢者に関する施策につきましては、介護予防のための運動などを身近な場所である公民館において実施する朝デイ及びデイサロンがございます。令和元年度から令和5年度までの年間利用者数の推移を見ますと令和元年度6,380人、令和2年度3,189人、令和5年度5,227人と徐々に回復してきたところでございます。また、65歳から74歳までの前期高齢者で要介護認定を受けていない方を対象として今年度から新たな取組として実施いたしますパワーアップ教室では全8回の講座を受講していただきフレイルに関する知識、食事や口腔ケア、脳の活性化、身体機能の維持・強化に関し学んでいただくこととしているところでございます。まだまだ現役世代と変わらない元気な前期高齢者を対象とすることで、心身機能や生活機能を維持、向上をさせることや生活の質を高めることにより、いつまでも自立した生活を送ることができ健康寿命の延伸、ひいては介護給付費や医療費の上昇抑制につながるものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 高齢者支援としてパワーアップ教室というようにとってもいい事業じゃないかなというふうに思います。今少子高齢化で悩んでいる人吉市としましては、子供支援のほうでも復活を教育委員会にお願いをしたいと思います。これまでも多くの質問がありましたフレイルについてや栄養管理、口腔ケアによる成人病予防、脳いきいき等認知症予防、

体を動かして介護予防と全てのことを網羅した全8回の講座ということでした。ただ、募集定員が30人ということですので、ぜひ何クールか増やすくらいの御要望があり、さらに多くの方に自分でできる健康維持について学んでいただけることを願っております。この講座を受けると高齢者の健康対策はほぼ完了ではないかと思える講演内容だというふうに思っております。ぜひ参加いただいた方が仲間を増やしていただき、切磋琢磨しながら健康を末永く維持していただけたらと思います。

これとは別に脳いきいき講座を先日見学させていただきました。脳いきいきサポーターの方とペアとなり会話やカードゲームで脳をフル回転させながら、わいわいできる楽しい講座でございました。私もカードゲームと一緒にやらせていただきましたが、これがなかなか難しくてですね、即答できず苦戦することがしばしばありまして、逆に私は老後の不安が増して戻ってまいりました。そういうわけで高齢者に限らず、これからの健康維持計画のため広く市民の皆様の目標となるような健康寿命などに関するそういったデータがあるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

健康寿命は3年ごとに実施されます国民生活基礎調査で得られたデータを基に国、県単位で算出されていますが、市町村単位の健康寿命は国からは示されておりません。そのため共通指標で見ることのできる本市の健康寿命のデータはお示しできない状況でございます。

しかしながら、市町村における健康寿命に相当する指標としまして、平均自立期間という指標がございます。これは国保データベースシステムから算出するもので、日常生活が要介護等の状態ではなく、介護や支援なしで日常生活が送れる期間のことでございます。この平均自立期間を延ばすためには全ての人が健やかな生活習慣を形成し、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組む必要があります。自分のため、家族のため、大切な人のために自分の健康は自分で守るという意識を高め、今後この指標を参考に市民の皆様が健康で自立した生活を長く続けられますよう健康づくりの推進に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 厚生労働省の2022年令和4年の国民生活基礎調査、その中で要介護者とその家族などの介護者の状況調査によると、要介護1までは1日の中で家族が必要なときに手を貸す程度の介護をするという回答が50%を超えているのですが、要介護2からは必要なときに手を貸す程度というのが半分以下になって、それ以上にお世話をする機会が増えてまいります。要介護3では、ほとんど家族などが終日介護をするという御意見が30%を超え一番多い回答となっております。平均自立期間の定義の中で要介護2未満を自立期間とする意味はこういったところが理由ではないかというふうにデータを読んでいます。

そして国民健康保険中央会が令和5年7月に出しているデータによると、熊本県の平均自

立期間は男性が80.4歳、女性が84.7歳となっています。また介護が必要になった主な原因の上位は認知症、脳血管疾患、脳卒中、骨折、転倒となっています。先ほどのパワーアップ教室で健康維持のための講座として開かれているものが要介護の要因防止全てを網羅しています。これらのデータからパワーアップ教室での学びが、多くの方にとって介護予防や自由で自主的な自分の暮らしを守る、そういったことに有用だということがよく分かりました。ペットボトルの蓋が開けづらくなったり、横断歩道を渡りきるのに時間がかかったり、片足立ちで靴下が履けなくなったり、つまずきやすさや階段で手すりを使うほうが楽と感じたり、掃除機や牛乳パック、そういった重さのあるものを殊さら今まで以上に重く感じたり、少しずつ変化を感じるものが自然と増えていくと思います。それを高齢化や加齢のせいだとそのままにせず、健康回復、健康維持のためにパワーアップ教室等で新たな学びを広げるとともに、そういったことを若返りの方法の一つだとお考えいただき自分の健康は自分で守ると今おっしゃっていただいたような気持ちで奮ってそういった講座に御参加いただきたいと切に思います。

では次に、介護状態から今度は医療面について後期高齢者医療保険が全国的に上昇傾向ですが、本市の取組についてお尋ねします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

保険料上昇を抑制するためには、市民の皆様お一人お一人がいつまでも健康な状態でお過ごしいただき、医療費の負担がかからなくすることが一番でございます。また、病気になっても早期に発見し、治療していただくことが重要でございます。そのためには後期高齢者健診を毎年受診していただくことも大切だと考えているところでございます。

現在、本市の健診受診率は県内でも高い水準を保っており、市民の皆様の健康意識が高いことが伺えます。今後も後期高齢者健診受診率の向上の取組や健診の結果、精密検査が必要となった方には確実に精密検査を受けていただく取組を継続してまいります。

また、令和3年度から保健事業と介護予防事業の一体的な取組を実施しておりますが、これは国保データベースシステムを活用し、本市の医療や介護の状況を分析することにより、現状把握や健康課題を明確にし、効率的かつ効果的に保健事業や介護予防事業を実施するものでございます。

具体的に申し上げますと、本市は健診結果の分析から高血圧や腎機能が低下している方の割合が国や県の状況と比較して高いことが分かっております。また、運動習慣のない方の割合も高くなっている状況でございます。このことから戸別訪問により、医療機関の早期受診につなげたり、通いの場において健康状態の把握やフレイルに関する健康教育等を積極的に実施していくこととしていただいております。この通いの場のほか、デイサロンや各種健康教室など介護予防事業を推進していくことにより、高齢者がいつまでも地域で元気に生活することができ、限られた年金生活の中で医療や介護に係る費用の負担を軽減することが

できるものと考えております。健康が保てなくなりますと自身の身体的、精神的、そして経済的に大きな負担となります。また県全体で捉えたときは、医療費の負担が大きくなりますと保険料の上昇にもつながってまいります。当然何らか体調の変化があった場合は、早めに病院を受診していただき、重症化しないようしっかり治療していただく必要がございます。いつまでも健康で過ごしていただくことが、より豊かな人生を歩んでいかれることにもつながります。ひいては医療費の上昇を抑え皆様に負担していただきます保険料の上昇を抑制することにつながっていくものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 後期高齢者保険料は、熊本県全体の広域連合として保険料が決まる制度でございます。介護保険料と違い本市だけの取組で改善を図ることは難しいですが、そもそも健康でいること、そのことが何よりも市民お一人お一人にとっては大切なことですので、その入り口として後期高齢者の定期健診のさらなる受診率アップを目指していただきたいと思います。定期健診は今あなたは健康ですという確認をするものでありますので、毎年毎年確認をする必要があると考えています。また、年齢に限らず幾つになっても早期発見、早期治療が症状の改善のための選択肢が増えることには変わりはありません。受診を推進する意味は、市民お一人お一人が身体的に健康でいていただくためです。その結果は重要で病状による生活の大きな変化は、精神的にも経済的にも少なからず御本人の負担となります。健康でいるからこそ自分で自分のペースでこれまでと同じ生活が続けられるのです。健康であればこそ自分で予定を組んで外出したり、好きなものを食べたりできます。自分の生活を自分の意思で自由にコントロールできます。65歳以上の市民の全ての方が、パワーアップ教室等の健康維持のノウハウを学び日々の生活の中で実践していただければ平均自立期間も長くなり、地元でこれまでと同じ暮らしを続けられることと思います。それでも普通の生活の中で大規模災害や日常の困りごとが起きるかもしれません。そんなとき、向こう3軒両隣の隣保班の身近な方など地域とのつながりがそんなピンチを救ってくれますし、万が一のときも不安を和らげてくれると思います。地域共生社会と呼ばれる地域コミュニティの施策についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

本市は令和6年5月末現在で、人口2万9,909人中、高齢者数1万1,514人で高齢化率が38.5%と約2.6人に一人が高齢者という状況でございます。高齢化や核家族化が進み、また夫婦共働きの世帯が多くなってきたことなどにより、家庭環境が以前からすると大きく変化しています。病気、介護や育児あるいは離職など人生のどの段階においても課題に直面する可能性がございます。住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう子供から高齢者まで住民一人一人が自分のこととして参画し人と人、人と資源が世代や分野を超えてま

るごとつながり、お互いに支え合うことのできる地域共生社会を目指してまいります。

そこで、高齢者だから支援をするという捉え方ではなく、高齢者も地域の担い手の一人として個々の心身の状態に合わせてできることに取り組んでもらうという視点を持った事業を展開しているところでございます。

現在、市で実施している事業の一つに生活支援体制整備事業がございまして、この事業はできるだけ多くの地域のサービス提供主体や元気な高齢者の参加を得ながら必要な支援体制や基盤を作っていく事業でございまして、一例を申し上げますと中原校区におきましては、高齢者のごみ出し、室内清掃、草取りなど日常生活の中での困りごとに対する生活支援に取り組んでいます。令和5年度の活動実績としては、利用会員の登録は18名で、そのうち毎月利用される会員は6名です。また生活支援を行う協力会員は50歳代から80歳代の方47名で、毎月20件程度の支援活動を実施されております。ほかにも各校区によって取組内容に特色があり様々な形態で支援活動を実施しているところでございます。小学校区ごとに地域課題を話し合う協議体や生活支援コーディネーターを配置し、住民の一人一人が無理のない範囲でできる支援をすることで支援が必要な人を地域の中で支え合う仕組みが広がっていくよう推進しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 人口が3万人を切ったというインパクトはかなり大きく四、五人市民の皆様と集まると必ずこの話題になります。先日町内の先輩方に松村君、ボーリングのスコア幾つくらいと聞かれたので、遠い30年ぐらい昔を思い出して、130ですとちょっと自信げに言ったら、それぐらいじゃ面白くないけん一緒に連れていかれんなと即駄目出しをされました。先輩方のお話を後ろの方から聞いておりますと、アベレージ200ぐらいのお話を皆さんされておられました。15歳ぐらい上の先輩方、本当に恐るべし体力だなというふうに思った次第です。高齢化とはいえ、高齢者を年齢でくくりにする考え方は間違いだということをはっきりと認識いたしました。人吉市で人口の一番多い70歳代、2番目に多い60歳代の元気な皆様が、地域の担い手としてできることを出し合って、協力し支え合うことができれば地域の互助が充実し多くの方が地元で安心して豊かな暮らしを営むことができそうです。まさに生活支援体制整備事業の目指すところではないでしょうか。これから発展的に活動の枠を広げられると思います。地域社会にしっかりと根差した活動となるよう応援を期待しております。

そして、地元の互助があり、さらに本市にある各種高齢者福祉サービスなどの関係機関と2025年以降に向けた地域住民との対応連携はどうなっているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

2025年には団塊の世代が後期高齢者となり5人に1人が認知症になり、要介護者が増え、

介護人材の不足や高齢者が高齢者を介護する老老介護、介護する人や介護される人にも認知症の症状がある認知介護など深刻な問題だと言われています。このような状況に対応するため本市におきましては、認知症について正しく理解し地域や職域で認知症の人やその家族に対し、できる範囲で手助けをする人を要請するため認知症サポーター養成講座を開催しています。

また、介護予防のための知識や健康体操を学び、介護予防の取組を地域に広げる人の養成として介護予防サポーター養成講座や認知症に対する正しい知識や予防法を学び、認知症予防の取組をサポートする人の養成として脳いきいきサポーター養成講座を開催し、地域で介護予防や認知症予防について普及活動をしていただく方を養成しております。

現在の活動内容といたしまして、介護予防サポーターはデイサロンや通所型サービスなどの補助スタッフとして活動、あるいは地域住民が主体となり実施するサロンに出向いて介護予防の体操を広げる活動を行っていただいております。

また、脳いきいきサポーターは、脳いきいき教室やデイサロンなどで実践的に活動していただいているところでございます。そのほか地域の住民と民生委員や暮らし見守り相談員、町内会長や老人クラブのシルバーヘルパーなど地域住民が互いに支え合い、協力しあう見守り活動を通じて、住民同士の安心の絆を育み信頼関係を構築しているところでございます。

以上のように、行政の取組や個人、家族の取組だけではなく、地域において支え合い、助け合う地域福祉の機能を一層高め、住民の皆さん一人一人が住みやすいと思える安心安全なまちづくりを目指しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 介護予防サポーターについてはですね、同僚議員の徳川議員からも以前、一般質問で取り上げられて地域での御活躍について御答弁いただいておりますし、脳いきいきサポーターの方については、私が参加しました講座に、あのときで20人以上のサポーターの方御参加いただいて、次の講座のときにはもっと増えますという御説明もあつておりました。それだけ地域に根差してサポートしようというお気持ちのある方が多くいらっしゃることに非常に心強く感じたところでございます。

そして今御説明の中にありましたように、町内会の役員さん方や民生委員、暮らし見守り相談員、老人クラブのシルバーヘルパーさんの皆さんなど、地元にいながら継続的に相談ができ、互助の関係性を育む地域づくり支援などのセーフティネットが充実して、元気な方々の参加支援を含め重層的支援体制の機能強化が着々と進んでいることがよく分かってきたと思います。

地域での暮らしを支援するという同じ目的を持った各メンバーさんが、必要な支援体制やそのための役割分担と共同のやり方など積極的に事業展開をするために、そしてそういった

事業展開が重複し、それぞれの役割が曖昧にならないように、行政が今一度指導と助言をすることが今必要になってきているのではないかなというふうに思います。自分の健康を自分で守ることと同様、地元での暮らしを豊かに続けるため、住民互助が強化されるよう期待しております。

現実としては、現地での暮らしの不安材料が今夏の電気代高騰です。すでに電力各社から発表されております。特に今夏においても気温が35度以上になる猛暑日が続くと予想される中、高齢者世帯などにおいて電気代対策でクーラー使用を控えられると熱中症など重篤な状態にならないかと、今からでも非常に心配するところです。こうした状況を改善するための対策は、現在何かあるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

本市におきましては、昨年度、国が策定した熱中症対策実行計画に基づき、熱中症対策の庁内体制を整備し暑熱から避けるためエアコンのある公的施設や場を確保し、命と健康を守るための普及啓発及び情報提供等を実施するという観点から、いわゆる「涼み処」として市庁舎、カルチャーパレス、各校区コミュニティセンターなどの公共施設を開放する取組を実施してきたところでございます。さらに今年度におきましては、改正気候変動適応法の前年施行を受けまして、国においては熱中症対策を一層推進するため重大な健康被害が発生する恐れのある場合に発表する、熱中症特別警戒情報を創設し、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）、以下クーリングシェルターと申します。指定制度等が措置されたところでございます。このクーリングシェルターとは、高温の発生時は高齢者等における熱中症リスクが高まるため、冷房設備が整っている施設をあらかじめ確保し熱中症特別警戒情報が出された際、誰でも休息できるよう開放できる施設でございまして、高齢者等の熱中症弱者にも優しい施設となります。

このため市といたしましても、市庁舎はもちろん、カルチャーパレス、保健センターの3か所をクーリングシェルターとして、また昨年度涼み処として開設しました各校区コミュニティセンターや図書館に加え、市内の調剤薬局様にも御協力いただき開設に向けまして準備を進めているところでございます。

今後開設した施設やその場所につきまして市広報やホームページ、公式ライン等にて市民の皆様へ周知を図ってまいります。各施設が開設している時間帯でしたら、どなたでもお気軽に御利用いただければと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 調剤薬局様におかれましても、クーリングシェルターというのに御協力いただけるということで、大変良い事業だというふうに思います。特に調剤薬局さんは高齢者の方が行かれる病院のそばにありますし、私が利用する薬局ではウォーターサーバーな

どもございます。それを使っていいかどうかまでは私この場では申し上げられませんが、涼しい環境とそういったものがあると高齢者の皆さんがちょっと涼んでいかれることに最適ではないかと思えます。

ただ、ちょっと本題から外れますけれども、市広報や、市広報はまだしもホームページや公式ラインというスマホとかデジタルを利用した周知ということが、果たして高齢者の皆様にとって一番利活用しやすいアイテムかということを考えますと、ちょっとどうかなというふうにも思います。先般広報に災害対応のQRコードを載せていただいているんな警報等の情報をこのQRコードを読み込んで、情報を入手してくださいということも周知されていますが、先日、自分の町内の老人会にまいりまして、QRコードを利用できる方いらっしゃいますかというふうにお尋ねしたら、なかなか明確に手を挙げられる高齢者の方いらっしゃらなくて、ぜひ各町内の老人クラブ単位でも市の職員に来ていただいて、どういうふうに使って、どういう情報が見れるかという実践を広げていっていただけたらなというふうに思います。そういうことの下準備をしてはじめて、こういったものの機能が十分果たせていくのかなというふうに思います。なので、アナログ的ではありますけれども、公共施設のほかの調剤薬局様、これが市内にある全部の薬局かどうかということにもよりますが、ちょっとのぼり旗など立たさせていただいて、ここでお休みいただいてもいいですよというふうな、目で見て分かるそういった周知も広く御検討いただければなというふうに思います。

それでは、この地域福祉について最後の質問になりますけれども、各種高齢者向け施策について、利用者の満足度などの実態調査は行っているのかをお尋ねします。コロナ禍、水害前の地域共生等に関する住民の御意見や満足度と、これからの目標値などあるのか併せてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

満足度ということでの調査は実施しておりませんが、第9期人吉市介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定するにあたり、令和4年度に介護予防日常生活圏域ニーズ調査を行いました。調査の結果から介護予防に関しましては、介護予防の必要性を感じない。何をしていたか分からないという意見がそれぞれ30%を超えていました。

次に、高齢者を取り巻く現状と課題に関しましては、水害後の交友関係について調査していますが、水害後の交友関係は64.1%の方が変わらない。13.2%の方が減った。2.4%の方が増えたという結果でございました。

また、令和2年7月豪雨災害前の令和2年の調査と比べ、地域での活動に対し週1回以上の参加率は向上をしておりました。しかしながら、昨年7月から8月にかけて各町内会に対し実施いたしました高齢者に関する町内会アンケート調査におきまして、高齢者の地域活動や社会参加が低調な町内会では、高齢者自身の活動への参加意欲が薄い、活動の中心となる人がいない。高齢化している。コロナ禍、災害、過疎化などによる地域のつながりが希薄化が

高齢者の地域活動に関する課題として挙げられております。

厚生労働省の2022年国民生活基礎調査の結果から、介護が必要となった原因を年齢階層別に見てみますと、40歳から79歳までは脳血管疾患が一番多く、80歳から89歳までは認知症、90歳以上は高齢による老衰となっております。また、79歳までの年齢におきましても認知症、80歳以上は骨折、転倒で介護が必要となった原因の上位になっている状況でございます。

このことから地域で取り組んでいただいております、ころぼん体操に脳いきいきプログラムを取り入れて実施していただくことや、デイサロンに多くの方が参加していただくことが必要だと考えているところでございます。地域共生社会の実現と充実のためには地域活動や地域のつながりに対する支援は、喫緊の課題として取り組んでいかなければならないことでございます。また、健康で自立した生活を長く続けていただくため、市民の皆様には自分の健康は自分で守るを目標に掲げ、健康意識を高めるきっかけとして若い頃から継続的に健診を受診し、万が一病気などが発見されましたら早期に医療機関で適切な治療を受けるなど健康な体を維持することに取り組んでいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） ここまでですね、地域福祉の高齢者に向けた各種事業に絞って質問をしてみました。種々の事業がニーズ調査を基に始められているという御説明がございました。

さて各種事業の目的は何でしょうか。参加率の上昇自体も非常に重要な要素かと思いますが、参加した方々が実際に健診を受け、安心したというお声がどれくらいあるでしょうか。または早期発見につながり、どういったメリットを受診された方は得られたのか。なかなかそこまで個人情報に類する部分にも抵触するかもしれないので、それを数字として表すことは非常に難しいとは思いますが、そういった成功事例の共有化ということも事業への参加を促す非常に重要なファクターではないかというふうに思っております。各種事業によって自分の町でできる限り元気で、自分らしい暮らしを続けてもらうこと。それが各種事業の最終目的だというふうに思います。各種事業の成果が、その地元で自分らしい暮らしへと導いていってもらっているという市民の皆さんの理解や認知がどれくらいあるでしょうか。そういった意味でも各事業の市民の皆さんの受け取り方ということの調査というのは必然だというふうに思います。ただやはり福祉分野というところでのいろんな課題とか問題というのは、個人個人の多様なニーズが絡み合い一つの事業でそれが全て解決するというものではないということも重々承知しています。しかし、だからこそ各事業の受け手の皆さんの評価というものもしっかり精査し、地域で御協力いただいているいろんなサポーターの皆さん、そういった方の評価、そしてそういったものを常に不足を補う、もしくは修正や改善を行っていきながら、いかに住民の皆さんに寄り添った施策にしていくかという地道な作業が、さらに必

要になっていくんじゃないかと思います。ぜひ市民の皆様にとって分かりやすい共通の目的がその事業の目的が分かるような施策を設定していただけたらなと思います。

一つの方法として昨今終活ですとか、エンディングノートなどという言葉とともに自分の人生の終わり方について生前に計画を立てることが注目されています。そしてその一歩手前の自分が医療や介護を日常的に必要となったときのプラン、これをアドバンス・ケア・プランニングと呼ぶそうですが、日本語訳で人生会議と呼ぶものらしいんですが、こういったものの作成にあたり、当事者の家族も巻き込んでその該当の方が元気なうちに現在の状況を共有し、本人がどんな介護や治療を受けたいのか、もしくは受けたくないのか、そういった多様なニーズをしっかりと掘り起こし、そういった中から事業展開の要素に組み込んでいただくと、今元気な方もそういった高齢者支援施策の重要なメンバーとして御参加いただけるようになるんじゃないか。かつ自分の健康に注意を払っていただけるようになるんじゃないかというふうに思いますので、エンディングノートと同じようにアドバンス・ケア・プランニングの市民の皆様への広がり期待をしたいと思います。

では、次の質問、3項目めICT教育の現状について、こういった紙製の教科書や問題集がデジタル化されたことのほかに、その機能と活用法にはどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） では、お答えをいたします。

GIGAスクール構想の実現によりまして、ICTを活用した教育が加速いたしました。電子黒板をはじめタブレット端末を活用した授業が定着し、本市では令和4年度から児童・生徒に向けた民間のデジタル教材を導入し、授業はもちろん家庭学習におきましても活用しております。デジタル教材は主に授業場面では、理解度を確かめる問題として、家庭学習においては習熟・定着を中心に個別のドリル学習として活用しております。現在のデジタル教材はAIの搭載によりまして、個に応じた問題へ導くなどの機能がございます。教師の見立てにより課題を出すだけでなく、自ら学びのツールとして教材を活用する学習ができます。

また、デジタル教材にはログ機能いわゆる学習履歴が残るようになっており、児童・生徒の学習時間や問題の量など本人も教師も把握することができます。このようにいつでもどこでも使えるデジタル教材は自分のペースで進められることから、様々な児童・生徒のニーズに応える個別最適な学習に役立てられております。

さらにICTを活用した学習では、デジタル教材と学習支援ソフト等を活用することで授業効率を上げております。プリント物がデジタル化され、配布や発表、移動の時間が短縮されています。そのことで児童・生徒の十分な対話の時間が生まれ、質の高い共同的な学びにもつながっております。教育委員会といたしましては、今後とも時代の要請と児童・生徒の教育的ニーズを踏まえながら、デジタル教材の活用を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） タブレット等の機能について今お尋ねをいたしました。紙がタブレットになったということだけではなく、そこに記録されたいろんなデータから活用法が広がっていき、それが子供たちの個別最適化へとつながっていくということでしたけれども、その改めて学習や先生方のそういった効率的、効果的に活用するために、AIの活用や学習履歴を個別最適化された学習内容へとブラッシュアップできているということは、非常にやっぱり文明の利器と言いますか、現代科学のすばらしいところだと思います。

では、実際そういったタブレットにあります教育データが児童・生徒、保護者、学校にどう生かされているのかその詳細についてお尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

教育データの中には、成績をはじめ日頃の学びの履歴、アンケート調査による児童・生徒の思いや願いなどあらゆるデータがございます。このような教育に関する様々なデータは、先ほどデジタル教材の機能と活用方法についてお伝えしましたように、学習の結果や履歴を振り返ることによって、自らの学びに生かしていくことができます。

例えば学力調査結果は通常紙媒体により結果をお伝えしておりますが、2次元コードが付されることでタブレットからも閲覧できるようになっております。表やグラフのデータを瞬時に読み込むことができ、成績結果はもちろん、得意分野や苦手分野の把握、そして類似の問題へのアプローチもできます。タブレット端末やスマホがあれば児童・生徒だけでなく保護者も閲覧でき、家庭でお子さんの学びについて共有することもできます。学校では主に調査結果から得られた成績の傾向とともに正答例と誤答例の頻度から、指導改善への手がかりを得ております。

また、児童・生徒の学習、生活状況を見る質問紙などの調査結果をこれらの成績とリンクさせることによりまして、家庭学習の在り方、生活習慣の見直しにも役立てております。

このように教育データの有効活用によりまして、児童・生徒は学習のフィードバックを早め学びの充実につながります。そして教師は、様々な教育データを組み合わせることによりまして、きめ細かなそしてより質の高い教育へと指導改善に役立てることが可能です。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 児童・生徒自らがタブレットで自分の学習調査結果をつぶさに把握することができ、いわゆる昔で言う予習復習という部分が、個別の苦手克服のために適した問題が次から次へとチャレンジすることが可能になるということは、非常に画期的な仕組みだというふうに思います。

また、保護者も同時進行でそういったことに参画できる機能があるというのはすばらしい

ことだと思えます。つい自分の経験と比べてしまいますが、子供がテスト結果を持って帰ってくるころにはテストからかなり日数が経っており、授業の内容はすでにはるか前進していて、随分タイムラグがありました。現在は同時進行で学校での学習状況が把握でき、もちろん先生方もそのスピード感をアップしていかないといけないというふうに思います。ICT教育のさらなる深化、深まりですね。そのきちとした機能を使いこなすために、これからの課題と必要なことは何か、どういうふうに思っただけでいいのかお伺いいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

ここ10年のICT教育の深化の中で言えることは、電子黒板やタブレットが教師による指導を主とした提示装置から、児童・生徒の身近な学習道具へと変わってきたことだと思えます。

また、ICT活用は必ずしも児童・生徒のものだけではありません。校務の情報化により教師の業務処理の仕方は変わり、働き方も大きく変革いたしました。特に校務支援ソフトの導入によりまして、先生方の出退勤管理をはじめメールやデジタル掲示板による情報の共有など業務の効率化が図られております。校務支援システムをフル活用することによりまして、先生方がわざわざ1か所に集まる必要がなくなり、個々での場所で必要な業務に集中できるようにもなっております。

このように校務の情報化が日常化することで、自身の業務や時間の管理など仕事のマネジメント力の向上にもつながっております。併せてこのことは学校事務のペーパーレス化にも寄与しています。そして現在は教育のDX化と言われるように教育に関する様々なデータやテクノロジーにより教育を変革させ、個人にあった教育や指導を行っていかうとしております。児童・生徒が持つタブレット端末は必須の道具となり、ICT教育を取り巻く環境がますます複雑・多様化する中、教育委員会といたしましては次のような課題を持っております。

まず1つ目は情報モラルの問題です。SNS利用に関係したトラブルや事件、動画配信による人権侵害などが発生しております。児童・生徒はもとより保護者への啓発も重要であると考えております。

2つ目がICT教育に関わる教師の研修でございます。ICT環境が複雑・多様化することで様々な対応が求められます。そのためには常に教師の研修が必要となります。各学校におきましては、ICT支援等を活用した研修もさらに充実させる必要があると考えております。

3つ目はICT教育に係る財源の確保でございます。物には必ず使用期限がございます。そして随時更新が必要となります。ハード面ではタブレット端末の更新、ソフト面ではデジタル教材の選定を含め、時代にあった更新が必要となってまいります。また、先ほどの教師の研修とも重なりますが、ICT支援員の増員には多額の財源が必要なことから、このことも大きな課題と考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 文部科学省の教育のデジタルトランスフォーメーション、教育のDX化という工程表によると、2025年までは第2段階ということでそういったICT機器の最適化ということがうたわれております。2026年からはさらに深化した新しい価値観を生み出す教育という新たな目標が設定されているようでございます。身近なところでは、今挙げていただいた効率化と合わせた課題が見えてきているということでございました。先般の大雨で遅延登校する際も、メール等々で連絡が各学校単位で地域の保護者さん等に配信されたということですが、こども王国保安官お一人お一人については、なかなかその情報網から漏れていて知らないまんま雨の中立っていたという方も何人もいらっしゃいました。デジタルというのはやはり0か1かという世界でございますので、どんなにすばらしいオンタイムで素早く情報が発信するにしても、その枠の中に入っておいていただかなければ情報がゼロということが起こり得るということだと思います。そこら辺はしっかりとデジタル化する上で、情報が届かない人がいないということを作り出すことも非常に重要な一つかと思っております。

また、今課題にありましてそうやってネットにつながることそのものが悪ではありません。その使い方の価値観をしっかりと今一度整理していただいて、ICT化が悪の方へ子供たちを導かないように、しっかりと価値観の共有をお願いしておきたいというふうに思います。そしてその有効なICTの活用については、まさに今教育長からお話になりましたように、先生方の使い方、そのノウハウ自体が子供たちにそのまま影響を及ぼすこととなります。スマホとよく例えますが、会話とラインとメールぐらいならば今でもガラケーで十分事足りるわけですが、今やスマホやタブレットというものは周辺機器にしっかりと情報を共有することになり、今御説明にあった教育データの共有というものにも活用されていっている。その利用が拡大していくということでございました。そういったものの利用には当然高いスキルが必要になるかと思っております。我々議員にもタブレットが渡されておりますが、タブレットの中の文章等をプリントするために自宅のプリンターとブルートゥースでつないだりとか、やはりそういった予備的な知識は十分ないとその機能を十分活用することができません。ですからその利便性をしっかりと子供たちに伝えるために、まずは先生方のスキルアップが常に必要だというふうに思います。さらに授業での利活用が全国からいろんな有効な活用方法が文部科学省から伝えられてくると思いますが、先生方に対しても個別の対応が増えていく。そういった研修の必要性が増えていくのではないかというふうに思っております。私もタブレット導入後、そのICT指導員の拡充を事あるごとに訴えてまいりました。教育のDX化がいよいよ新しい価値を生み出すという私たちが経験したことのない教育分野に進もうとしているこの段階で、人吉市がそういった大変革に乗り遅れて子供たちに格差が生じないよう、先生方のスキルアップや上達の早道のためのインストラクターの充実、そういったも

のは絶対に必要だと思えます。ハード、ソフトの整備は慎重に行わなくてはなりません、以前全国ニュースでも報道されましたように、価格優先でのそういった選択肢が通常利用に大きく支障をきたすようなリスクは何としても避けなくてはなりません。人吉市の未来の可能性を拡大される最良の投資が子供たちへの教育だというふうに思えます。市長も施政方針において次世代育成に全力を尽くすと表明されております。ぜひICT教育には天井なしでお願いをしておきたいというふうに思えます。

それでは、現在の家庭でのそういったタブレットの活用状況はどうなのか、どういうふうに把握されているかお尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

タブレット端末は、授業だけでなく家庭学習においても活用をしておりますので、昨年、令和5年度の小学校6年児童と中学校3年生生徒における全国学力・学習状況調査によるICT活用に関するアンケート調査、これによりますます時々持ち帰って利用させるという学校がほとんどでございました。また児童・生徒における1日当たりどれくらいの時間、パソコン・タブレットなどのICT機器を勉強のために使っていますかについての調査では、小中学校共に少しずつタブレットを活用している児童・生徒が増えておりました。

一方、昨年の心のアンケートの調査から、メディア利用に関する調査結果を見てみますと、1日に2時間以上使っているという児童・生徒は小学校で32.2%、中学校では56.8%となっております、小中学校ともに増加傾向にございました。これらのメディアにはスマートフォンをはじめ携帯電話、パソコン、タブレット、音楽プレーヤー、ゲーム機器が含まれております。中でもこれまで圧倒的に多かったゲーム機器の使用が年々少なくなり、スマートフォンの利用が年々多くなっているのが特徴として挙げられます。ICTを活用した学習が定着する中、ICTの有効活用が一番の目的でございます。しかし、先ほど申し上げましたとおり、また議員も言われましたとおり、学校ではSNS利用に関係したトラブルや事件、動画配信による人権侵害など情報モラルに関する課題がございます。

本市教育委員会といたしましては、ネットトラブルから児童・生徒を守るため、学校と家庭とが連携しながら、自己の生活や学習に役立つICTの有効活用に引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 学習時間と利用頻度でそういったもので単純に全体像として判断することは難しいと思えます。子供自身に何らかの理由で、家庭の学習する時間が確保されていなければ、タブレット活用というものもその用をなすことができません。

前回ヤングケアラーについて質問したときには、今のところそういった情報は報告を受けておりませんという御答弁だったかと思えます。去る2024年の2月ですね、新潟県佐渡市で

こども家庭庁が進める子供データ連携実証事業という配慮や支援を必要とする子供と家庭の早期発見を目指し、教育、保育、福祉、医療などの分野を超えたデータ連携、AIによる分析により、自ら支援を求めることが難しい子供や家庭に対し、支援者側から積極的に情報や支援を届けていくアウトリーチ型の支援を目指すという実験を行っておられます。本市では、どのようなヤングケアラーについての調査や啓発をしているのかお尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

令和2年に厚生労働省におきまして、文部科学省と連携したヤングケアラーに関する調査研究が実施されております。この調査はヤングケアラーと思われる子供等の実態をより正確に把握し、今後の検討に生かすという目的で、全国の公立中学校から無作為抽出した1,000校。これは全体の1割に当たりますけれども、それを対象に中学2年生に対するウェブ調査が実施され、研究結果の公表がなされております。

この調査結果では、全国の中学2年生の5.7%が世話をしている家族がいると回答しております。しかし、本市独自でヤングケアラーに特化した調査を学校等で直接行うようなことは現在はいたしておりませんので、本市において親や祖父母、兄弟、姉妹の介護または看護、あるいは何らかの世話をしている子供たちがどれほどいるのかという実態につきましても、正確な数の把握はできておりません。

ただ、教育委員会といたしましては、あるいは学校として努力できるのは、早期発見に努め、子供に寄り添うことであると考えておりますので、こども未来課や保健センターと連携し、情報の共有に努めているところでございます。さらに学校では、児童・生徒の健康観察などを通して、児童・生徒の表情や服装、授業中の様子などから変化に気づくこともできますので、ヤングケアラーに気づく体制を構築するための研修会等への参加を各学校へ依頼し、教職員への理解促進を図っております。支援が必要な可能性のある児童・生徒を把握した場合には、ソーシャルスクールワーカー等と連携し、必要な支援につなげられるようヤングケアラーの支援の在り方について学校現場への周知等も行っております。

また、担任や養護教諭など悩みを相談できる窓口はいつでも開いているという安心感を与えることが大事であると存じますし、先生に直接言いにくいときには、子ども家庭支援員や学校支援アドバイザーまた県が配置しているスクールソーシャルワーカーなど複数の相談できる人がいることを周知しまして、一人で悩むことがないように子供の不安感を取り除いていけたらと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） ヤングケアラーに該当するのかもしれないのか、本人が全くの無自覚であったり、保護者もそうした認識がない場合が多いという報告もございます。児童・生徒が自主的に使うことのできる時間を確保できているのか。その時間を何に使うのか選択権が本人

にあるのか。ICT教育の恩恵が全ての子供たちに届けられるように、さらなる御配慮をお願いしておきたいと思えます。また、同じく子供たちの境遇について体験格差に関する調査をしたことがあるかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） ただ今の御質問にお答えをする前に訂正をさせていただければと思えます。

先ほどの答弁の中で、「スクールソーシャルワーカー」と申し上げるところ、1回目のときに「ソーシャルスクールワーカー」と言い間違えていたようです。大変失礼をいたしました。正しくはスクールソーシャルワーカーでございます。訂正をさせていただきます。

ではただ今の御質問にお答えをいたします。

今御質問にあるような調査を学校等で直接行ったことはございません。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 文部科学省ですね。令和2年度青少年の体験活動に関する調査研究結果というものが公表されております。低年齢児の体験が高校生になったときの影響などを同じ子供と同じ親というのを18年間追跡調査をして、多くのサンプリングを基に調査をしてあるものでございます。そういった家庭での体験格差が、成長過程で大きく影響するというふうな調査結果になっておりますが、当然そういった体験格差自体をなくす必要があると思えますが、教育委員会としてどのようにお考えかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

体験活動は子供の成長過程において必要不可欠であり、学校教育におきましても発達段階や学習内容と関連づけて授業や行事等で様々な体験活動を位置づけております。議員が紹介された調査では、小学生時期の体験や経験が、一定期間を経た後もポジティブな影響が見られるとの結果が得られており、改めて体験活動の重要性を認識したところでございます。

また、家庭環境等によらず全ての子供が十分な体験を経験できるよう、環境等の際も踏まえた上で、体験の機会を創出・提供していくことが重要であるとも示されております。このことから様々な家庭環境等の違いに関わらず、最も子供の体験活動の機会を提供できる場は、学校教育であることから、さらに体験活動の重要性を共有し、学習内容や行事等の目的も踏まえ、活動内容と指導の工夫により効果を高めていけるよう校長会と連携してまいりたいと思えます。また、学校教育だけでなく地域組織や他部局の事業との連携、地域学校協働活動の充実などにより、多様な体験の場や機会をつくることも重要であると考えております。このように様々な体験活動の機会を創出し、社会全体で子供たちの豊かな成長を支えていけたらと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 子供の体験格差は、子供自らの力で変えることのできない環境的要因によって影響を強く受けています。コロナ禍の3年間に及ぶ長期休業を含め、マスクをつけた生活、外出に強い制限のかかった3年間の中で、さらに子供たちの成長環境というものには大きなマイナス要因になっているのではないかと非常に危惧するところでございます。

また人吉市では大きな水害を受け、水害を受けているところと水害を受けたところの格差というものにはコロナ禍以上に大きな影響を受けているのではないかというふうに思います。経済的理由や保護者自身の各種体験の有無、その地域独特の環境、そしてそういった自然環境等々の影響が、強く子供たちに影響を与える可能性があるということでございます。話が飛躍しますが、日本が批准している子どもの権利条約では、子供が経済状況等により差別されない権利、育つ権利、遊びやレクリエーション・文化活動への参加の権利を認めています。何より子供の将来の進路、職業選択、ひいては所得にまで影響を及ぼし、格差や不平等の連鎖を生み出す可能性が非常に大きいものと危惧されております。未来の社会の担い手を失い、社会としての損失も大きくなります。その影響を食い止めるため、直接的な経済支援、市民活動などによる活動支援、実態把握など継続的な調査研究ができるよう人吉市でも何らかの影響調査をしていただくことをお願いしておきたいと思っております。

各事業が求められる成果をきちんと出しているのか検証を元に、変化の激しい現代で本市と市民がより良い事業づくりの協同ができることが一番だと思います。災害に強い町と自立した暮らしと子供たちの明るい未来、すべてに安心を感じられる事業の推進を願って私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時45分 休憩

午後2時59分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君）（登壇） 皆さんこんにちは。1番議員、川上紗智子です。

今回は3つの項目について質問いたします。地域公共交通について。災害後の地場産業について。そして2020年豪雨災害と治水対策についてお尋ねをいたします。

早速質問に入ります。まず地域公共交通についてです。人吉市内を回っておりますと必ず一人はこのことをお話になります。それは、乗合タクシーやバスのことです。近くにバス停がない。バスが通るようにしてもらえないだろうか。乗合タクシーが走るようになって、そのときはあまり何も感じなかったけれど、子供たちからもう免許証は返上して運転をやめなさいって言われて、決意をしたら乗合タクシーがちょうど近くを通過して本当に助かっている。タクシー代も片道数千円かかる場所なので、とてもうれしいということをおっしゃ

っておりました。その中で聞いた幾つかの声から、お尋ねをしたいと思っています。

1つは、大変便利になった。安くて市内まで行けるといふ方からの要望ですが、せっかく乗合タクシーに乗って人吉市役所の前を通るのに、人吉市役所のバス停には止まらない。次の球磨地域振興局では止まるんだけど。どうして市役所に止まってくれないんだろうか。市役所に用事があるのになぜだろうか。なんとかあそこにも止まって欲しいという要望がありました。それで私はそのときに初めてそんなことがあっているということを知りました。なぜならこの市役所に停留所があるということは、その前を通るバスや乗合タクシーというのは止まるもんだって思い込んでいました。でも違ったんです。ですので、乗合タクシーもぜひ市役所のバス停に停まるようにしてほしいという要望ですが、ぜひお願いしたいと思えます。このことをまず質問をいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

現在、人吉市予約型乗合タクシーは下田代線、東間経由田野線、西間経由田野線、山江線、鹿目線及び矢岳線の6路線を運行しております。この路線のうち市庁舎前の道路を通過する路線は西間経由田野線と矢岳線でございます。現時点では議員がおっしゃいますとおり、球磨地域振興局前の停留所が最寄りの停留所となるところでございます。

これにつきましては熊本地震による市役所機能の分散化から、令和4年5月の新庁舎供用開始によりまして拠点の構成も変化をいたしましたし、また同様の御要望も他の方からもいただいておりますことから、年内をめどにして新たに市役所前停留所の設置ができるよう手続を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ありがとうございます。とても助かられると思います。ほかにも乗合タクシー以外でというか、まだ走っていないルートも含めて、市内の市民の皆さん方が市役所に来れるというようなルートもぜひ念頭に置いて、これから見直しをしていただけたらなというふうに思っています。

もう1つ聞いた要望なんですけれども、これは田野地区の方からでした。田野地区の地区内で今3つ停留所がございます。ルートが決まっております。そのルートをできれば特に行くときはいいけど帰って来るときは荷物がたくさんになる。だからもう少し住宅に近い所を通ってもらえないか。または停留所を増やしてもらえないかという要望がございました。この点についてはいかがでしょうか。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

田野地区と市内をつなぐ予約型乗合タクシーは現在、東間経由田野線と西間経由田野線の2路線でございますが、どちらの路線も人吉産交前と田野車庫を発着地として運行しております。

御質問の田野地区には先ほど議員もおっしゃいましたように、3つの停留所がございますが、路線バス自体の停留所を予約型乗合タクシーで使用しており、終点の田野車庫停留所は集落の中心地に設けられているところでございます。運行開始から10年以上が経過しまして、今後も少子高齢社会により地域公共交通を取り巻く環境の変化であったり、地域公共交通に求められるニーズの多様化が進み、これは避けて通れない問題でございますので、つきましては誰もがいつでも利用しやすい地域公共交通環境のさらなる向上に向けまして、地元との懇談会等によりニーズの把握や運行事業者もおられますので、運行事業者と情報共有を行いながら、運行ルートや停留所の位置等については検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ぜひ地域の皆さん方の声を聞いていただいて、見直しを進めていただきたいと思いますというふうに思います。先ほど私お話ししましたが、必ずと言っていいほど、この声は回れば聞くと言いました。これは取りも直さず自分で動ける人が動きたい、出かけた、どっかに行きたいと思っている人がまだ多いからだと思えます。けれど、これから10年後、20年後になったら、どうなるんだろうかというのも想像をしてしまいます。ずっと先に実現するのではなくてできるだけ早くみんなが使いやすい、今部長がおっしゃいましたような、そういう地域公共交通体系、特に乗合タクシーはバスよりも恐らく小型になると思うんです。ですから、バスが通れなかったところでも通れるのではないかなと私は想像していますが、そういうことも含めてぜひ見直しを進めていただきたいと思います。このことは先日タクシーの運転手さんが言うておりました。金曜日が年金支給日でありました。その年金支給日とその後がとても忙しかったとおっしゃるんですね。やはり額は幾らにしろ、足りない年金、不足しているという人もいれば、十分にもらっている方もいらっしゃるかもしれませんが、年金支給日というのはお年寄りの皆さん方が楽しみに、そして待ちに待っていらっしゃる時だと思っています。だからこそその後、少し出かけようかとかお買い物しようかという気にもなるのかもしれないなと想像しています。もし年金が上がれば、どれだけ田舎の経済がぐっといくのじゃないかなと思うのは私だけでしょうか。多くの高齢者の皆さん方がもらっている年金の額が下がるのではなく、上がっていくことが地域の経済にとってはとても大事なことだと思えます。その高齢者の皆さん方がいつでも出かけたときに出かけられる。このことは乗合タクシーなどで出かけられるということは、本人の交通移動における負担を減らすことにもつながりますし、同時に高齢者の健康維持の面からもとても大事なことだと思えます。最初にお話ししましたように、人吉の地域経済にとってもプラスになるのではないかと思います。あまり派手ではありませんけど、皆さんの市民の高齢者のニーズが大きい分野です。けれども、手間がかかる分野ではないかなと思うんです。ニーズを聞いて一旦見直しをする。見直しをしてもうまくいかない。そしたらもう1回ニーズを聞く。な

どなどその繰り返しによって、皆さんが望む公共交通体系というのはできていくのではないかと思うんです。今度交通政策課が課になって、私はとても喜びました。たくさん話を聞きに行ってほしいと思っております。けれども、これは決して悪いことではなくて良いことなんですけど、S L人吉のことが実現することができるようになっていきます。その関係でこちらも担当するんだということを聞いて、これは大変だ。課になっても大変なんだなというふうに思っています。先ほども話したように、いつかそういう良い公共交通ができればいいというのではなく、これから1日も早くそういう公共交通体系作っていくためにも、いろんな工夫をして力も集中して強化をしてもらってこのニーズに応えていくことをしていただきたい。このことを要望して次の質問にまいります。

次に災害後の地場産業についてです。

災害後、球磨焼酎の販路を海外に広げていくということを耳にしましたが、その取組はどうなっているのでしょうか。また、その取組に対して県や市の行政はどのように関わっているのでしょうか。

○経済部長（淵上聖也君） それではお答えいたします。

球磨焼酎の海外への販路拡大につきましては、令和2年豪雨災害前からも各蔵元による独自の海外展開や日本貿易振興機構JETROと申しますけれども、こちらなどからの支援をいただきながら、蒸留酒の先進地であるスコットランドへの視察研修や海外バイヤーの招聘など様々に取り組まれてきたところでございます。

豪雨災害後におきましても、災害前と同じように、いやより強くですね、各蔵元それぞれの東南アジア、東アジアやアメリカなど海外への販路拡大事業に加えまして、欧州向けのブランド戦略の策定やイギリス向けの販路開拓、商談会の開催、フランス向けの焼酎の輸出拡大事業など先ほど申しましたJETROの支援事業などに積極的に取り組まれているところでございます。

そのような活動への本市の支援でございますが、市といたしましては市内事業者の海外販路拡大への支援などに関しましてJETROへの負担金を支出しており、蔵元がJETROを利用しやすい環境を整えるとともに、JETROにも球磨焼酎に特化した商談会の開催など企画してきていただいております。また、熊本県におきましては、海外輸出のチャレンジを応援するための海外ビジネス展開支援事業補助金など制度を構築しておられるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 話は変わりますが、球磨焼酎を造る材料の水はどういう水を使っているのでしょうか。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

球磨焼酎の定義としましては、米これは米麴を含んでおりますが、これらを原料として人吉球磨の水で仕込んだもろみを人吉球磨で単式蒸留器をもって蒸留し、瓶詰めしたものとされておりまして、どのような水を使用しているかまでは規定されていないところでございます。現在のところ球磨焼酎の原料となる水につきましては、地下水を使用しているところが多いとは存じますが、蔵元や商品によりましては湧水や温泉水を使用しているところもあるとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 米は国産米とか人吉球磨産米とか。教えてください。

○経済部長（淵上聖也君） 米につきましても人吉球磨の米に限定したわけではございませんで、米につきましては全国、もしくはところによりましてはタイとかからの輸入米を使われている酒造元もあると伺っております。

以上でございます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 球磨焼酎と銘打つからには国産米だということだと思わなければならないけれども、水については人吉球磨の水ということで、やはり球磨焼酎と言えば球磨川、球磨川と言えば清流、その清流の流れる球磨川の球磨焼酎だという、やはりこれは大きなセールスポイントだと思います。ですから、この水を蔵元さんたちも大事にしていらっしゃると思うんですね。それで、ダムができて、水が汚れたら、飛躍しますがこの球磨焼酎の魅力が半減するんじゃないかなというふうに私は心配しています。そういうことにならないようにしたいものだと思います。

次に観光の主力である旅館宿泊業へのコロナ対策雇用調整助成金交付は完了されているのかをお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

コロナ対策としての雇用調整助成金の手続きでございますが、この助成金は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余技なくされた場合に従業員の雇用維持を図るために事業主に対して休業手当の一部を助成する制度でございまして、令和2年7月1日から、コロナ感染症が5類へ移行することに伴います、令和5年3月31日までが国への申請期間となっていたものでございます。

本市内で宿泊業を営まれている旅館、ホテルにおきましても多くの事業者が厚生労働省へ申請をされたものと推察いたしますが、すべての事業者の受給については確認が難しいところでございます。なお、市内8軒の宿泊施設で構成されております人吉温泉旅館組合に確認しましたところ、8軒全てで受給されたとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） とても良かったと思います。今度は観光客の皆さん方がどんどん戻ってくる、増えてくるということが求められていると思います。先ほどお話しましたSL人吉がこの人吉に戻ってきて、静態展示、さらには動態展示ということで実現するということは観光面にとって大きなプラスになると思います。さらには願わくば、復活した肥薩線をSL人吉が無理なら蒸気機関車、SL人吉ではない蒸気機関車でもその走る姿を見たい。そして列車に乗って、汽車に乗って観光客が訪れるようになる日が来ることを私は思っています。ぜひ可能性があれば追求していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。次に、2020年豪雨災害と治水対策についてです。改めてお聞きします。2020年7月の洪水時、人吉地点で一体どれだけの水が流れたのか。国土交通省発表の人吉地点での流量はどれだけか。お答えください。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

令和2年7月球磨川豪雨検証委員会の資料では、人吉観測所地点で河道上を流れた流量は毎秒約7,000立方メートルと推定されております。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 球磨川水系河川整備計画では人吉地点でどのくらい流すことにしているのでしょうか。お答えください。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

令和4年8月策定の球磨川水系河川整備計画では、基準地点人吉における河川整備の目標流量は毎秒7,600立方メートル、河道への配分流量は毎秒3,900立方メートルと記載されております。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 先ほどの答弁で、国土交通省はあの洪水のときに人吉地点では、7,000立方メートル流れているというふうに言っているとお答えいただきました。それは国土交通省が発表しているわけですが、京都大学の今本教授という方は、それは過少ではないかと。8,500トン以上流れているのではないかとというようなことを考察されています。ほかにももっと流れているということは言われていますけれども、本当に7,000トンぐらいだったのか。もっとたくさん流れていたのではないかとということなんです。いや、これは私たちに検証するすべはないのですが、そういうことが言われています。

それと、河川整備計画のことを言っていました。目標流量は毎秒7,600立方メートル、そして球磨川に流れてくる水量は3,900立方メートルということでございました。蒲島知事がやっぱり流水型ダムを造ると言ったときの発言の中にあつたものですが、今回

のような想定を超える豪雨、さらにはそれさえも上回る豪雨はいつどこで起きても不思議ではありません。まさに私たちにとって現実の脅威になっています。と言ってすぐに川辺川ダム（流水型ダム）を造るという根拠にしました。

しかし、先日人吉で講演をされた元国土交通省の職員の方がおっしゃっていましたが、今の球磨川の河川整備計画をつくるに当たっての資料には、2020年7月の豪雨災害の数値は入っていないというふうに言われています。2021年9月7日、これは河川整備基本方針があって、そしてその下に河川整備計画がある。先ほどお答えいただいたのは、河川整備計画の数字でした。今からいうのは河川整備基本方針についてなんですが、2021年9月7日付の読売新聞では、国土交通省がすでに発生した洪水、令和2年7月豪雨を下回る計画を示すのは極めて異例。蒲島知事の談話ですが、委員会も難しい判断を求められているが、昨年の豪雨はそれほど巨大な災害だったというふうに言っているんですね。皆さんお分かりでしょうか。知事はこんなにひどい災害があったんだから、すぐにダム造らなきゃいけないという、そういうことを言う根拠にしたんですね。すごい豪雨災害だったと。けれど、実際にできた計画は、その数字は例外だということで抜きにして作った計画だと。知事に至ってはそれほどありえない巨大な災害だったというふうに言ってるんです。

私はこのことを知って恐ろしくなりました。本当にこれだけの水が出たんだ。だからこうだって。ダムを造るにしてもきちんと実際にどれだけ雨が降ってどれだけの水が出たのかということを前提にしてつくられた計画であればまだしも、そうじゃないということを知ったからには、やはり改めてダムをこのままにしていいのかというふうに思っています。

それでお尋ねですが、蒲島知事がダムは造らない、ダムは白紙撤回すると言った後、球磨川のダムによらない治水対策の計画は、国土交通省はどんなことを言っていたのでしょうか。できれば、白紙撤回から令和2年の豪雨災害までから、令和2年の豪雨災害から現在に至るまで国土交通省がやっているダムではない治水対策としてどのようなことを計画し、どれくらいやったのかということをお答えください。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

国、県、流域市町村で構成をされたダムによらない治水を検討する場においては、直ちに実施する対策、追加して実施する対策として堤防補強、河道掘削、宅地かさ上げ、堤防整備、市房ダムの有効活用、遊水地、被害を最小化するためのソフト対策等を検討されております。

またその後、同様に国、県、流域市町村で構成された球磨川治水対策協議会においては、引堤、河道掘削等堤防強化、遊水地、ダム再開発、放水路、流域の保全や流域における対策、輪中堤、宅地のかさ上げ等の考えられる対策を網羅をして、被害軽減効果、事業費、工期、実現性、維持管理、環境及び地域社会への影響等の視点から検討されたものと認識しております。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 今お答えいただきました、ありがとうございます。その中で人吉地点での治水対策事業、行われていればどれぐらい行われているか。豪雨災害後に人吉市内で行われた治水対策、どれぐらい行われているかをお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

どのくらいということですが、行われた取組について御説明をさせていただければと思っております。まず県知事が川辺川ダム計画の白紙撤回を表明されて以降、人吉市内における球磨川の直轄管理区間におきましては、大柿地区及び中神地区における河道掘削、中神地区及び温泉町地区の堤防浸透対策、矢黒地区の掘削・築堤が行われているところでございます。令和2年7月豪雨以降につきましては、主に河道掘削等を中心に実施をされているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 先ほどの前の質問の回答で、いろんなダムによらない治水対策の事業を言っていただきましたけれども、人吉地点で白紙撤回後行われた事業は、大柿、中神地区における河道掘削、中神地区及び温泉町地区の堤防浸透対策、矢黒地区の河道掘削、築堤ということですが、12年もかけてこれだけしか行われていなかったのかと愕然とする思いです。もっと行われていたらひょっとしたらの話になりますが、令和2年豪雨災害の被害、少なくすることができたのではないかなというふうに思います。12年もかけて、なぜこれだけしかできなかったのか。様々なところからこれは人災ではないかと、何もやってこなかったとは言わないけれど、ほとんどやってこなかったことがこのような事態を招いたのではないかとされています。もう済んだことは言っても仕方がないかもしれません。じゃあこれからのことです。白紙撤回後、やられなかった。豪雨災害後、じゃあどうなのか。やられていることは河道掘削だけ。ダムができるまであと10年ぐらいかかります。それまでまた同じことを繰り返すのかって思うのは私だけでしょうか。だったらまた同じ災害が、豪雨が起きたら同じような被害が出る。そう思います。それで、国の方針だけで本当に人吉の皆さん方の生命と財産を守ることができるのでしょうか。

私は以前の質問で堤防をかさ上げしたらどうか。中川原を極力削ってしまったらどうかという質問をしました。堤防を高くしたらどうかということについては、堤防を高くしたらそれだけ流れる水の量が多くなるから、あふれたときに今まで以上の被害が出るという答弁でした。堤防から2メートルの高さまであったと聞きます。極端な話ですが、もし2メートルの堤防があれば防げたわけですよ。でも堤防は1ミリメートルたりとも1センチメートルたりとも上げないというような答えを私はいただいたような気がします。河道掘削だけやりながらダムができるのを待つ、これで本当にいいのでしょうか。八代市の坂本町では、

令和2年の豪雨災害のような豪雨が起きても大丈夫なようなかさ上げが今進められています。八代市の坂本町、完全ではないにしても、この先5年から10年間で令和2年7月洪水でも浸水しないかさ上げや高台移転が行われようとしているのに、人吉市はこの5年から10年間で最悪何も変わることなく現状のまま危険が放置されているということではないでしょうか。そして、以前質問いたしましたけれど、この人吉地点で流すことのできる流量は4,000立方メートル1秒間に、この量は全く変わっていない。74年間変わっていません。これを今から変えようともしていません。人吉で流れる量を1立方メートルたりとも増やそうとしない。しかも、先ほどのような対策しかやっていない。これで八代の人たちの命や財産はより守れるようになるかもしれないけれど、人吉では、そうなっていません。そのことが毎年毎年6月、7月になると今年は大丈夫だろうか、何も安心することのできる材料がないから、毎年毎年同じ心配を、同じ不安を持っているのが今の市民じゃないかと思うんです。ぜひ堤防のかさ上げ、そして高台移転などもっとちゃんと議論、見直していただきたいと私は思います。国が決めたからこのままいく、これでは人吉の市民の命も財産も守れないと思うんです。ぜひ検討していただきますようお願いいたしますが、いかがですか。部長。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

令和2年7月豪雨災害のような未曾有の大水害から市民の生命と財産を守るために、ソフト、ハードあらゆる治水対策、あるいは防災対策に取り組んでいくということは、これまで様々な場面におきまして繰り返し述べさせていただいているところでございます。これからも引き続き球磨川流域の責任ある自治体の一つとして、国、県、流域市町村及びあらゆる関係者の皆様と歩調を合わせて、治水安全度の向上のために連携、協力をしてまいりたいと存じます。それとともに率先して緑の流域治水の一端を担うべく市としてできること、やるべきことに全力で取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 市としてできることを取り組んでいく。ぜひそうしていただきたいのですが、本当に今のままでいいんですか。市長。だって、今年だけでもまだ本格的な梅雨でないにしても、雨が集中的に降って大変だった地域はいくらでもあるじゃないですか。堤防高くしない。高台移転も進めない。ずっと不安を抱えたまま、人吉の市民は過ごさないといけないのでしょうか。お答えください。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

今おっしゃいましたように、ダムによらない治水を検討する場の中で、ダム以外でやれる治水対策は全てやるということが計画の中に示されており、その計画にのっとってかなりの量の治水対策が行われてきたというふうに認識をしております。

しかしながら、それをやったにも関わらず、令和2年7月豪雨災害のときには、多くの水

が球磨川からあふれ出た。つまりは球磨川の中だけであれだけの水を流すことができなかつたということが明らかになっております。

今おっしゃったように堤防のかさ上げ、河道の拡幅についても、その場で我々も何度もなく国、県、流域の自治体とともに議論をしてきたわけですが、そちらのほうが莫大な時間と莫大な費用がかかって現実的ではないという結果を導き出したところでございます。

私も議員と同じように、本当にこのような危険な状況を1日も早く脱するべく、流水型のダム建設を進めていただきたいということを、国・県に対して何度もなくお願いをしているところでございます。地形的な特徴、そして町の在り方、そういうのを鑑みたときには、人吉よりも上流の相良村におきまして、洪水調整をしていただけるような機能が必要だというふうに感じているところでございます。1日も早く治水安全度が上がりますように引き続き流水型ダムの早期建設に向けて、国・県に対して要望を重ねてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ダムによらない対策を検討する場のお話、私も聞いております。一つだけ申し上げますと熊本市を流れる白川は御存じだと思います。白川の代継橋から明午橋までの間という想像ができるでしょうか。この区間は実は堤防強化をしてあります。その前に洪水が起きてですね。そんな10年も20年もそれにかかったかということ、あの市街地というか繁華街ですよ。街です。工事してやっていくのに5年間、水害激甚災害の特別事業としてやられたそうです。5年間で終わったと。お金も幾らかかったかということ人吉市の川幅を広げたり堤防強化したりするのに1,100億円かかるってダムによらない治水を考える場ではそういうふうに言われたと私聞いておりますが、そんなにかかってないですね。それで本当にそれだけの費用とそれだけの期間がかかるのかっていったらそうではないと。いろんな移転とかしなきゃいけないというのもありますよね人吉は。右岸、左岸。特に城址の反対側はホテルもある。お店もある、住居もある。だけれども白川の場合は、病院やホテルなどの移転はなかったと。移転せずにやれるという工法でやってるんですよ。だから人吉でもやろうと思えばやれないことはない工法だと思います。いろんなことを考えればそんなに高くないことができるということを私はこれで知りました。だからこそ考えなきゃいけないんじゃないかと思っています。これからもいろんな提案をしていきたいと思いますが、今年、来年と毎年毎年の心配をしなくてもいいように、着実に安全度が高まる方法をぜひ求めていきたいというふうに、私の決意を述べて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮原将志君） 以上で、一般質問は全て終了いたしました。

日程第19 委員会付託

○議長（宮原将志君） 次に、日程第19、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第44号から議第48号まで、及び議第50号から議第55号までを一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（栗原 亨君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和6年6月第3回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第44号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計補正予算（第12号））につきましては、2ページの〔別記1〕に記載のとおり、議第50号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第2号）につきましては、3ページの〔別記2〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

なお、人事案件につきましては、委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第44号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計補正予算（第12号））	各委〔別記1〕
議第45号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号））	厚生
議第46号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）	厚生
議第47号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）	厚生
議第48号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	厚生
議第50号	令和6年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	各委〔別記2〕
議第51号	令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第52号	令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第53号	人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第54号	人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第55号	人吉市工場立地法地域準則条例の制定について	経建

[別記1]

議第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計補正予算（第12号））	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第3条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 9款 消防費（1項 消防費の一部） 13款 諸支出金 14款 予備費 第2条 繰越明許費の補正（11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費））
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 3款 民生費 第2条 繰越明許費の補正（3款 民生費）
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 9款 消防費（1項 消防費の一部） 11款 災害復旧費 第2条 繰越明許費の補正（6款 農林水産業費、7款 商工費、8款 土木費及び11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費及び3項 公共土木施設災害復旧費））

[別記2]

議第50号 令和6年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第2条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（1項 総務管理費の一部） 8款 土木費（3項 住宅費） 9款 消防費 10款 教育費 11款 災害復旧費
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（1項 総務管理費の一部及び3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費 4款 衛生費
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費（2項 道路橋梁費及び4項 都市計画費）

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時46分 散会

令和6年6月第3回人吉市議会定例会会議録（第5号）

令和6年6月26日 水曜日

1. 議事日程第5号

令和6年6月26日 午前10時 開議

日程第1	議第44号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計補正予算（第12号））	各位
日程第2	議第45号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号））	厚生
日程第3	議第46号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）	
日程第4	議第47号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）	
日程第5	議第48号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	厚生
日程第6	議第53号	人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第7	議第54号	人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第8	議第55号	人吉市工場立地法地域準則条例の制定について	経建
日程第9	議第50号	令和6年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	各委
日程第10	議第51号	令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
日程第11	議第52号	令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第12	議第56号	人吉市教育長の任命につき同意を求めることについて	
日程第13	復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告		
日程第14	人吉球磨広域行政組合議会の報告		
日程第15	人吉下球磨消防組合議会の報告		
日程第16	議員派遣について		
日程第17	委員会の閉会中の継続審査及び調査について		

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり

・追加日程

意見第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書(案)

意見第3号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)

3. 出席議員 (15名)

1番 川上 紗智子 君
2番 松村 太 君
3番 徳川 禎 郁 君
4番 池田 芳 隆 君
5番 牛塚 孝 浩 君
6番 宮崎 保 君
7番 大塚 則 男 君
8番 平田 清 吉 君
9番 井上 光 浩 君
10番 豊永 貞 夫 君
11番 西 信八郎 君
12番 村上 恵 一 君
14番 田中 哲 君
15番 福屋 法 晴 君
16番 宮原 将 志 君

欠席議員 (1名)

13番 本村 令 斗 君

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 松岡 隼 人 君
副 市 長 小林 敏 郎 君
教 育 長 志波 典 明 君
総 務 部 長 永田 勝 巳 君
復興政策部長 溝口 尚 也 君
復興政策部政策統括監 緒方 竜 二 君
市 民 部 長 井福 浩 二 君
健康福祉部長 松尾 美 紀 君
経 済 部 長 淵上 聖 也 君
復興建設部長 立場 康 宏 君

総務部次長	日下部 伸 樹 君
総務課長	那 須 裕 史 君
秘書課長	池 下 英 治 君
水道局長	羽田野 将 央 君
教育部長	前 村 洋 宣 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栗 原 亨 君
庶務係長	丸 尾 亜紀子 君
議事係長	栗 須 順 也 君
書 記	税 所 昭 彦 君

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

なお、13番、本村令斗議員より欠席届が提出されております。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決といたします。

日程第1 議第44号

○議長（宮原将志君） まず、日程第1、議第44号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。井上光浩議員。

○9番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

日程第1、議第44号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計補正予算（第12号））のうち、予算委員会に付託されました、第1条歳入予算の補正のうち歳入全款及び第3条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に5億7,946万2,000円を追加し、歳入予算の総額を260億6,972万1,000円とするものです。

主なものとして、7款地方消費税交付金7,177万5,000円の減額補正、11款地方交付税8億4,401万3,000円の増額補正、15款国庫支出金6,168万9,000円、及び16款県支出金3,521万6,000円の増額補正は、いずれも事業費の確定や交付額決定に伴うものです。22款市債6,200万円の減額補正は、災害公営住宅整備事業費補助金の交付額決定に伴う起債額の減額補正等となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 日程第1、議第44号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計補正予算（第12号））のうち、総務文教委員会に付託された歳出予算の補正及び繰越明許費の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、繰越明許費補正の変更は、11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、過年発生補助社会教育施設災害復旧事業人吉城跡で、北外曲輪災害復旧事業と間米蔵跡災害復旧事業を令和6年度へ繰り越すこととしておりましたが、北外曲輪災害復旧事業が令和6年3月25日に完了したことから、間米蔵跡災害復旧事業のみを繰り越すよう変更するものです。

続いて、歳出予算の補正の主なものを報告いたします。

9款、1項消防費、5目災害対策費は、事業費の確定によるものです。

13款諸支出金の人吉市財政調整基金費、人吉市減債基金費及び人吉市森林環境整備基金費は、それぞれ任意積立を行うものなどです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）
3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 日程第1、議第44号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計補正予算（第12号））のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算及び繰越明許費の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、歳出予算の補正について、3款民生費、4項、1目、10節需用費4,000円の減額補正は、消耗品費の実績によるものです。22節償還金、利子及び割引料334万7,000円の増額補正は、令和2年7月豪雨災害に係る令和4年度災害救助費負担金精算金の確定に伴うものです。

繰越明許費の補正につきましては、3款民生費、1項社会福祉費、物価高騰対応重点支援給付金支給事業を、1億8,109万円から7,192万8,000円へ変更するもので、令和5年度中の執行額に合わせ変更するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 日程第1、議第44号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計補正予算（第12号））のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正及び繰越明許費の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、歳出予算の補正ですが、6款農林水産業費を300万円減額し、補正後の額を11億4,354万5,000円とするものです。1項農業費、3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金の減額は、農業次世代人材投資事業交付金事業の確定に伴うものです。

審査の過程において委員から、減額となった理由はとの質疑に対して、令和5年度、この交付金を活用して新たに新規就農者がなかったことと、体調不良により営農活動ができなかった方がおられたことにより、1年間分150万円の2件で、300万円の減額となったものとの答弁がっております。

7款商工費を4,498万6,000円減額し、補正後の額を13億3,333万7,000円とするものです。1項商工費、2目商工業振興費、12節委託料の減額は、物価等高騰対策として実施した地域振興券事業の事業費確定に伴う委託料の減です。18節負担金、補助及び交付金の減額は、同じく物価等高騰対策として令和5年度に実施した、LPガス使用世帯支援補助金の確定に伴う減です。

審査の過程において委員から、不用額が大きいのは需要がなかったのかとの質疑に対して、地域振興券事業業務委託料は、昨年度、1回目に6,000円、2回目に4,000円の配布をしているが、予算額3億8,351万9,000円と実績額3億7,190万5,997円の差額となる。LPガス使用世帯支援補助金は、対象世帯数を1万1,901世帯と見込んでいたが、実際の申請件数が6,958世帯だった。申請率が58.5%だったため、LPガス協会でコマーシャル等も流してもらったが、申請率が上がらなかったとの答弁がっております。

8款土木費を397万4,000円減額し、補正後の額を48億6,704万8,000円とするものです。3項住宅費、1目住宅管理費、21節補償、補填及び賠償金は、市営住宅の用途廃止に伴う移転補償費の変更によるものです。

11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、3目公園施設災害復旧費の補正はありませんが、中川原公園災害復旧工事で、災害復旧事業の補助率のかさ上げに伴い、地方債等を国庫負担金に組み替えるものです。

次に、繰越明許費補正の追加ですが、6款農林水産業費、2項林業費、樹木伐採等委託料は、特殊伐採に伴う高所作業車両の手配に不測の日数を要したため、年度内での完了が難しく、事業費の全てを繰り越すものです。

審査の過程で委員からの、樹木伐採等委託の場所はどこになるのかとの質疑に対して、城本町の乙益銘木店の裏のところになるとの答弁がっております。

次に変更ですが、8款土木費、4項都市計画費、都市防災総合推進事業村山公園は、事業費の確定及び前払金による令和5年度内支出の増に伴う変更です。5項河川費、河川浚渫事業桑木津留川ほか、河川等整備事業椿谷川は、前払金による令和5年度内支出の増に伴う変更です。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、過年発生単独農地災害復旧事業七地地区農地は、事業費3,650万1,000円のうち、令和5年度に支払いました前払金分1,319万円を減額し、繰越額を2,331万1,000円とするものです。3項公共土木施設災害復旧費、過年発生補助公園施設災害復旧事業中川原公園は、事業費の確定に伴う変更です。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。

議第44号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第44号は、承認することに決しました。

日程第2 議第45号から日程第5 議第48号まで

○議長（宮原将志君） 次に、日程第2、議第45号から日程第5、議第48号までの4件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第2、議第45号から日程第5、議第48号までの4件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第2、議第45号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号））の主なものは、災害復旧事業による資産の除却に伴う予算の計上、及び事業費の確定に伴う一般会計繰入金の補正です。

収益的収入について、1款下水道事業収益、4項、1目、1節長期前受金戻入138万8,000円の増額は、災害復旧事業による資産の除却によるものです。

収益的支出について、1款下水道事業費用、5項、1目、1節臨時損失の404万4,000円の増額は、災害復旧事業による資産の除却処分に伴うものです。

資本的収入は、当初予算第4条に定めた資本的収入を補正するもので、1款資本的収入、2項、2目、1節他会計負担金の390万円の減額は、土地区画整理事業の決算見込みによる減額補正です。

利益剰余金の処分は、予算第11条に定めた繰越利益剰余金のうち2,865万9,000円を、繰越利益剰余金のうち3,220万4,000円に改め、同額を不足する額の補填として処分するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第3、議第46号専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）については、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴うものです。

委員からの、定額減税を行う作業は大変な量だと考える。事務処理を行うためのシステム

改修経費や人件費などを含めて、市の負担はあるのかとの質疑に対して、定額減税に関し、予算計上してある費用は、システム改修経費の70万9,500円がある。人件費等は、通常の課税事務の中で事務処理を行っているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第4、議第47号専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）については、人吉市税条例の一部を改正する条例の固定資産税（土地）の負担調整措置の継続に準ずる改正で、主に規定の整備の改正に伴うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第5、議第48号専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、地方税法改正に合わせて条例を改正するものです。物価上昇による経済動向等を踏まえ、中間所得層の被保険者の負担に配慮した課税限度額の引上げ、及び低所得層に配慮し、軽減判定所得の見直しを行うものです。

委員からの、減税額についての算定基準はあるのかとの質疑に対して、課税限度額については、被保険者所得層の上位1.5%程度になるように国が調整をして金額を決めている。軽減判定所得については、物価が賃金等の上昇により所得が上昇する社会状況に合わせ、前年、軽減があった人にも、できるだけ軽減措置がされるよう国において決めているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第45号から議第48号までの4件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第45号、議第46号、議第47号、議第48号は、承認することに決しました。

日程第6 議第53号及び日程第7 議第54号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第6、議第53号及び日程第7、議第54号の2件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第6、議第53号及び日程第

7、議第54号の2件の審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第6、議第53号人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、重度心身障害者医療費助成制度における受給者の自己負担額を軽減するため、熊本県の要領改正を受けて、条例の一部を改正するものです。

委員からの、受給資格者数などの質疑に対して、令和6年4月1日時点で725名であるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第7、議第54号人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）の施行に伴うもので、内容は地域包括支援センターにおける配置職員の柔軟化です。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第53号及び議第54号の2件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第53号、議第54号は、原案可決確定いたしました。

日程第8 議第55号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第8、議第55号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第8、議第55号人吉市工場立地法地域準則条例の制定について、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、制定の目的ですが、これまで本市においては、地域未来投資法に基づく準則において、梢山工業団地と人吉中核工業用地の緑地面積率、環境施設面積率を緩和することにより企業誘致を推進してきました。しかしながら、現在、本市の造成済の用地は、人吉中核工業用地の国道側の区画を残すのみとなっており、今後、工場誘致を推進していくためには、民

有地を含めて誘致の対象としていく必要がある。このため、民有地についても、緑地面積率等を緩和することにより市内の既存企業の事業拡大や市内への新規企業の立地促進を図るものであり、新たに制定をするものです。

審査の過程において委員から、これまで一定の緑地を設置するとなっていたが、今後は緑地が縮小されるということになるのか。また、国の基準では何%から何%と幅を持たせてあるが、幅があったほうが企業の自由度も広がると思うが、今回、何%と決めた理由はどの質疑に対し、今まで、25%以上、緑地等をつくる必要があったものを、条例において準工業地帯にした場合、緑地を10%、緑地を含めた環境施設を15%という形で緑地面積を下げていることになる。今回提案する条例では、その幅の中の一番下の%で設定しているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第55号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第55号は、原案可決確定いたしました。

日程第9 議第50号

○議長（宮原将志君） 次に日程第9、議第50号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。井上光浩議員。

○9番（井上光浩君）（登壇） 日程第9、議第50号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、予算委員会に付託されました、第1条歳入予算の補正のうち歳入全款及び第2条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に7億7,642万2,000円を追加し、歳入予算の総額を224億7,859万5,000円とするものです。

主なものとして、15款国庫支出金5億4,286万6,000円の増額補正、及び16款県支出金621万円の増額補正は、物価高騰対応重点支援給付金事業や定額減税補足給付金事業に対する3億3,031万1,000円の交付金の増額補正、及び児童手当の支給対象年齢引上げなどに伴う国庫負担金の増額補正9,978万円等が計上されております。

22款市債2億410万円の増額補正は、道路改良、施設整備及び災害復旧に対する起債の増額補正となっており、主なものとして、SL人吉の展示に向けた人吉鉄道ミュージアムの環境整備として2,160万円が計上されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 日程第9、議第50号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

初めに、2款総務費、1項総務管理費、7目企画費の増額補正は、まちなかグランドデザイン構想をより具現化するために、復興のイメージを可視化し、公民連携により市民をはじめ関係者の方々と情報を共有しながら、統一したコンセプトのもと、まちなか3地区のランドスケープ作成業務や、回遊性を促す夜間景観の効果的な演出の企画などの業務、及び復興まちづくり計画における各事業の進捗や成果等を踏まえた、同計画の改定業務や事業推進業務委託です。11目肥薩線世界遺産推進関連施設費の増額補正は、SL人吉の展示・保存に向けた環境整備に係る警備委託料、地質調査委託料、防護柵設置を含むSL人吉展示用軌道新設工事費です。なお、SL人吉の展示・保存に関しては現地視察を行っております。

9款、1項消防費、3目消防施設費の増額補正は、防災行政無線屋外拡声子局での停電時用バッテリーが耐用年数を経過していることから、3か年に分けてバッテリーを交換するものです。

審査の過程において委員から、バッテリーの耐用年数はどれくらいかとの質疑に対し、耐用年数は5年であるとの答弁がっております。

次に、10款教育費、2項小学校費の増額補正は、東間小学校体育館の床面工事に係る設計業務委託料や、現地視察を行いました中原小学校体育館の屋根及びトイレ改修工事費によるものです。4項社会教育費、2目公民館費の増額補正は、現地視察を行いました大畑コミュニティセンター体育館の解体工事費で、解体後はグラウンドゴルフができるよう整地する予定です。5項保健体育費、1目保健体育総務費の増額補正は、新設のスポーツ大会等誘致補助金です。九州大会レベルの大きなスポーツ大会等を誘致することで、本市のスポーツ振興並びに観光振興及び地域経済の発展につなげるものです。

審査の過程において委員から、こういったスポーツを想定しているのかとの質疑に対して、スポーツパレスなど市の体育施設で開催されるバレーボール大会やハンドボール大会などを想定している。昨年開催された高校生の自転車ロードレース大会や川上哲治記念球場での野

球大会なども、要件を満たせば対象になり得るとの答弁がっております。

また、委員から、誘致のためのPR方法はとの質疑に対して、市のホームページやSNSを活用する、また、各都道府県のスポーツ協会への案内。観光振興と合わせて行うため、経済部との連携や商工会議所を通じた取組もできればと考えているとの答弁がっております。

11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費の増額補正は、人吉城歴史館の設備である加湿器、除湿器及び制御盤の復旧に関する費用と水害対策のための分電盤等の移設、室外空調機のかさ上げに係る費用によるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 日程第9、議第50号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、歳出予算の補正について、主なものは、2款総務費、1項、1目、18節負担金、補助及び交付金の補助金は、北願成寺町内会、下原田町堀町内会の公民館改修に係る地区公民館等整備費補助金61万4,000円の増額、宝来町内会、鶴田町内会、下原田町字嵯峨里町内会の備品購入等に対するコミュニティ助成事業補助金740万円の増額補正です。

委員からの、3町内会が採択されているが申請数は。また、選定方法はとの質疑に対して、6町内会から申請があり、審査は、対象規模や緊急性、具体的必要性等の審査項目で行われるが、市で受付をし、県で審査の後、一般財団法人自治総合センターで最終決定をされるとの答弁がっております。

2款総務費、3項、1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料140万8,000円の増額は、振り仮名通知出力機能に係る戸籍情報システム改修委託料です。

次に、3款民生費、1項、1目、12節委託料178万5,000円の増額補正は、物価高騰対応重点支援給付金に係るシステム改修業務委託料94万4,000円、及び定額減税補足給付金に係るシステム改修業務委託料84万1,000円です。

18節負担金、補助及び交付金の給付金3億1,500万円の増額補正は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金によるもので、そのうち、物価高騰対応重点支援給付金7,500万円は、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる低所得世帯（令和6年度新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみの課税となる世帯）への支援を行うため、1世帯当たり10万円の支給、また、対象世帯のうち18歳以下の児童を扶養している世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給するものです。

次に、定額減税補足給付金（調整給付）2億4,000万円は、所得税と住民税の年間の納税

額が少なく、減税額を差し引けない場合に、減税しきれない分を1万円刻みで現金給付するものです。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金の補助金1,199万円の増額補正は、令和6年度就学前教育・保育施設整備交付金の交付基準額が変更になったことによるもので、委員より、交付基準額の変更内容はとの質疑に対し、施設の改修及び新設の工事について、年度途中で物価高騰のあおりを受けて基準額の変更が行われたもの。定員数で補助の上限が設定されるが、国からの内示を受けて補助金額が変更となったとの答弁がっております。

次に、2目児童支援費、12節委託料244万2,000円の増額補正は、児童手当制度改正に伴うシステム改修費用です。

19節扶助費1億274万5,000円の増額補正は、子ども・子育て支援法等の改正による児童手当の拡充によるもので、第3子以降の支給額の増加及び第3子以降のカウント方法の変更、支給対象児童の高校生年代までの延長、所得制限の撤廃を行うものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健センター費、12節委託料、システム構築費用1,771万円、及び、13節使用料及び賃借料、システム使用料104万7,000円の増額補正は、生活習慣病発症及び重症化の若年化などの課題解決に加え、今後も拡大傾向にある保健指導訪問対象者に対し、保健指導の強化を図るため、ICT等技術を活用し、過疎地域における健康寿命の延伸に向けた保健指導支援システムを構築することで、健康寿命の延伸と医療費等の抑制を図るものです。

委員からの、保健指導支援システム構築事業について、導入されるシステムには高血圧等の国の基準も反映されているのかとの質疑に対し、国の基準改定も反映しているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 日程第9、議第50号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

6款農林水産業費を726万7,000円増額し、補正後の額を4億865万2,000円とするものです。1項農業費、5目農地費、12節委託料の増額補正は、大畑麓地区、田代地区において、現在県営事業により基盤整備の実施に向けて構想計画を策定していますが、本年度は現状の相続調査を実施し、それに基づき換地等調整を行うものです。

なお、本件につきましては現地視察を行っております。

14節工事請負費の増額は、上戸越地区におきまして、排水路の一部が崩壊している箇所の排水路修繕工事を行うものです。

7款商工費を234万1,000円増額し、補正後の額を6億5,341万円とするものです。1項商工費、1目商工総務費、11節役務費の事務処理手数料の増額と、12節委託料のふるさと納税業務委託料の減額は、大手イーコマースサイトのアマゾンがふるさと納税事業に新規参入するにあたり、アマゾンへ支払うサービス利用手数料として、委託料から手数料へ組み替えをするものです。

審査の過程で委員から、アマゾンが参入することだが、それぞれ手数料が違うと思うが、交渉などにより決定するのか。また、ふるさと納税の額に対して支払う手数料はどこのサイトも一緒なのかとの質疑に対して、アマゾン以外のサイトもあるが、ふるさと納税でいただいた額によって支払っているという形になる。ふるさと納税が増えれば、お支払いする手数料も増えることになる。また、サイトによって違いがあり、サイト側で決められた手数料で契約をすることになる。仮に手数料が10%とした場合、5%とした場合より、サイトで画面にたくさん表示され、目につきやすくなるなどがあるとの答弁がっております。

2目商工業振興費、18節負担金、補助及び交付金の増額は、人吉球磨しごと創生連絡協議会負担金で、球磨川流域復興基金交付金を活用し、人口減少が進む被災地の地域課題解決に向けた新たなプロジェクトや、事業の創出を目的とする地域横断的なプラットフォームを運営するための経費です。

審査の過程において委員から、人吉球磨しごと創生連絡協議会は人吉球磨全体でされていると思うが、町村はどういった負担金になっているのかとの質疑に対して、今回の球磨川流域復興基金交付金「グリーンニューディール創造支援事業」は、県からの負担金で、昨年まで行っていたひごラボという事業の発展版となる。ほかの町村も負担金をお支払いするが、上限が200万円となっているとの答弁がっております。

8款土木費を1億536万3,000円増額し、補正後の額を48億6,404万2,000円とするものです。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、12節委託料の増額は、瓦屋川村線外地質調査業務委託料、人吉西小学校登り口の村山観音道路線外支障木伐採業務委託料です。

なお、本件については現地視察を行っております。

5目橋梁新設改良費、12節委託料は、道路メンテナンス事業で実施する橋梁の点検計画事業に対する国の内示に伴い、橋梁長寿命化修繕計画策定委託料を増額するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第50号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第50号は、原案可決確定いたしました。

日程第10 議第51号及び日程第11 議第52号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第10、議第51号及び日程第11、議第52号の2件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 厚生委員会に付託されました、日程第10、議第51号及び日程第11、議第52号の2件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第10、議第51号令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ363万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,179万4,000円とするものです。

歳入の4款国庫支出金、1項、2目総務費国庫補助金の363万5,000円の増額は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るシステム改修委託に対する社会保障・税番号制度システム整備費補助金によるものです。

歳出の1款総務費、1項、1目一般管理費の363万5,000円の増額補正は、12節委託料のマイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るシステム改修委託料です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第11、議第52号令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）は、上下水道料金徴収事務等業務委託料の債務負担行為の設定を行うもので、現在、令和2年度から令和6年度の5年間について、上下水道料金徴収事務等の業務を委託していますが、引き続き、令和7年度から令和11年度の5年間を委託するためのものです。限度額を2億9,418万円と定めています。

委員からの、業者の選定方法はとの質疑に対して、令和6年4月に契約検査係で策定しているプロポーザル指針などに基づき、公募型プロポーザル方式で行うとの答弁。

次に、過去の委託業者はとの質疑に対して、現在委託をしている業者は、東京都に本社があるヴェオリア・ジェネッツ株式会社であるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼

ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第51号及び議第52号の2件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第51号、議第52号は、原案可決確定いたしました。

日程第12 議第56号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第12、議第56号を議題といたします。

[志波典明教育長 退席]

○議長（宮原将志君） お諮りいたします。

採決は起立採決といたします。

議第56号について、任命同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立全員。

よって、議第56号は、任命同意することに決しました。

[志波典明教育長 入場]

日程第13 復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第13、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君）（登壇） 日程第13、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長報告をいたします。

第6回復興・安全まちづくりに関する特別委員会は、令和6年6月5日水曜日に開催しました。

今回の協議事項1では、球磨川水系河川整備計画に基づく出水川の取組について、球磨地域振興局土木部工務第一課より満田課長と、治水下水道班の平良班長にお越しいただきました。出水川の流域概要は、流路延長0.9キロメートルで、流域面積0.6平方キロメートルであること、また、浸水被害のメカニズムについて説明をいただいた後、河川整備の概要については、右岸側に約4.7ヘクタールの調整池を整備し、地盤を約2メートルから3メートル切り下げ、樋門閉鎖時に球磨川本川へ流下できない洪水を貯留させる計画であること、堤防の

高さが不足する左岸側には築堤を整備する計画である。また、今年7月頃に住民説明会を開催し、その後、用地測量及び詳細設計を実施した後に用地交渉を開始し、早ければ、令和7年度より工事に着手する計画であると説明を受けております。

審査の過程において委員から、普段は農地として使えないのか。実際に水が溜まることへの不安がある。出水川の掘削はどうなるのかとの質疑に対し、河川区域として全部の土地を買収し整備する計画であること、今後の利活用については、意見を踏まえながら考えていきたい。不安解消では、周りに周囲堤、左岸側には高い築堤をするなどの計画について、説明会でしっかりと説明させていただく。掘削については、全部一気に難しいので、意見を聞きながら対応したいとの答弁がっております。

また、4.7ヘクタールを超える水が出た場合のリスクや、排水はどこへ流すのか、ポンプの設置も行うのかとの質疑に対しては、周囲堤や左岸側の築堤の高さと、どれだけ掘り込むかなどは、これから検討をする。排水については、どのように造成し流すのかも含めて、今から検討する。ポンプの設置は考えていないとの答弁がっております。

そのほか、委員から、出水川は、掘削とまではいなくても、葦を切ってほしい。洪水後の衛生面についても工夫していただきたいとの意見がっております。

協議事項2では、復興支援課より、人吉市復興まちづくり計画などに基づく取組状況について、今年度から復興計画を包含する第6次人吉市総合計画後期基本計画が始まったことで表題に変更があったこと、前回2月27日に開催された特別委員会からの変更点では、被災者の暮らし再建とコミュニティーの再生に関する取組状況で、入居状況が合計で167世帯になったこと、地域支え合いセンターでは92.7%の支援が終了したことや、建設型応急住宅の整備において変更が生じた点など、また、中川原公園の復旧については、今年度、社会実験を行い、かわまちづくりと連携しながら運用に関する検討をする。人吉城跡の復旧では、北外曲輪、間米蔵跡の復旧が完了したこと。人吉城歴史館災害復旧工事については、今年度着手となっているとの説明がっております。

また、災害に負けないまちづくりに関する取組では避難路整備について、治水対策では御溝川二次放水路についてを、中神遊水地計画では、球磨村や相良村の担当と情報を共有し、人吉球磨全域での効果的利活用を協議している。大柿遊水地計画では、国による測量調査がおおむね終了し、地権者への説明会を予定しているとの説明がっております。

そのほか、村山公園内の一時的な避難場所の整備検討箇所と令和6年度以降の着工予定箇所について、防災体制強化に向けた取組では実績浸水深の設置数を、地区防災計画書の策定支援では15町内会で終了したこと、西瀬コミュニティセンターが4月1日から供用を開始したことなどの説明がっております。

協議事項3では、市街地復興課より、人吉市復興まちづくり計画の進捗について、中心市街地地区の取組については、一日も早く多くの地権者へ土地を返すために、既決予算の範囲

内で工事内容の変更を行う予定であると説明を受けました。

審査の過程において委員から、各権利者へはきちんとした説明をお願いしたいとの要望があっております。

協議事項4では、道路河川課より、今回の避難路整備路線の計画概要を基に、人吉市復興まちづくり計画の改訂に併せ、整備実施に向けた、より具体的な内容を盛り込むこととし、令和11年度までに完了を目指す第1期整備路線である温泉町地内第1号線、薩摩瀬湯の本線、園田道路線、相良薩摩瀬第2号線、村山観音道路線、宝来村山線、戸越地内第4号線外の7か所についての計画概要についてを、資料を基に詳しく説明いただきました。

なお、やむを得ない事由の発生などで、優先順位などの見直しや、優先度が2期・3期の路線についても、応急的整備が必要な部分が出てきた場合は整備を前倒して実施することも想定しているとの説明があっております。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告を終了いたします。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時13分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第14 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第14、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 日程第14、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和6年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が、令和6年5月30日木曜日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第1、議席の指定では、あさぎり町議会改選により新たに選出された山口和幸議員の議席を22番、皆越てる子議員の議席を23番に議長から指定されました。

日程第2、会議録署名議員の指名では、16番、田山淳士議員（五木村）、18番、中村龍喜議員（山江村）が指名されました。

日程第3、会期の決定では、宮崎保議会運営委員会副委員長（人吉市）の報告を受け、会期を5月30日の1日間に決定しました。

日程第4、議会運営委員会委員の選出では、欠員となっている1名を上球磨地区の議員から選出され、13番、杉野貴文議員（水上村）が議長から指名されました。

その後、議会運営委員会が開催され、委員長の互選の結果、委員長に、20番、田代利一議員（球磨村）が任命されました。

日程第5、報告第1号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、質疑を行いました。

日程第6、議員の派遣については、任期満了に伴う改選により新たに選出された組合議員（あさぎり町、湯前町）の組合施設の視察研修と、全議員による先進地視察研修を行うことが決定されました。

最後に、組合議会会議規則第43条の規定により、議決された事件についての条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することが決定され、閉会しました。

以上、令和6年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会の会議結果について報告を終了いたします。以上でございます。

日程第15 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第15、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。平田清吉議員。

○8番（平田清吉君）（登壇） 日程第15、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

令和6年6月第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会が、令和6年6月24日月曜日午後3時から、人吉下球磨消防組合消防本部会議場において開催されました。

議事日程第1、会期の決定では、令和6年6月24日1日間のみとし、日程第2、会議録署名議員の指名を行いました。

日程第3、議案第1号人吉下球磨消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第2号）の一部を改正する条例の制定については、本年3月に、人吉下球磨消防組合会計年度任用職員の特殊勤務手当に関する条例の全部が改正されたことに伴い、本条例中の施行年を改める必要があるため改正をするもので、本条例の制定は公布の日から施行するものです。

議案第1号については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決確定しました。

日程第4、議案第2号令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ820万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,068万9,000円とするものです。

歳入の主なものは、組合債並びに消防債の緊急防災・減災事業債の820万円の増額で、事業費の仕様見直しによるものです。

歳出の主なものは、消防施設費の委託料で、上球磨消防組合との消防指令業務共同運用に伴う通信回線更新による139万7,000円の増額、備品購入費で、中央署高規格救急自動車の仕様を見直したことにより823万円の増額、予備費を142万7,000円減額するものです。

第2表繰越明許費499万7,300円は、中央署高規格救急自動車整備事業が翌年度繰越事業となるもの、第3表地方債補正は、中央署高規格救急自動車整備事業の仕様を変更し、事業費が変更になったことにより、消防施設債（地方債）の限度額を3億260万円から3億1,080万円に変更するものです。

議案第2号については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決確定しました。

日程第5、報告第1号令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計継続費繰越計算書の報告については、令和5年度から令和6年度までの消防費の継続費で、上球磨消防組合との消防指令業務共同運用に伴う上球磨消防組合への負担金として、消防指令業務共同運用（高機能消防指令システム整備）継続費の総額2億3,993万8,000円のうち、9,158万3,907円を翌年度へ繰り越すものです。財源は地方債で、緊急防災・減災事業債が適用されます。

日程第6、報告第2号令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、消防費で令和5年度水槽付き消防ポンプ自動車整備事業に係る経費7,370万円を翌年度へ繰り越し、財源は地方債で、緊急防災・減災事業債を適用。また、人吉下球磨消防組合消防本部中央消防署庁舎建築基本設計業務委託に係る経費1,063万7,000円を翌年度へ繰り越し、財源は一般財源。また、人吉下球磨消防組合消防本部中央消防署庁舎建設計画地測量設計業務委託に係る経費473万円を翌年度へ繰り越し、財源は一般財源です。

日程第7、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告では、令和6年3月1日に第14回目、4月19日に第15回目の消防庁舎建設に関する特別委員会を開催し、その概要についての報告がありました。

第14回目では、執行部から、消防本部中央消防署庁舎建設において、令和5年12月12日に移転事業に伴う地質調査、建築基本設計業務、測量設計業務の3つの入札結果について、また、各事業の進捗状況について報告があり、特に、建設予定地は地盤が軟らかく、地盤の改良または土壌の置き換えが必要になってくる旨の報告を受けました。

第15回目では、執行部から、消防本部中央消防署庁舎建設についての報告があり、14回目同様、各事業の進捗状況の報告があり、地質調査については3月27日に完了検査を実施し、終了したこと。また、測量設計について、残土処理に費用と工期がかかることが懸念されること、建築基本設計は基本計画との相違点などの説明があり、委員から、防災啓発を目的とした体験施設等の設置についての助成制度の有無を調べておくこととの意見があった旨、報告があり、今後の議会閉会中においても、必要に応じて特別委員会を開催することを確認し、

閉会したとの報告がありました。

以上、報告を終わります。

日程第16 議員派遣について

○議長（宮原将志君） 次に、日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

本件につきまして、議員を派遣する際には会議規則第123条の規定により議会の議決を要するものであります。ただいまお手元に配付してありますように川上紗智子議員ほか14名を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程第17 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（宮原将志君） 次に、日程第17、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申出がっております。各委員長の申出に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。各委員長の申出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申出があった事件

(令和6年6月第3回人吉市議会定例会)

○予算委員会

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
	公共交通のあり方に関する事	実情を調査する必要があるため
	中学校部活動の地域移行に関する事	実情を調査する必要があるため
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	災害復興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
	空き家対策に関する事	実情を調査する必要があるため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため

	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため
--	----------------	----------------

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	インフラ整備（道路等）の維持に関する こと	実情を調査する必要があるため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関する こと	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

日程の追加について

○議長（宮原将志君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

意見第2号地方財政の充実・強化に関する意見書（案）、意見第3号義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君）　御異議なしと認めます。

よって、この2件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 意見第2号

○議長（宮原将志君）　まず、意見第2号について、提出者の説明を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君）（登壇）　提案理由の説明は、意見書（案）の朗読によって代えさせていただきます。

（意見書（案）　朗読）

意見第2号

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支

える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

- 2 とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより少ない消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないように、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
- 6 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 7 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0～20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。
- 8 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費までを含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 9 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
- 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月26日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長 額賀 福志郎 様

参議院議長 尾辻 秀久 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

総務大臣 松本 剛明 様

財務大臣 鈴木 俊一 様

厚生労働大臣 武見 敬三 様

内閣府特命担当大臣 加藤 鮎子 様

(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、孤独・孤立対策)

内閣府特命担当大臣 新藤 義孝 様

(経済財政政策)

意見第2号

地方財政の充実・強化に関する意見書(案)の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年6月26日

人吉市議会議長 宮原 将志 様

提出者 人吉市議会議員

村上 恵一 豊永 貞夫

松村 太 井上 光浩

牛塚 孝浩 田中 哲

徳川 禎郁 大塚 則男

平田 清吉 西 信八郎

福屋 法晴 川上 紗智子

宮崎 保 池田 芳隆

以上でございます。

○議長(宮原将志君) ただいまの説明に対し、質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

お諮りいたします。意見第2号につきましては、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

意見第2号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第2号は、原案のとおり可決いたしました。

追加日程 意見第3号

○議長（宮原将志君） 次に、意見第3号について、提出者の説明を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書（案）の朗読によって代えさせていただきます。

（意見書（案） 朗読）

意見第3号

義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、計画通りに進捗すれば、2025年度に完了となります。今後は、小学校に留まることなく、中学校、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請し

ます。

記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月26日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
総務大臣	松本 剛明 様
財務大臣	鈴木 俊一 様
文部科学大臣	盛山 正仁 様

意見第3号

義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出について
地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年6月26日

人吉市議会議長 宮原 将志 様

提出者 人吉市議会議員

池田 芳隆	田中 哲
村上 恵一	豊永 貞夫
松村 太	井上 光浩
牛塚 孝浩	徳川 禎郁
川上 紗智子	大塚 則男
平田 清吉	西 信八郎
福屋 法晴	宮崎 保

以上でございます。

○議長（宮原将志君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

お諮りいたします。意見第3号につきましては、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

意見第3号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第3号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年6月第3回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 宮原将志

人吉市議会議員 川上紗智子

人吉市議会議員 松村太